消費財輸入法規
ハンドブック

2008 年 3 月

日本貿易振興機構

目　次

I-1 毛皮・同製品

ＨＳ番号	品目	関連法規
4301	原毛皮	ワシントン条約 鳥獣保護および狩猟に関する法律 家畜伝染病予防法 絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律 不当景品類及び不当表示防止法
4302	なめし皮	ワシントン条約 鳥獣保護および狩猟に関する法律 家畜伝染病予防法 絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律 不当景品類及び不当表示防止法
4303	毛皮製品	ワシントン条約 鳥獣保護および狩猟に関する法律 家畜伝染病予防法 絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

毛皮の輸入に際しては、「ワシントン条約」、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」、「家畜伝染病予防法」の規制を受ける場合がある。

通関時には、関税法 71 条に原産地を偽った表示がされている貨物の輸入を許可しない規定がある。また、関税法 69 条の 11 により知的財産権侵害物品(偽ブランド品等)は輸入が禁止されている。商標権などを侵害しない並行輸入品は知的財産権侵害物品に該当しないとされ、輸入できるが、輸入者が偽物と知らなくても侵害物品として輸入が差し止めになる場合があるので注意すること。

（１）「絶滅のおそれのある野性動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約）

この法律は、野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護をはかることを目的とする。

その附属書 I～III に掲げられた動植物およびその製品等の国際取引に際しては、その生物を絶滅させる危険がない等の一定条件の下に発給される輸出許可書（再輸出の場合は本条約に則って輸入されたものである旨の証明書）等を輸出国の当局から取得し、輸入国の当局に提出しなければならないことになっている。2003 年 6 月の同法の一部改正により、適正に入手された原材料に係わる製品である旨の認定機関は、従来の環境大臣の指定制から登録制に変更された。

日本は 1980 年 11 月同条約に加盟し、現在 172 ケ国が加盟している。同条約の規制の対象となるのは付属書に掲載されている野生動植物である。生死を問わず、また全体・部分を問わず、対象物の毛皮のコート等の加工品は、輸入が禁止もしくは規制の

対象となっている。ただし、商業取引のため人工的な飼育により繁殖させたもの（養殖動物）については、この旨の証明書があれば商業取引も可能となっている。特に、同条約の中で留意すべき野生動物の種類は次の通りである。

カナダ産	コヨーテ、ボブキャット、リンクスキャット、リンクス
中国産	レオパードキャット
ノルウェー産	アザラシ、オットセイ
ロシア産	リンクス

規制の対象品目以外のものを輸入する場合も、それを証明する書類が必要である。詳細は経済産業省貿易経済協力局貿易審査課に照会のこと。

a.附属書-I（絶滅のおそれのある動植物）
約 900 種で、商業目的での国際的取引は原則的に禁止。輸入割当品目に指定されていて、輸出入両国政府の許可証を必要とし、日本の場合、経済産業大臣の輸入割当を受けなければならない。

b.附属書-II（国際取引を厳しい規制の下におかないと絶滅のおそれのある動植物）
約 32,600 種で、輸出国政府または公的機関が発行した輸出許可書、再輸出証明書を税関へ提出する必要がある。

c.附属書-III（締結国が国内的な規制措置の対象とするもので、ほかの締結国の協力を必要とする動植物）
約 300 種で、輸出国政府または公的機関が発行した輸出許可書、原産地証明書の原本と加工証明書が必要である。

（２）「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」

鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護および狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全および農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保および地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

一部の毛皮製品に関しては同法により規制を受ける場合がある。

（３）「家畜伝染病予防法」

この法律は、家畜の伝染性疾病（寄生虫病を含む、以下同じ）の発生を予防し、およびまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的としている。
国内における家畜の伝染性疾病の予防防疫措置等について規定するとともに、動物および畜産物の国際流通に起因する家畜の伝染性疾病の伝播防止のために輸出入検疫制度を設けている。

同法により、動物の骨肉卵皮毛類を輸入する場合には指定検疫物として家畜の伝染病を国内に持ち込むことのないよう検査を受けなければならない。輸入に際して

は、輸出国の政府機関（わが国の動物検疫所に当たる）により発行された「輸出検査証明書」が必要となる。詳細は農林水産省消費・安全局動物衛生課に照会のこと。

２．販売時の規制

毛皮の販売に際しては、場合によって「絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律」および「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）の規制を受ける。

（１）「絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）

この法律は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

1992 年に施行され、2007 年 9 月末現在、国際種 677 種、国内希少野生動植物種 73 種が指定されている。

毛皮あるいはそれから作られた製品は、以下の場合を除き、販売・譲渡が禁止された。

・経済産業省大臣が必要を認め、許可したもの。

・環境省の指定登録機関である（財）自然環境研究センターが商業目的で繁殖された野性動植物として登録したもの。

2003 年 6 月の同法一部改正により、適正に入手された原材料に係わる製品である旨の認定機関は環境大臣および特定種国際関係大臣の指定制から登録制に変更された。

同法の適用を受ける毛皮の場合、輸入業者は経済産業省貿易経済協力局貿易審査課に通関時の輸入承認書と輸入状況報告書などを添えて届け出、登録票を作成しなければならない。また、以後の譲渡はこの登録票と共に行う（手続きの詳細については環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室に照会のこと）。

「ワシントン条約」附属書（Ⅱ）に属している種でも、過去に輸入された商品の場合は、正規の登録手続きがとられれば、国内流通は可能ということになった。

（２）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。

（詳細は附属資料—V 参照）

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

毛皮を販売する場合には「**不当景品類及び不当表示防止法**」に基づき、「原産国表示」の規制がある。

なお原産国とは、その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為をした国を指し、毛皮の原産国認定行為は、原皮の産地ではなく縫製を行った国とされている。

（２）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：ＪＩＳマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進そのほか生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り。（平成 17 年 10 月 1 日実施）

詳細は、付属資料-Ⅵを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007 年 4 月 18 日現在、1,742 規格が新 JIS マーク表示対象となっている。

新 JIS マーク表示制度の対象となり得る JIS のリストは日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)に公表されている。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページ参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国により登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新 JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品

加工技術

特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.go.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

(社) 日本毛皮協会による表示規制

毛皮については、以下の 3 点が必要表示事項となっている。このほかの表示事項（原毛皮産地、サイズ、品番など）や表示方法（タッグ、縫い込みなど）については、任意である。

問い合わせ先：（社）日本毛皮協会　TEL 03-3663-1120　http://www.fur.or.jp/

a 品名

素材名を商品の形態名とともに表示する必要がある。なお、毛皮の素材名は原則として（社）日本毛皮協会作成の「品名表示に関する規定」（1988 年 5 月改訂版）に基づく。

b 原産国

原皮の産地ではなく、縫製を行った場所が原産国となる。消費者が国産品を輸入品と間違えたり、輸入品であっても原産国を誤認することのないような表示を行うことが望ましい。

c 会社名

表示を行った会社名をタッグなどの最下段に明記する必要がある。

４．所轄官庁・関連団体等

絶滅のおそれのある野性動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）：

経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部貿易審査課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律：

環境省　自然環境局　野生生物課　TEL 03-3581-3351（代）

http://www. env.go.jp

家畜伝染病予防法：

農林水産省　消費・安全局　動物衛生課

TEL　03-3502-8111　http://www.maff.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

関税法：

税関（東京）税関相談官室　TEL 03-3529-0700　http://www.customs.go.jp

I-2 衣料品

ＨＳ番号	品目	関連法規
6101 6114	ニット類衣類	関税法 家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
6201 6211	布帛製衣類	関税法 家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

１．輸入時の規制

衣料品の輸入に際しては、原則的には規制はないが、部分的装飾として、特殊な毛皮・革を使用している場合「ワシントン条約」の規制を受ける場合がある（詳しくは、本ガイド「Ｉ-1 毛皮・同製品」を参照、もしくは経済産業省貿易経済協力局貿易審査課に照会のこと）。

通関時には、関税法 71 条に原産地を偽った表示がされている貨物の輸入を許可しない規定がある。また、関税法 69 条の 11 により知的財産権侵害物品(偽ブランド品等)は輸入が禁止されている。商標権などを侵害しない並行輸入品は知的財産権侵害物品に該当しないとされ、輸入できるが、輸入者が偽物と知らなくても侵害物品として輸入が差し止めになる場合があるので注意すること。

２．販売時の規制

衣料品の販売に際しては、「家庭用品品質表示法」、「不当景品類及び不当表示防止法」および「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」の規制を受ける。

（１）「家庭用品品質表示法」

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者に家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

この主旨で「品質表示の必要な家庭用品」として現在 90 品目が指定されている。

同法により、衣料品を販売する場合には、表示が義務づけられている（詳しくは３．表示方法を参照のこと）。

（２）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。

詳細は附属資料-V を参照。

（３）「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」（有害物質規制法）

この法律は、有害物質を含有する家庭用品について、保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康の保護に資することを目的とする。

厚生労働大臣は、特に安全対策が必要な家庭用品を指定し、これらに含有されて健康障害を引き起こすことが明らかな20種の化学物質を規制している。従って、家庭用品の製造・輸入業者は、製造輸入する家庭用品に含まれている化学物質について、毒性などを十分考慮し健康障害の防止に努めなければならない。詳細は附属資料-II を参照。

同法により、皮膚障害をおこすおそれのある有害物質（ホルマリン、ディルドリン等）が基準以上検出されてはいけないと定められている。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

衣料品を販売する場合には「家庭用品品質表示法」および「不当景品類及び不当表示防止法」に基づき、下記のような表示事項が定められている。

特に「家庭用品品質表示法」においては、製造業者や販売業者に対し、同法で対象品目に指定された製品（2007 年 9 月末現在、繊維製品 35 品目、合成樹脂加工品 8 品目、電気機械器具 17 品目、雑貨工業品 30 品目、合計 90 品目）について、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関する表示事項とその表示事項を表示する上での遵守事項を定めている。詳細は附属資料-I を参照。

①繊維の組成

製品に使用されているすべての繊維の名称を指定された用語を使用して表示することになっている。各々の繊維のその製品に対する質量割合を混用率として百分率（パーセント）で表示する。

なお、繊維の組成の表記について、平成 9 年の法改正により、「綿」、「毛」、「絹」など従来からの指定用語に加えて、カタカナ表記や英語表記も認められるようになった。

例）「コットン」、「ウール」、「WOOL」、「SILK」など

②はっ水性

「はっ（撥）水性」とは、水をはじきやすい性質を示しており、これらの性質を必要とするレインコートなどの繊維製品に表示することができる。規定によるはっ水性の表示がなされていない場合は、はっ水性を表わす用語およびレインコート等はっ水性を必要とする繊維製品である旨の用語を用いることはできない。

③家庭洗濯等取扱い方法

適正な家庭洗濯等の取扱い方法については、日本工業規格（JIS） L0217（繊維製品の取扱いに関する表示記号およびその表示方法）に規定する記号を用いて表示する（下記の表示例を参照）。

④表示者名及び連絡先

「表示者の氏名または名称」および「住所または電話番号」を付記することが必要である。「表示者」とは、製品に直接表示票を取り付ける者ではなく、自己の責任において品質を表示する者となる。輸入品の場合、国内の事業者（通常は輸入業者）が表示者として、名称と連絡先を付記することが必要となる。

⑤一部に革を使用したものの、その革の種類の表示

部分的に革または合成皮革を使用した衣料品の場合、**「家庭用品品質表示法」**の**「雑貨工業品品質表示規定」**に準じて、革の種類を表示する。

⑥原産国名

国産品を外国産と見間違えたりしないように、また、一般消費者が原産国名を判別できるよう**「不当景品類及び不当表示防止法」**で原産国表示が規定されている。

原産国とは、その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為をした国を指す。なお、衣料品の原産国認定行為は、縫製品では縫製、ニットでは製編織（リンキングも含む）を行った国とみなされる。

図表　衣料品の表示例

組成	毛	80%
	ナイロン	20%
表示者名	○○○○	
連絡先	0000-00-0000	

（２）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：ＪＩＳマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進そのほか生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り。（平成 17 年 10 月 1 日実施）

詳細は、付属資料-Ⅵを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007 年 4 月 18 日現在、1,742 規格が新 JIS マーク表示対象となっている。

新 JIS マーク表示制度の対象となり得る JIS のリストは、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)に公表されている。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工

業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページ参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国により登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新 JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品	加工技術	特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

衣料品に関する業界自主規制に伴う表示は特にない。

４．所轄官庁・関連団体等

家庭用品品質表示法：

経済産業省　商務情報政策局　商務流通グループ　製品安全課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律：

厚生労働省　医薬食品局　審査管理課　化学物質安全対策室

TEL 03-5253-1111　http://www.mhlw.go.jp

ワシントン条約：

経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部　貿易審査課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費取引課

TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

関税法：

税関（東京）税関相談官室　TEL 03-3529-0700　http://www.customs.go.jp

I-3 絹製品

ＨＳ番号	品目	関連法規
6206	**婦人用絹製ブラウス、シャツ、およびシャツブラウス**	関税法 家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 輸入貿易管理令 ワシントン条約
6101~6114, 6201	**その他の絹衣料品**	関税法 家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 輸入貿易管理令 ワシントン条約

１．輸入時の規制

絹製衣料品の輸入に際しては、原則的には規制はないが、部分的装飾として、特殊な毛皮・革を使用している場合「**ワシントン条約**」の規制を受ける可能性がある（詳しくは、本ガイド「Ｉ-1 毛皮・同製品」を参照、もしくは経済産業省貿易経済協力局貿易審査課に照会のこと）。

通関時には、関税法 71 条に原産地を偽った表示がされている貨物の輸入を許可しない規定がある。また、関税法 69 条の 11 により知的財産権侵害物品(偽ブランド品等)は輸入が禁止されている。商標権などを侵害しない並行輸入品は知的財産権侵害物品に該当しないとされ、輸入できるが、輸入者が偽物と知らなくても侵害物品として輸入が差し止めになる場合があるので注意すること。

２．販売時の規制

絹製衣料品の販売に際しては、「**家庭用品品質表示法**」、「**不当景品類及び不当表示防止法**」および「**有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律**」の規制を受ける。

（１）「家庭用品品質表示法」

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのない様に、事業者に家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

この主旨で「品質表示の必要な家庭用品」として現在 90 品目が指定されている。詳細は附属資料-Ｉ参照。

同法により、絹製衣料品を販売する場合には、同法に基づく表示が義務づけられている（詳しくは３．表示方法を参照）。

（２）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二

十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

（３）「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」（有害物質規制法）

この法律は、有害物質を含有する家庭用品に付いて、保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康の保護に資することを目的とする。

厚生労働大臣は、特に安全対策が必要な家庭用品を指定し、これらに含有されて健康障害を引き起こすことが明らかな 20 種の化学物質を規制している。従って、家庭用品の製造・輸入業者は、製造輸入する家庭用品に含まれている化学物質に付いて、毒性などを十分考慮し健康障害の防止に努めなければならない。

同法により、皮膚障害をおこすおそれのある有害物質（ホルマリン、ディルドリン等）が基準以上検出されてはいけないと定められている。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

衣料品を販売する場合には「家庭用品品質表示法」および「不当景品類及び不当表示防止法」に基づき、下記のような表示事項が定められている。

特に「家庭用品品質表示法」においては、製造業者や販売業者」に対し、同法で対象品目に指定された製品（2007 年 9 月末現在、繊維製品 35 品目、合成樹脂加工品 8 品目、電気機械器具 17 品目、雑貨工業品 30 品目、合計 90 品目）について、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関する表示事項とその表示事項を表示する上での遵守事項を定めている。詳細は附属資料-I を参照。

①繊維の組成

製品に使用されているすべての繊維の名称を、指定された用語を使用して表示することになっている。各々の繊維のその製品に対する質量割合を混用率として百分率（パーセント）で表示する。

②家庭洗濯等取扱い方法

適正な家庭洗濯等の取扱い方法については、日本工業規格（JIS） L0217（繊維製品の取扱いに関する表示記号およびその表示方法）に規定する記号を用いて表示する（下記の表示例を参照）。

③表示者名及び連絡先

「表示者の氏名または名称」および「住所または電話番号」を付記することが必要である。「表示者」とは、製品に直接表示票を取り付ける者ではなく、自己の責任において品質を表示する者となる。輸入品の場合、国内の事業者（通常は輸入業者）が表示者として、名称と連絡先を付記することが必要となる。

④一部に革を使用したものの、その革の種類の表示

部分的に革または合成皮革を使用した衣料品の場合には、「家庭用品品質表示法」の「雑貨工業品品質表示規定」に準じて、革の種類を表示する。

⑤原産国名

国産品を外国産と見間違えたりしないように、また、一般消費者が原産国名を判別できるよう**「不当景品類及び不当表示防止法」**で原産国表示が規定されている。

原産国とは、その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為をした国を指す。なお、衣料品の原産国認定行為は、縫製品では縫製を行った国とみなされる。

図表　絹製衣料品の表示例

（2）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：ＪＩＳマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進そのほか生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成16年6月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り（平成17年10月1日実施）。

詳細は、付属資料-Ⅵを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007年4月18日現在、1,742 規格が新 JIS マーク表示対象となっている。

新 JIS マーク表示制度の対象となり得る JIS のリストは、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)に公表されている。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページ参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国により登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新 JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品　　加工技術　　特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/ _

（３）業界自主規制に伴う表示

シルクマーク

このマークは、国名以外は各国共通で世界２９カ国が加盟している国際絹工業協会の国際的な統一マークで、絹 100%の絹織物・絹製品に表示されている。日本では（社）日本絹業協会が窓口になっている。

図表　シルクマーク

４．所轄官庁・関連団体等

家庭用品品質表示法：

経済産業省　商務情報政策局　商務流通グループ　製品安全課
TEL　03-3501-1511　　http://www.meti.go.jp

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律：

厚生労働省　医薬食品局　審査管理課　化学物質安全対策室
TEL 03-5253-1111　　http://www.mhlw.go.jp

ワシントン条約：

経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部　貿易審査課
TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費取引課
TEL 03-3501-5471　http://www.jftc.go.jp

シルクマーク：

(社)日本絹業協会　TEL：03-3214-1691　http://www.silk-center.or.jp/

関税法：税関（東京）税関相談官室　TEL 03-3529-0700　http://www.customs.go.jp

I-4 靴下・ストッキング

ＨＳ番号	品目	関連法規
6111	**乳児用の靴下類**	関税法 家庭用品品質表示法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 不当景品類及び不当表示防止法 工業標準化法
6115	**パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックス、その他の靴下類**	関税法 家庭用品品質表示法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 不当景品類及び不当表示防止法 工業標準化法

１．輸入時の規制

靴下・ストッキングの輸入に際しては、原則的には規制はない。

通関時には、関税法 71 条に原産地を偽った表示がされている貨物の輸入を許可しない規定がある。また、関税法 69 条の 11 により知的財産権侵害物品(偽ブランド品等)は輸入が禁止されている。商標権などを侵害しない並行輸入品は知的財産権侵害物品に該当しないとされ、輸入できるが、輸入者が偽物と知らなくても侵害物品として輸入が差し止めになる場合があるので注意すること。

２．販売時の規制

靴下・ストッキングの販売に際しては、「家庭用品品質表示法」および「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」、場合によっては「不当景品類及び不当表示防止法」の規制を受ける。

（１）「家庭用品品質表示法」

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのない様に、事業者に家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

この主旨で「品質表示の必要な家庭用品」として現在 90 品目が指定されている。靴下・ストッキングを販売する場合には、同法に基づく表示が義務づけられている。詳細は附属資料-I を参照。

（２）「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」（有機物質規制法）

この法律は、有害物質を含有する家庭用品に付いて、保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康の保護に資することを目的とする。

厚生労働大臣は、特に安全対策が必要な家庭用品を指定し、これらに含有されて健康障害を引き起こすことが明らかな 20 種の化学物質を規制している。従って、家庭用品の製造・輸入業者は、製造輸入する家庭用品に含まれている化学物質に付いて、毒性などを十分考慮し健康障害の防止に努めなければならない。詳細は附属

資料-IIを参照。

同法により、皮膚障害をおこすおそれのある有害物質が基準以上検出されてはいけないと定められている。なお、靴下類については、防菌・防カビ剤、防虫加工剤、樹脂加工剤などに用いられる有害物質が規制の対象になっている。例えば、樹脂加工剤のホルムアルデヒドは、生後24ヵ月以内のベビー用靴下では、不検出、それ以外の靴下・ストッキングでは、75ppm以下の検出値であることが求められる。

（3）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(「独占禁止法」)の手続的な特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-Vを参照。

3．表示方法

（1）法律に基づく義務表示

靴下・ストッキングを販売する場合には「家庭用品品質表示法」および「不当景品類及び不当表示防止法」に基づき、下記のような表示事項が定められている。

特に「家庭用品品質表示法」においては、製造業者や販売業者に対し、同法で対象品目に指定された製品（2007年9月末現在、繊維製品35品目、合成樹脂加工品8品目、電気機械器具17品目、雑貨工業品30品目、合計90品目）について、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関する表示事項とその表示事項を表示する上での遵守事項を定めている。詳細は附属資料-Iを参照。

①繊維の組成

製品に使用されているすべての繊維の名称を指定された用語を使用して表示することになっている。各々の繊維のその製品に対する質量割合を混用率として百分率（パーセント）で表示する。

なお、繊維の組成の表記について、平成9年の法改正により、「綿」、「毛」、「絹」など従来からの指定用語に加えて、カタカナ表記や英語表記も認められるようになった。

例）「コットン」、「ウール」、「WOOL」、「SILK」など

②表示者名及び連絡先

表示には、「表示者の氏名または名称」および「住所または電話番号」を付記することが必要である。「表示者」とは、製品に直接表示票を取り付ける者ではなく、自己の責任において品質を表示する者となる。輸入品の場合、国内の事業者（通常は輸入業者）が表示者として、名称と連絡先を付記することが必要となる。

③原産国名

国産品を外国産と見間違えたりしないように、また、一般消費者が原産国名を判別できるよう「不当景品類及び不当表示防止法」で原産国表示が規定されている。

原産国とは、その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為をした国を指す。

図表　「家庭用品品質表示法」による表示例

靴下 絹・アクリル・ナイロン・ポリウレタン 〇〇株式会社 電話　〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

（２）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：ＪＩＳマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進そのほか生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り（平成 17 年 10 月 1 日実施）。

詳細は、付属資料-Ⅵを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007 年 4 月 18 日現在、1,742 規格が新 JIS マーク表示対象となっている。

新 JIS マーク表示制度の対象となり得る JIS のリストは、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)に公表されている。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国により登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新 JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品

加工技術

特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp

（３）業界自主規制に伴う表示

SEK マーク

製品の安全性の確保を目的としてつくられた社団法人　繊維評価技術協議会（旧名繊維製品新機能評価協議会が 2002 年 6 月統合改名）では、協議会が定めた認証基準をみたしている製品に SEK マークを付している。対象製品により、統一表示用語、マークの色を区別している。

図表　SEK マーク

４．所轄官庁・関連団体等

家庭用品品質表示法：

経済産業省　商務情報政策局　商務流通グループ　製品安全課

TEL　03-3501-1511　　http://www.meti.go.jp

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律：

厚生労働省　医薬食品局　審査管理課　化学物質安全対策室

TEL 03-5253-1111　　http://www.mhlw.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL03-3581-5471　　http://www.jftc.go.jp

SEK マーク：

(社)繊維評価技術協議会　TEL03-3662-4665　http://www.sengikyo.or.jp/

関税法：

税関（東京）税関相談官室　TEL 03-3529-0700　http://www.customs.go.jp

II-1 革　靴

ＨＳ番号	品目	関連法規
6403	**革製および革を用いた履物** （本底がゴム製、プラスチック製、革製またはコンポジションレザーで、甲が革製のものに限る）	関税定率法 関税法 ワシントン条約 絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律 不当景品類及び不当表示防止法
6404	**革製及び革を用いた履物（本底がゴム製、プラスティック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維性のものに限る）**	関税定率法 関税法 ワシントン条約 絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

革靴の輸入に際しては、「**関税定率法**」の規制を受ける。また、輸入する革靴が第 3 者の特許権や商標権などを侵害する場合、「関税法」の規制を受けることがある。加えて、部分的装飾として、特殊な革を使用している場合「**ワシントン条約**」に基づき「外国為替及び外国貿易法」の規制を受ける場合がある。

（１）「関税定率法」

この法律は、関税の税率、関税を課する場合における課税標準および関税の減免その他関税制度について定めている。

同法により、革靴（革製及び革を用いた履物（スポーツ用のもの及びスリッパを除く。））は関税割当制度（TQ 制度）の適用品目に指定されている。革靴の場合、一定枠内までは低い税率（一次税率）が適用され、その枠を超える場合、高い税率（二次税率：「%」あるいは「1 足あたり定額」のうちいずれか高い方）が適用される。各経済産業局に関税割当申請書を決められた申請日に提出し、証明書を発給されれば一次税率の適用を受けることが可能となる。

（注）関税割当制度では、一定枠内の輸入分については無税または低税率（一次税率）を用いて需要者の利益を確保し、一方でその枠を超える分については高税率（二次税率）を適用し、国内生産者を保護する仕組みとなっている。

（２）「関税法」

この法律は、関税の確定、納付、徴収、還付ならびに貨物の輸出入などに関する税関手続きの適正な処理を図るための必要事項を定めている。

知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権および商標権などを有する者が、自己の権利を侵害すると認められる偽ブランド品などが輸入されようとする場合に、税関長に対し、当該品の輸入を差し止め、認定手続きをとることができる輸入差止制度が規定されている。

（３）「絶滅のおそれのある野性動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約）

この条約は、野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護をはかることを目的としており、日本は 1980 年 11 月に同条約に加盟している。2007 年 10 月 10 日現在、171 カ国が加盟している。

この条約は、絶滅のおそれがあり保護が必要と考えられる野生動植物を次の 3 分類の附属書に区分し、それぞれに掲げられた動植物およびその派生品等の国際取引については、その生物を絶滅させる危険がない等の一定条件の下に発給される輸出許可書（再輸出の場合は本条約に則って輸入されたものである旨の証明書）等を輸出国政府当局から取得し、輸入国の当局に提出しなければならないことになっている。

a.附属書-I（絶滅のおそれのある動植物）
約 900 種で、学術研究目的での取引は可能であるが、商業目的での国際的取引は原則的に禁止される。取引に際しては、輸出入両国政府の発行する許可証を必要とする。日本の場合、経済産業大臣の輸入割当も事前に受けなければならない。

b.附属書-Ⅱ（国際取引を厳しい規制の下におかないと絶滅のおそれのある動植物）
約 32,500 種で、商業目的の取引は可能であるが、輸出国政府または公的管理機関が発行した輸出許可書、再輸出証明書などが必要である。

c.附属書-Ⅲ（締結国が国内的な規制措置の対象とするもので、他の締結国の協力を必要とする動植物）
約 300 種で、商業目的での取引は可能であるが、輸出国政府または公的管理機関が発行した輸出許可書、原産地証明書や加工証明書が必要である。

同条約の規制の対象となるのは上記附属書に掲載される野生動植物であるが、その生死を問わず、また全体・部分を問わず、対象物のトカゲやヘビ等の一部分を用いた加工品も、輸入禁止もしくは規制の対象となっている。ただし、商業取引のため人工的な飼育により繁殖させたもの（養殖動物）については、その旨の証明書があれば商業取引も可能となっている。

日本への輸入については、附属書Ｉに該当するものは輸入割当を取得し、経済産業大臣の輸入承認を、附属書ⅡおよびⅢに該当するものは事前に経済産業大臣の確認を受けなければならない。

規制の対象品目以外のものを輸入する場合も、それを証明する書類が必要である。詳細は経済産業省貿易経済協力局貿易審査課に照会のこと。

２．販売時の規制

（１）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連し、不当な景品類および表示による顧客の誘引の防止や私的独占を禁止し、公正な取引と公正な競争を確保することによ

り、一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

（２）**「絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）**

部分的装飾として、特殊な毛皮・革を使用している場合、同法の規制を受ける場合がある。

2003 年 6 月の同法の一部改正により、適正に入手された原材料に係わる製品である旨の認定機関は、環境大臣の登録制に変更された。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

革靴に関する法律に基づく義務表示は特にない。

（２）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：ＪＩＳマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 17 年 10 月 1 日実施の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り。

① 国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）から認証を受けることにより、ＪＩＳマークを表示することができる。どの登録認証機関から認証を取得するのも自由。

登録認証機関は http://www.jisc.go.jp/を参照。

② 認証が可能なＪＩＳ製品規格がある製品が対象となり、また、事業者自らＪＩＳ該当性表示を行う、いわゆる自己適合宣言（ただし、ＪＩＳマークまたはこれと紛らわしい表示を除く）が可能となり、表示対象製品が拡大された。

③ ＪＩＳマーク表示対象事業者は、国内外製造（又は加工）業者に加え、販売業者、輸出入業者まで拡大された。 また、ある特定のロットに限る（特定の 1,000 個、1,000 枚等）認証を取得することもできる。 さらに、工場（または事業場）ごとに認定を受けるという制約はなくなった。

④ 国際的に整合した認証制度とするため、国際的な適合性評価に関するガイド（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５等）を採用し、審査は品質管理体制に加え、登録認証機関の責任において製品試験が実施される。

⑤ 制度の仕組みが変わることに合わせてマークのデザインも変更された。

⑥ 登録認証機関に対しては、定期的な更新手続きに加え、立入検査等の維持管理を行い、必要に応じて、適合命令等の措置を行う。 認証取得者に対しては、登録認証機関による認証維持審査等が行われることに加え、国は、必要に応じて立入検査等

を行い、製品の品質等に問題があると認めた時は、表示の除去命令等の措置を行う。ただし、認証の取消しは、登録認証機関が行う。 また、消費者やユーザーへの積極的な情報提供、苦情の収集・適切な処理、さらには自己適合宣言品を含む市場からの抜き取り検査（試買検査）によって、制度の信頼性の維持・向上に万全を期すこととなった。

2007年4月18日現在、1,742規格(鉱工業品1,723規格、加工技術19規格)が新JISマーク表示対象となっている。対象規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)のデータベース検索「JIS 検索」を参照。詳細は、付属資料-VIを参照。

新JISマークは下記のデザインとなった。

新JISマーク

鉱工業品	加工技術	特定側面

旧法によるJISマーク表示制度での適用は、平成17年9月30日までであるが、経過措置として、平成20年9月30日まで旧法によるJISマークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

革靴に関する法律に基づく任意表示は特にない。

４．所轄官庁・関連団体等

関税定率法および関税法：

財務省　関税局　関税課

TEL 03-3581-4111　http://www.mof.go.jp

ワシントン条約：

経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部　貿易審査課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律：

環境省　自然環境局　野生生物課

TEL 03-3581-3351　http://www.env.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

II-2 バッグ類

ＨＳ番号	品目	関連法規
4202	トランク、 スーツケース類	ワシントン条約 鳥獣保護および狩猟に関する法律 関税法 絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律 家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法
4202	ハンドバッグ	ワシントン条約 鳥獣保護および狩猟に関する法律 関税法 絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律 家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法
4202	アクセサリーバッグ	ワシントン条約 鳥獣保護および狩猟に関する法律 関税法 絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律 家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

革製バッグ類の輸入に際しては、「ワシントン条約」、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」または「関税法」の規制を受ける場合がある。

（１）「絶滅のおそれのある野性動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約）

この条約は、野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護をはかることを目的としており、日本は 1980 年 11 月に同条約に加盟している。2007 年 10 月 10 日現在、171 カ国が加盟している。

この条約では、絶滅のおそれがあり保護が必要と考えられる野性動植物を次の 3 分類に区分し、その動植物およびその製品等の国際取引については、その生物を絶滅させる危険がない等の一定条件の下に発給される輸出許可書（再輸出の場合は本条約に則って輸入されたものである旨の証明書）等を輸出国政府当局から取得し、輸入国の関係当局に提出しなければならないことになっている。

a.附属書-I（絶滅のおそれのある動植物）

約 900 種で、学術研究目的での取引は可能であるが、商業目的での国際的取引は原則的に禁止される。輸出入両国政府の発行する許可証を必要とする。日本の場合、経済産業大臣の輸入割当も事前に受けなければならない。

b.附属書-Ⅱ（国際取引を厳しい規制の下におかないと絶滅のおそれのある動植物）
約 32,500 種で、商業目的の取引は可能であるが、輸出国政府または公的管理機関が発行した輸出許可書、再輸出証明書などが必要である。

c.附属書-Ⅲ（締結国が国内的な規制措置の対象とするもので、他の締結国の協力を必要とする動植物）
約 300 種で、商業目的での取引は可能であるが、輸出国政府または公的管理機関が発行した輸出許可書、原産地証明書や加工証明書が必要である。

同条約の規制の対象となるのは付属書に掲載されている野生動植物であるが、生死を問わず、また全体・部分を問わず、対象動物の皮革等の一部を用いたバッグ類も、輸入が禁止もしくは規制の対象となっている。ただし、商業取引のため人工的な飼育により繁殖させたもの（養殖動物）については、その旨の証明書があれば商業取引も可能となっている。

日本への輸入については、附属書Ⅰに該当するものは輸入割当を取得し、経済産業大臣の輸入承認を、附属書ⅡおよびⅢに該当するものは事前に経済産業大臣の確認を受けなければならない。

規制の対象品目以外のものを輸入する場合も、それを証明する書類が必要である。

詳細は経済産業省貿易経済協力局貿易審査課に照会のこと。

（２）「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」

鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護および狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全および農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保および地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

羽毛のハンドバッグなどが同法により規制を受ける場合がある。

（３）「関税法」

この法律は、関税の確定、納付、徴収、還付ならびに貨物の輸出入などに関する税関手続きの適正な処理を図るための必要事項を定めている。

知的財産権のうち、特許権や商標権などを有する者が、自己の権利を侵害すると認められる偽ブランド品などが輸入されようとする場合に、税関長に対し、当該品の輸入を差し止め、認定手続きをとることができる輸入差止制度が規定されている。

２．販売時の規制

一部の革製バッグ類の販売に際しては、「絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律」、「家庭用品品質表示法」、「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）の規制を受ける。

（１）「**絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律**」（**種の保存法**）

この法律は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

同法は絶滅のおそれのある種の保存を図る体系的な制度であり、1992 年に施行され、2005 年 12 月末現在、国際種 667 品目、国内種 73 種を指定し、野生動植物あるいはそれから作られた製品は、以下の場合を除き、販売・譲渡が禁止されている。

経済産業大臣が必要を認め、許可したもの。

環境省の指定登録機関である（財）自然環境研究センター（http://www.jwrc.or.jp/）が商業目的で繁殖された野性動植物として登録したもの。

同法の適用を受ける製品の場合、占有者は環境大臣に登録票を申請し、その交付を受けなければなければならない。以後の譲渡はこの登録票と共に行うことができる（手続きの詳細については環境省自然環境局野生生物課に照会のこと）。

ワシントン条約附属書（Ⅱ）に属している種でも、過去に輸入された商品の場合は、正規の登録手続きがとられれば、国内流通は可能ということになった。

（２）「**家庭用品品質表示法**」

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのない様に、事業者に家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

この主旨で「品質表示の必要な家庭用品」として現在 90 品目が指定されている。

詳細は添付資料-I 参照。

革製バッグ類のうち、牛革・馬革・豚革・羊革・やぎ革を使用した「かばん（ハンドバッグ、財布等の袋物を除く）」を販売する場合は、同法に基づく表示が必要となる（詳しくは４．表示方法を参照のこと）。

（３）「**不当景品類及び不当表示防止法**」（**景品表示法**）に基づく表示

この法律は、商品および役務の取引に関連し、不当な景品類および不当な表示による顧客の誘惑や私的な独占を禁止し、公正な取引や公正な競争を確保することにより、一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

革製バッグ類のうち、牛革・馬革・豚革・羊革・やぎ革を使用した「かばん（ハンドバッグ、財布等の袋物を除く）」を販売する場合、以下のような表示が必要となる。表示事項は「**家庭用品品質表示法**」に基づき、表示方法および表示箇所が定められている（詳細については、経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課に問い合わ

せのこと）。

①皮革の種類

②手入方法、保存方法

③表示者名、住所または電話番号

（あらかじめ経済産業大臣に申請をして承認を得た品質表示者の番号を用いて表示することで、表示者名及び連絡先に代えることができる。）

図表　かばんの表示例

皮革の種類　　豚　　革
手入れ方法及び保存方法
・素材にあったクリーナー、クリームや中性洗剤等で手入れをする旨
・濡れたときは、陰干しで乾かす旨
・保存するときは、湿度の高い場所を避ける旨
○○××　株式会社
東京都千代田区○○町××番地
TEL　03-0000-1111

（２）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：ＪＩＳマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 17 年 10 月 1 日実施の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り。

① 国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）から認証を受けることにより、ＪＩＳマークを表示することができる。どの登録認証機関から認証を取得するのも自由。
登録認証機関は http://www.jisc.go.jp/を参照。

② 認証が可能なＪＩＳ製品規格がある製品が対象となり、また、事業者自らＪＩＳ該当性表示を行う、いわゆる自己適合宣言（ただし、ＪＩＳマークまたはこれと紛らわしい表示を除く）が可能となり、表示対象製品が拡大された。

③ ＪＩＳマーク表示対象事業者は、国内外製造（又は加工）業者に加え、販売業者、輸出入業者まで拡大された。 また、ある特定のロットに限る（特定の 1,000 個、1,000 枚等）認証を取得することもできる。 さらに、工場（または事業場）ごとに認定を受けるという制約はなくなった。

④ 国際的に整合した認証制度とするため、国際的な適合性評価に関するガイド（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５等）を採用し、審査は品質管理体制に加え、登録認証機関の責任において製品試験が実施される。

⑤ 制度の仕組みが変わることに合わせてマークのデザインも変更された。

⑥ 登録認証機関に対しては、定期的な更新手続きに加え、立入検査等の維持管理を行い、必要に応じて、適合命令等の措置を行う。 認証取得者に対しては、登録認証機関による認証維持審査等が行われることに加え、国は、必要に応じて立入検査等を行い、製品の品質等に問題があると認めた時は、表示の除去命令等の措置を行う。ただし、認証の取消しは、登録認証機関が行う。 また、消費者やユーザーへの積極的な情報提供、苦情の収集・適切な処理、さらには自己適合宣言品を含む市場からの抜き取り検査（試買検査）によって、制度の信頼性の維持・向上に万全を期すこととなった。

2007 年 4 月 18 日現在、1,742 規格(鉱工業品 1,723 規格、加工技術 19 規格)が新 JIS マーク表示対象となっている。
対象規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)のデータベース検索「JIS 規格」を参照。
詳細は、付属資料・Ⅵを参照。
新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品

加工技術

特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。
日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/
(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

「かばん」の表示ラベル

（社）日本鞄協会では、品質を保証する「レザーマーク」「信頼のマーク」を制定している。

「レザーマーク」は、皮革製鞄の品質表示マークとして、表面積の 60%以上に牛革、馬革、豚革、羊革、やぎ革の皮革を使用したかばんに付けることができる。表示タグの裏面には、「家庭用品表示法」に基づく皮革の種類と簡単な手入れ方法、保存方法、使用上の注意、製造企業番号を表示する。この「レザーマーク」は、(社)日本鞄協会のほか、全国皮革服装協同組合、日本服装ベルト工業連合会、日本手袋工業組合、日本ハンドバッグ協会などの団体などが広く使用している。

「信頼のマーク」は、旅行用かばんからファッションバッグまで、（社）日本鞄協会の会員企業が作ったかばん全てに、日本製であることの信頼の証として付けている。1995 年 7 月の「**製造物責任法**」（**PL 法**）施行に伴い、新たに注意表示を明記している。

問い合わせ先：（社）日本鞄協会

TEL 03-3862-3516　　http://www.kaban.or.jp

図表　かばんの表示例

この商品は、
（社）日本かばん協会
会員企業が日本で生
産しました。

４．所轄官庁・関連団体等

ワシントン条約：

経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部　貿易審査課

TEL 03-3501-1511　　http://www.meti.go.jp

絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律：

環境省　自然環境局　野生生物課

TEL 03-3581-3351　　http://www.env.go.jp

家庭用品品質表示法：

経済産業省　商務情報政策局　消費経済部　製品安全課

TEL 03-3501-1511　　http://www.meti.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL 03-3581-5471　　http://www.jftc.go.jp

II-3 宝石類

ＨＳ番号	品目	関連法規
7113	**銀製のジュエリー**	ワシントン条約 関税法 不当景品類及び不当表示防止法
7113	**プラチナ製のジュエリー**	ワシントン条約 関税法 不当景品類及び不当表示防止法
7113	**金製のジュエリー**	ワシントン条約 関税法 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

ジュエリーの輸入に際しては、原則的には規制はない。

ただし、部分的装飾として特殊な材質（例えば象牙、さんご）を使用している場合「**ワシントン条約**」の規制を受ける場合がある（詳しくは、本ガイド「Ｉ-1 毛皮・同製品」を参照、もしくは経済産業省貿易経済協力局貿易審査課に照会のこと）。

さらに、コイン（貨幣）の偽造品・変造品・模造品や、海外の有名ブランドジュエリーを模倣したもの、有名デザイナーの作品に類似したデザインのもの等、商標権、意匠権等の知的財産権を侵害するものの輸入は、**「関税法」**により禁止されている。

（注）禁止・規制の別、対象となる動植物等の詳細については、所轄官公庁もしくは税関で確認すること。これらの輸入禁制品は、税関で送り返し、滅却、あるいは任意放棄処分を受けるほか、場合によっては罰則の対象となる。

２．販売時の規制

「不当景品類及び不当表示防止法に基づく表示」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連し、不当な景品類および表示による顧客の誘引の防止や私的な独占を禁止し、公正な取引や公正な競争を確保することにより、一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

ジュエリーに関して、法律に基づく義務表示は特にない。

（２）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：ＪＩＳマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 17 年 10 月 1 日実施の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り。

① 国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）から認証を受けることによ

り、ＪＩＳマークを表示することができる。どの登録認証機関から認証を取得するのも自由。

登録認証機関は http://www.jisc.go.jp/を参照。

② 認証が可能なＪＩＳ製品規格がある製品が対象となり、また、事業者自らＪＩＳ該当性表示を行う、いわゆる自己適合宣言（ただし、ＪＩＳマークまたはこれと紛らわしい表示を除く）が可能となり、表示対象製品が拡大された。

③ ＪＩＳマーク表示対象事業者は、国内外製造（又は加工）業者に加え、販売業者、輸出入業者まで拡大された。また、ある特定のロットに限る（特定の 1,000 個、1,000 枚等）認証を取得することもできる。 さらに、工場（または事業場）ごとに認定を受けるという制約はなくなった。

④ 国際的に整合した認証制度とするため、国際的な適合性評価に関するガイド（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５等）を採用し、審査は品質管理体制に加え、登録認証機関の責任において製品試験が実施される。

⑤ 制度の仕組みが変わることに合わせてマークのデザインも変更された。

⑥ 登録認証機関に対しては、定期的な更新手続きに加え、立入検査等の維持管理を行い、必要に応じて、適合命令等の措置を行う。 認証取得者に対しては、登録認証機関による認証維持審査等が行われることに加え、国は、必要に応じて立入検査等を行い、製品の品質等に問題があると認めた時は、表示の除去命令等の措置を行う。ただし、認証の取消しは、登録認証機関が行う。 また、消費者やユーザーへの積極的な情報提供、苦情の収集・適切な処理、さらには自己適合宣言品を含む市場からの抜き取り検査（試買検査）によって、制度の信頼性の維持・向上に万全を期すこととなった。

2007 年 4 月 18 日現在、1,723 規格(鉱工業品 1,723 規格、加工技術 19 規格)が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)のデータベース検索「JIS 検索」を参照。詳細は、付属資料-Ⅵを参照。

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品

加工技術

特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

ホールマーク

貴金属合金でできた製品中の純粋な貴金属含有量を証明するものとして、公的な機関が行う品位証明の記号「ホールマーク」がある。

日本では製造業者または販売業者の依頼に応じて、独立行政法人造幣局が貴金属製品の品位試験を行い、合格したものに証明記号として「日の丸」と「品位記号」のマークを打刻して品位証明している。ホールマークは任意制度であるが、日本製のジュエリーにはこのマークをつける習慣がほぼ定着しているようである。

一方、外国製に関しては、欧米諸国のほとんどの国においてホールマーク制度が存在するが、国際的な統一基準は特に無く、対象とする貴金属や証明する品位は国ごとに異なっている。国の機関が品位証明を行っているのは英国と日本のみで、他の国では業者が証明をしている。

なお業界では、1996 年 4 月から新たに品位マーク制度を実施している。これは独立行政法人造幣局による貴金属製品品位証明制度（検定）に加え、貴金属宝飾工芸品（金、プラチナ、銀）の品位（貴金属の含有率）を保証するもので、（社）日本ジュエリー協会が作成・商標登録した制度マークと表示者識別記号を打刻する事により、表示者の責任を明確にする制度である。

問い合わせ先：

独立行政法人造幣局東京支局　試験検定課管理係
TEL　03-3987-3136　http://www.mint.go.jp/

（社）日本ジュエリー協会　TEL 03-3835-8567　http://www.jja.ne.jp

図表　ホールマーク表示例

日本

プラチナ製品（プラチナ950の場合）

金製品（18金の場合）
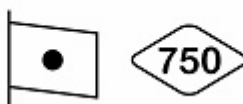
銀製品（銀950の場合）
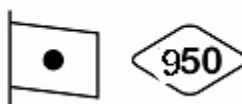
造幣局の記号を示す　

品位が 950 であることを 1000 分率で示す　Pt　純金または白金合金を示す

イギリス
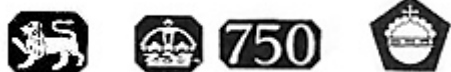
フランス

４．所轄官庁・関連団体等

ワシントン条約：

経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部　貿易審査課
TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

関税法：

財務省　関税局　関税課　TEL 03-3581-4111　http://www.mof.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課
TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

II-4 時　計

ＨＳ番号	品目	関連法規
9101	**ウオッチ**	関税法 ワシントン条約 不当景品類及び不当表示防止法 電気用品安全法
9103	**ウオッチのムーブメント**	電気用品安全法
9105	**クロック**	ワシントン条約 電気用品安全法 不当景品類及び不当表示防止法
9109	**クロックのムーブメント**	電気用品安全法

１．輸入時の規制

時計の輸入に際して、原則的に規制はないが、時計のうち、部分的装飾として特殊な材質（例えば象牙、ワニ皮革）を使用している場合**「ワシントン条約」**の規制を受ける場合がある（詳しくは、本ガイド「Ｉ-1 毛皮・同製品」を参照、もしくは経済産業省貿易経済協力局貿易審査課に照会のこと）。

さらに、ウォッチの場合、偽ブランド商品の問題がしばしば生じるが、こうした商標権、意匠権等の知的財産権を侵害するものの輸入は**「関税法」**により禁止されている。

２．販売時の規制

時計のうち、「電気置時計」、「電気掛時計」の販売において**「電気用品安全法」**の規制を受ける。また、時計の販売に際しては**「不当景品類及び不当表示防止法」**の規制を受ける場合がある。

（１）「電気用品安全法」（電安法）

この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的としている。

1999 年 8 月に**「電気用品取締法」**（旧法）を、**「電気用品安全法」**と改正する法律が公布され、2001 年 4 月から施行された。これにより国の事前規制が廃止されるなど、特に基準認証においては民間機関による第三者認証制度の導入など、大幅な改正が行われている。

その概要は以下のとおり。

① 電気用品のうち、特に危険又は障害の発生するおそれが多いもので政令で定めるもの（112 種）を「特定電気用品」、それ以外のもの（338 種）を「特定電気用品以外の電気用品」に指定する。

② 電気用品を製造または輸入しようとする事業者は、事業開始の日から 30 日以内に、経済産業大臣に届け出なければならない。

③ 届出事業者は製造あるいは輸入する電気用品を、経済産業省の定める技術水準に適合するようにしなければならない。また、これらの電気用品について（自主）検査を行い、検査記録を作成し、保存しなければならない。届出事業者は、製造又は輸入に係る電気用品が特定電気用品である場合、その販売するときまでに登録検査機関の技術基準適合性検査を受け、適合性証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。

④ 届出事業者は、②及び③の義務を履行したときは、当該電気用品に省令で定める方式による表示を付すことができる。

⑤ 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、④の表示（ＰＳＥマーク等）が付されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

このほか、事業者に対して、経済産業大臣による報告の徴収、立入検査や改善命令などが規定されている。

既に登録を受けている外国事業者から輸入する場合、型式承認を受ける場所の表示を付している商品であれば、輸入者が輸入事業開始届けを産業経済大臣に提出しなければならない。登録を受けていない事業者からの輸入の場合、電気製品の型式ごとの区分ごとに、認可を受ける必要がある。その際、国の指定する検査機関（電気安全環境研究所）による試験か、特定外国試験機関の合格データーの添付が必要である。ただし既に輸入されているものと同一型式区分に属するものを輸入する場合は、型式承認を要しない。社内検査の実施と記録の保存が義務付けられている。

詳細は附属資料-III を参照。

同法では、時計のうち「電気置時計」や「電気掛時計」は特定電気用品以外の電気用品に指定されている。

（２）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連し、不当な景品類および表示による顧客の誘引防止や私的独占を禁止し、公正な取引や公正な競争を確保することにより、一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

図表　「電気用品安全法」の体系図

（特定電気用品以外の電気用品）
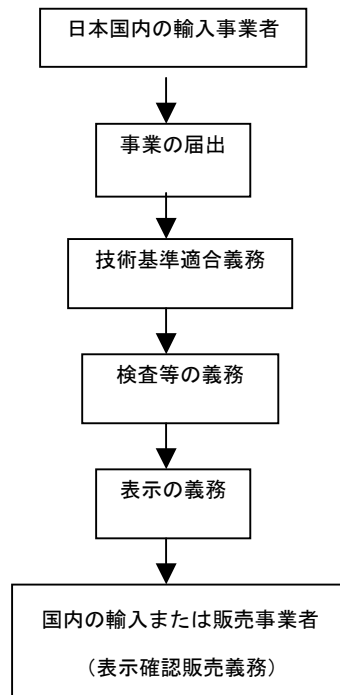
３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

時計のうち「電気置時計」や「電気掛時計」の販売に際しては**「電気用品安全法」**に基づく表示が義務づけられている。また、時計を販売する場合には**「不当景品類及び不当表示防止法」**に基づき、消費者に誤認を与えるような不当表示が禁止されており、原産国表示についても規定が設けられている。

（注）1997 年 12 月 1 日付けで「**家庭用品品質表示法**」の「**雑貨工業品品質表示規定**」が改正され、金属製時計バンドは表示規定対象品目ではなくなっている。

①**「電気用品安全法」**に基づく表示

「電気用品安全法」での表示マーク（PSE）は、特定電気用品と特定電気用品以外の電気用品の 2 種がある。特定電気用品は、PSE マークに加えて、認定・承認検査機関のマーク、製造事業者等の名称（略称、登録商標を含む）、定格電圧、定格消費電力等が表示される。

特定電気用品以外の電気用品は、PSE マークに加えて、製造事業者等の名称（略称、登録商標を含む）、定格電圧、定格消費電力等が表示される。

電気用品に付される表示
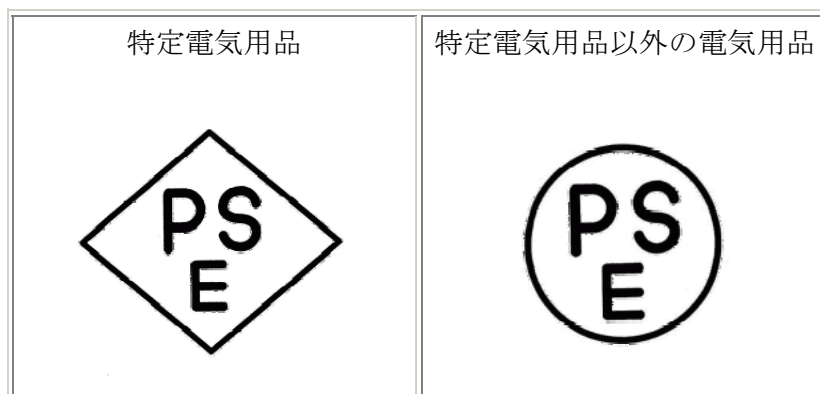
ＰＳＥ：ＰおよびＳは Product Safety、Ｅは Electrical Appliance & Materials の略（詳細は附属資料-III を参照）

②原産国名

一般消費者が原産国名を判別できるよう「**不当景品類及び不当表示防止法**」で原産国表示が規定されている。

原産国とは、その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為をした国を指す。なお、腕時計の原産国認定行為は、ムーブメントを組み立てた国とみなされる。また、側（ケース）またはバンドが重要な構成要素となっている高級腕時計および防水などの特殊な腕時計にあっては、「ムーブメントの組立てが行なわれた国と、側またはバンドの製造が行なわれた国とが異なる時は、原産国は 2 国となる」と規定されている。

（２）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：ＪＩＳマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 17 年 10 月 1 日実施の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り。

① 国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）から認証を受けることにより、ＪＩＳマークを表示することができる。どの登録認証機関から認証を取得するのも自由。

登録認証機関は http://www.jisc.go.jp/を参照。

② 認証が可能なＪＩＳ製品規格がある製品が対象となり、また、事業者自らＪＩＳ該当性表示を行う、いわゆる自己適合宣言（ただし、ＪＩＳマークまたはこれと紛らわしい表示を除く）が可能となり、表示対象製品が拡大された。

③ ＪＩＳマーク表示対象事業者は、国内外製造（又は加工）業者に加え、販売業者、輸出入業者まで拡大された。 また、ある特定のロットに限る（特定の 1,000 個、

1,000 枚等）認証を取得することもできる。 さらに、工場（または事業場）ごとに認定を受けるという制約はなくなった。

④ 国際的に整合した認証制度とするため、国際的な適合性評価に関するガイド（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５等）を採用し、審査は品質管理体制に加え、登録認証機関の責任において製品試験が実施される。

⑤ 制度の仕組みが変わることに合わせてマークのデザインも変更された。

⑥ 登録認証機関に対しては、定期的な更新手続きに加え、立入検査等の維持管理を行い、必要に応じて、適合命令等の措置を行う。 認証取得者に対しては、登録認証機関による認証維持審査等が行われることに加え、国は、必要に応じて立入検査等を行い、製品の品質等に問題があると認めた時は、表示の除去命令等の措置を行う。ただし、認証の取消しは、登録認証機関が行う。 また、消費者やユーザーへの積極的な情報提供、苦情の収集・適切な処理、さらには自己適合宣言品を含む市場からの抜き取り検査（試買検査）によって、制度の信頼性の維持・向上に万全を期すこととなった。

2007 年 4 月 18 日現在、1,742 規格(鉱工業品 1,723 規格、加工技術 19 規格)が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)のデータベース検索「JIS 検索」を参照。

詳細は、付属資料-VIを参照。

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品

加工技術

特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問合せのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

①安全認証マーク（S マーク）

1995 年の「**電気用品取締法**」が「**電気用品安全法**」への改正にともない、国の委託を受けた民間機関が、一定の水準以上の安全性が確保されたことを認証する第三者認証制度がつくられた。認証機関として定められた電気安全環境研究所（JET）

あるいは（財）日本品質保証機構（JQA）等合計４社が個々の製品の安全試験や工場の品質管理体制の確認を行い、安全性が確認された製品には、安全認証マークを表示することができる。

電気製品認証協議会の共通認証マークに各認証機関のロゴマークを組み合わせたもので示される。

JET マーク：

(財)電気安全環境研究所(JET)　TEL 03-3446-9203　　http://www.jet.or.jp

JQA マーク：

（財）日本品質保証機構　（JQA）　TEL 03-6212-9001　　http://www.jqa.jp

図表　JET マーク　　　　図表　JQA マーク

②日本時計協会の自主基準

（社）日本時計協会では「時計の表示に関する自主基準」を作成（1998 年 6 月に一部改正）し、「カタログ」「取扱説明書」「保証書」「原産国」「特定用語使用」等の表示項目の基準を定めている。

問い合わせ先：(社) 日本時計協会　　TEL 03-5276-3411　http://www.jcwa.or.jp

「保証書」に関しては、各都道府県の条例および経済産業省の行政指導でも発行を要請しており、原則として販売時に保証書を添付することとなっている。

４．所轄官庁・関連団体等

関税法：

財務省　関税局　関税課　　TEL 03-3581-4111　　http://www.mof.go.jp

ワシントン条約：

経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部　貿易審査課

TEL 03-3501-1511　　http://www.meti.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL 03-3581-5471　　http://www.jftc.go.jp

電気用品安全法・家庭用品品質表示法：

経済産業省　商務情報政策局　消費経済部　製品安全課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

II-5 サングラス

ＨＳ番号	品目	関連法規
9004	**サングラス**	ワシントン条約 家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

サングラスの輸入に際して、原則的に規制はないが、フレーム部分に特殊な材質（例えばべっこう）を使用している場合「**ワシントン条約**」の規制を受ける場合がある（詳しくは、本ガイド「Ｉ-1 毛皮・同製品」を参照）。

２．販売時の規制

サングラスの販売に際して、「**家庭用品品質表示法**」、「**不当景品類及び不当表示防止法**」（**景品表示法**）の規制を受ける。

（１）「**家庭用品品質表示法**」

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者に家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

この主旨で「品質表示の必要な家庭用品」として現在 90 品目が指定されている。

サングラスを販売する場合には、同法に基づく表示が義務づけられている（詳しくは３．表示方法を参照のこと）。

（２）「**不当景品類及び不当表示防止法**」（**景品表示法**）

この法律は、商品および役務の取引に関連し、不当な景品類および表示による顧客の誘引防止や私的な独占を禁止し、公正な取引や公正な競争を確保することにより、一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

サングラス(視力補正用のものを除く)販売する場合には「**家庭用品品質表示法（雑貨工業品品質表示規定）**」に基づき、下記のような表示事項が定められている。なお、同法においては表示方法および表示個所（品質表示は、下げ札でも取り付けラベルでもよく、特にその形態を定めていないが、見やすい箇所に見やすいように表示）が定められている。詳細は経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課に照会のこと。

①品名
②レンズの材質
③わくの材質
④可視光線透過率
⑤紫外線透過率

⑥使用上の注意
⑦表示者名、住所または電話番号

（２）法律に基づく任意表示
「工業標準化法」：ＪＩＳマーク
この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 17 年 10 月 1 日実施の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り。

① 国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）から認証を受けることにより、ＪＩＳマークを表示することができる。どの登録認証機関から認証を取得するのも自由。
登録認証機関は http://www.jisc.go.jp/を参照。

② 認証が可能なＪＩＳ製品規格がある製品が対象となり、また、事業者自らＪＩＳ該当性表示を行う、いわゆる自己適合宣言（ただし、ＪＩＳマークまたはこれと紛らわしい表示を除く）が可能となり、表示対象製品が拡大された。

③ ＪＩＳマーク表示対象事業者は、国内外製造（又は加工）業者に加え、販売業者、輸出入業者まで拡大された。 また、ある特定のロットに限る（特定の 1,000 個、1,000 枚等）認証を取得することもできる。 さらに、工場（または事業場）ごとに認定を受けるという制約はなくなった。

④ 国際的に整合した認証制度とするため、国際的な適合性評価に関するガイド（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５等）を採用し、審査は品質管理体制に加え、登録認証機関の責任において製品試験が実施される。

⑤ 制度の仕組みが変わることに合わせてマークのデザインも変更された。

⑥ 登録認証機関に対しては、定期的な更新手続きに加え、立入検査等の維持管理を行い、必要に応じて、適合命令等の措置を行う。 認証取得者に対しては、登録認証機関による認証維持審査等が行われることに加え、国は、必要に応じて立入検査等を行い、製品の品質等に問題があると認めた時は、表示の除去命令等の措置を行う。ただし、認証の取消しは、登録認証機関が行う。 また、消費者やユーザーへの積極的な情報提供、苦情の収集・適切な処理、さらには自己適合宣言品を含む市場からの抜き取り検査（試買検査）によって、制度の信頼性の維持・向上に万全を期すこととなった。

2007 年 4 月 18 日現在、1,742 規格(鉱工業品 1,723 規格、加工技術 19 規格)が新 JIS マーク表示対象となっている。
対象規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)のデータ

ベース検索「JIS 規格」を参照。詳細は、付属資料-Ⅵを参照。

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品	加工技術	特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問合せのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

サングラスに関する業界自主規制に伴う表示は特にない。

４．所轄官庁・関連団体等

ワシントン条約：

経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部　貿易審査課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

家庭用品品質表示法：

経済産業省　商務情報政策局　消費経済部　製品安全課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

II-6 傘

ＨＳ番号	品目	関連法規
6601	**折たたみ式の傘**	ワシントン条約 家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法
6601	**その他の傘**	ワシントン条約 家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

かさの輸入に際しては、原則的には規制はない。ただし、柄の部分に特殊な材質（例えば象牙、べっこう）を使用している場合「**ワシントン条約**」の規制を受ける場合がある（詳しくは、本ガイド「Ⅱ-1 毛皮」を参照、もしくは経済産業省貿易経済協力局貿易審査課に照会のこと）。

２．販売時の規制

かさの販売に際しては、「**家庭用品品質表示法**」及び「**不当景品類及び不当表示防止法**」（**景品表示法**）の規制を受ける。

（１）「家庭用品品質表示法」

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのない様に、事業者に家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。
この主旨で「品質表示の必要な家庭用品」として現在 90 品目が指定されている。

かさを販売する場合には、同法に基づく表示が義務づけられている（詳しくは３．表示方法を参照のこと）。

（２）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連し、不当な景品類および表示による顧客の誘引防止や私的な独占を禁止し、公正な取引や公正な競争を確保することにより、一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

洋傘を販売する場合には「**家庭用品品質表示法**」に基づき、下記のような表示事項が定められている。なお、同法においては、表示方法および表示個所（品質表示は、下げ札でも取り付けラベルでもよく、特にその形態を定めていないが、見やすい箇所に見やすいように表示）が定められている。詳細は経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課まで。

①傘の生地の組成

②親骨の長さ

③取扱上の注意

④表示者名、住所または電話番号

図表　傘の表示例

傘生地の組成	ポリエステル　１００％
親骨の長さ	５８センチメートル
表示者名	○○株式会社
連絡先	○○−○○○○−○○○○

（２）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：ＪＩＳマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定及び普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 17 年 10 月 1 日実施の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り。

① 国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）から認証を受けることにより、ＪＩＳマークを表示することができる。どの登録認証機関から認証を取得するのも自由。

登録認証機関は http://www.jisc.go.jp/を参照。

② 認証が可能なＪＩＳ製品規格がある製品が対象となり、また、事業者自らＪＩＳ該当性表示を行う、いわゆる自己適合宣言（ただし、ＪＩＳマークまたはこれと紛らわしい表示を除く）が可能となり、表示対象製品が拡大された。

③ ＪＩＳマーク表示対象事業者は、国内外製造（又は加工）業者に加え、販売業者、輸出入業者まで拡大された。 また、ある特定のロットに限る（特定の 1,000 個、1,000 枚等）認証を取得することもできる。 さらに、工場（または事業場）ごとに認定を受けるという制約はなくなった。

④ 国際的に整合した認証制度とするため、国際的な適合性評価に関するガイド（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５等）を採用し、審査は品質管理体制に加え、登録認証機関の責任において製品試験が実施される。

⑤ 制度の仕組みが変わることに合わせてマークのデザインも変更された。

⑥ 登録認証機関に対しては、定期的な更新手続きに加え、立入検査等の維持管理を行い、必要に応じて、適合命令等の措置を行う。 認証取得者に対しては、登録認証機関による認証維持審査等が行われることに加え、国は、必要に応じて立入検査等を行い、製品の品質等に問題があると認めた時は、表示の除去命令等の措置を行う。ただし、認証の取消しは、登録認証機関が行う。 また、消費者やユーザーへの積極的な情報提供、苦情の収集・適切な処理、さらには自己適合宣言品を含む市場からの抜き取り検査（試買検査）によって、制度の信頼性の維持・向上に万全を期す。

2007年4月18日現在、1,742規格(鉱工業品1,723規格、加工技術19規格)が新JISマーク表示対象となっている。

対象規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)のデータベース検索「JIS検索」を参照。詳細は、付属資料-VIを参照。

新JISマークは下記のデザインとなった。

新JISマーク

鉱工業品	加工技術	特定側面

旧法によるJISマーク表示制度での適用は、平成17年9月30日までであるが、経過措置として、平成20年9月30日まで旧法によるJISマークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（3）民間が自主的に行う任意表示

製品安全協会-SGマーク

（財）製品安全協会が、構造、材質、使い方などから見て、生命又は身体に対して危害を与える恐れのある製品について、安全な製品としての必要基準を定め、この基準に適合していると認められた製品につけられる任意マークである。2007年10月末現在、132品目がSGマーク対象品目に指定されている。

「学童用の傘」については、SGマーク制度の対象品目となっており、任意により検査を受け、これに合格したものについてはSGマークを貼付することが可能である。なお、SGマークが表示された製品の欠陥により、万が一、人身事故が起こった場合は、被害者一人につき最高1億円までの賠償金が支払われる。ただし、この補償は対人についてのみ有効となっている。（詳細は付属資料―IV参照）

図表　SGマーク

以下はＳＧマーク認定基準の抜粋である。詳細に関しては「製品安全協会」に問い合わせのこと。

（財）製品安全協会：〒110-0012 東京都台東区竜泉2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪2階

Tel 03-5808-3300 Fax 03-5808-3305 http://www.sg-mark.org/

学童用かさのＳＧマーク認定基準

１．外観、構造および寸法

かさの外観､構造および寸法は次のとおり。

（1）使用上、手指が触れる部分に傷害を与えるようなとがり、ばり、まくれ等がないこと。

（2）各部の組み付けは確実で亀裂、破損、使用上支障のある緩み、がた、変形等の異状がないこと。

（3）かさは、止めひもを有し、確実に止めることができること。

（4）ジャンプかさは、不用意に開かないための安全機構を有し、安全機構が確実に作動すること。ただし、止めひもは開閉機構、および安全機構に含まない。

（5）中とじは、各親骨の中程に確実に施してあること。

（6）ろくろと骨の組み付け用針金の結び端は、内側に確実に曲げてあること。

（7）かさは、石突きおよび露先を有し、石突きの形状は、球、半球、円筒または円すい台とし、寸法は外形が 13mm 以上、全長が 40 ㎜以下であること。露先にあっては､形状は球または半球とし、寸法は外形が 9 ㎜以上であること。

２．耐漏水性

かさの上面全域に毎時 10 ㎜±0.5 ㎜の降雨状態で､連続 60 分間降水させたとき､かさの内面に水滴、伝水または水滴落下がないこと。

３．強度

かさの強度は、次のとおり。

（1）親骨をたわませたとき、ひずみは、親骨の全長の 70 分の 1 以下であること。

（2）手もとと中棒との組付強度は 650N{65kgf}以上であること。

（3）石突きの先端部に質量 2kg の荷重を加えたとき中棒の残留のたわみ、中棒の手もと取り付け部から石突き負荷部までの長さの 10 分の 1 以下であり、かつ、かさの各部に亀裂、破損、使用上支障のある緩み、がた、変形等の異状がないこと。
また、石突きの先端部に荷重を加え、中棒の手もと取り付け部から石突き負荷部までの長さの 2 分の 1 までたわませたとき、中棒が破断しないこと。

（４）業界自主規制に伴う表示

JUPA マーク

日本洋傘振興協議会では「洋傘の品質基準」を設定している。国産品と同様に輸入傘もこの基準に適合していれば同協会の加盟会員になることができ、JUPA マークを表示できる。

図表　JUPA マーク

JUPA マーク：

日本洋傘振興協議会　　TEL 03-3861-5924　　http://www.jupa.gr.jp

JUPA 品質基準

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">項目</td><td colspan="2">雨傘</td><td colspan="2">晴雨兼用</td></tr>
<tr><td>長がさ</td><td>折りたたみ</td><td>長がさ</td><td>折りたたみ</td></tr>
<tr><td colspan="3">操作性</td><td colspan="4" rowspan="2">開閉操作が円滑にでき、かつ、親骨とだぼ、だぼと受骨の緩み、破損、中棒の変形、折れ、手元又は飾り手元のがたつき、外れ、かさ生地のほつれ、破れなど各部に使用上支障となる異常がないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="3">耐久性</td></tr>
<tr><td colspan="3">耐漏水性</td><td colspan="4">かさの内部に伝水がないこと。また、かさの内部に水滴が 20 滴以下であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">強度</td><td colspan="2">中棒の曲げ強度</td><td colspan="4">残留たわみは、中棒の手元取り付け部から石突き負荷部までの長さの 1/10 以下であり、かつ、各部に亀裂、破損、使用上支障がある緩み、変形などがないこと。また、石突きの先端部に荷重を加え、中棒の手元取り付け部から石突きの先端部までの距離の 1/5 までたわませた時、中棒が破断しないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">中棒と手元又は飾り手元の取付強度</td><td colspan="4">亀裂、緩み、抜けなどの使用上支障となる異常がないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">かさの骨の強度</td><td colspan="4">き裂、変形、破損、破断などの異常がないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">手元</td><td colspan="2">手元色落ち基準　4 級以上</td><td colspan="2">手元色落ち基準　4 級以上</td></tr>
<tr><td rowspan="11">かさ生地及び縫製</td><td rowspan="2">防水試験</td><td>耐水度ｍｍ</td><td colspan="2">250 以上</td><td colspan="2">250 以上</td></tr>
<tr><td>はっ水度</td><td colspan="4">3 点以上</td></tr>
<tr><td rowspan="5">染色堅ろう度</td><td>耐光性（鮮美色を除く）</td><td colspan="4">3 級以上</td></tr>
<tr><td>水堅ろう度（縫糸を含む）</td><td colspan="2">変退色 3-4 級以上、汚染 3-4 級以上</td><td colspan="2">変退色 3 級以上、汚染 3 級以上</td></tr>
<tr><td>耐摩擦度</td><td colspan="4">湿潤、乾燥、3 級以上（ただし、天然繊維及び混紡を含む濃色のものは 2 級以上）</td></tr>
<tr><td>昇華堅ろう度</td><td colspan="4">変退色 3-4 級以上、汚染 3-4 級以上</td></tr>
<tr><td>紫外線防止加工</td><td colspan="4">紫外線カット率 90％以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">収縮率％</td><td colspan="4">＋2.5　－1.0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">引張強度</td><td>繊維製 N</td><td colspan="2">タテ 300/ヨコ 300（特殊生地除く）</td><td colspan="2">タテ 250/ヨコ 200（特殊生地除く）</td></tr>
<tr><td>プラスチックシート製</td><td colspan="4">試験片 3 個とも亀裂が発生したり、破断したりしないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">縫　製</td><td colspan="4">中縫いは、3cm 間当たり 12 目以上</td></tr>
<tr><td rowspan="7">表面処理</td><td rowspan="2">めっき層の厚さ</td><td>亜鉛めっきのもの</td><td colspan="4">めっき層の厚さが 3μm以上であり、クロメート処理されていること。</td></tr>
<tr><td>亜鉛めっき以外のもの</td><td colspan="4">めっき層の厚さが 3μm以上であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">耐　食性</td><td>亜鉛めっきのもの</td><td colspan="4">黒色にならないこと。</td></tr>
<tr><td>亜鉛めっき以外のもの</td><td colspan="4">さびの発生がないこと。</td></tr>
<tr><td>塗装のもの</td><td colspan="4">はく離又は変色がないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">膜　の強さ</td><td>めっきのもの</td><td colspan="4">はく離がないこと。</td></tr>
<tr><td>塗装のもの</td><td colspan="4">セロハン粘着テープの密着面及び塗膜面に異常が目立たないこと。</td></tr>
</table>

４．所轄官庁・関連団体等・関連機関

ワシントン条約：

経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部　貿易審査課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

家庭用品品質表示法：

経済産業省　商務情報政策局　消費経済部　製品安全課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

消費生活用品製品安全法：

経済産業省　商務情報政策局　消費経済部　製品安全課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

（財）製品安全協会　TEL 03-5255-3631　http://www.sg-mark.org/

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

SG マーク：

（財）製品安全協会　TEL 03-5808-3300　http://www.sg-mark.org/

JUPA マーク：

日本洋傘振興協議会　TEL 03-3861-5924　http://www.jupa.gr.jp

II-7 ライター

ＨＳ番号	品目	関連法規
9613	使い捨てガスライター	不当景品類及び不当表示防止法
9613	注入型ガスライター	不当景品類及び不当表示防止法
9613	卓上用ライター	高圧ガス保安法 （容積 30cm^3 以下のものは適用除外） 不当景品類及び不当表示防止法
9613	その他のライター	高圧ガス保安法 （容積 30cm^3 以下のものは適用除外） 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

ライターのうち「ガスライター」の輸入に際しては「**高圧ガス保安法**」の規制を受ける場合がある。

「高圧ガス保安法」

この法律は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もつて公共の安全を確保することを目的としている。

なお、エアゾール製品について国際的な規格は存在しないが、輸入エアゾール製品に係る試験機関については、外国の検査機関（公的機関により認定された検査官を含む）を我が国の検査機関と同等と認められている。

同法により、「ガスライター」を輸入する場合には規制を受ける場合があると考えられるが、内容積 30cm^3 以下の容器に充填された液化ガス（注）については適用除外品目とされているため、ほとんどのライターは適用除外になる。なお、「オイルライター」についての規制はない。

諸手続きは一般には必要ないが、容量 30cm^3 を超える容器の付いたガスライター（温度 35℃においてゲージ圧力 8.1kg／cm^2 以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの）を輸入する場合には、「試験成績票」が必要。これに関する詳細は、原子力安全･保安院保安課へ問い合わせのこと。

２．販売時の規制

民間自主規制

①製品安全協会-SG マーク

（財）製品安全協会が、構造、材質、使い方などから見て、生命または身体に対して危害を与える恐れのある製品について、安全な製品としての必要基準を定め、この基準に適合していると認められた製品につけられる任意マークである。2007 年 10 月末現在、132 品目が SG マーク対象品目に指定されている。

詳細は附属資料-IV を参照。

「使い捨てライター」「注入型ガスライター」は SG マーク制度の対象品目となっており、同協会が審査し、安全と認定したものに SG マークを貼付することが可能である（詳しくは３．表示方法を参照）。

②「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連し、不当な景品類および表示による顧客の誘引防止や私的な独占を禁止し、公正な取引や公正な競争を確保することにより、一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

ライターに関する法律に基づく義務表示は特にない。

（２）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：ＪＩＳマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定及び普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 17 年 10 月 1 日実施の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り。

① 国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）から認証を受けることにより、ＪＩＳマークを表示することができる。どの登録認証機関から認証を取得するのも自由。
登録認証機関は http://www.jisc.go.jp/を参照。

② 認証が可能なＪＩＳ製品規格がある製品が対象となり、また、事業者自らＪＩＳ該当性表示を行う、いわゆる自己適合宣言（ただし、ＪＩＳマークまたはこれと紛らわしい表示を除く）が可能となり、表示対象製品が拡大された。

③ ＪＩＳマーク表示対象事業者は、国内外製造（又は加工）業者に加え、販売業者、輸出入業者まで拡大された。また、ある特定のロットに限る（特定の 1,000 個、1,000 枚等）認証を取得することもできる。 さらに、工場（または事業場）ごとに認定を受けるという制約はなくなった。

④ 国際的に整合した認証制度とするため、国際的な適合性評価に関するガイド（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５等）を採用し、審査は品質管理体制に加え、登録認証機関の責任において製品試験が実施される。

⑤ 制度の仕組みが変わることに合わせてマークのデザインも変更された。

⑥ 登録認証機関に対しては、定期的な更新手続きに加え、立入検査等の維持管理を行い、必要に応じて、適合命令等の措置を行う。 認証取得者に対しては、

登録認証機関による認証維持審査等が行われることに加え、国は、必要に応じて立入検査等を行い、製品の品質等に問題があると認めた時は、表示の除去命令等の措置を行う。ただし、認証の取消しは、登録認証機関が行う。 また、消費者やユーザーへの積極的な情報提供、苦情の収集・適切な処理、さらには自己適合宣言品を含む市場からの抜き取り検査（試買検査）によって、制度の信頼性の維持・向上に万全を期すこととなった。

2007 年 4 月 28 日現在、1,742 規格(鉱工業品 1,723 規格、加工技術 19 規格)が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)のデータベース検索「JIS 検索」を参照。詳細は、付属資料-VIを参照。

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品	加工技術	特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）民間が自主的に行う任意表示

製品安全協会-SG マーク

携帯用簡易ガスライター」は、(財)製品安全協会が実施している SG マーク制度の対象品目となっており、任意により検査を受け、これに合格したものについては SG マークを貼付することが可能である。なお、SG マークが表示された製品の欠陥により、万が一、人身事故が起こった場合は、被害者 1 人につき最高 1 億円までの賠償金が支払われる。ただし、この補償は対人についてのみ有効となっている。（詳細は付属資料—IV 参照）

図表　SG マーク

以下はＳＧマーク認定基準の抜粋である。詳細に関しては「製品安全協会」に問い合わせのこと。

（財）製品安全協会：〒110-0012　東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪 2 階

Tel 03-5808-3300　Fax 03-5808-3305　　http://www.sg-mark.org/

携帯用簡易ガスライターのＳＧマーク認定基準

１．外観及び構造

ライターの外観及び構造は、次のとおり。

(1) 手などを傷つけるおそれのあるばり、とがり及びまくれがないこと。

(2) ライターにより炎を形成するための手による操作は、次に示すいずれか 1 以上に適合するものであり、また、その操作を行うことにより適切に炎の形成ができること。

a.炎を形成し、維持するために、レバーを押し続ける等の意図的操作の継続が必要であること。

b.炎を形成するために、2 以上の独立した操作が必要であること。

c.炎を形成するために、15N 以上の操作力が必要であること。

(3) 炎の高さ調節装置があるもので、その調整レバーがライター本体の外周から突き出ているものは、その接線方向の操作力は、1N 以上であること。

(4) 炎の高さ調節装置があるものにあっては、容易に消えない方法により調整方向が明示されていること。(5) 中間ケースがあるものにあっては、本体と中間ケースとが、接着、溶着、かん合等により確実に固定されており、使用上支障のある緩み、がた等がないこと。

２．炎の高さ

ライターの炎の高さは、23＋2℃において、次のとおりとする。

(1) 炎の高さ調整装置のあるものにあっては、次のとおりとする。

a.炎の高さを調整しない状態で､第 1 回目に点火したときから 5 秒間の炎の高さは､100 ㎜以下であること。

b.炎の高さを最高の状態に調整し、点火したときから 5 秒間の炎の高さは、120 ㎜以下であること。

c.炎の高さを最低の状態に調整し、点火したときから 5 秒間の炎の高さは、50 ㎜以下

であること。
(2) 炎の高さ調整のないものにあっては、点火したときから 5 秒間の炎の高さは、50 ㎜以下であること。

（４）業界自主規制に伴う表示

製造業者、輸出入業者や卸売業者を会員とする社団法人日本喫煙具協会が、製品安全協会の SG とほぼ同一基準である「適合品」を定めている。
問い合わせ先：(社) 日本喫煙具協会　電話　03-3845-6121　http://www.jsaca.or.jp/

４．所轄官庁・関連団体等・関連機関

ライター全般：
経済産業省　商務情報政策局　消費経済部　製品安全課
TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp
高圧ガス保安法：
経済産業省　原子力安全･保安院　保安課
TEL 03-3501-1511　http://www.nisa.meti.go.jp/
消費生活用品製品安全法：
経済産業省　商務情報政策局　消費経済部　製品安全課
TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp
（財）製品安全協会　TEL 03-5255-3631　http://www.sg-mark.org/
不当景品類及び不当表示防止法：
公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課
TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp
SG マーク：
（財）製品安全協会　TEL 03-5808-3300　http://www.sg-mark.org/
（社）日本喫煙具協会　TEL 03-3845-6121　http://www.jsaca.or.jp/

II-8 エッセンシャルオイル（精油）

ＨＳ番号	品目	関連法規
3301	エッセンシャルオイル	食品衛生法 薬事法、薬事法施行令、薬事法施行規則 不当景品類及び不当表示防止法 医薬品等適正広告基準、高圧ガス保安法
3303	香水・オーデコロン類（身体芳香用）	薬事法、薬事法施行令、薬事法施行規則 不当景品類及び不当表示防止法 医薬品等適正広告基準、高圧ガス保安法
3304.99-090	その他美容用又はメーキャップ用の調整品及び皮膚の手入れ用の調整品	薬事法、薬事法施行令、薬事法施行規則 不当景品類及び不当表示防止法 医薬品等適正広告基準
3307.30	浴用調整品	薬事法、薬事法施行令、薬事法施行規則 不当景品類及び不当表示防止法 医薬品等適正広告基準
3307.49	その他室内芳香用又は室内防臭用調整品	薬事法、薬事法施行令、薬事法施行規則 不当景品類及び不当表示防止法 医薬品等適正広告基準、高圧ガス保安法

１．輸入時の規制

本品の輸入にあたっては、パッチレメディーや食品添加に要する精油等、食用として用いる場合は、食品衛生法に基づく輸入届が必要である。また、薬用効能をうたっているものについては、薬事法に基づく手続が必要である。また、肌に直接塗布し、肌への効果効能を嘔う場合には化粧品に該当するため、薬事法の規制を受ける。ただし、アロマテラピー等室内芳香用に使われるもの、肌に直接塗布しないもの、また化粧品原料として輸入されるものについては特段の規制はない。

（1）関税分類関係

エッセンシャルオイル（精油）とは、種々の植物から採って精製した芳香をもつ油であり、大部分は揮発性を有する。香料、食品その他の工業の原料となる。３３０１項には、１３０１項の天然オレンジ、１３０２項の植物性のエキス及び植物又は動物性の着色料は含まれない。

（2）食品衛生法関係

食用（原料を含む）として本品を輸入しようとする場合には、厚生労働省検疫所輸入食品監視担当へ「食品等輸入届出書」を届け出なければならない。検疫所における審査・検査の後、食品衛生法上問題がなければ、届出書に「届出済」印が押捺され、返却される。

（3）薬事法関係

薬用効能をうたっているものについては、薬事法において医薬品に該当するため、品目ごとの承認及び許可が必要である。名称、成分、分量、用量、使用方法、効能、効果、性能、副作用等を審査し承認を受ける。業として輸入する場合には、厚生労働大臣（都道府県知事）へ「医薬品輸入販売業許可申請書」に関係書類を添付して申請しなければならな

い。申請後、申請者に「輸入販売業許可証」が交付される。詳細については、都道府県の薬務主管課へ問い合わせ願いたい。

また、化粧品として輸入する際には、「化粧品製造販売業」許可取得が必要となる。輸入品の小分け作業、ラベル貼付、文書添付等が必要な場合には、事業所毎の製造業許可取得が必要となる。その際には「化粧品製造業許可書」を取得後、製品ごとに「化粧品外国届書」「製造販売届書」「輸入届書」をそれぞれの所管官庁に届出を行う。また、GQP(Good Quality Practice)施行通知により、輸入者は品質確認・管理・販売後の安全管理等のため、薬事法で定められた総括製造販売責任者の配置が必要となり、一定の構造設備を持つ必要がある。

商品見本、医師個人用、試験・治験用等に関しては、一定数量範囲であれば必要書類の提示による税関限り、それを超える数量については薬事専門官に書類を提出し薬監証明を受けることにより輸入ができる。

（４）外国為替及び外国貿易法（輸入貿易管理令）

ワシントン条約に基づき、絶滅の恐れがある動植物については同法により輸入規制がおこなわれており、エッセンシャルオイルの原料に対象植物が含まれている場合には同法による規制を受ける場合がある。

２．販売時の規制

（１）「食品衛生法」

食品衛生法では、有害物質や異物の混入・添加等により、消費者の健康を害するおそれがある食品および食品添加物を販売することが禁止されており、販売に際しては食品衛生法に基づく表示が義務付けられている。

（２）「薬事法」

化粧品の消費者への販売には特段の規制はないが、「化粧品製造業者」である輸入業者が製品を上市する場合には「化粧品製造販売業許可書」の取得が義務付けられている。また、「化粧品基準」の基準を満たさない品質の化粧品については販売が禁止されている。

（３）「不当景品類及び不当表示防止法」

消費者に対し、品質を過剰に優良であると認識させるような誇大広告や過大な効果効能等を嘔った虚偽表示等は不当表示として禁止されている。

（４）「高圧ガス保安法」

エアゾール製品の輸入に当たっては、輸入時に高圧ガス保安法の適用除外の要件に合致するかどうかの確認を試験成績書（当該製品の製造者が実施したものも可）により行うため、監督官庁に当該成績書を提出しなければならない。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

１）「薬事法」による化粧品表示義務

表示に関して、同法では薬事法に基づく必要表示事項を記載することと、虚偽の表示をしてはならないことが定められている。現在化粧品成分については、「全成分表示」が義務付けられており、成分名表示は、日本化粧品工業連合会による「化粧品の成分表示名称リスト」による名称を使用するなど、消費者に混乱をきたさないよう日本語で明確に表示する。表示については、下記項目を記載し、個別包装毎に商品に貼付すること。

①製造販売業者の氏名または名称及び住所
②化粧品の名称（届出と合致したもの）
③製造番号または製造記号
④成分（全成分の名称を配合量の多い順に記載）
⑤使用期限
⑥輸入製品の場合は原産地、及び外国製造承認取得者の場合はその名称
⑦その他、使用に際し特段の留意が必要な項目

２）「食品衛生法」

食品および食品添加物の場合には、①名称　②消費・賞味期限　③輸入業者及び住所　④原産地　⑤成分及び重量等を記載することが義務付けられている。

３）「高圧ガス保安法」

エアゾール製品については、高圧ガス保安法に基づいて経済産業省が定めた「エアゾールの表示」による表示義務がある。

（２）法律に基づく任意表示

食用に使用する精油のうち、有機食品に該当する製品については、「有機」や「オーガニック」という表示を行う場合には、指定された検査機関等で検査を行ったことを証明する下記「有機 JAS」マークを貼付した製品でなければならない。

詳細は下記に問い合わせのこと。
社団法人　日本農林規格協会　TEL: 03-3249-7120　http://www.jasnet.or.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

１）公正取引協議会による表示規約

化粧品については「化粧品の表示に関する公正競争規約」が定められており、直接の容器や包装の外側から見やすい位置に必要事項を日本語で分かりやすく表示しなければならない。

詳細は下記に問い合わせのこと。
化粧品公正取引協議会　TEL:　03-3501-2643　http://www.cftc.jp/

２）社団法人日本アロマ環境協会の表示基準

当該団体では消費者保護を目的に「表示基準適合精油」認定制度を設けており、精油の製造販売業者の会員を対象に適切な表示基準に基づく適正表示を指導している。

詳細は下記に問い合わせのこと。

社団法人日本アロマ環境協会　TEL:03-3538-0681　http://aromakankyo.or.jp

４．所轄官庁・関連団体等

薬事法：

厚生労働省 03-5253-1111　厚生労働省医薬局審査管理課 http://www.mhlw.go.jp/

または各都道府県薬務主管課

食品衛生法：

厚生労働省 03-5253-1111

厚生労働省医薬食品局食品安全部 http://www.mhlw.go.jp/

関税定率法および関税法：

財務省　関税局　関税課　TEL 03-3581-4111　　http://www.mof.go.jp

ワシントン条約：

経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部　貿易審査課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

高圧ガス保安法：

経済産業省　原子力安全･保安院　保安課

TEL 03-3501-1511　http://www.nisa.meti.go.jp/

業界団体他：

日本輸入化粧品協会: TEL:　03-3560-3041　http://www.ciaj.gr.jp/

化粧品公正取引協議会　TEL:　03-3501-2643

社団法人日本アロマ環境協会　TEL:03-3538-0681　http://aromakankyo.or.jp/

III-1 マリン用品

ＨＳ番号	品目	関連法規
9020	レギュレーター･ オクトパスリング	工業標準化法 不当景品類及び不当表示防止法
9304	水中銃	外国為替及び外国貿易法 不当景品類及び不当表示防止法
9506	フィン、水中マスク	不当景品類及び不当表示防止法
9506	スノーケルチューブ 浮力調整ジャケット	不当景品類及び不当表示防止法
7309	部品類	工業標準化法 高圧ガス保安法(エアータンク) 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

マリン用品（ダイビング用品）のうち、「水中銃」の輸入に関しては「**外国為替及び外国貿易法**」の規制を受ける。「エアータンク」の輸入に関しては「**高圧ガス保安法**」の規制を受ける。

（1）「外国為替及び外国貿易法」

この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われる事を基本とし、対外取引に必要最小限の管理または調整を行うことにより、対外取引の正常な発展を期し、国際収支の均衡および我が国経済の健全な発展に寄与することを目的としている。
同法による輸入割当て制度は、貨物数量または金額を国内の需要などに基づき、輸入者または需要者に割り当てるもので、年１回経済産業省の経済産業公報で発表される。

輸入管理下にある輸入割当て品目は、非自由化品目、「**ワシントン条約**」附属書-I に掲げる種に属する動植物、およびオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の附属書に掲げる貨物である。

マリン用品（ダイビング用品）のうち「水中銃」が輸入割当品目に指定されている。水中銃は人および動物の生命、健康の安全をはかるため、割当以外の輸入は不可能である。輸入割当は、経済産業大臣が必要と認めた時に品目ごとに輸入に必要な事項を定め公表を行う。申請手続き等については、経済産業公報、通商弘報、官報に発表するので、これに従って輸入の割当の申請を行う。

（2）「高圧ガス保安法」

この法律は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱および消費ならびに容器の製造および取扱を規制するとともに、民間事業者および高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もつて公共の安全を確保することを目的としている。

なお、エアゾール製品について国際的な規格は存在しないが、輸入エアゾール製品に係る試験機関については、外国の検査機関（公的機関により認定された検査官を含む）を我が国の検査機関と同等と認められている。

高圧ガスによる災害を防止するため、マリン用品（ダイビング用品）のうち高圧ガスを充てんした「エアータンク」は、容器と高圧ガスについて、同法により陸揚げ地を管轄する都道府県知事の輸入検査を受けなければならない。検査の内容は高圧ガス保安協会、または容器陸揚げ地の都道府県の高圧ガス担当窓口などに問い合わせのこと。

また、これまでスキューバ用容器の輸入の際には、これまで内容物の用途を示す刻印表示義務がなかった（例えば内容物が「空気」であれば、それがスキューバ用または産業用等の区別がなされていなかった）が、2002 年 6 月 10 日に**「高圧ガス保安法」**の容器保安規則８条が改正され、輸入後引渡し前に「容器検査」を行うことが義務付けられ、この「容器検査」に合格したものには、「SCUBA（＝Self Contained Under Breathing Apparatus）」という記号をつけることが義務付けられるようになった。

２．販売時の規制

マリン用品（ダイビング用品）のうち「エアータンク」の販売に際しては**「高圧ガス保安法」**の規制を、「シリンダー」「バルブ」「BC」「レギュレーター」などは**「工業標準化法」**の規制を、「水中マスク」は**「SG マーク」**の規制をそれぞれ受ける。

（１）「高圧ガス保安法」

高圧ガスによる災害を防止するため、マリン用品（ダイビング用品）のうち「エアータンク」は、同法の規制を受ける。

「エアータンク」に関しては、a）容器（高圧ガスの入っていない空の容器）、b）高圧ガスを充てんした容器、c）容器の附属品（バルブなど）の場合により、規制が若干異なる。実際の輸入は容器（高圧ガスの入っていない空の容器）が大部分を占めるため、これに限定して言及する。

「エアータンク（容器のみ）」を輸入した者は指定検査機関などで容器検査を受け、合格した製品に刻印または標章を付けたものでなければ販売できない。ただし、100ml 以下の容器および外国登録容器等製造者が製造した容器で所定の刻印または「標章の掲示（付属品の場合は刻印）」の付いたものは除く。詳しくは高圧ガス保安協会、または容器陸揚げ地の都道府県の高圧ガス担当窓口等に問い合わせのこと。また、輸入した容器に高圧ガスを充てんして販売する場合、販売事業開始 20 日前までに販売所毎の都道府県知事に届出書を提出する必要がある。

図表　高圧ガスの販売の規制図
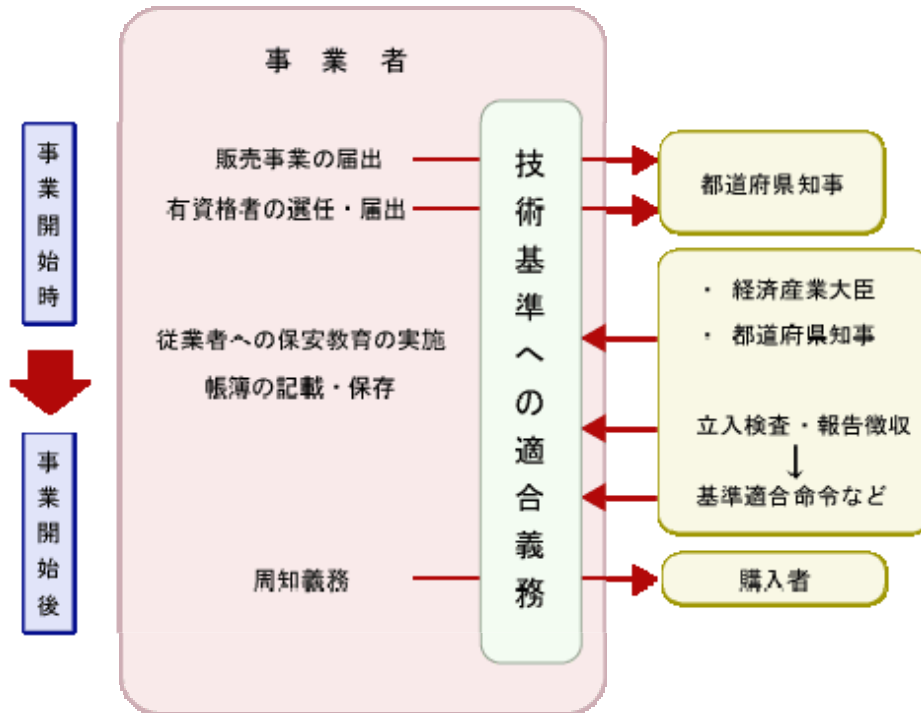
原子力安全・保安院 HP より　http://www.nisa.meti.go.jp/11_hipregas/hanbai.html

（２）「工業標準化法」

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された（平成 17 年 10 月 1 日実施）。新 JIS マーク表示制度の要点は、３．「表示方法」を参照のこと。

（３）民間自主規制

製品安全協会：SG マーク

（財）製品安全協会が、構造、材質、使い方などから見て、生命または身体に対して危害を与える恐れのある製品について、安全な製品としての必要基準を定め、この基準に適合していると認められた製品につけられる任意マークである。2007 年 3 月現在、131 品目が SG マーク対象品目に指定されている。(詳細は、付属資料-IV を参照)

マリン用品（ダイビング用品）のうち「水中マスク」は、SG マーク制度の対象品目となっており、同協会が審査し、安全と認定したものに SG マークを貼付することが可能である（詳しくは３．表示方法を参照）。

（４）「不当景品類及び不当表示防止法」(景品表示法)

この法律は、商品および役務の取引に関連し、不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律５４号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保

護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

マリン用品（ダイビング用品）に関する法律に基づく義務表示は特にない。

（２）民間が自主的に行う任意表示

①製品安全協会:SG マーク

（財）製品安全協会が、構造、材質、使い方などから見て、生命または身体に対して危害を与える恐れのある製品について、安全な製品としての必要基準を定め、この基準に適合していると認められた製品につけられる任意マークである。2007 年 3 月現在、131 品目が SG マーク対象品目に指定されている。

図表　SG マーク

「水中マスク」については、製品安全協会が実施している SG マーク制度の対象品目となっており、任意により検査を受け、これに合格したものについては SG マークを貼付することが可能である。なお、SG マークが表示された製品の欠陥により、万が一、人身事故が起こった場合は、被害者 1 人につき最高 1 億円までの賠償金が支払われる。ただし、この補償は対人についてのみ有効となっている。 詳細は付属資料－IV 参照, または、(財)製品安全協会に問い合わせのこと: http://www.sg-mark.org/

②「工業標準化法」: JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された（平成 17 年 10 月 1 日実施）。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り。詳細は、付属資料-VI を参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、その制度は廃止された。現在、新 JIS マーク制度では、認証可能な JIS 製品規格のある全ての製品の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007 年 4 月 18 日現在、1,742 規格が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の「JIS」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、新法では、国によ

り登録された民間の第三者機関(登録認証機関)から認証を取得することによって、製品などに新 JIS マークを表示することができるようになった。当制度は、国際的に整合性のとれた制度にするために、認証機関の登録基準に国際的な基準(ISO/IEC ガイドライン６５(我が国では、JIS Q 0065)）を採用している。審査は、品質保証体制に加え、登録認証機関の責任において製品試験が実施されることになった。

従来、JIS マーク表示の申請は、国内外の製造・加工業者に限定されていたが、これらに加え、国内の輸入業者、販売業者、外国の輸出業者についても、認証を取得すれば、新 JIS マークの表示が可能になった。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品

加工技術

特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであったが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問合せのこと。
日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9232　 http://www.jisc.go.jp/
(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

マリン用品（ダイビング用品）に関する業界自主規制に伴う表示は特にない。

以下はＳＧマーク認定基準の抜粋である。詳細に関しては（財）製品安全協会に問い合わせのこと。
（財）製品安全協会：〒110-0012　東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪 2 階
Tel 03-5808-3300　Fax 03-5808-3305　http://www.sg-mark.org/

水中マスクのＳＧマーク認定基準

１．構造および概観

マスクの構造および外観は、次のとおり。

(1) 各部の仕上げは良好で、傷害を与えるような角部、ばり等がないこと。
(2) 外部に現れるねじ等の先端は、著しく突出していないこと。
(3) 透視部は、ゆがみ、あわ、異物の混入、ひび、すじ、波状等の欠点がないこと。
(4) 透視部に合成樹脂を使用しているものは、ガラスと同程度の透明度を有していること。

2．耐衝撃性

マスクの耐衝撃性は、次のとおり。

(1) マスクは、鋼球落下衝撃により、透視部の外れ、破砕、亀裂等の異状がないこと。

(2) 透視部がガラス製のものは､透視部が破砕したとき、破西面が放射状および同心円状の多数の細片及び亀裂からなっていること。

3．水密性

マスク本体と透視部との間の水密性は、十分であること。

4．耐久性

マスクの耐久性は、次のとおり。

(1) バンド部に 14kg の荷重を加えたとき、尾錠の変形、バンドのずれ、切れ等の異状がないこと。

(2) バンド部を 2kg の荷重で繰り返し引っ張ったとき、尾錠の変形、バンドのずれ、切れ等の異状がないこと。

4．所轄官庁・関連団体等・関係機関

外国為替及び外国貿易法：

経済産業省　貿易経済協力局　貿易審査課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

高圧ガス保安法：

経済産業省　資源エネルギー庁　原子力安全･保安院　保安課

TEL 03-3501-1511　http://www.enecho.meti.go.jp/

都道府県高圧ガス担当課

（東京都の場合：東京都環境保全局助成指導部高圧ガス課）

TEL 03-3521-1111（代）　http://www.kankyo.metro.tokyo.jp

高圧ガス保安協会 TEL 03-3436-6100（代）　http://www.khk.or.jp/

消費者生活用製品安全法：

経済産業省　商務情報政策局　消費経済部　製品安全課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

（財）製品安全協会　TEL 03-5808-3300　http://www.sg-mark.org/

工業標準化法：

経済産業省　産業技術環境局　認証課

TEL 03-3501-9473　http://www.meti.go.jp

JIS マーク：

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9232　http://www.jisc.go.jp/

（財）日本規格協会　TEL: 03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

SG マーク：

（財）製品安全協会　TEL 03-5255-3631　http://www.sg-mark.org/

III-2 釣　具

ＨＳ番号	品目	関連法規
9507	釣竿（部品を含む）	不当景品類及び不当表示防止法
9507	釣用リール	不当景品類及び不当表示防止法
9507	釣針	工業標準化法 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

釣具の輸入に際して、原則的には規制はない。

２．販売時の規制

釣具のうち「釣針」の販売に際しては、「工業標準化法」および「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）の規制を受ける。

（１）「工業標準化法」

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された（平成 17 年 10 月 1 日実施）。新 JIS マーク表示制度の要点は、３．「表示方法」を参照のこと。

（２）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連し、不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律５４号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

釣具に関する法律に基づく義務表示は特にない。

（２）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された（平成 17 年 10 月 1 日実施）。新 JIS マーク表示制度の要点は、次の通り。詳細は、付属資料-VI を参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、その制度は廃止された。現在、新 JIS マーク制度では、認証可能な JIS 製品規格のある全ての製品の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007 年 4 月 18 日現在、1,742 規格が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の「JIS」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、新法では、国により登録された民間の第三者機関(登録認証機関)から認証を取得することによって、製品などに新 JIS マークを表示することができるようになった。その制度は、国際的に整合性のとれた制度にするために、認証機関の登録基準に国際的な基準（ISO/IEC ガイドライン６５（我が国では、JIS Q 0065））を採用している。審査は、品質保証体制に加え、登録認証機関の責任において製品試験が実施されることになった。

従来、JIS マーク表示の申請は、国内外の製造・加工業者に限定されていたが、これらに加え、国内の輸入業者、販売業者、外国の輸出業者についても、認証を取得すれば、新 JIS マークの表示が可能になった。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品	加工技術	特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであったが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9232　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

釣竿の表示に関する公正競争規約

釣具のうち「釣竿」に関しては、**「釣竿の表示に関する公正競争規約」**に基づき、表示事項などを定めている。必要表示事項として「釣竿の仕様材料別名称表示」「使用材料」「規格①長さ②自重③仕舞寸法④継数⑤先径⑥元径⑦錘負荷」「事業者の住所および氏名または名称」「原産国」「安全使用に関する注意事項」があり、全国釣竿公正取引評議会が認定をしたものには公正マークを付けることができる。

図表　公正競争規約に基づく表示例

種別および品名	磯竿2号 5.4M 中調子		
使用材料別名称	カーボンロッド	使用材料（使用繊維）	カーボン繊維70%
使用樹脂	エポキシ樹脂		グラス繊維30%
規格	長さ:5.4m 仕舞寸法:101cm 先径:1.4mm 錘負荷:3～7号 自重:285g 継数:6本 元径:21.0mm		
原産国名	日本国	認定番号	第　　　号
事業者の住所及び氏名	○○県○○市○○町○○番地 ㈱○○釣竿		

図表　公正マーク

４．所轄官庁・関連団体等

工業標準化法：

経済産業省　産業技術環境局　認証課

TEL 03-3501-9473　http://www.meti.go.jp

JIS マーク：

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9232　http://www.jisc.go.jp/

（財）日本規格協会　TEL: 03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

公正マーク：

全国釣竿公正取引協議会

TEL 03-3206-1130　http://www.jaftma.or.jp/koutori/

III-3 登山・キャンプ用品

ＨＳ番号	品目	関連法規
6306	テント	不当景品類及び不当表示防止法
6306	ロープ	消費生活用製品安全法 不当景品類及び不当表示防止法
6306	ヘルメット	不当景品類及び不当表示防止法
6306	シュタイクアイゼン	不当景品類及び不当表示防止法
6306	カラビナ	不当景品類及び不当表示防止法
6306	ベルト	不当景品類及び不当表示防止法
6306	マウエルハーケン	不当景品類及び不当表示防止法
6306	アイスピッケル	不当景品類及び不当表示防止法
6306	アイスハンマー	不当景品類及び不当表示防止法
7321	ガスコンロボンベ	高圧ガス保安法
3924	プラスチック製水筒	食品衛生法 家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法
9617	魔法瓶	食品衛生法 家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法
6401 6402 6403 6404	登山靴	ワシントン条約 家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

輸入時において、登山・キャンプ用品のうち「アウトドア用ガスコンロのボンベ」は「**高圧ガス保安法**」、「魔法瓶」および「水筒」については「**食品衛生法**」の規制を受ける。また、登山靴に飼育された動物以外のトカゲやヘビなどの革を用いている場合には、「**ワシントン条約**」の規制を受ける（本ガイド「I−1 毛皮・同製品」参照。不明な点は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に問い合わせのこと）。

（1）「高圧ガス保安法」

この法律は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もつて公共の安全を確保することを目的としている。

なお、エアゾール製品について国際的な規格は存在しないが、輸入エアゾール製品に係る試験機関については、外国の検査機関（公的機関により認定された検査官を含む）を我が国の検査機関と同等と認められている。

登山・キャンプ用品のうち「アウトドア用ガスコンロのボンベ」について、高圧ガスによる災害を防止するため、ボンベの容器やガスの成分規格が定められている。ただし、当該製品が同法に示されている一定の要件を満たしていれば、同法の適用除外となる。同法に示す適用除外に該当しない場合、別途輸入検査が必要となる。

（2）「食品衛生法」

この法律は、食品の安全性確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

同法により、食料、食器、食品添加物、容器包装、幼児用玩具などの輸入に際しては、その都度厚生労働大臣に届け出、全国の主要な32海空港の検疫所で手続きが行われる。

販売を目的として食料や食器などを輸入する場合は、厚生労働省検疫所輸入食品監視担当へ「食品等輸入届出書」に関係書類を添付して届け出なければならない。検疫所における審査・検査の後、食品衛生上問題がなければ、届出書に「届出済」印が押捺され、返却される。なお、食品製造用の機械、アルミニウム製、ステンレス製、無色のガラス製の器具等を繰り返し輸入する場合は、初回の輸入時に「食品等輸入届出書」とともに、3年間または1年間の輸入計画（計画輸入期間内に予定する貨物の重量、積卸港および到着年月日）を厚生労働省検疫所輸入食品監視担当に提出し、検査の結果が合格と判断されれば、同一器具で当該期間内に輸入されるものについては届出をしなくてもよい計画輸入制度が利用できる。

２．販売時の規制

登山・キャンプ用品のうち「登山用ロープ」の販売に際しては「消費生活用製品安全法」の「簡易型ガスコンロ」は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」、「衣料品」「魔法瓶」「合成樹脂製の台所用品や水筒」は、「家庭用品品質表示法」の規制をそれぞれ受ける。

（1）「消費生活用製品安全法」

この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の発生の防止を図るため、特定製品の製造および販売を規制すると共に、消費生活用製品の安全性を確保し、民間事業者の自主的な活動を促進し、もって一般消費者の利益の保護を目的としている。

同法に基づき、消費生活用製品のうち構造、材質、使用状況などからみて、一般消費者の生命または身体に、特に危害を及ぼす恐れが多いと認められる製品を「特定製品」（Sマーク）として指定し、その安全基準を定め、その基準に合格した旨の安全マーク（PSCマーク）の表示のないものの販売を禁止している。2007年3月現在、「特定製品」には、特定製品（家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、登山用ロープ）と、特別特

定製品（乳幼児用ベット、携帯用レーザーポインター、浴室用温水循環器）の６品目がある。詳細は附属資料-IV を参照。

同法により、登山・キャンプ用品のうち「登山用ロープ」は特別特定製品に指定されており、安全基準の適合検査に合格し、かつ「PSC マーク」を付けたものでなければ、販売または販売のための陳列をすることはできない。なお、「PSC マーク」の付いた製品で万一事故が生じた場合、損害賠償措置が設けられている。なお、申請の際に必要とされる書類は、「検査申請書」「氏名または名称の表示に関する書類」「構造、材質、性能説明書」「製造方法、製造工程説明書」の 4 種類である（詳しくは３．表示方法を参照のこと）。

（２）「液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律」（液化石油ガス法）

この法律は、一般消費者等に対する液化石油ガス器具などの製造および販売などを規制する事により、液化石油ガスによる災害を防止すると共に、液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉の増進を目的としている。

液化石油ガス（ＬＰガス）は、主として産業用に使用される場合には「高圧ガス保安法」、主として一般家庭で使用される場合においては「液化石油ガス法」の規制を受ける。

同法により、登山・キャンプ用品のうち「簡易型ガスコンロ」は、指定検査制度から、2000 年 10 月以降は認定機関による適合性検定制度に変更され、これに合格したものでなければ販売できない。なお、販売の際には「取扱い説明書」の添付が必要であるとともに、型式表示およびボンベの名称についての表示義務がある。

問い合わせ先：（財）日本ガス機器検査協会

TEL 03-5570-5981　http://www.jia-page.or.jp/

（３）「家庭用品品質表示法」

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのない様に、事業者に家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は、付属資料- I を参照。

この主旨で「品質表示の必要な家庭用品」として現在 90 品目が指定されている。

同法により、登山・キャンプ用品のうち「衣料品」、「魔法瓶」、「プラスチック製（合成樹脂製）の台所用品や水筒」、および「登山靴」のうち“甲皮に合成皮革を、本底にゴム、合成樹脂またはこれらの混合物を使用したもので、甲皮と本底とを接着剤により接着したもの”は同法に基づく表示が義務づけられている（詳しくは３．表示方法参照のこと）。

（４）業界自主規制

スポーツ用品の表示に関する公正競争規約

同規約は、消費者の適正な商品選択を保護し公正競争を確保するために「不当景品類及び不当表示防止法」に基づいて、業界の自主的なルールとして施行されている（詳しくは３．表示方法参照のこと）。

（５）民間自主規制

登山・キャンプ用品のうち「テント」、「ロープ」、「ヘルメット」、「カラビナ」は（財）製品安全協会が実施している SG マーク制度の対象品目となっており、同協会が審査

し、安全と認定したものにSGマークを貼付することが可能である（詳しくは３．表示方法参照のこと）。

（６）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連し、不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律５４号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-Vを参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

①「消費生活用製品安全法」

登山・キャンプ用品のうち「登山用ロープ」は、「構造」「品質」「取扱い方法等」についての安全基準の適合検査に合格しなければならず、合格の証としてPSCマークの表示が義務づけられている。なお、登山用ロープは、PSCマーク表示では特別特定用品（政府認証品目）に属する。詳細は、附属属資料—IV参照。
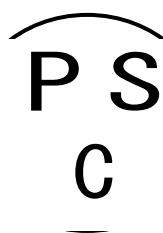
②「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」

登山・キャンプ用品のうち「液化石油ガスこんろ（カセットコンロ）」は、認定機関の検定に合格しなければならず、合格の証として特定液化石油ガス器具等の合格マークの表示（2000年10月より変更）が義務づけられている。

図表　合格マーク

③「家庭用品品質表示法」

登山・キャンプ用品のうち下記の品目については、義務表示事項が定められている。なお、同法においては、表示方法および表示個所が定められている（詳細については、経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課に問い合わせのこと）。

対象品目･･･衣料品（注1）、プラスチック製（合成樹脂製）の台所用品・水筒および魔法瓶など（注2）、登山靴(注3)。

（注1）衣料品：「家庭用品品質表示法」の繊維製品品質表示規定が1997年10月1日

に改定されている。「組成表示」「取扱方法」および「表示者名と連絡先等」の表示が義務づけられている。衣料品の表示については本ガイド「I -2　衣料品」を参照のこと。

（注 2）プラスチック製品（合成樹脂加工品）は、**「家庭用品品質表示法」**の合成樹脂加工品品質表示規定により、魔法瓶については同法の雑貨工業品品質表示規定により、表示事項等について定められている。なお両規定とも、1997 年 12 月 1 日付けで改正されている。

図表　「プラスチック製（合成樹脂製）の水筒」の「家庭用品品質表示法」に基づく表示例

原料樹脂	本体	ポリエチレン
	ｷｬｯﾌﾟ	ポリプロピレン
耐熱温度	本体	110度
	ｷｬｯﾌﾟ	120度
容量	800ml	
取り扱い上の注意		
	○火のそばに置かないでください。	
	○たわし又はみがき粉で磨くときずつくことがあります。	
○○○㈱	東京都○○区○○	

（注 3）登山靴のうち「甲皮に合成皮革を、本底にゴム、合成樹脂またはこれらの混合物を使用したもので、甲皮と本底とを接着剤により接着したもの」は、下記のような表示事項が定められている。なお、同法においては、表示方法および表示個所（品質表示は、下げ札でも取り付けラベルでもよく、特にその形態を定めていないが、見やすい箇所に見やすいように表示）が定められている。

詳細は経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課まで。

① 甲皮として使用する材料
② 底材として使用する材料
③ 底の耐油性
④ 取扱い上の注意
⑤ 表示者名、住所または電話番号等

図表　登山靴の「家庭用品品質表示法」に基づく表示（例）

甲皮の使用材	合成皮革
底材の種類	合成底（耐油性）
取扱い上の注意	
・甲皮の汚れを取るためには、水で濡らした布を用い、靴クリーム等の保革油を用いる必要がない旨	
・火のそばに置くと、軟化又は変形することがある旨	
・乾燥するときは、陰干しにする旨	
○○××	株式会社
東京都千代田区○○町××番地	
TEL	03-0000-1111

（２）民間が自主的に行う任意表示

①製品安全協会：SG マーク

（財）製品安全協会が、構造、材質、使い方などから見て、生命または身体に対して危害を与える恐れのある製品について、安全な製品としての必要基準を定め、この基準に適合していると認められた製品につけられる任意マークである。その任意基準は、消費生活用製品安全法の規定に基づいている。2007 年 3 月現在、131 品目が SG マーク対象品目に指定されている。詳細は、付属資料-IV を参照。

登山・キャンプ用品のうち下記の品目については、任意により検査を受け、これに合格したものについては SG マークを貼付することが可能である。なお、SG マークが表示された製品の欠陥により、万が一、人身事故が起こった場合は、被害者一人につき最高 1 億円までの賠償金が支払われる。ただしこの補償は対人についてのみ有効となっている。

対象品目…登山用品（テント、ロープ、ヘルメット、カラビナ、キャンプ用テント）

詳細は、付属資料－IV 参照, または、（財）製品安全協会に問い合わせのこと：
http://www.sg-mark.org/

図表　SG マーク

②「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された（平成 17 年 10 月 1 日実施）。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り。

詳細は、付属資料-Ⅵを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、その制度は廃止された。現在、新 JIS マーク制度では、認証可能な JIS 製品規格のある全ての製品の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007 年 4 月 18 日現在、1,742 規格が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の“JIS”を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、新法では、国に

より登録された民間の第三者機関(登録認証機関)から認証を取得することによって、製品などに新 JIS マークを表示することができるようになった。その制度は、国際的に整合性のとれた制度にするために、認証機関の登録基準に国際的な基準（ISO/IEC ガイドライン６５（我が国では、JIS Q 0065））を採用している。審査は、品質保証体制に加え、登録認証機関の責任において製品試験が実施されることになった。

従来、JIS マーク表示の申請は、国内外の製造・加工業者に限定されていましたが、これらに加え、国内の輸入業者、販売業者、外国の輸出業者についても、認証を取得すれば、新 JIS マークの表示が可能になった。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品	加工技術	特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであったが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。
日本工業標準調査会　TEL: 03-35019232　 http://www.jisc.go.jp/
(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

①スポーツ用品の表示に関する公正競争規約

同規約に基づき、「カタログ」「スポーツ用品の本体」「取扱説明書」「店頭ビラ」等それぞれに表示すべき事項が定められている。例えば、カタログの表示は次のようになっている。

(a)製造業者又は商標名
(b)品名及び品番
(c)材質
(d)寸法又は規格
(e)原産国
(f)カタログ発行者の住所、氏名
(g)消費者からの問い合わせ窓口（所在地、電話番号）
問い合わせ先：スポーツ用品公正取引協議会　　TEL03-3219-2531

②日本スポーツ用品工業会による任意規定

登山・キャンプ用品のうちダウンウェアについては、（社）日本スポーツ用品工業会（JASPO）が、自主基準に合格した製品に品質保証書とあわせて品質表示（ダウン、フェザー、ファイバー、の含有率の表示）を行っている。

図表　JASPO マーク

JASPO Mark

以下はＳＧマークおよびＰＳＣマークの認定基準の抜粋である。詳細に関しては「製品安全協会」に問い合わせのこと。

（財）製品安全協会：〒110-0012　東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪 2 階

Tel 03-5808-3300　Fax 03-5808-3305　http://www.sg-mark.org/

テントのＳＧマーク認定基準

１．構造、外観および寸法

テントの構造、外観および寸法は、次のとおり。

（1）収容人員一人当たりの就寝部の寸法以上であること（ISO 5912 4.2.1）。

表 1．一人当たりの就寝部の寸法（単位：cm）

	S 形		T 形	R 形
	標準質量テント	計量テント		
長さ	200	200	200	205
幅	70	60	65	70
測定高さ	15			22

（2）就寝区域の高さは、以下のとおりであること（ISO 5912 4.2.2）。

（a）R 形は、就寝区域の 30％の高さが 170 cm以上であること。

（b）S 形は、1～２人用はテント内に最低一人が、3～4 人用のものでは最低 2 人が座れる大きさであること。

２．強度および性能

テントの強度および性能は、以下のとおり。

（1）T 形および R 形のフレームは、曲げ試験を行ったとき、座屈、著しい変形等がないこ

と（ISO 5912 5.1）。

（2）裾止め部の引張強度は、R 形で 500N{50kgf}以上、T 形および S 形で 350N{35kgf}以上であること（ISO 5912 5.2.2,5.2.3）。

（3）雨水の浸入に対する抵抗試験を行ったとき、アウタテントの屋根部がインナテントに接触せず、テント内に漏水のないこと（ISO 5912 4.15）。

カラビナのＳＧマーク認定基準

１．外観、構造および寸法

カラビナの外観、構造および寸法は、次のとおり。

(1) 手指、登山用ロープ、登山用ベルト、シュリンプ、アブミ等を傷つけるおそれのあるばり、まくれがないこと。

(2) 各部の組付けは確実で、亀裂、破損、使用上支障のある緩み、がた、変形等の異状がないこと。

(3) 開閉かんは円滑に作動し、開閉かんとキャッチは確実に結合すること。また、環付きのものにあっては、環は円滑に作動すること。

(4) 開閉かんの作動を阻害することなく、2 本の登山用ロープの取り付けおよび取り外しが容易にできる構造であること。

(5) 使用状態で、荷重が加わっているロープと接触する箇所は、断面の曲率半径が 5 ミリメートル以上の凸曲線から構成されていること。

２．強度

カラビナの強度は次のとおり。

(1) 1,400 キログラムの力で縦方向に引っ張ったとき、亀裂、破損、使用上支障のある永久変形等がなく、かつ、最大引張荷重は、2,000 キログラム以上であること。

(2) すでにカラビナに耐荷重値が表示されているのものは、最大引張荷重は、表示耐荷・重値以上であること。

３．材料

耐食性材料以外の金属材料を使用した部分は、防せい処理が施されていること。

登山用ヘルメットのＳＧマーク認定基準

1．外観、構造および寸法

ヘルメットの外観、構造および寸法は次のとおり。

(1) 着用者の頭部によくなじみ、かつ、頭部を傷つけるおそれがない構造であること。

(2) 組み立てが良好で、傷、割れ、ひび、まくれ等がないこと。

(3) 左右、上下の視界が十分取れること。

(4) 著しく聴力をそこねない構造であること。

(5) 帽体は、参照平面の上方の頭部全体を覆うものであること。

(6) 帽体に固定されたスナップその他の堅い突出物（リベットの頭は除く。）の高さは、帽体外表面から 6 ミリメートル以下であること。

ただし、突出物のうち用意につぶれるランプ止めフックおよび容易に外れるものは、

この限りでない。
(7) リベットの頭の高さは2.5ミリメートル以下であること。
(8) ヘルメットは、頭部に装着した状態で容易に脱げない構造であること。また、チンカップは、付けないこと.
(9) 帽体と頭部との間隔が5ミリメートル以上になるような構造であること。

2．質量
質量は、800グラム以下であること。

3．衝撃吸収性
頭頂部および前額部の衝撃吸収性試験を行ったとき、衝撃力は、いずれも1,020重量キログラム以下であること。

登山用ロープのＰＳＣマーク認定基準

1．すれ、傷その他の欠点がなく仕上げが良好であること。

2．落下衝撃試験を行ったとき、初回にはロープの衝撃力が４.(8)の表示のあるものは、7,845.3N{800kgf}以下、その他のものは11,768.0N{1,200kgf}以下であり、2回目にはロープが切断しないこと。

3．せん断衝撃試験を3回行ったとき、ロープのせん断衝撃力が４表示および取扱説明書の(8)の表示のあるものは、いずれも980.7N{100kgf}以上、その他のものは、いずれも1,471.0N{150kgf}以上であること。

4．ロープの末端部の表面に容易に消えない方法で次の事項を表示すること。
なお、(3)～(6)は、取扱上の注意事情と共に取扱説明書に表示してもよい。
(1) 申請者（製造者、輸入業者等）の名称またはその略号
(2) 製造年月若しくは輸入年月またはその略号
(3) 品名
(4) 呼び径（0.5㎜単位）
(5) 衝撃力（100N{10kgf}）単位
(6) せん断衝撃力（50N{5kgf}）単位
(7)岩角等の鋭角状、または、これに類する物体に強度の衝撃をもって衝突したときには、切断することがある旨
(8) 二つ折りまたは2本で使用するものにあっては、1/2の記号

5．　製品には、次に示す趣旨の取扱上の注意事項を明示した取扱説明書のほか、ロープの履歴記入用紙を添付すること
なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。
(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後、保管すること。
(2) 岩の割れ目に食い込ませたり、鋭い岩角等にかけないこと。
(3) 靴やアイゼンで踏んだり、岩の上を引きずらないこと。
(4) キンクしたまま使わないこと。

(5) 制動確保を行うこと。

(6) 特に険しい岩場等では二重ロープを使用すること。

(7) 巻くときはよじれないように巻き、持ち歩くときは必ず袋の中に入れること。

(8) 火気に近づけないこと。

(9) 使用後は、通風のよい所で陰干しにして十分乾燥してから冷暗所に置くこと。

(10) 使用後、損傷の有無を確認すること。

なお、長時間使用したロープ、または一度でも大きな衝撃を受けたロープは、外観に損傷がなくても使用しないこと。

(11) 使用履歴について整備し、廃棄時期の参考とすること。

(12) SG マーク補償制度の対象となるのは登山（山岳救助活動を含む。）に使用されている場合に限り、レンジャー部隊の訓練、風水害の救助活動など特殊な使い方をしている場合は、対象外となること。

(13) 製造業者名、販売業者名もしくは輸入業者名およびその住所。

4．所轄官庁・関連団体等・関連機関

高圧ガス保安法：

経済産業省　資源エネルギー庁　原子力安全･保安院　保安課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

ワシントン条約：

経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部　貿易審査課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法：

経済産業省　商務情報政策局　消費経済部　製品安全課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

工業標準化法：

経済産業省　産業技術環境局　認証課

TEL 03-3501-9473　http://www.meti.go.jp

JIS マーク：

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9232　http://www.jisc.go.jp/

（財）日本規格協会　TEL: 03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

スポーツ用品の表示に関する公正競争規約：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

スポーツ用品公正取引協議会　TEL 03-3219-2531

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

SG マーク：

（財）製品安全協会　TEL 03-5255-3631　http://www.sg-mark.org/

JASPO マーク：

（社）日本スポーツ用品工業会 TEL 03-5808-3300　http://www.jaspo.org/

ガス機器検査協会：

（財）日本ガス機器検査協会　TEL 03-5570-5981　http://www.jia-page.or.jp/

III-4 スキー用品

ＨＳ番号	品目	関連法規
6401 6402 6403	スキー靴	不当景品類及び不当表示防止法 ワシントン条約
9506	スキー板	工業標準化法 不当景品類及び不当表示防止法
9506	スキー締め具	不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

スキー用具の輸入に際して特に規制はない。

ただし、スキー靴などに飼育された動物以外のトカゲやヘビなどの革を用いた場合には**「ワシントン条約」**の規制を受ける（本ガイド「**Ｉ-1 毛皮・同製品**」参照。不明な点は、経済産業省貿易経済協力局貿易審査課に問い合わせのこと）。

２．販売時の規制

スキー用具のうち、「スキー板」の販売に際しては**「工業標準化法」**や**「不当景品類及び不当表示防止法」：（景品表示法）**の規制を受ける。

（１）「工業標準化法」

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は、３．表示方法を参照のこと。（平成 17 年 10 月 1 日実施）

（２）民間自主規制

製品安全協会：SG マーク

スキー用具のうち、「スキー板」「スキー靴」「スキー締め具」は（財）製品安全協会が実施している SG マークの指定対象品目となっており、任意により検査を受け、合格すれば SG マークを貼付することが出来る。なお、ＳＧマークが表示された製品の欠陥により、万が一、人身事故が起った場合は、対人についてのみ、被害者一人につき最高 1 億円までの賠償金が支払われる。詳細は付属資料-IV 参照。

（３）業界自主規制

スポーツ用品の表示に関する公正競争規約

同規約は、消費者の適正な商品選択を保護し公正競争を確保するために**「不当景品類及び不当表示防止法」**に基づいて、業界の自主的なルールとして施行されている（詳しくは３．表示方法を参照のこと）。

（４）「不当景品類及び不当表示防止法」：（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-Vを参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

スキー用具に関する法律に基づく義務表示は特にない。

（２）民間が自主的に行う任意表示

①製品安全協会：SGマーク

（財）製品安全協会が、構造、材質、使い方などから見て、生命または身体に対して危害を与える恐れのある製品について、安全な製品としての必要基準を定め、この基準に適合していると認められた製品につけられる任意マークである。2007 年 3 月現在、131 品目がSGマーク対象品目に指定されている。詳細は、付属資料-IVを参照。

スキー用具のうち、「スキー板」「スキー靴」「スキー締め具」については、製品安全協会が実施しているSGマーク制度の対象品目となっており、任意により検査を受け、これに合格したものについてはSGマークを貼付することが可能である。なお、SGマークが表示された製品の欠陥により、万が一、人身事故が起こった場合は、被害者1人につき最高1億円までの賠償金が支払われる。ただし、この補償は対人についてのみ有効となっている。詳細は付属資料—IV参照。

図表　SGマーク

②「工業標準化法」：JISマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成16年6月の工業標準化法の改正により､JISマーク表示制度は大きく変更された（平成17年10月1日実施）。新JISマーク表示制度の要点は次の通り。詳細は、付属資料-VIを参照。

JISマーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、その制度は廃止された。現在、新JISマーク制度では、認証可能なJIS製品規格のある全ての製品の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007 年 4 月 18 日現在、1,742 規格が新JISマーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の ”JIS” を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページ参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、新法では、国により登録された民間の第三者機関(登録認証機関)から認証を取得することによって、製品などに新 JIS マークを表示することができるようになった。その制度は、国際的に整合性のとれた制度にするために、認証機関の登録基準に国際的な基準（ISO/IEC ガイドライン６５（我が国では、JIS Q 0065））を採用している。審査は、品質保証体制に加え、登録認証機関の責任において製品試験が実施されることになった。

従来、JIS マーク表示の申請は、国内外の製造・加工業者に限定されていましたが、これらに加え、国内の輸入業者、販売業者、外国の輸出業者についても、認証を取得すれば、新 JIS マークの表示が可能になった。
登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであったが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問合せのこと。
日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9232　http://www.jisc.go.jp/
(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

スポーツ用品の表示に関する公正競争規約

同規約に基づき、スキー用具（板、靴、締め具、ストック）には、「カタログ」「スポーツ用品の本体」「取扱説明書」「店頭ビラ」等それぞれに表示すべき事項が定められている。

スポーツ用品公正取引協議会には海外大手メーカーの日本代理店はほとんどが加盟しており、公正競争規約に基づいた表示を行っている。例えばカタログの表示は次のようになっている。

(a)製造業者又は商標名

(b)品名及び品番

(c)材質

(d)寸法又は規格

(e)原産国

(f)カタログ発行者の住所、氏名

(g)消費者からの問い合わせ窓口（所在地、電話番号）

問い合わせ先：スポーツ用品公正取引協議会　　TEL03-3219-2531

業界における表示の慣習

用具について、商品選択・購入するときに長さや技術的レベルについての表示は重要であるが、技術レベルについては製品自体に表示してある例は少なく、カタログに「レーシングタイプ」（競技者向き）「デモタイプ」（スキースクールのインストラクターなどデモンストレーションをするスキーヤー向き）「スポーツタイプ」（一般のゲレンデスキーヤー向き）など3つ程度に分類して掲載してある場合が多い。

長さなどの表示については、一般的に用具ごとに次のようになっている。

・スキー板

ほとんどが、側面に「cm」で表示されている。ただし、どこからどこまでを長さとするかは統一されておらず、メーカーにより多少長さが異なる場合もある。なお、メーカーや輸入代理店によっては、製造番号や原産国を製品に印字している場合もある。

・スキー靴

ソール部分（靴の裏）に足長、原産国が印字してあるものが多い。

足長の表示の仕方は、メーカーによって異なる。cm表示の他に、アメリカ表示、ヨーロッパ表示、イギリス表示等がある（※1）。

輸入量の多いイタリアの製品はcm表示が多く、また、フランスの大手メーカーでは独自の表示（※2）をしている。生産地へ日本人向けの足型を送り製造している場合、cm表示をしているものが多い。

なお、ほとんどの販売店において、cm表示以外のものについて対照表を明示している。

（※1）24㎝を例にとるとおおよそアメリカ表示：6～6 1/2、イギリス表示：4 1/2～5、ヨーロッパ表示：38程度となる。

（※2）足長以外に、足幅と足首からかかとまでの長さを含めた3桁の数字にて表示している。

・ストック

身長に合わせて長さを選ぶが、ほとんどが㎝表示で表示している。

以下はＳＧマーク認定基準の抜粋である。詳細に関しては（財）製品安全協会に問い合わせのこと。

（財）製品安全協会：〒110-0012　東京都台東区竜泉2-20-2 ミサワホームズ2階

Tel 03-5808-3300　Fax 03-5808-3305　　http://www.sg-mark.org/

スキーのＳＧマーク認定基準

この基準は、機能単位である「スキー用締め具―保持装置―靴」との適合性を最適にすることを目的としたアルペンスキーの締め具取り付け範囲、スキー用締め具、および、保持装置のための必要事項と試験方法を記載したものである。

この基準は、次の呼び寸法のアルペンスキーに適用する。

グループ１：ℓ_N≧1,700 mm

グループ２：1,400 mm≦ℓ_N＜1,700 mm

グループ３：1,000 mm≦ℓ_N＜1,400 mm

グループ４：　750 mm≦ℓ_N＜1,000 mm

１．締め具取り付け範囲の仕様

(1) 取り付け箇所の表示

取り付け箇所の表示は、スキーの左外側、そのエッジの上の少なくとも左サイドか、表面に明瞭に見えるマークを表示すること.

(2) 締め具取り付け範囲の長さ

締め具取り付け範囲の長さは、取り付け箇所から前後方向に次の寸法であること。

グループ１：275 mm

グループ２：240 mm

グループ３：210 mm

グループ４：190 mm

(3) 締め具取り付け範囲の幅

締め具取り付け範囲の最小幅は次の寸法であり、スキーの縦軸に対して左右対称であること。

グループ１、２：48 mm

グループ３、４：46 mm

(4) 締め具取り付けねじの中心間距離

(a) 最大中心間距離

スキーの中心線に対して垂直な最大中心間距離は、ねじが締め具取り付け範囲内に完全に入ること。

呼び径 ST5.5 の標準スキー締め具用ねじを使用した場合には、締め具取り付けねじの最大中心間距離は次の寸法であること。

グループ１、２：42.5 mm

グループ３、４：40.5 mm

(b) 最小中心間距離

締め具部品および保持装置を取り付けるために使用するねじの中心間距離は次の寸法以上であること。

グループ１、２：縦方向に 25 mmで、その他の方向はすべて 20 mm

グループ３、４：縦方向に 20 mmで、その他の方向はすべて 15 mm

４．所轄官庁・関連団体等・関係機関

消費生活用製品安全法：

経済産業省　商務情報政策局　消費経済部　製品安全課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

（財）製品安全協会 TEL 5255-3631　http://www.sg-mark.org/

工業標準化法：

経済産業省　産業技術環境局　認証課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

JIS マーク：

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9232　http://www.jisc.go.jp/

（財）日本規格協会　TEL 03-3583-8001（代）　http://www.jsa.or.jp

ワシントン条約：

経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部　貿易審査課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会 経済取引局 取引部 消費者取引課

TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

スポーツ用品の自主表示：

スポーツ用品公正取引協議会　TEL03-3219-2531

SG マーク：

（財）製品安全協会　TEL 03-5808-3300　http://www.sg-mark.org/

III-5 スケート用品

9506	スケート用具 （アイススケート・ ローラースケート）	不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

スケート用品の輸入に際しては、原則的には規制はない。ただし、靴やブーツに飼育された動物 以外のトカゲやヘビなどの革を用いた場合には**「ワシントン条約」**の規制を受ける（本ガイド「Ｉ-1 毛皮・同製品」参照。不明な点は、経済産業省貿易経済協力局貿易審査課に問い合わせのこと）。

２．販売時の規制

（１）民間自主規制

製品安全協会-SG マーク

（財）製品安全協会が、構造、材質、使い方などから見て、生命または身体に対して危害を与える恐れのある製品について、安全な製品としての必要基準を定め、この基準に適合していると認められた製品につけられる任意マークである。2007 年 3 月現在、131 品目が SG マーク対象品目に指定されている（詳しくは３．表示方法を参照のこと）。

（２）業界自主規制

スポーツ用品の表示に関する公正競争規約

同規約は、消費者の適正な商品選択を保護し公正競争を確保するために**「不当景品類及び不当表示防止法」**に基づいて、業界の自主的なルールとして施行されている（詳しくは３．表示方法を参照のこと）。

（３）**「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）**

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

法律に基づく義務表示は特にない。

（２）民間が自主的に行う任意表示

①製品安全協会：SG マーク

「ローラースケート」および「インラインスケート」については、（財）製品安全協会が実施している SG マーク制度の対象品目となっており、任意により検査を受け、これに合格したものについては SG マークを貼付することが可能である。なお、SG マークが表示さ

れた製品の欠陥により、万が一、人身事故が起こった場合は、被害者１人につき最高１億円までの賠償金が支払われる。ただし、この補償は対人についてのみ有効となっている。詳細は付属資料—IV 参照。

図表　SG マーク

②「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により､JIS マーク表示制度は大きく変更された（平成 17 年 10 月 1 日実施）。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り。詳細は、付属資料-VI を参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、その制度は廃止された。現在、新 JIS マーク制度では、認証可能な JIS 製品規格のある全ての製品の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007 年 4 月 18 日現在、1,742 規格が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の "JIS" を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、新法では、国により登録された民間の第三者機関(登録認証機関)から認証を取得することによって、製品などに新 JIS マークを表示することができるようになった。その制度は、国際的に整合性のとれた制度にするために、認証機関の登録基準に国際的な基準（ISO/IEC ガイドライン６５（我が国では、JIS Q 0065））を採用している。審査は、品質保証体制に加え、登録認証機関の責任において製品試験が実施されることになった。

従来、JIS マーク表示の申請は、国内外の製造・加工業者に限定されていましたが、これらに加え、国内の輸入業者、販売業者、外国の輸出業者についても、認証を取得すれば、新 JIS マークの表示が可能になった。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品	加工技術	特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであったが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9232　 http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

スポーツ用品の表示に関する公正競争規約

同規約に基づき、「カタログ」「スポーツ用品の本体」「取扱説明書」「店頭ビラ」等それぞれに表示すべき事項が定められている。例えば、カタログの表示は次のようになっている。

(a)製造業者又は商標名

(b)品名及び品番

(c)材質

(d)寸法又は規格

(e)原産国

(f)カタログ発行者の住所、氏名

(g)消費者からの問い合わせ窓口（所在地、電話番号）

問い合わせ先：スポーツ用品公正取引協議会　　TEL03-3219-2531

以下はＳＧマーク認定基準の抜粋である。詳細に関しては（財）製品安全協会に問い合わせのこと。

（財）製品安全協会：〒110-0012　東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ 2 階 Tel 03-5808-3300 Fax 03-5808-3305 http://www.sg-mark.org/

ローラースケートのＳＧマーク認定基準

１（1）傷、張り、まくれ、変形等がないこと。

（2）各部の組付けは確実であること。

２（1）車輪の側面には、走行中または転倒時において身体を傷つけるおそれのある突出物がないこと。

（2）プレート上面には、足を傷つけるおそれのある突出物がないこと。

３（1）スライドレールを有するものは、靴が装着される部分（以下この項において「本体」という）の長さを容易に調整でき、かつ、プレートとスライドレールを確実に固定で

きる構造であること。

(2) スライドレールは、後部プレート後端から突き出ないこと。

4 (1) ローラースケートの先端には、ストッパーが確実に取り付けられていること。ただし、競技用のものにあっては、この限りでない。

(2) ストッパーは、前部プレート先端より前方に水平距離で 10 ㎜以上突き出ていること。ただし、競技用のものおよび指先を保護することができる構造を有するものにあっては、この限りでない。

(3) ストッパーを接地したときの水平面とプレートとの角度は、25 度以上 35 度以下の範囲内にあること。ただし、競技用のものにあっては、この限りではない。

5 (1) ベルトを用いてプレートに靴を装着する構造のもの（以下「サンダル方式のもの」という）にあっては、ベルトおよびその取り付け部は、走行中に亀裂、破損等の異状が生じないような強度を有すること。

(2) サンダル方式のもの以外のものにあっては、プレートに靴を取り付けるボルト、ナット等の器具を有し、これらの器具は円滑な走行を確保するために十分な性能を有すること。

6　走行中に亀裂、破損、車輪の曲がりまたは外れ等の異状が生じることがないこと。その他円滑な走行

を確保するために十分な性能を有すること。

7　プレート、スライドレール、車軸および車輪は、落下衝撃により亀裂、破損、曲がり等の異状が生じない強度を有すること。

インラインスケートのＳＧマーク認定基準

1．外観および構造

インラインスケートの外観および構造は、次のとおり。

(1) 足を確実に固定できる構造であり、仕上げは良好で、使用時に身体に傷害を与えるようなばり、

とがり、鋭い角部等がないこと。

(2) 競技用（ホッケー用等）以外のものは、ブレーキを有しており、取り付けは確実で走行上支障のないこと。

(3) 車輪とフレーム（シャーシ）との取り付けは確実で、容易に緩まないこと。

2．強度

バックル等で足を固定するものは、引張試験を行ったとき破損、外れ、使用支障のある変形等がないこと。

3．摩擦抵抗

インラインスケートの車輪の進行横方向の静止摩擦係数は、0.3 以上であること。

4．耐衝突

インラインスケートの耐衝突性は次のとおり。

（1）靴の正面部は衝撃試験を行ったとき、使用上支障のある変形、破損等の異状がないこと。

（2）ブレーキ部は衝突試験を行ったとき、使用上支障のある変形、破損等の異状がないこと。

（3）靴の車輪部底部は衝突試験を行ったとき、使用上支障のある変形、破損などの異状がないこと。

５．走行性

走行試験を行ったとき、使用上支障のある変形、破損等の異状がないこと。

４．所轄官庁・関連団体等

スケート全般：

経済産業省　商務情報政策局　日用品課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

ワシントン条約：

経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部　貿易審査課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

工業標準化法：

経済産業省　産業技術環境局　認証課

TEL 03-3501-9473　http://www.meti.go.jp

JIS マーク：

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9232　http://www.jisc.go.jp/

（財）日本規格協会　TEL: 03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

SG マーク：

（財）製品安全協会　TEL 03-5808-3300　http://www.sg-mark.org/

スポーツ用品の自主表示：

スポーツ用品公正取引協議会　TEL03-3219-2531

III-6 ゴルフ用品

ＨＳ番号	品目	関連法規
9506	ゴルフクラブ（完成品）	不当景品類及び不当表示防止法
9506	ゴルフボール	工業標準化法 不当景品類及び不当表示防止法
9506	その他のゴルフ用具・部品	不当景品類及び不当表示防止法
6402 6403 6404	ゴルフシューズ	家庭用品品質表示法 ワシントン条約 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

ゴルフ用品の輸入に際して、原則的に規制はない。ただし、靴などに、飼育された動物以外のトカゲやヘビなどの革を用いた場合には「**ワシントン条約**」の規制を受ける（本ガイド「Ｉ-1 毛皮・同製品」参照。不明な点は、経済産業省貿易経済協力局貿易審査課に問い合わせのこと）。

２．販売時の規制

販売に際して、ゴルフ用品のうち「ゴルフボール」は「**工業標準化法**」規制を受ける。「ゴルフシューズ」は「不当景品類及び不当表示防止法」の規制を受け、また、「家庭用品品質表示法」の規制を受ける場合もある。

（1）「工業標準化法」

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により､JIS マーク表示制度は大きく変更された(平成 17 年 10 月 1 日実施)。新 JIS マーク表示制度の要点は、３．表示方法を参照のこと。。

（2）「家庭用品品質表示法」

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのない様に、事業者に家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

この主旨で「品質表示の必要な家庭用品」として現在 90 品目が指定されている。詳細は附属資料-I を参照。

同法により、ゴルフシューズのうち「甲皮に合成皮革を、本底にゴム、合成樹脂またはこれらの混合物を使用したもので、甲皮と本底とを接着剤により接着したもの」の販売時には、同法に基づく表示が義務づけられている。

（3）民間自主規制

製品安全協会：SG マーク

（財）製品安全協会が、構造、材質、使い方などから見て、生命または身体に対して危害を与える恐れのある製品について、安全な製品としての必要基準を定め、この基準に適合していると認められた製品につけられる任意マークである。2007 年 3 月現在、131 品目が SG マーク対象品目に指定されている。

（４）業界自主規制

スポーツ用品の表示に関する公正競争規約

同規約は、消費者の適正な商品選択を保護し公正競争を確保するために「不当景品類及び不当表示防止法」に基づいて、業界の自主的なルールとして施行されている（詳しくは３．表示方法を参照のこと）。

（５）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料―V 参照。

３．表示方法

（１）家庭用品品質表示法に基づく法的義務表示

ゴルフ用品に関する法律に基づく義務表示は特にないが、ゴルフシューズのうち「甲に合成皮革を、本底にゴム、合成樹脂またはこれらの混合物を使用し、甲と本底とを接着剤により接着したもの」の販売に際しては「家庭用品品質表示法」に基づき、下記のような表示事項が定められている。なお、同法においては、表示方法および表示個所（品質表示は、下げ札でも取り付けラベルでもよく、特にその形態を定めていないが、見やすい箇所に見やすいように表示）が定められている。詳細は経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課まで問い合わせのこと。

① 皮として使用する材料
② 底材として使用する材料
③ 底の耐油性
④ 取扱い上の注意
⑤ 表示者名、住所または電話番号等

図表　「家庭用品品質表示法」に基づく表示（例）

甲皮の使用材　　合成皮革
底材の種類　　　合成底（耐油性）
取扱い上の注意
・甲皮の汚れを取るためには、水で濡らした布を用い、靴クリーム等の保革油を用いる必要がない旨
・火のそばに置くと、軟化又は変形することがある旨
・乾燥するときは、陰干しにする旨
〇〇××　株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL　03-0000-1111
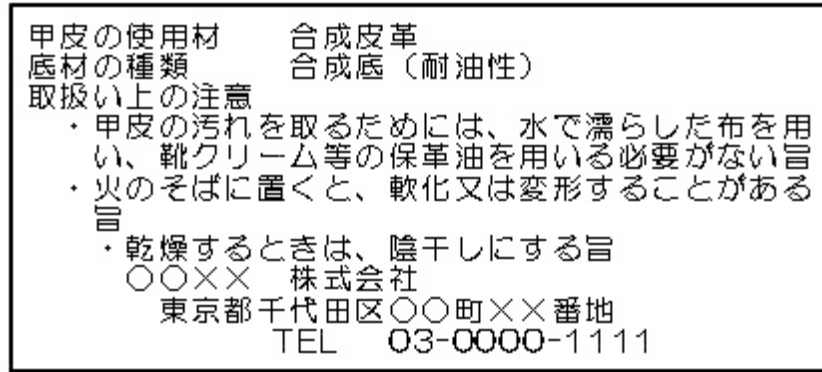
（2）民間が自主的に行う表示

①製品安全協会：SG マーク

「ゴルフクラブ」および「ゴルフクラブ用シャフト」については、（財）製品安全協会が実施している SG マーク制度の対象品目となっており、任意により検査を受け、これに合格したものについては SG マークを貼付することが可能である。なお、SG マークが表示された製品の欠陥により、万が一、人身事故が起こった場合は、被害者 1 人につき最高 1 億円までの賠償金が支払われる。ただし、この補償は対人についてのみ有効となっている。詳細は付属資料―IV 参照。

図表　SG マーク

②「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定おおび普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された（平成 17 年 10 月 1 日実施）。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り。詳細は、付属資料-Ⅵを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、その制度は廃止された。現在、新 JIS マーク制度では、認証可能な JIS 製品規格のある全ての製品の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007 年 4 月 18 日現在、1,742 規格が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)

の ”JIS” を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、新法では、国により登録された民間の第三者機関(登録認証機関)から認証を取得することによって、製品などに新 JIS マークを表示することができるようになった。その制度は、国際的に整合性のとれた制度にするために、認証機関の登録基準に国際的な基準（ISO/IEC ガイドライン６５（我が国では、JIS Q 0065））を採用している。審査は、品質保証体制に加え、登録認証機関の責任において製品試験が実施されることになった。

従来、JIS マーク表示の申請は、国内外の製造・加工業者に限定されていましたが、これらに加え、国内の輸入業者、販売業者、外国の輸出業者についても、認証を取得すれば、新 JIS マークの表示が可能になった。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品	加工技術	特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであったが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9232　 http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

「スポーツ用品の表示に関する公正競争規約」

同規約に基づき、「カタログ」「スポーツ用品の本体」「取扱説明書」「店頭ビラ」等それぞれに表示すべき事項が定められている。例えばカタログの表示は次のようになっている。

(a)製造業者又は商標名

(b)品名及び品番

(c)材質

(d)寸法又は規格

(e)原産国

(f)カタログ発行者の住所、氏名

(g)消費者からの問い合わせ窓口（所在地、電話番号）

問い合わせ先：スポーツ用品公正取引協議会　　TEL03-3219-2531

以下はＳＧマーク認定基準の抜粋である。詳細に関しては「製品安全協会」に問い合わせのこと。

（財）製品安全協会：〒110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ 2 階

Tel 03-5808-3300 Fax 03-5808-3305　http://www.sg-mark.org/

ゴルフクラブのＳＧマーク認定基準

ゴルフクラブの形式分類は、次の組み合わせのとおりとする。

（1）使用対象者　　(R 型)：一般用のもの。
(L 型)：主として女性または子供を対象として、設計・製造されたもの。
(P 型)：パター。

（2）ヘッドの形状　(W 型)：ウッドタイプのもの。
(I 型)：アイアンタイプのもの。

（3）ヘッド材質　　(M型)：金属製のもの。
(O 型)：木製、繊維強化プラスティック製等の非金属製のもの。

（4）シャフトの材質 (S 型)：金属製のもの。
(C 型)：繊維強化プラスティック製等の非金属製のもの。

1．外観および構造

ゴルフクラブの外観および構造は次のとおり。

（1）仕上げは良好で、使用時に身体に傷害を与えるようなばり、突起部、鋭い角部等がないこと。

（2）ゴルフクラブ各部にはひび、割れ、腐食およびその他の強度を害する欠点がないこと。

（3）シャフトには刻印がないこと。

（4）ヘッドは通常の使用による衝撃によって破壊しないこと。

２．ヘッド取り付け部のねじり試験

ゴルフクラブのヘッド部を固定し、ねじり試験を行ったときに破壊しないこと。

３．ヘッド取り付け部の片持ち曲げ試験

ゴルフクラブのヘッド部を固定し､片持ち曲げ試験を行ったときに破壊しないこと。

４．シャフトの強度

シャフトの強度は、次のとおり。

（1）ねじり試験

シャフトを全長にわたってのにじり試験を行ったときに破壊しないこと。

（2）S 型シャフトのへん平試験

S 型シャフトにあっては、へん平試験を行ったときに破壊しないこと。

（3）C 型シャフトの 3 点曲げ試験

C 型シャフトにあっては、３点曲げ試験を行ったときに破壊しないこと。

ゴルフクラブ用シャフトのＳＧマーク認定基準

1．外観および構造

シャフトの外観および構造は次のとおり。

（1）仕上げは良好で、使用時に身体に傷害を与えるようなばり、突起部、鋭い角部等がないこと。

（2）シャフトにはひび、割れ、腐食およびそのたの強度を害する欠点がないこと。

（3）シャフトには刻印がないこと。

2．ねじり試験

シャフトを全長にわたってねじり試験を行ったときに破壊しないこと。

3．S 型シャフトの強度

（1）片持ち曲げ試験

S 型シャフトにあっては、片持ち曲げ試験を行ったときに残留たわみは 3mm 以下であること。

（2）へん平試験

S 型シャフトにあってはへん平試験を行ったときに破壊しないこと。

4．C 型シャフトの強度

3 点曲げ試験

C 型シャフトにあっては、3 点曲げ試験を行ったときに破壊ししないこと。

4．所轄官庁・関連団体等

工業標準化法：

経済産業省　産業技術環境局　認証課

TEL 03-3501-9473　　http://www.meti.go.jp

JIS マーク：

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9232　http://www.jisc.go.jp/

（財）日本規格協会　TEL 03-3583-8001（代）　　http://www.jsa.or.jp

家庭用品品質表示法：

経済産業省　商務情報政策局　消費経済部　製品安全課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

ワシントン条約：

経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部　貿易審査課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会経済取引局取引部消費者取引課

TEL 03-3581-5471　　http://www.jftc.go.jp

SG マーク：

（財）製品安全協会　　TEL 03-5808-3300　http://www.sg-mark.org/

スポーツ用品の自主表示：

スポーツ用品公正取引協議会　　TEL 03-3219-2531

III-7 フィットネス用品

ＨＳ番号	品目	関連法規
9019	バイブレーター （電気マッサージ器）	電波法 薬事法 電気用品安全法 不当景品類及び不当表示防止法
9506	自転車エルゴメーター	電気用品安全法 不当景品類及び不当表示防止法
9506	トレッドミル	電気用品安全法 不当景品類及び不当表示防止法
9506	筋力トレーニング器具	電気用品安全法 不当景品類及び不当表示防止法
9506	ステッパー	電気用品安全法 不当景品類及び不当表示防止法
9506	ローイング器具	電気用品安全法 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

フィットネス機器のうち「バイブレーター（電気マッサージ器）」の輸入に関しては、**「薬事法」**の規制を受ける。さらに、超音波を使用する機器などは**「電波法」**の規制を受ける場合もある。

（１）**「薬事法」**

この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品および医療用具の品質、有効性および安全性の確保の為に必要な規制を行うとともに､医療上特にその必要性が高い医薬品及び医療用具の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図る事を目的とする。

[医療機器関連]

1.規制内容

医療機器は医薬品に準じた規制が行われていると言われるものの、人体への影響が医薬品同様に大きなものから、問題が生じてもほとんど影響がないものまで多種多様（危険性において）なものが含まれるため、承認審査では審査対象を人体へ与える影響の程度によって分類し、それに応じた手続きが実施されている。
販売については､厚生労働大臣の指定するものについて､届出が必要となっている。

2.承認審査制度

医療機器の承認審査の流れは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（医薬品機構）の申請書類の適合性評価調査を除いてほぼ同様の流れである。ただし、承認審査のうち既に承認が得られている医療機器との同一性に関する調査は厚生労働大臣によって登録された登録認証機関の認証を受けなければならない。

同法により、フィットネス機器のうち「バイブレーター（電気マッサージ器）」は医療機器指定されており、業として輸入する場合には、営業所ごとに第 2 種医療

機器製造販売業者の許可を受けなければならない。また、品目毎に承認・許可を得る必要がある。

＜輸入販売業の許可＞

バイブレーターを業として輸入する場合、同法に基づき、輸入販売業の許可を受ける必要がある。申請する際、原則として営業所が属する都道府県の薬務主管課（都道府県知事）を経由し、厚生大臣に許可を申請する。許可を受ける際、様々な要件を満たす必要があるので、各都道府県の薬務主管課に問い合わせをするとよい。

＜品目毎の承認・許可＞

「承認」とは、あるものが医療機器として製造または輸入され、一般に流通し、国民の医療・保健に使用されることが適切であるとして国が認めることである。

バイブレーターを輸入しようとする場合、品目毎に厚生労働大臣（承認権限が都道府県知事に委任されているものにあっては当該都道府県知事）の承認を受ける必要がある。申請する際、原則として申請者（外国製造業の場合には国内管理人）の住所地が属する都道府県の薬務主管課にて行われる。申請書には、構造、品質、性能、規格等に関する資料を添付する必要がある。

（２）**「電波法」**

この法律は、電波（300 万メガヘルツ以下の周波数の電磁波）の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

同法により、10kHz 以上の高周波電流を使用する機器（電力 50W 以下を除く）は、他の機器への影響などの観点から規制を受ける。特に、型式指定の対象になる場合は、総務大臣の指定を受けなければならない（詳しくは、（財）電気通信振興会に問い合わせのこと）。

【型式指定】

同法施行規則 46 条で定められた品目については、それぞれの型式について総務大臣の指定を受ける必要がある。輸入業者は申請書に品目ごとに定められた必要事項を記載した書類を添えて総務省指定の無線設備検査協会で試験を受け、その試験成績書を電気通信監理局を通じて総務大臣に提出する。審査の結果条件に適合していると認められれば、その型式についての指定を受けることができる。また、輸入業者は決められた表示を付することを義務づけられている（詳しくは２．参照のこと）。

問い合わせ先：（財）電気通信振興会

TEL 03-3940-3951　http://www.dsk.or.jp/

（３）民間自主規制

フィットネス用品のうち「家庭用自転車エルゴメーター」「ローイング器具」「筋力トレーニング器具」「ステッパー」「家庭用トレッドミル」は（財）製品安全協会が実施している SG マーク制度の対象品目となっており、任意により同協会の審査を受け、安全と認定されたものに SG マークを貼付することが可能で

ある（詳しくは３．表示方法を参照のこと）。

２．販売時の規制

フィットネス機器のうち、「バイブレーター（電気マッサージ器）」の輸入に関して、**「薬事法」**および**「電気用品安全法」**の規制を受ける。なお、電気を使用する機器の一部に関しては**「電気用品安全法」**や**「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）**の規制を受ける場合がある。

（１）「薬事法」

同法により、バイブレーターを業として直接一般の消費者、病院、診療所等に販売する場合には、第 2 種医療機器製造販売業の許可が必要である。申請は、店舗ごとに物的基準、人的要件を満たすことを示す資料を添付して、店舗の所在地の都道府県知事に申請する。詳細は都道府県薬務主管課に確認すること。

（２）「電気用品安全法」

この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的としている。

1999 年 8 月に**「電気用品取締法」**（旧法）を、**「電気用品安全法」**と改正する法律が公布され、2001 年 4 月から施行された。これにより国の事前規制が廃止されるなど、特に基準認証においては民間機関による第三者認証制度の導入など、大幅な改正が行われている。

電気用品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣に届ける義務があり（第 3 条)、その届出事業者は製造あるいは輸入する電気用品を経済産業省の定める技術水準に適合させる必要がある（第 8 条)。

電気用品のうち特に危険又は障害の発生するおそれが多いもので、政令で定めるもの全 112 種を「特定電気用品」と定義し（第 2 条第 2 項、それ以外のもの全 338 種は「特定電気用品以外の電気用品」に指定されている。）当該製品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣が認定した登録検査機関による適合性検査を受け、かつ適合性についての証明書の交付を受け、これを保存しなければならない（第 9 条)。また、新法ではすべての事業者に対し技術基準適合（第 8 条)、検査記録の作成保存（第 8 条）及び表示（第 10 条）が義務付けられている。詳細は附属資料-III を参照。

フィットネス機器のうち「バイブレーター（電気マッサージ器）」は特定電気用品に指定されている（その他の電気を使用する機器に関しては、経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課に確認のこと）。

すでに登録を受けている外国事業者からの輸入の場合、型式承認を受ける所定の表示を付している商品であれば、輸入者が輸入事業開始届を経済産業大臣に提出することが定められている。

登録を受けていない事業者からの輸入の場合、電気製品の型式ごとの区分ごとに、認可を受ける必要がある。その際、国の指定する検査機関（電気安全環境研究所）

による試験か、特定外国試験機関の合格データの添付が必要になる。なお、すでに輸入されているものと同一型式区分に属するものを輸入する場合は、型式承認を要しない。

また、社内検査の実施と記録の保存が義務付けられている（詳しくは３．表示方法を参照のこと）。

（３）「電波法」

同法により、10kHz 以上の高周波電流を使用する機器（電力 50W 以下を除く）は、同法に基づく表示が義務づけられている（詳しくは３. 表示方法を参照のこと）。

（４）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料―V 参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

①「薬事法」に基づく表示

医療機器（バイブレーター）を販売する場合は、「輸入業者名」「製造番号」など、同法で定められた表示を行うことと、誤認を与える表示をしてはならないことが定められている。

②「電気用品安全法」：PSE マーク

2001 年 4 月の法改正に伴い、政府認証から民間機関による第三者認証へと移行し、指定試験機関制度や型式認可は廃止された。製造又は輸入を行う届け出事業者は、技術基準の適合義務や検査を履行し、法令で定めた表示事項（PSE マーク、事業者名、定格電圧など）を当該電気用品の表面に表示しなければ販売できない。詳細は付属資料―III を参照。

③「電波法」に基づく表示

同法に基づき型式指定を受けなければならない製品の場合は、「認定マーク」「同番号」の表示を行うことが定められている。

（2）民間が自主的に行う任意表示

①製品安全協会：SG マーク

「家庭用自転車エルゴメーター」および「ローイング器具」「筋力トレーニング器具」「家庭用トレッドミル」「ステッパー」については、（財）製品安全協会が実施している SG マーク制度の対象品目となっており、任意により検査を受け、これに合格したものについては SG マークを貼付することが可能である。なお、SG マークが表示された製品の欠陥により、万が一、人身事故が起こった場合は、被害者一人につき最高 1 億円までの賠償金が支払われる。ただし、この補償は対人についてのみ有効となっている。詳細は付属資料—IV 参照。

②「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定及び普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り（平成 17 年 10 月 1 日実施）。詳細は、付属資料-VIを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。2005 年 11 月 17 日現在、1,673 規格が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の「新 JIS マーク表示制度の対象となり得る JIS リストの公表について」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国又は国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新 JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品

加工技術

特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jisc.go.jp/

（3）業界自主規制に伴う表示

安全認証の任意マーク：S マーク

1995 年の「電気用品取締法」が「電気用品安全法」に改正されたのに伴い、国の委託を受けた民間機関が、一定の水準以上の安全性が確保されたことを認証する第三者認証制度が作られた。現在の認証は、(財) 電気安全環境研究所(JET),（財）日本品質保証機構(JQA)など 10 の実施機関がある。これら機関が、個々の製品の安全試験や工場の品質管理体制の確認を行い、安全認証マークの表示が認可される。実際のマークは（財）電気製品認証協議会の共通認証マークと各認証機関のロゴマークの組み合わせで構成されている。上述二機関のマーク例を下記に示す。

図表　JET マーク　　図表　JQA マーク

以下はＳＧマーク認定基準の抜粋である。詳細に関しては（財）製品安全協会に問い合わせのこと。

（財）製品安全協会：〒103-0023　東京都中央区日本橋本町 1-5-9　共同ビル（本町 1 丁目）
Tel 03-5255-3631　Fax 03-3517-5832　http://www.sg-mark.org/

家庭用トレッドミルのＳＧマーク認定基準

この基準は、一般家庭で使用する健康の維持および増進を目的としたトレッドミル（「トレッドミル」という）について適用する。

トレッドミルの形式分類は、次のとおりとする。

①使用目的による区分

・歩行用：歩行運動を目的としたトレッドミル。

・走行用：走行運動が可能なトレッドミル。

②駆動形式による区分

・自走式：使用者が歩行又は走行することによって駆動するトレッドミル。

・電動式：商用電源を使用して駆動させるトレッドミル。

1．外観、構造及び寸法

トレッドミルの外観、構造および寸法は、次のとおり。

(1) 表面にめっき、塗装等が施されているものは、安全性を損なう恐れがある素地の露出、はがれ等がないこと。

(2) 身体が触れる部分には、先鋭部、ばり、とがり等がないこと。

(3) 組み立て式のもにあっては、組み立ては容易で、かつ適切な方法によって組み立てられた製品の各部には、安全性を損なう恐れのある緩み、がた、変形等がないこと。

(4) 組み立て式以外の箇所は、各部の組付け・接合は、堅ろうかつ確実で、緩み、がた、変形などがないこと。

(5) 外部に現れるボルト・ナット、リベット、溶接部の先端は著しく突き出してないこと。

(6) 電動式は、駆動力部は容易に外れないカバー等で覆われていること。

(7) 駆動部および可動部は、指等を巻き込むおそれがない構造であること。

(8) 使用者の運動領域内には、調整用レバー等の運動動作の妨げとなるものがないこと。

(9) 手すりの握り部は、容易にずれたり、外れたりしないこと。

(10) 歩行または走行補助用の枠を有すること。

(11) 歩行または走行面は、表１に示す大きさであること。

表１．歩行／走行面の大きさ

	歩　行　用	走　行　用
ベ ル ト 幅	330 ㎜	380 ㎜
有　効　幅	350 ㎜	420 ㎜
長　　　さ	850 ㎜	1,000 ㎜

2．強度

トレッドミルの強度は、次のとおり。

(1) 歩行・走行面の耐荷重試験を行ったとき、各部に破損、変形または使用上支障のある異状がないこと。

(2) 枠部の耐荷重試験を行ったとき、各部に破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。

3．安定性

安定性試験を行ったとき、浮きの発生する引張力が表２の値以上であること。

表２．安定性試験　引張力

	前　　枠	側 面 枠
歩　行　用	200N {20kgf}	150N {15kgf}
走　行　用	300N {30kgf}	200N {20kgf}

筋力トレーニング器具のＳＧマーク認定基準

この基準は、一般家庭で使用する健康維持および増進を目的とした据置式の筋力トレーニング器具（以下、「トレーニング器具」という）について適用する。

トレーニング器具の形式区分は、次のとおり。

負荷形式の違いによる区分

・フリーウェイ式：重錘またはバーベルを利用したもの。
・油（空）圧負荷式：油（空）圧式シリンダを利用したもの。
・弾性負荷式：ゴム等を利用したもの。
・体重負荷式：使用者の体重を利用するもの。例．腹筋台
・その他：上記の他の負荷形式のもの。例．商用電源を使用した電磁抵抗方式のもの。

１．外観、構造および寸法

トレーニング器具の外観、構造および寸法は、次のとおり。

(1) 身体が触れる部分には、先鋭部、ばり、とがり等がないこと。
(2) 外部に現れるボルト・ナット、リベット、溶接部等の先端は著しく突き出していないこと。
(3) 組み立て式のものは、組み立ては容易で、かつ確実に組み立てられること。
(4) 操作ハンドル部には、滑り防止のための措置が講じられていること。
(5) 運動する身体部位が触れるベンチシート等の表面は、クッション材料によって覆われていること。
(6) 使用時に身体が触れ得る箇所には、開口端部がないこと。
(7) 可動部に身体や手指などが狭まれることがないこと。
(8) 取外し可能な負荷部は、使用中に外れ、ずれ等がないこと。
(9) 負荷伝達部にワイヤロープを用いるものは、滑車直径はワイヤ直径の 18 倍以上であること。
(10) 負荷伝達部にワイヤロープを用いるものは、ワイヤロープが滑車から外れないこと。
(11) 各運動動作を確実に行える構造であり、各運動領域内に適正な運動の妨げになるフレーム、レバー等がないこと。
(12) 高さ 1,800 ㎜以下の位置にワイヤロープが露出するものには、ワイヤロープは樹脂等によって被覆されているか、又は触れられないようにカバー等で覆われていること。
(13) バーベルを用いるフリーウェイ式のバーベル受けは、確実にバーベルを受けられる構造であること。
(14) 高さ調節が可能な支柱等の負荷を支持するフレーム部は、最高又は最長にしたときであっても十分な支持深さを有し、かつ確実に固定する機構を有すること.

２．強度

トレーニング器具の強度は、次のとおり。

(1) 体重のみが加わるベンチ部分は、耐荷重試験を行ったとき、破損、変形および使用上支障のある異状がないこと。

(2) 使用時に作用力が加わる部分は耐荷重試験を行ったとき、破損、変形および使用上支障がある異状がないこと。

(3) バーベルを用いるフリーウェル式にあっては、バーベル受け部への衝撃試験を行ったとき、はそん、変形および使用上支障がある異状がないこと。

３．耐久性

耐久性試験を行ったとき、各部に破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。

４．安定性

安定性試験を行ったとき、転倒がないこと。

５材料

耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。

ステッパーのＳＧマーク認定基準

この基準は、一般家庭で使用する健康の維持及び増進を目的とした据置式のステッパー（以下、「ステッパー」という）について適用する。

１．外観､構造および寸法

ステッパーの外観、構造および寸法は、次のとおり。

(1) 身体が触れる部分には、先鋭部、ばり、とがり等がないこと。

(2) 外部に現れるボルト・ナット､リベット、溶接部等の先端は著しく突き出していないこと。

(3) 組み立て式のものにあっては､組み立ては容易で､かつ確実に組み立てられること。

(4) ステップの幅は 100 ㎜以上であること。

(5) 可動部に身体や手指が狭まれることがないこと。

(6) ステップの連動駆動にワイヤロープを用いるものは、ワイヤロープは樹脂等によって被覆されているか、またはカバー等で覆われていること。

２．強度

ステッパーの強度は、次のとおり。

(1) ステップの強度試験を行ったとき、破損、変形および使用上支障のある異状がないこと。

(2) ハンドルまたは手すりを有するものにあっては、ハンドル部の強度試験を行ったとき、破損、変形および使用上支障のある異状がないこと。

３．耐久性および温度上昇

耐久試験を行ったとき、各部に破損、変形および使用上支障のある異状がないこと。また、手を触れることができる部位は、65℃以上にならないこと。

４．材料

耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。

ローイング器具のＳＧマーク認定基準

この基準、一般家庭で使用する健康の維持および増進を目的とした据置式のローイング器具（以下、「ローイング器具」という）について適用する。

１．外観、構造および寸法

ローイング器具の外観、構造および寸法は、次のとおり。

(1) 身体が触れる部分には、先鋭部、ばり、とがり等がないこと。

(2) 外部に現れるボルト・ナット、リベット、溶接部等の先端は著しく突き出していないこと。

(3) 組み立て式のものは、組み立ては容易で、かつ、確実に組み立てられること。

(4) ステップに足を保持できる機構を有すること。

(5) 可動部に身体や手指等が狭まれることがないこと。

２．強度

ローイング器具の強度は、次のとおり。

(1) シートの強度試験を行ったとき、外れ、破損、変形および使用上支障のある異状がないこと。

(2) 基本フレームの強度試験を行ったとときき、残留たわみ量がスパンの 1／100 以下であり、かつ、破損、変形および使用上支障のある異状がないこと。

(3) ステップに装備された足を保持する機構部は、引張試験を行ったとき、外れ、破損、変形および使用上支障のある異状がないこと。

(4) ステップの強度試験を行ったとき、破損、変形および使用上支障のある異状がないこと。

３．耐久性及び温度上昇

耐久試験を行ったとき、各部に破損、変形および使用上支障のある異状がないこと。また、手を触れることができる部位は、65℃以上にならないこと。

４．材料

耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。

家庭用自転車エルゴメーターのＳＧマーク認定基準

この基準は、一般家庭で使用する据置式の自転車エルゴメーター（「エルゴメーター」という）について適用する。

１．強度

エルゴメーターの強度は、次のとおり。

(1) ペダル部の耐荷重試験を行ったとき、ペダルの回り、破損、変形および使用上支障のある異状がないこと。

(2) サドル部およびサドルポストの耐荷重試験を行ったとき、破損、使用上支障のある異状、高さのずれがなく、鉛直方向の永久変形が 10 ㎜以下であること。

(3) サドルの保持試験を行ったとき、回転、破損、変形および使用上支障のある異状がないこと。

(4) ハンドル部の回転試験を行ったとき、ハンドル部の回転、破損、変形および使用上支障のある異状がないこと。

(5) ハンドルポスト部の保持試験を行ったとき、ハンドルポストの滑り、破損、変形および使用上支障のある異状がないこと。

(6) ハンドル部を前後に稼動させながら使用するものは、可動ハンドル部の強度試験を行ったとき、破損、変形および使用上支障のある異状がないこと。

２．安定性

安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。

３．材料

耐食性材料は、防せい処理が施されていること。

４．所轄官庁・関連団体等

薬事法：

厚生労働省　医薬局　審査管理課

TEL 03-5253-1111（代）　http://www.mhlw.go.jp

電気用品安全法：

経済産業省　商務情報政策局　消費経済部　製品安全課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

電波法：

総務省　総合通信基盤局　電波部　電波環境課

TEL 03-5253-5111　http://www.soumu.go.jp

SG マーク：

（財）製品安全協会　TEL 03-5255-3631　http://www.sg-mark.org/

JET マーク：

（財）電気安全環境研究所（JET）　TEL 03-3446-9203

http://www.jet.or.jp

JQA マーク：

（財）日本品質保証機構　（JQA）　TEL 03-6212-9001　http://www.jqa.jp

III-8 スポーツシューズ

ＨＳ番号	品目	関連法規
6403	スポーツシューズ	家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法 ワシントン条約
6404	キャンバスシューズ	家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

スポーツシューズの輸入に際して、原則的に規制はない。ただし、甲が革製の履物、および本底が革製かつ甲の一部に革を使用した履物で、かつ、スポーツ用または体操用等と見なされないシューズは、関税割当制度の適用対象となる。

なお、スポーツ用または体操用に該当するか否かの判断は、関税において個別になされるため注意が必要である（関税割当制度については、本ガイド「Ⅱ-1　革靴」を参照のこと）。スポーツ用、体操用の規定は、次のようになっているが、詳細は,関税相談室（http://www.customs.go.jp/）へ問い合わせのこと。

・スポーツ用履物：スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリング、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品が取り付けてあるものまたは取り付けることができるものをいう（例：陸上競技用スパイクシューズ、野球用スパイクシューズ、ゴルフシューズ、サッカーシューズ、競輪用シューズ等）。

・体操用履物：体操用、競技用その他これらに類する用途に直接供することを目的とするものをいう。

なお、スポーッシューズに飼育された動物以外のトカゲやヘビなどの革を用いている場合には、「ワシントン条約」の規制を受ける（本ガイド「I-1 毛皮・同製品」参照。不明な点は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に問い合わせのこと）。

２．販売時の規制

スポーツシューズのうち「甲に合成皮革を、本底にゴム、合成樹脂またはこれらの混合物を使用し、甲と本底とを接着剤により接着したもの」の販売に際しては**「家庭用品品質表示法」**および**「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）**の規制を受ける。

（１）「家庭用品品質表示法」

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのない様に、事業者に家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

この主旨で「品質表示の必要な家庭用品」として現在 90 品目が指定されている。詳細は附属資料-I を参照。

同法により、スポーツシューズのうち「甲皮に合成皮革を、本底にゴム、合成樹脂また

はこれらの混合物を使用したもので、甲皮と本底とを接着剤により接着したもの」の販売時には、同法に基づく表示が義務づけられている。

（２）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

スポーツシューズのうち「甲に合成皮革を、本底にゴム、合成樹脂またはこれらの混合物を使用し、甲と本底とを接着剤により接着したもの」を販売する場合には**「家庭用品品質表示法」**に基づき、下記のような表示事項が定められている。なお、同法においては、表示方法および表示個所（品質表示は、下げ札でも取り付けラベルでもよく、特にその形態を定めていないが、見やすい箇所に見やすいように表示）が定められている。詳細は経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課まで問い合わせのこと。

① 甲皮として使用する材料
② 底材として使用する材料
③ 底の耐油性
④ 取扱い上の注意
⑤ 表示者名、住所または電話番号等

図表　「家庭用品品質表示法」に基づく表示（例）

甲皮の使用材　　合成皮革
底材の種類　　　合成底（耐油性）
取扱い上の注意
・甲皮の汚れを取るためには、水で濡らした布を用い、靴クリーム等の保革油を用いる必要がない旨
・火のそばに置くと、軟化又は変形することがある旨
・乾燥するときは、陰干しにする旨
〇〇××　株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL　03-0000-1111

（２）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された（平成 17 年 10 月 1 日実施）。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り。詳細は、付属資料-VI を参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、その制度は廃止された。

現在、新 JIS マーク制度では、認証可能な JIS 製品規格のある全ての製品の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007 年 4 月 18 日現在、1,742 規格が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(http://www.jisc.go.jp/)の "JIS"を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、新法では、国により登録された民間の第三者機関(登録認証機関)から認証を取得することによって、製品などに新 JIS マークを表示することができるようになった。その制度は、国際的に整合性のとれた制度にするために、認証機関の登録基準に国際的な基準（ISO/IEC ガイドライン６５（我が国では、JIS Q 0065））を採用している。審査は、品質保証体制に加え、登録認証機関の責任において製品試験が実施されることになった。

従来、JIS マーク表示の申請は、国内外の製造・加工業者に限定されていたが、これらに加え、国内の輸入業者、販売業者、外国の輸出業者についても、認証を取得すれば、新 JIS マークの表示が可能になった。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品	加工技術	特定側面

４．所轄官庁・関連団体等

家庭用品品質表示法：
経済産業省　商務情報政策局　消費経済部　製品安全課
TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

ワシントン条約：
経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部　貿易審査課
TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：
公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課
TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

工業標準化法：
経済産業省　産業技術環境局　認証課
TEL 03-3501-9473　http://www.meti.go.jp

JIS マーク：
日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9232　http://www.jisc.go.jp/
（財）日本規格協会　TEL: 03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

スポーツ用品の自主表示：
スポーツ用品公正取引協議会　TEL03-3219-2531

Ⅳ-1 ゲーム類

ＨＳ番号	品目	関連法規
9503	パズル	不当景品類及び不当表示防止法
9504	トランプ	不当景品類及び不当表示防止法
9504	その他のゲーム、部分品	電気用品安全法 不当景品類及び不当表示防止法
9504	乳児用ゲーム	食品衛生法 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

ゲーム類の輸入に際しては、原則的には規制はない。乳幼児用ゲーム類の中には、玩具として「**食品衛生法**」の適用を受けるものがある（該当品目の確認などの詳細については、厚生労働省医薬局食品保健部企画課に問い合わせのこと）。

２．販売時の規制

ゲーム類の販売に際しては、原則的には規制はない。ただし、電動で、電灯線を使用する遊戯盤等のゲーム類については「**電気用品安全法**」および「**不当景品類及び不当表示防止法**」（**景品表示法**）の規制を受ける。また、ゲーム類の一部については、都道府県の「**青少年保護条例**」の規制を受ける場合がある。

（１）「電気用品安全法」

この法律は、電気用品の製造、輸入、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険および障害の発生を防止することを目的としている。

平成 13 年 4 月 1 日から施行されている「電気用品安全法」は、従来の「電気用品取締法」が改称されたもので、「取締」を主体とした規制体系に民間による「安全」確保体系が加味された制度に移行した。電気用品の技術基準への適合の確認については、登録・型式認可等の政府認証制度が廃止され、製造事業者または輸入事業者自身による自己確認が義務付けられたことが基本となっている。特に危険性が高いと判断される製品（特定電気用品）については、適合性検査機関制度が導入され、これらの機関が行う適合性検査を受けることが義務付けられている。なお、平成 16 年 3 月より、国による認定・承認制度から、国が認定した登録検査機関による登録制度に移行した。これにより、外国登録製造事業者制度が廃止されたため、特定電気用品については、すべて輸入事業者の責任により適合性検査を受け、製造に係わる検査記録を整備することが必要となる。

電気用品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣に届ける義務があり（第 3 条）、その届出事業者は製造あるいは輸入する電気用品を経済産業省の定める技術水準に適合させる必要がある（第 8 条）。

電気用品のうち特に危険または障害の発生するおそれが多いもので、政令で定め

るもの全 115 種を「特定電気用品」と定義し（第 2 条第 2 項、それ以外のもの全 338 種は「特定電気用品以外の電気用品」に指定されている)、当該製品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣が認定した登録検査機関による適合性検査を受け、かつ適合性についての証明書の交付を受け、これを保存しなければならない（第 9 条)。また、新法ではすべての事業者に対し技術基準適合（第 8 条)、検査記録の作成保存（第 8 条）および表示（第 10 条）が義務付けられている。詳細は附属資料-III を参照。

電動で、電灯線を使用する遊戯盤等のゲーム類は特定電気用品以外の電気用品に指定されている。

さらに、技術基準適合義務（自己認証）検査等の義務と製造者名等の必要表示事項の表示が義務づけられている（詳しくは３．表示方法を参照のこと）。なお、規制内容が守られているかどうかを監視するために、立ち入り検査や試買検査が実施されている。

図表　「電気用品安全法」の体系図
（特定電気用品以外の電気用品）

海外の製造事業者
↓
日本国内の輸入事業者
↓
事業の届出
↓
技術基準適合義務
↓
検査等の義務
↓
表示の義務
↓
国内の輸入または販売事業者
（表示確認販売義務）
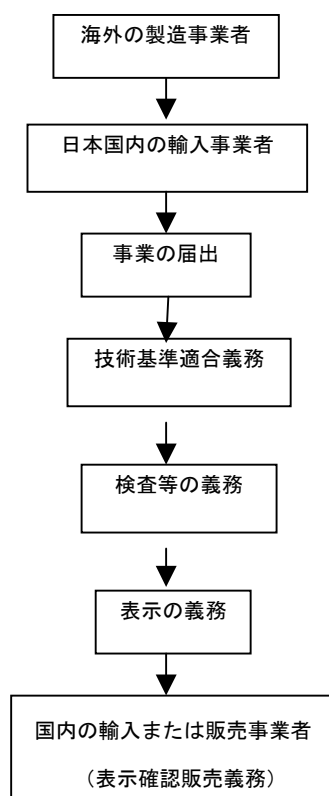
（２）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品及および役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

（３）「都道府県の青少年保護条例」

ゲーム類の中には、全国の都道府県において制定されている「**青少年保護条例**」により、有害玩具に指定されている商品がある。これについては、18 歳未満の青少年への販売、貸与、贈与と自動販売機での販売が禁止されている。具体的な商品名については関係各都道府県に問い合わせのこと。

（注①）有害玩具とは 18 歳未満の青少年が使用することは青少年の健全育成上好ましくないと判断される玩具のことである。

（注②）この条例の名称および担当部署は各都道府県によって多少異なることがある。

（例）東京都「**青少年の健全な育成に関する条例**」

（４）業界自主規制

日本玩具協会：ST マーク

（社）日本玩具協会では 14 歳までの子供を対象とした玩具について安全基準を定め、合格したものに ST マークを与えている。同制度は業界の自主規制であるが、現在日本で販売されている 14 歳までの子ども向け玩具の 90%が ST マークをつけており、ゲーム類も例外ではない。ST マークをつけた商品を販売するにはその品質を安全基準と同等以上に保つことが義務づけられている。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

電動で、電灯線を使用する遊戯盤等のゲーム類の販売に際しては「**電気用品安全法**」に基づく表示が義務づけられている。また、「**食品衛生法**」適用時には同法に基づく表示が義務づけられるので、確認が必要である。

「電気用品安全法」：PSE マーク

2001 年 4 月の法改正に伴い、政府認証から民間機関による第三者認証へと移行し、指定試験機関制度や型式認可は廃止された。製造または輸入を行う届け出事業者は、技術基準の適合義務や検査を履行し、法令で定めた表示事項（PSE マーク、事業者名、定格電圧など）を当該電気用品の表面に表示しなければ販売出来ない。詳細は附属資料-III を参照。

（２）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：ＪＩＳマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り（平成 17 年 10 月 1 日実施）。詳細は、付属資料-VIを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007 年 4 月 18 日現

在、1,742 規格（鉱工業品 1,723 規格、加工技術 19 規格）が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の「新 JIS マーク表示制度の対象となり得る JIS リストの公表について」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国又は国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新 JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品　　加工技術　　特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9232　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

①日本玩具協会：ST マーク

（社）日本玩具協会が、「おもちゃの安全規準」に合格した玩具に表示する。ST マークを取得するには日本玩具協会と ST マーク使用許諾契約を締結後、商品ごとに（財）日本文化用品安全試験所などの指定機関で機械的、物理的及び化学的特性や可燃性の検査を受け、合格すればマークの表示が認められる。マークの使用許諾契約期間は 1 年間であるが、検査合格後のマーク表示有効期間は 4 年間である。なお、契約者は万が一の事故に備えて玩具賠償責任保証共済・玩具製造物責任保証共済への加入が義務付けられている。

図表　ST マーク

②安全認証の任意マーク：S マーク

1995 年の「**電気用品取締法**」が「**電気用品安全法**」に改正されたのに伴い、国の委託を受けた民間機関が、一定の水準以上の安全性が確保されたことを認証する第三者認証制度が作られた。現在の認証は、（財）電気安全環境研究所(JET)、（財）日本品質保証機構(JQA)など 10 の実施機関がある。これら機関が、個々の製品の安全試験や工場の品質管理体制の確認を行い、安全認証マークの表示が認可される。実際のマークは（財）電気製品認証協議会の共通認証マークと各認証機関のロゴマークの組み合わせで構成されている。上述二機関のマーク例を下記に示す。

図表　JET マーク　　　　図表　JQA マーク

４．所轄官庁・関連団体等

食品衛生法：

厚生労働省　医薬食品局　食品安全部
TEL 03-5253-1111　http://www.mhlw.go.jp

電気用品安全法：

経済産業省　商務情報政策局　消費経済部　製品安全課
TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

青少年保護条例：

（例）東京都：青少年・治安対策本部　総合対策部　青少年課
TEL 03-5388-3186　http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課
TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

ST マーク：

（社）日本玩具協会　TEL 03-3829-2513　http://www.toys.or.jp/

JET マーク：

(財)電気安全環境研究所 (JET)　TEL 03-3446-9203　http://www.jet.or.jp

JQA マーク：

（財）日本品質保証機構　(JQA)　TEL 03-6212-9001　http://www.jqa.jp

Ⅳ-2 玩　具

ＨＳ番号	品目	関連法規
9503	車輪付玩具	食品衛生法（乳児用） 電気用品安全法 電波法 不当景品類及び不当表示防止法
9503	人形	食品衛生法（乳児用） 不当景品類及び不当表示防止法
9503	縮尺模型	電波法（ラジコン） 電気用品安全法 不当景品類及び不当表示防止法
9504	その他の玩具	電気用品安全法 食品衛生法（乳児用） 不当景品類及び不当表示防止法
9505	娯楽用品	電気用品安全法 不当景品類及び不当表示防止法
9506	ボール	不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

玩具の輸入に際しては、原則的には規制はない。ただし、乳幼児用玩具に関しては**「食品衛生法」**の、「ラジコン用発振機」に関しては**「電波法」**の、「乳児用三輪車」などに関しては**「消費生活用製品安全法」**の規制をそれぞれ受ける。

（1）「食品衛生法」

この法律は、食品の安全性確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

同法により、乳幼児用玩具を輸入する場合には「食品等輸入届出書」を必要書類添付の上、通関しようとする海空港を管轄する検疫所の輸入食品監視業務窓口に提出する。「輸入届出書」の審査の結果、衛生検査が必要とされたものは、保税地域内で検査が行われ、輸入の可否が判定される。検査項目については重金属・ヒ素等の溶出試験等が行われる。

なお、事前に厚生労働大臣指定の国内検査機関、および登録されている国外検査機関において自主的に検査をしておくと、その結果は検疫所の行う衛生検査と同等に取り扱われ、その検査項目については衛生検査が省略され、輸入手続きが迅速に行われる。

（2）「電波法」

この法律は、電波（300 万メガヘルツ以下の周波数の電磁波）の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

人体への危害を防止し、他の機器への悪影響を及ぼすことを防止するために、電波を発生する玩具については同法の適用を受ける。玩具においては「ラジコン用発信機」が該当する。

２．販売時の規制

玩具の販売に関して、原則的に規制はない。ただし、「電熱式おもちゃ」「電動式おもちゃ」その他の電動力応用の遊戯器具、「電子応用おもちゃ」「電磁式おもちゃ」に関しては**「電気用品安全法」**の、「乳児用三輪車」などに関しては**「消費生活用製品安全法」**規制を、また全般に**「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）**の規制をそれぞれ受ける。

（1）「電気用品安全法」

この法律は、電気用品の製造、輸入、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険および障害の発生を防止することを目的としている。

平成 13 年 4 月 1 日から施行されている「電気用品安全法」は、従来の「電気用品取締法」が改称されたもので、「取締」を主体とした規制体系に民間による「安全」確保体系が加味された制度に移行した。電気用品の技術基準への適合の確認については、登録・型式認可等の政府認証制度が廃止され、製造事業者または輸入事業者自身による自己確認が義務付けられたことが基本となっている。特に危険性が高いと判断される製品（特定電気用品）については、適合性検査機関制度が導入され、これらの機関が行う適合性検査を受けることが義務付けられている。なお、平成 16 年 3 月より、国による認定・承認制度から、国が認定した登録検査機関による登録制度に移行した。これにより、外国登録製造事業者制度が廃止されたため、特定電気用品については、すべて輸入事業者の責任により適合性検査を受け、製造に係わる検査記録を整備することが必要となる。

電気用品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣に届ける義務があり（第 3 条)、その届出事業者は製造あるいは輸入する電気用品を経済産業省の定める技術水準に適合させる必要がある（第 8 条)。

電気用品のうち特に危険または障害の発生するおそれが多いもので、政令で定めるもの全 112 種を「特定電気用品」と定義し（第 2 条第 2 項、それ以外のもの全 338 種は「特定電気用品以外の電気用品」に指定されている。）当該製品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣が認定した登録検査機関による適合性検査を受け、かつ適合性についての証明書の交付を受け、これを保存しなければならない（第 9 条)。また、新法ではすべての事業者に対し技術基準適合（第 8 条)、検査記録の作成保存（第 8 条）及び表示（第 10 条）が義務付けられている。詳細は附属資料-III を参照。

【特定電気用品】…「玩具に使用する電源コードおよびプラグ」「アダプター」「玩具用変圧器」「電熱式玩具」「電気乗り物」

特定電気用品に指定された電気製品を輸入販売しようとする業者は、事業開始の届出を、経済産業大臣宛てに提出する。特定電気用品は、経済産業省で定める届出に係る形式に従って、適合性検査を受け、適合性検査証明書を保存する義務がある。加えて、技術基準適合義務（自己認証）検査等の義務と製造者名等の必要表示事項の表示義務がある。規制内容が守られているかどうかを監視するために、立ち入り

検査や試買検査が実施されている。

【特定電気用品以外の電気用品】…「電気オルゴール」「電子応用おもちゃ」など

特定電気用品以外に指定された電気製品を輸入販売しようとする業者は、事業開始の届け出を、経済産業大臣宛てに提出する。特定電気用品以外に指定された電気製品には、技術基準適合義務（自己認証）検査等の義務と製造者名等の必要表示事項の表示義務がある。規制内容が守られているかどうかを監視するために、立ち入り検査や試買検査が実施されている。

（２）民間自主規制

①製品安全協会：SG マーク

（財）製品安全協会が、構造、材質、使い方などから見て、生命または身体に対して危害を与える恐れのある製品について、安全な製品としての必要基準を定め、この基準に適合していると認められた製品につけられる任意マークである。2007 年 3 月現在、131 品目が SG マーク対象品目に指定されている。

「乳児用三輪車」などは（財）製品安全協会が実施している SG マーク制度の対象品目となっており、事業者が SG マークを表示するためには、事前に認定基準に適合しているかどうかの検査を受け合格しなければならない（詳しくは３．表示方法を参照のこと）。

（３）業界自主規制

①日本玩具協会：ST マーク

（社）日本玩具協会が安全規準に合格した玩具に表示するもので、14 歳までの子供を対象とした玩具について安全基準を定め、合格したものに ST マークを与えている。同制度は業界の自主規制であるが、現在日本で販売されている 14 歳までの子ども向け玩具の 90%が ST マークをつけている。ST マークをつけた商品を販売するにはその品質を安全基準と同等以上に保つことが義務づけられている。

（４）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

「電熱式おもちゃ」「電動式おもちゃ」その他の電動力応用の遊戯器具、「電子応用おもちゃ」「電磁式おもちゃ」の販売に際しては**「電気用品安全法」**に基づく表示が義務づけられている。また、**「食品衛生法」「電波法」**適用時には、それぞれの法に基づく表示が義務づけられるので、確認が必要である。

「電気用品安全法」：PSE マーク

2001 年 4 月の法改正に伴い、政府認証から民間機関による第三者認証へと移行し、

指定試験機関制度や型式認可は廃止された。製造または輸入を行う届け出事業者は、技術基準の適合義務や検査を履行し、法令で定めた表示事項（PSE マーク、事業者名、定格電圧など）を当該電気用品の表面に表示しなければ販売出来ない。詳細は附属資料-III を参照。

（2）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：ＪＩＳマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り（平成 17 年 10 月 1 日実施）。詳細は、付属資料-VIを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007 年 4 月 18 日現在、1,742 規格（鉱工業品 1,723 規格、加工技術 19 規格）が新 JIS マーク表示対象となっている。対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の「新 JIS マーク表示制度の対象となり得る JIS リストの公表について」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新 JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品	加工技術	特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。詳細は下記に問合せのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9232　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）民間が自主的に行う任意表示

製品安全協会マーク：SG マーク

「乳児用三輪車」などについては、(財）製品安全協会が実施している SG マーク制度の指定対象品目となっており、事前に認定基準に適合しているかどうかの検査を受け合格しなければ SG マークを貼付することが出来ない。なお、SG マークが表示された製品の欠陥により、万が一、人身事故が起った場合は、対人についてのみ、被害者一人につき最高 1 億円までの賠償金が支払われる。詳細は付属資料-IV 参照。

図表　SG マーク

（４）業界自主規制に伴う表示

①日本玩具協会：ST マーク

（社）日本玩具協会が、「おもちゃの安全規準」に合格した玩具に表示する。ST マークを取得するには日本玩具協会と ST マーク使用許諾契約を締結後、商品ごとに（財）日本文化用品安全試験所などの指定機関で機械的、物理的および化学的特性や可燃性の検査を受け、合格すればマークの表示が認められる。マークの使用許諾契約期間は 1 年間であるが、検査合格後のマーク表示有効期間は 4 年間である。なお、契約者は万が一の事故に備えて玩具賠償責任保証共済・玩具製造物責任保証共済への加入が義務付けられている。

図表　ST マーク

②安全認証の任意マーク：S マーク

1995 年の「**電気用品取締法**」が「**電気用品安全法**」に改正されたのに伴い、国の委託を受けた民間機関が、一定の水準以上の安全性が確保されたことを認証する第三者認証制度が作られた。現在の認証は、(財）電気安全環境研究所(JET),（財）日本品質保証機構(JQA)など 10 の実施機関がある。これら機関が、個々の製品の安全試験や工場の品質管理体制の確認を行い、安全認証マークの表示が認可される。実際のマークは（財）電気製品認証協議会の共通認証マークと各認証機関のロゴマークの組み合わせで構成されている。上述 2 機関のマーク例を下記する。

図表　JET マーク　　　図表　JQA マーク

以下はＳＧマーク認定基準の抜粋である。詳細に関しては（財）製品安全協会に問い合わせのこと。

（財）製品安全協会：〒110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2　ミサワホームズ三ノ輪 2 階

Tel 03-5808-3300　Fax 03-5808-3305　　http://www.sg-mark.org/

乳幼児用三輪車のＳＧマーク認定基準

この基準は、乳幼児が使用する足し踏み式の三輪車（以下、三輪車という）について適用する。ただし押手棒付三輪車は除く。

１．構造、外観および寸法

三輪車の構造、外観および寸法は、次のとおり。

（1）ペダルの最低地上高さは、40 ミリメートル以上であること。

（2）サドル座面中央部の最大地上高さは、400 ミリメートル以下であること。

（3）背当てが付いているものは、サドル座面中央部から背当て上面までの高さは、200 ミリメートル以下であること。

２．安定性

三輪車の安定性は、次のとおりとする。

（1）ハンドルにぎり中心部は、前輪地上接地点の垂直面から前方に出ないこと。

（2）三輪車を傾斜させたとき 15 度以下で転倒しないこと。

３．耐荷重

三輪車の耐荷重は、次のとおりとする。

（1）ハンドル左右にぎり中心部にそれぞれ 10 キログラムの力を同時に加えたとき、き裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。

（2）後部ステップがついているものは、後部ステップ面に 60 キログラムの力を加えたとき、三輪車各部に亀裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。

（3）背当てが付いているものは、背当り面に 20 キログラムの力を加えたとき、背当ておよび背当てと車体との接合部に亀裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。

４．所轄官庁・関連団体等・関係機関

食品衛生法：

厚生労働省　医薬食品局　食品安全部

TEL 03-5253-1111　　http://www.mhlw.go.jp

電気用品安全法：

経済産業省　商務情報政策局　消費経済部　製品安全課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

電波法：

総務省　総合通信基盤局　電波部　電波環境課

TEL 03-5253-5111　http://www.soumu.go.jp

（財）日本ラジコン模型安全協会　TEL 03-3864-9175

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

SG マーク：

（財）製品安全協会　TEL 03-5808-3300　http://www.sg-mark.org

ST マーク：

（社）日本玩具協会　TEL 03-3829-2513　http://www.toynes.or.jp

JET マーク：

（財）電気安全環境研究所（JET）

TEL 03-3446-9203　　http://www.jet.or.jp

JQA マーク：

（財）日本品質保証機構　（JQA）　TEL 03-6212-9001　　http://www.jqa.jp

IV-3 ぬいぐるみ

ＨＳ番号	品目	関連法規
9503	ぬいぐるみ(動物、アニメキャラクターのもの）	関税定率法、著作権法、商標法 意匠法、不正競争防止法 ワシントン条約 不当景品類及び不当表示防止法
9503	その他のぬいぐるみ	関税定率法、著作権法、商標法 意匠法、不正競争防止法 ワシントン条約 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

ぬいぐるみの輸入に際しては、「関税法」および「不正競争防止法」の規制を受ける場合がある。また、特殊な材質（例えばある動物の羽毛や皮革など）を使用している場合「ワシントン条約」の規制を受ける可能性がある

（１）「関税法」

この法律は、関税の確定、納付、徴収および還付並びに貨物の輸出および輸入についての税関手続の適正な処理を図るため必要な事項を定めている。平成 18 年度同法改正により、関税定率法の輸入禁制品制度を関税法に移行し、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権等を侵害する物品を輸入してはならない貨物として定められた。（第 69 条の 11）

同法に基づき、知的財産権を侵害するぬいぐるみは輸入できない。

（２）不正競争防止法

この法律は、事業者間の公正な競争およびこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止および不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

権利者の承諾を得ないで製造された物品などによって営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止または予防を請求することができ(第 3 条の１)、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止または予防に必要な行為を請求できる(第 3 条の２)。

著作権者の許諾を受けずにキャラクターをぬいぐるみにしたものや、商標権者等の許諾を受けずに登録商標（ブランドマーク等）やキャラクターの名称をぬいぐるみに使った模倣品は、著作権・商標権などを侵害しているとみなされ、原則として税関で没収される。

なお、並行輸入品の場合は、その輸入業者・販売業者が商標権を持っていなくとも、商品が真正商品であれば商標権を侵害しないものとして取り扱われ、輸入・販売は可能となっている。

（３）「絶滅の恐れのある野性動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約）

この法律は、野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施

することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護をはかることを目的とする。

その附属書Ⅰに掲げられた動植物およびその製品等は商業目的での取引は禁止、ⅡおよびⅢは商業目的での取引は可能だが、その生物を絶滅させる危険がない等の一定条件の下に発給される輸出許可書（再輸出の場合は本条約に則って輸入されたものである旨の証明書）等を輸出国の当局から取得し、輸入国の当局に提出しなければならないことになっている。

日本は 1980 年 11 月に同条約に加盟し、現在 172 ヵ国が加盟している。同条約の規制の対象となるのは付属書に掲載されている野生動植物である。生死を問わず、また全体・部分を問わず、トカゲやヘビを含む対象物の加工品は、輸入が禁止もしくは規制の対象となっている。詳細は経済産業省貿易経済協力局に問い合わせのこと。

A.附属書-I（絶滅のおそれのある動植物）
約 900 種で、商業目的での国際的取引は原則的に禁止。輸入割当品目に指定されていて、輸出入両国政府の許可証を必要とし、日本の場合、経済産業大臣の輸入割当を受けなければならない。

B.附属書-II（国際取引を厳しい規制の下におかないと絶滅のおそれのある動植物）
約 32,500 種で、輸出国政府または公的機関が発行した輸出許可書、再輸出証明書を税関へ提出する必要がある。

C.附属書-III（締結国が国内的な規制措置の対象とするもので、他の締結国の協力を必要とする動植物）約 300 種で、輸出国政府または公的機関が発行した輸出、原産地証明書の原本と加工証明書が必要である。

同条約に抵触するか否かを明確にするため、インボイスでは、一般名ではなく、学名を記載することが望ましい。詳細は、経済産業省貿易経済協力局貿易審査課に問い合わせのこと。

２．販売時の規制

ぬいぐるみの販売に際しては、「著作権法」、「商標法」、「意匠法」、「不正競争防止法」及び「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）などにより、知的財産権の権利者の権利が保護されている。例えばキャラクターを模倣した偽物などを販売したり、広告宣伝にキャラクターや商標を勝手に使用すると、権利者より権利の侵害とみなされ提訴される場合がある（民事だけでなく刑事告発もありうる）。

（１）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和二十二年法律第五十四号)の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

ぬいぐるみに関する法律に基づく義務表示は特にない。

（２）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」に基づくＪＩＳマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成16年6月の工業標準化法の改正により、JISマーク表示制度は大きく変更された。新JISマーク表示制度の要点は次の通り（平成17年10月1日実施）。詳細は、付属資料-Ⅵを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品JISの中から事業者が自主的に選択できることになった。2007年4月18日現在、1,742規格（鉱工業品1,723規格、加工技術19規格）が、新JISマーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の「新JISマーク表示制度の対象となり得るJISリストの公表について」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新JISマークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新JISマークは下記のデザインとなった。

新JISマーク

鉱工業品	加工技術	特定側面

旧法によるJISマーク表示制度での適用は、平成17年9月30日までであるが、経過措置として、平成20年9月30日まで旧法によるJISマークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9232　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（3）業界自主規制に伴う表示

日本玩具協会：ST マーク

（社）日本玩具協会が、安全規準に合格した玩具に表示するものである。ST マークを取得するには日本玩具協会と ST マーク使用許諾契約を締結後、商品ごとに（財）日本文化用品安全試験所などの指定機関で機械的、物理的および化学的特性や可燃性の検査を受け、合格すればマークの表示が認められる。マークの使用許諾契約期間は 1 年間であるが、検査合格後のマーク表示有効期間は 4 年間である。なお、契約者は万が一の事故に備えて玩具賠償責任保証共済・玩具製造物責任保証共済への加入が義務付けられている。

図表　ST マーク

4．所轄官庁・関連団体等

関税法：

財務省　関税局　関税課　　TEL 03-3581-4111　　http://www.mof.go.jp
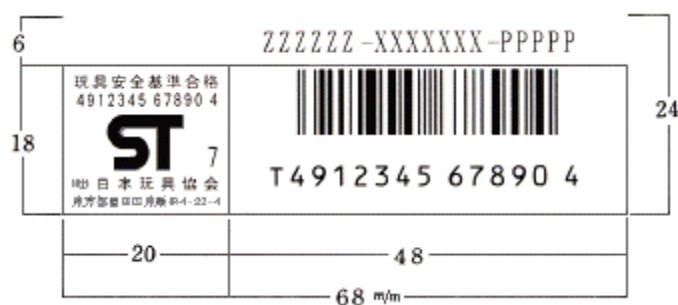
著作権法：

文部科学省　文化庁　著作権課

TEL 03-5253-4111　　http://www.bunka.go.jp

商標法：

経済産業省　特許庁　審査業務部商標課

TEL 03-3581-1101　　http://www.jpo.go.jp

意匠法：

経済産業省　特許庁　審査業務部意匠課

TEL 03-3581-1101　　http://www.jpo.go.jp

不正競争防止法：

経済産業省　政策局　知的財産政策室　産業組織課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

ワシントン条約：

経済産業省　貿易経済協力局　貿易審査課

TEL03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

ST マーク：

（社）日本玩具協会　TEL 03-3829-2513　http://www.toys.or.jp

Ⅳ-4 花　火

ＨＳ番号	品目	関連法規
3604	**玩具用花火**	火薬取締法 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

おもちゃ花火の輸入に関しては、「火薬類取締法」の規制を受ける。また、（社）日本煙火協会による検査を受けることが義務づけられている。

（１）「火薬類取締法」

この法律は、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いを規制する事により、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保する事を目的としている。

火薬類を輸入、爆発、燃焼あるいは廃棄しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。特に、火薬類を輸入しようとする者は、輸入火薬類の種類・数量、輸入目的および貯蔵または保管場所を記した火薬類輸入申請書に、火薬または爆薬にあってはその成分および配合比、火工品にあってはその構造および組成を記載した書類を添えて、陸揚地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

同法により、おもちゃ花火は「がん具煙火」として扱われる。輸入する場合には、おもちゃ花火（鑑賞用消費販売に限られる）としてのはっきりした輸入目的があり、かつ「がん具として用いられる煙火」（火薬類取締法施行規則第１条の５第１号）として分類されるものでなければならない。

火薬類輸入許可申請書には、「品名」「数量」「目的」「輸入先」「製造所名」「製造年月日」「陸揚げ予定期日」「輸入港名」「貯蔵または保管場所」等を記載し、および輸入がん具煙火明細書に「輸入製品の構造・組成」等を詳細に記載しなければならない。

（２）日本煙火協会による検査

おもちゃ花火については、（社）日本煙火協会が経済産業省の指導のもと、自主事業として玩具煙火検査所にて事故発生防止のための検査を行っている。検査の内容は、火薬類取締法に適合しているかをチェックする「基準検査」と花火の構造・燃焼現象や使い方の表示の確認テストとともに、実際に着火して危険の有無を調べる「安全検査」がある。検査の種類として、「予備検査」と「本検査」の２つがある、「予備検査」では「基準検査」と「安全検査」に適合しているか、「本検査」では、輸入品においては、陸揚げされるたびに、抜取りで「基準検査」と「安全検査」に適合しているか確認する。「予備検査」に合格すると「規格マーク」、「本検査」に合格すると「合格マーク」が与えられる。「規格マーク」と「合格マーク」の付いていないおもちゃ花火は、原則として輸入および販売することができない。このマークの付されたおもちゃ花火自体の欠陥により消費者が損害与えられた場合、

製造物賠償保険で賠償される（詳しくは３．表示方法を参照のこと）。

２．販売時の規制

おもちゃ花火の販売に際しては、「火薬類取締法」、「火災予防条約」および「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）の規制を受ける。

（１）「火薬類取締法」

同法により、おもちゃ花火を貯蔵・運搬する場合には、貯蔵庫の防火壁の基準、保安距離などについて貯蔵庫の所在する都道府県知事の確認を受けなければならない。その際、がん具煙火貯蔵庫の所有者、または占有者（貯蔵庫を借用して使用する者）は、火薬類取り扱い保安責任者の免状を持つ者を配置しなければならない。

ただし、貯蔵では火薬量 25kg 以下[注]、運搬では火薬量 500kg 以下[注]（クラッカーボールを除く）の場合は適用除外となっている（詳しくは各通商産業局、都道府県、日本煙火協会に問い合わせのこと）。

（注）おもちゃ花火を、注意書に従って正しく使用する場合には規制はかからないが、束ねて使用する場合にはおもちゃ花火ではなく火薬類の製造とみなされることがあり、同法により罰せられるので、必ず注意書に従って正しく使用すること。

（２）火災予防条例

同法により、おもちゃ花火を消費・販売・貯蔵する場合には規制の対象とされる場合がある。詳しくは都道府県の消防本部および地方自治体の消防署に問い合わせのこと。

（３）日本煙火協会による検査

（４）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

おもちゃ花火を販売する場合には、「火薬類取締法」に基づいて（社）日本煙火協会が、下記のような表示事項およびマークを定めている。

①表示事項

(a)品名

(b)火薬の重量（1 個ごとの重量）

(c)製造所名（輸入品については相手国名）（国によっては省名まで）

(d)輸入業者名（略称をもって代える場合もあるが、略称は一般に周知されたものであること）

(e)警告・注意（正しく使用するよう、商品知識と災害防止策の文言を記入）

(f)使用方法（性能、現象、取り扱い上の注意等を含む）

(g)製造年月日

②マーク（規格マークと合格マーク）

検査に合格したおもちゃ花火には次のようなマーク（SF マーク）が表示される。消費者がこのマークの付いた花火を注意書に従って正しく使用中、万一事故により損害をこうむった場合には、製造物賠償責任保険で賠償される。

(a)規格マーク　新しく花火を企画したときに受ける予備検査に合格した製品に交付する。法的基準および安全基準に適合していることを表示する型式認定マークであり、すべてのものに表示する。

(b)合格マーク　製造中、または輸入・揚陸して直ちに本検査を受け、合格したときに受けるもので、大箱単位またはセット単位に表示する。

図表　SF マーク

（２）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：ＪＩＳマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り（平成 17 年 10 月 1 日実施）。詳細は、付属資料-VIを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007 年 4 月 18 日現在、1,742 規格（鉱工業品 1,723 規格、加工技術 19 規格）が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(http://www.jisc.go.jp/)の「新 JIS マーク表示制度の対象となり得る JIS リストの公表について」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録さ

れた民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新 JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品　　加工技術　　特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9232　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp

（3）業界自主規制に伴う表示

おもちゃ花火に関する業界自主規制に伴う表示は特にない。

4．所轄官庁・関連団体等

火薬取締法：

経済産業省　資源エネルギー庁　原子力安全・保安院保安課

TEL 03-3501-1511　http://www.enecho.meti.go.jp

各経済産業局および都道府県の火薬担当係

日本煙火協会による検査（「予備検査」および「本検査」）：

（社）日本煙火協会　　TEL 03-5652-7855　http://www.hanabi-jpa.jp

がん具煙火検査所　　TEL 0532-88-5581

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

IV-5 パソコン用ゲームソフト

HS 番号	品目	関連法規
磁気媒体 8523.21 8523.29 光学媒体 8523.40 半導体媒体 8523.51 8523.52 8523.59 その他のもの 8523.80	カード その他のもの 不揮発性半導体記憶装置 スマートカード その他のもの	関税法 著作権法 特許法 商標法 資源有効利用促進法 不当景品類及び不当表示防止法

注：貿易統計ではメディア別分類しかなく、コンピュータ・ソフトのコンテンツは明らかにならない。

また、PC にプリインストールされて輸入されるものや、インターネットからダウンロードされるものもある。

パソコン用ゲームソフトを含むコンピュータ・ソフトはプログラムの著作物として著作権上保護される。

我が国では、プログラムの著作物に係る登録制度が設けられている。登録は文化庁の指定機関である、（財）ソフトウェア情報センターが担当している。

また、著作権を含む知的財産権を国際的に保護するために、WTO 設立に伴い TRIPS 協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights: 「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定」）が締結されており、加盟国は知的財産権を共通に保護する義務がある。さらに、著作権については万国著作権条約があり、我が国を含め加盟国はどこででも同様に保護される。このような知的財産権保護を国際的に行なう機関として、「著作権に関する世界知的所有権機関条約」（World Intellectual Property Organization ：WIPO）が設立されている。

１．輸入時の規制

輸入に際しては、関税法、ならびに著作権法、商標法など知的財産権法関連の確認が必要である。

（１）関税法

関税法第 69 条は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、育成者権などを侵害する物品を輸入してはならない貨物としている。ゲームソフトは上述のいくつかの法でその権利が保護されており、これを侵害するものは本条による規制の対象となる。これらの物品は税関で没収・廃棄、もしくは積戻しが命じられる。

（２）著作権法

著作権法では、日本国民の著作物および最初に日本国内で発行された著作物のほか、

条約により我が国が保護の義務を負う著作物が保護の対象とされている。条約締結国で合法的に作成されたものは原則として輸入・販売できるが、非条約締結国で複製されたものを輸入・販売するには、著作権者の許可が必要とされる。

（３）特許法

ソフトウェアに対しては、著作権による保護だけでなく、アイデアの保護を与えるため、特許法に基づく特許権の保護対象となっている。

（４）商標法

商標は、商標法に基づく審査の上、登録することができ、商標権者は自己の商標権を侵害するおそれのある者に対し、その侵害の停止または予防を請求することができる。権利者の持つ商標と同一あるいは類似の表示を権利者の許可なしにつけていると商標法上の問題になる場合がある。日本は上記の WIPO：著作権条約ならびに標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）に加盟し、商標の国際登録を保護している。

２．販売時の規制

コンピュータ・ゲームソフトの販売に関しては、著作権法、特許法、商標法など、知的財産権法関連の規制を受ける。その他容器包装に関しての識別表示については「資源有効利用促進法」、再資源化については「容器包装リサイクル法」の規制を受ける場合がある。

（１）著作権法

コンピュータ・ゲームソフトの販売および使用に際して、ソフトウェアメーカー（著作権者）の許諾を得ない複製、貸与、頒布（いわゆる違法コピー）は著作権に対する侵害行為とされ、刑事上の罰則や民事上の損害賠償が科せられる。ただし、コンピュータ・ソフトは使用許諾契約によって、著作権者から使用が許諾されるものであるため、パッケージソフトウェアには使用許諾契約書が同梱され、ユーザーに許諾する条件や範囲が明記されている。

（２）特許法

特許法では「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」を「発明」として保護しており、コンピュータ・ソフトの創作は同法上の「発明」該当するものと認められている。

（３）商標法

商標法は、商品・サービスにつけられた名称やマークを「商標」として登録することによって保護し、商標を使用する者の業務上の信用を維持することを目的とするものである。これまでは有形の商品または無形のサービスに付される商標を念頭において規定されていたが、商標法改正（2002 年 9 月 1 日施行）により、ソフトウェア等に関しても商標権が明確化された。

（４）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示義務

（1）法律に基づく義務表示

① 資源有効利用促進法に基づく表示

コンピュータ・ソフトウェアに関して、法律に基づく義務表示は特にないが、同法に基づき、一定の包装容器については分別回収促進のための識別表示をすることが義務づけられている。

個包装、ラベル、外装などに紙やプラスチック製包装材料を使用した場合、容器包装の１ヵ所以上に決められた様式で識別マークを表示する必要がある。

（ 表示例）

外箱　　　ラベル

（2）法律に基づく任意表示マーク

コンピュータ・ソフトウェアに関して、法律に基づく任意の表示は特にない。

（3）業界自主表示

＜コピー禁止マーク＞

（社）コンピュータ・ソフトウェア著作権協会（ACCS）では、下の絵の「違法コピー禁止マーク」を制定し、同会の会員企業が商品、マニュアル、広告宣伝に利用できるようにしている。

http://www2.accsjp.or.jp/about/about.html

＜特定非営利活動法人　コンピュータエンターテインメントレーティング機構(Computer Entertainment Rating Organization : CERO）による年齢別レーティング制度＞

ゲームソフトの表現内容により、対象年齢層を５段階に分けて表示するマークをパッケージの所定箇所に貼る。また、コンテンツを９のカテゴリー（恋愛、暴力、犯罪など）に分けたコンテンツアイコンのラベルを同一パッケージの別の場所に貼る。

詳しくは同法人のホームページを参照。http://www.cero.gr.jp/index.html

４．所轄官庁・関連団体等・関係機関

関税法：

財務省　関税局業務課

http://www.mof.go.jp/index.htm

著作権法：

文化庁　長官官房　著作権課

http://www.bunka.go.jp/

特許法

特許庁　特許審査第一部　審査課

http://www.jpo.go.jp/indexj.htm

商標法

特許庁　審査業務部　商標課

http://www.jpo.go.jp/indexj.htm

資源有効利用促進法

経済産業省　産業技術環境局　リサイクル推進課

http://www.meti.go.jp/

不当景品類及び不当表示防止法

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

http://www.jftc.go.jp

V-1 じゅうたん

ＨＳ番号	品目	関連法規
5701	結びパイルのもの	家庭用品品質表示法 消防法（防炎物品） 不当景品類及び不当表示防止法
5702	手織の敷物を含む 織物製のもの	家庭用品品質表示法 消防法（防炎物品） 不当景品類及び不当表示防止法
5703	タフテッドじゅうたん	家庭用品品質表示法 消防法（防炎物品） 不当景品類及び不当表示防止法
5704	フェルト製	家庭用品品質表示法 消防法（防炎物品） 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

じゅうたんの輸入に関して、特に規制はない。

２．販売時の規制

じゅうたんの販売に際しては、**「家庭用品品質表示法」**、**「消防法」**、「内装工事業の指定」および**「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）**の規制を受ける。

（１）「家庭用品品質表示法」

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのない様に、事業者に家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

この主旨で「品質表示の必要な家庭用品」として現在 90 品目が指定されている。詳細は附属資料-I を参照。

じゅうたんのうち、パイルのあるものについては、同法により定められた事項について表示することが義務づけられている。表示のないものについては販売できない。

（２）「消防法」

この法律は、火災を予防し、警戒しおよび鎮圧し、国民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害による被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

特に、高層建築物、地下街、劇場、ホテル等の防炎防火対象物において使用する防炎対象物品（カーテン、じゅうたん等）は政令で定める基準以上の防炎性能を有するものでなければならないとされている。

防炎物品の製造・防炎処理および輸入販売をする場合は、それぞれの製造業者、防炎処理業者および輸入業者は、当該物品が同法で定められた防炎性能を確認する為、自社での防炎性能試験を実施しなければならない。

同法で定められた防炎防火対象物で使用される 2m² 以上のじゅうたんは、同法で

定める難燃性の基準を満たしたもの（防炎物品）でなければならない。また、防炎物品には同法で定める「防炎ラベル」を添付することが義務づけられている。難燃性の基準、防炎ラベルの詳細については（財）日本防炎協会に問い合わせのこと。

（３）内装工事業の指定

ロール物カーペットの敷き込み工事を行なう場合は、各都道府県知事の許可による「内装工事業（建設業の許可票）」を受けなくてはならない。

（4）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

①「家庭用品品質表示法」に基づく表示

製造業者や販売業者は、同法で対象品目に指定された製品（2007 年 12 月末現在、繊維製品 35 品目、合成樹脂加工品 8 品目、電気機械器具 17 品目、雑貨工業品 30 品目、合計 90 品目）に対し、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関する表示項目と遵守項目を表示しなければならない。詳細は附属資料-I を参照。

パイルのあるじゅうたんについては、同法に基づく繊維製品品質表示規定で、表示すべき内容および表示に当たって遵守すべき事項が定められている。表示項目は、組成、難燃性、寸法、表示者名、連絡先（住所または電話番号）である。

図表　「家庭用品品質表示法」に基づく表示例

組成	毛 100%
表示者名	○○○○
連絡先	○○-○○○○-○○○○

②「消防法」に基づく表示

防炎表示は、同法に定められた防炎性能基準に従って、残炎時間、残じん時間等を測定し、基準に合格することが必要である。

審査に合格した防炎物品には防炎ラベル、防炎製品には防炎製品ラベルが付され、（財）日本防炎協会がこのラベルの交付業務を行っている。なお防炎物品に防炎ラベルを付することの出来る者は、消防庁長官によって「登録表示者」として登録を受けた者に限られている。

販売またはそのための陳列を目的とする防炎物品のじゅうたんには防炎ラベルを付すことが義務づけられている。

図表　防炎物品ラベル

消防庁認定
認定番号
防　炎
財団法人　日本防炎協会

（2）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：JIS

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り（平成 17 年 10 月 1 日実施）。詳細は、付属資料-VIを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007 年 4 月 1 日現在、1,742 規格が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の「新 JIS マーク表示制度の対象となり得る JIS リストの公表について」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新 JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品	加工技術	特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://wwwjsa.or..jp/

４．所轄官庁・関連団体等

家庭用品品質表示法：

経済産業省　商務情報政策局　　商務流通グループ　製品安全課

TEL03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

消防法：

総務省　消防庁予防課

TEL 03-5253-5111　http://www.fdma.go.jp/

（財）日本防炎協会

TEL 03-3246-1661　http://www.jfra.or.jp

内装工事業の指定：

各都道府県庁（東京都の場合：東京都庁　都市整備局　市街地建築部　建築企画課）

TEL 03-5321-1111　 http://metro.tokyo.jp/

V-2 壁　紙

ＨＳ番号	品目	関連法規
3918	ビニール製のもの	建築基準法 不当景品類及び不当表示防止法
4814	紙製のもの	建築基準法 不当景品類及び不当表示防止法
5905	織物製のもの	建築基準法 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

壁紙の輸入に関して、特に規制はない。

２．販売時の規制

壁紙の販売に関して特に規制はないが、使用に関して**「建築基準法」**および**「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）**の規制を受ける。

（１）**「建築基準法」**

この法律は、建築物の敷地、構造、設備および用途に関する最低の規準を定めて国民の生命、健康および財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

1999 年の同法改正により、建築確認・検査事務は、これまで地方公共団体の建築主事のみが行ってきたが、「指定資格検定機関」の実施する検定試験に合格した民間人も実施できるようになった。そして建築基準は工法、材料、寸法など仕様を決める方式から、技術進歩や国際的建築規準に対応して、一定の性能さえ満たせば多様な材料、設備、構造方法を採用できる性能規定が採用された。更に同一型式で量産される建築物は、あらかじめ国土交通大臣が認定した場合、建設主事または指定確認機関による個別の建設確認での審査は不要となった。

同法で定められた内装の制限を受ける箇所（注）に使用する建築材料は、国土交通大臣が防火材料として認定したものを使用することが義務づけられている。壁紙もこの規制を受け、下記のような手続きが必要である。

（注）内装の制限を受ける箇所：**「建築基準法」**第 35 条の 2 に記された箇所のことであり、主に、劇場、映画館、病院、学校、百貨店など人の集まる場所である。

- **シックハウス対策に係わる改正「建築基準法」の概要**

2003 年 7 月以降に着工される建築物、家具、キャビネット等の製品に適用され、その概要は下記の通り。

(1)規制対象の化学物質：クロルピリホスおよびホルムアルデヒド

(2)クロルピリホスに関する規制：居室を有する建築物には、これを添加した建材の使用禁止。

(3)ホルムアルデヒドに関する禁止：

1)内装の仕上げの制限：居室の種類および換気回数に応じて、内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発散する建材の制限を行う。

2)換気設備の義務付け：ホルムアルデヒドを発散する建材を使用しない場合でも、家具からの発散があるため、建築物には機械換気設備の設置が義務づけられる

3)天井裏等の制限：下地材をホルムアルデヒドの発散の少ない建材とするか、機械換気設備を天井裏等もできる構造とする。

【防火壁装材料の認定】

内装制限を受ける箇所に用いる壁紙の場合、「防火壁装材料」（法定の防火性能基準を満たした材料）として、国土交通大臣に認定されたものでなければならない。認定手続きは壁装材料協会を通じて行われており、認定条件として、同協会が判定した「壁紙標準施工法-1983-」に従って施工することが定められている。主な注意点は以下の通りである。

a. 防火仕上げに使用できる張り下地は、法定難燃材料を除いた法定防火材料（金属が除かれる場合がある）

b.壁紙と下地の組み合わせが内装制限で規定された防火性能に適合すること。

現場での性能表示まで含めて、防火性能の担保は国土交通大臣の認定を取得した「認定取得者」がその責任を負う。しかし、市場規模が大きく、現場件数も他の内装仕上げ材に比較して格段に多い壁装材料では、個々の現場単位で直接認定取得者が性能の確認と表示を行うのは事実上困難な場合がほとんどであるため、認定取得者（製造または輸入業者）、見本帳等発行者（ブランドメーカー・販売業者等）、施工管理者（施工業者等）の３業態が共同で適正な防火性能表示（防火施工管理ラベルの表示）ができる体制となっている。

（２）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

日本壁装協会の認定ラベル

2000 年 7 月の「**建築基準法**」の改定により、法定の防火性能を満たした材料として建設大臣から認定された防火壁装材料は、これまでの認定制度が通則認定から個別認定に変わった。日本壁装協会（旧壁装材料協会）は、防火壁装材料の防火製品表示から防火施行管理までを一元化した品質管理システム（防火壁装材料品質情報管理システム）を構築した。壁紙のような薄物材料は、下地基材との組み合わせが防火性能を大きく支配するため、施工した状態が防火材料としての認定の対象となる。認定表示は施工完了後、その表面に下記の如き 3 種類の「防火施行管理ラベル」を貼付して行う。この表示は認定ラベル表示者として登録を行った有資格者が行い、

責任体制を明確にしている。

認定ラベルの表示の詳細については、日本壁装協会に問い合わせのこと。

国土交通大臣の認定を取得した防火壁装材料仕上げです。 認定番号 NM-○○○○ **不 燃 材 料** （基材との組み合わせによる） 日本壁装協会 施工管理者登録番号	国土交通大臣の認定を取得した防火壁装材料仕上げです。 認定番号 QM-○○○○ **準不燃材料** （基材との組み合わせによる） 日本壁装協会 施工管理者登録番号	国土交通大臣の認定を取得した防火壁装材料仕上げです。 認定番号 RM-○○○○ **難 燃 材 料** （基材との組み合わせによる） 日本壁装協会 施工管理者登録番号
（赤色ラベル）	（緑色ラベル）	（青色ラベル）

なお、同協会は認定表示業務の一部を次の団体に委託している。

全国表具経師内装組合連合会	TEL 03-3261-1025
日本室内装飾事業共同組合連合会	TEL 03-3431-2775
日本内装材連合会	TEL 03-3564-4088
日本テントシート工業組合連合会	TEL 03-3245-0411

（２）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：ＪＩＳマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り（平成 17 年 10 月 1 日実施）。詳細は、付属資料-Ⅵを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007 年 4 月 18 日現在、1,742 規格が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の「JIS マーク表示制度」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

認証は、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））

に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新 JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品	加工技術	特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jisc isa.or.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

壁装材協会の自主規制基準

壁紙の業界団体である壁装材協会は、ISM（Interior Safety Material）という建築材料の安全性、健康への配慮を重視した製造プロセスのガイドラインを制定している。本ガイドラインは、加工紙壁紙、ビニール壁紙をはじめとする内装材について、健康や安全を脅かさない高品質なインテリア商品であることを証明することを目的としている。

本ガイドラインは、ホルムアルデヒドに対する基準値も設定している。法律による規制を行う動きはでておらず、本ガイドラインが注目されている。

ISM の審査では、まず工場審査が行われ、審査を通過した登録工場で製造された製品については、商品審査が行われる。審査を通過した製品には ISM マークを添付することができる。詳細は壁装材料協会に問い合わせること。

図表　ISM マーク

４．所轄官庁・関連団体等

建築基準法：

国土交通省　住宅局　建築指導課	TEL 03-5253-8111	http://www.mlit.go.jp
日本建築センター	TEL 03-3434-7161	

日本住宅・木材技術センター　　　　TEL 03-3589-1788

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp/index.html

ISM マーク：

日本壁装協会　TEL 03-3403-6351　http://wacoa.topica.ne.jp

V-3 カーテン

ＨＳ番号	品目	関連法規
6303	**メリヤス編み またはクロセ編みのもの**	家庭用品品質表示法 消防法（防炎品） 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（防炎品） 不当景品類及び不当表示防止法
6303	その他のもの	家庭用品品質表示法 消防法（防炎品） 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（防炎品） 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

カーテンの輸入に際して、規制は特にない。

２．販売時の規制

カーテンの販売に際しては、**「家庭用品品質表示法」**、**「消防法」**、**「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」**および**「不当景品類及び不当表示防止法」**の規制を受ける。

（１）**「家庭用品品質表示法」**

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのない様に、事業者に家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

この主旨で「品質表示の必要な家庭用品」として現在 90 品目が指定されている。詳細は附属資料-I または「３．表示方法」を参照.

カーテンの販売に際しては、同法により定められた事項について表示することが義務づけられている。表示のないものについては販売できない。

（２）**「消防法」**

この法律は、火災を予防し、警戒しおよび鎮圧し、国民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害による被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

特に、高層建築物、地下街、劇場、ホテル等の防炎防火対象物において使用する防炎対象物品（カーテン、じゅうたん等）は政令で定める基準以上の防炎性能を有するものでなければならないとされている。

防炎物品の製造・防炎処理および輸入販売をする場合は、それぞれの製造業者、防炎処理業者および輸入業者は、当該物品が同法で定められた防炎性能を確認する為、自社での防炎性能試験を実施しなければならない。

防炎防火対象物で使用するカーテン等については、防炎物品として防炎性能があるものでなければならないとされている。この防炎物品は、防災性能試験に合格し、防炎ラベルなどの指定表示が附されていなければ、防炎物品として販売、または販

売のために陳列してはならないと定められている。

詳しくは、（財）日本防炎協会に問い合わせのこと。

（３）「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」（有害物質規制法）

この法律は、有害物質を含有する家庭用品に付いて、保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康の保護に資することを目的とする。

厚生労働大臣は、特に安全対策が必要な家庭用品を指定し、これらに含有されて健康障害を引き起こすことが明らかな 20 種の化学物質を規制している。従って、家庭用品の製造・輸入業者は、製造輸入する家庭用品に含まれている化学物質に付いて、毒性などを十分考慮し健康障害の防止に努めなければならない。詳細は附属資料-II を参照。

防炎加工剤のうち次の 3 種は同法によってカーテンへの使用が規制されており、これを含むものは、販売または販売目的の陳列が禁止されている。

図表「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」により規制されている物質の一例

有害物質	用途	基準値	毒性
トリス（1−アジリジニル）ホスフィンオキシド （略称　APO）	防炎加工剤	検出しないこと	造血・生殖機能障害
トリス（2・3−ジブロムプロピル）ホスフェイト （略称　TDBPP）	防炎加工剤	検出しないこと	発ガン性
ビス（2・3−ジブロムプロピル）ホスフェイト化合物 （略称　BDBPP）	防炎加工剤	検出しないこと	発ガン性

（４）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

①「家庭用品品質表示法」

製造業者や販売業者は、同法で対象品目に指定された製品（2007 年 12 月末現在、繊維製品 35 品目、合成樹脂加工品 8 品目、電気機械器具 17 品目、雑貨工業品 30 品目、合計 90 品目）に対し、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関する表示項目と遵守項目を表示しなければならない。

詳細は附属資料-I を参照。同法に基づく繊維製品品質表示規定での表示項目は、組成、家庭洗濯機等取扱方法（取扱い絵表示）、表示者名、連絡先（住所または電話番号）である。

図表　カーテンの表示例
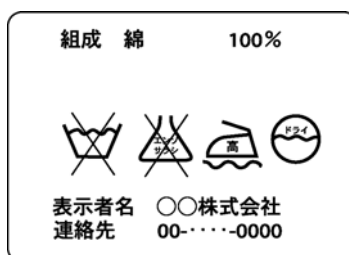
②「消防法」に基づく表示

防炎表示は、同法に定められた防炎性能基準に従って、残炎時間、残じん時間等を測定し、基準に合格することが必要である。

審査に合格した防炎物品には防炎ラベル、防炎製品には防炎製品ラベルが付され、（財）日本防炎協会がこのラベルの交付業務を行っている。なお防炎物品に防炎ラベルを付することのできる者は、消防庁長官によって「登録表示者」として登録を受けた者に限られている。

防炎物品のじゅうたんには防炎ラベルを付すことが義務づけられている。

図表　防炎物品ラベル
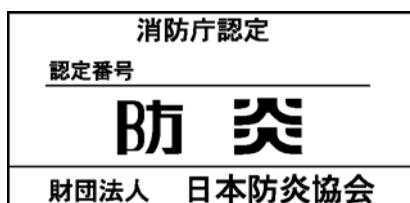
図表　防炎防火対象物（防炎物品を使用しなければならないところ）

分類	具体的場所
火災が発生した場合に、煙等が急速に拡大し、消火活動及び避難が困難となる施設	高層建築物（高さが31mを超える建築物をいう。） 地下街
不特定多数の人が利用する施設	劇場、映画館、演芸場又は観覧場 公会堂又は集会場 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、その他これらに類するもの 遊技場又はダンスホール 待合、料理店、その他これらに類するもの 飲食店 百貨店又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場 旅館、ホテル又は宿泊所 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの 雑居ビルの一部で、前記の防火対象物の用途に供されているもの 準地下街
不特定多数の人が利用するとともに、病気、負傷、障害又は老幼のため避難能力の劣る人を収容する施設	病院、診療所又は助産所 老人福祉施設、有料老人ホーム、老人保健施設、救護施設、更正施設、児童福祉施設（母子寮及び児童厚生施設を除く）、身体障害者更正援護施設（身体障害者を収容するものに限る。）、精神薄弱者援護施設又は精神障害者社会復帰施設 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校
幕類及び大道具用の合板を多量に使用し、かつ、ライトなどの熱で出火する危険性の高い施設	映画スタジオ又はテレビスタジオ
火災事例の多い工事用シートを使用する施設	工事中の建築物その他の工作物のうち、建築物（都市計画区域以外のもっぱら住居の用に供するもの及びこれに附属するものを除く）、プラットホーム上屋又は貯蔵槽、化学工業製品製造装置その他これらに類する工作物

（2）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：ＪＩＳマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り（平成 17 年 10 月 1 日実施）。詳細は、付属資料-VIを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007 年 4 月 1 日現在、1,742 規格が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の「新 JIS マーク表示制度の対象となり得る JIS リストの公表について」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新 JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品

加工技術

特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（3）業界自主規制に伴う表示

カーテンに関する業界自主規制に伴う表示は特にない。

４．所轄官庁・関連団体等

家庭用品品質表示法：

経済産業省　商務情報政策局　商務流通グループ　製品安全課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

消防法：

総務省　消防庁予防課　　TEL 03-5253-5111　http://www.fdma.go.jp

(財)日本防炎協会　　　　TEL 03-3246-1661

http://www.jfra.or.jp/index2.html

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律：

厚生労働省　医薬食品局　審査管理課　化学物質安全対策室

TEL 03-3253-1111　http://www.mhlw.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

V-4 寝　具（ふとん類）

ＨＳ番号	品目	関連法規
9404	羽毛ふとん	家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
9404	**羊毛・こたつ等その他のふとん類**	家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法

１．輸入時の規制

ふとんの輸入に際して、規制は特にない。

２．販売時の規制

ふとんの販売に際しては、**「家庭用品品質表示法」**、**「不当景品類及び不当表示防止法」**および**「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」**の規制を受ける。

（１）「家庭用品品質表示法」

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのない様に、事業者に家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。
この主旨で「品質表示の必要な家庭用品」として現在 90 品目が指定されている。詳細は附属資料-I を参照。

ふとんの販売に際しては、同法により定められた事項について表示することが義務づけられている。表示のないものについては販売できない（詳細は、３．表示方法を参照のこと）。

（２）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

（３）「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」（有害物質規制法）

この法律は、有害物質を含有する家庭用品に付いて、保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康の保護に資することを目的とする。

厚生労働大臣は、特に安全対策が必要な家庭用品を指定し、これらに含有されて健康障害を引き起こすことが明らかな 20 種の化学物質を規制している。従って、家庭用品の製造・輸入業者は、製造輸入する家庭用品に含まれている化学物質に付いて、毒性などを十分考慮し健康障害の防止に努めなければならない。詳細は附属資料-II を参照。

寝具類に防虫加工剤や防炎加工剤を使用している場合は、同法により含有する物

質の基準が設けられている。ふとん類の輸入・販売を行う者は、同法の基準に適合しないものの販売、授与（またはそれを目的とした陳列）を行ってはならない。

図表　「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」により規制されている物質

有害物質	基準値	用途
略称 DTTB	30ppmm 以下	防虫加工材
略称 APO	含有してはならない	防炎加工材
略称 TDBPP	含有してはならない	防炎加工材

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

①「家庭用品品質表示法」に基づく表示

製造業者や販売業者は、同法で対象品目に指定された製品（2007 年 12 月末現在、繊維製品 35 品目、合成樹脂加工品 8 品目、電気機械器具 17 品目、雑貨工業品 30 品目、合計 90 品目）に対し、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関する表示項目と遵守項目を表示しなければならない。詳細は附属資料-I を参照。

同法に基づく「繊維製品品質表示規定」で、表示すべき内容および表示に当たって遵守すべき事項が定められている。表示項目は、ふとんのがわ生地と詰め物の組成、表示者名と連絡先（住所あるいは電話番号）である。なお、1997 年の「家庭用品品質表示法」の改正により、羽毛ふとんも指定品目に加えられ、ダウンの混用率の表示が義務づけられた。

②「不当景品類及び不当表示防止法」に基づく原産国義務

国産品を外国産と見間違えないように、また、一般消費者が原産国名を判別できるように公正取引委員会による同法で原産国表示が規定されている。

（２）法律に基づく任意表示

①「消防法」に基づく表示

「消防法」に基づく防炎ラベル表示

防炎表示は、同法に定められた防炎性能基準に従って、残炎時間、残じん時間等を測定し、基準に合格することが必要である。
審査に合格した防炎物品には防炎ラベル、防炎製品には防炎製品ラベルが付され、（財）日本防炎協会がこのラベルの交付業務を行っている。なお防炎物品に防炎ラベルを付することの出来る者は、消防庁長官によって「登録表示者」として登録を受けた者に限られている。

ふとんの側地、ふとん類の充填物類については、消防庁の指導により、防炎製品認定委員会が作成した、燃えにくい商品に、「防炎製品ラベル」を貼付することができる。これは強制マークではないが、ホテル・旅館等の不特定多数の使用場所および社会福祉施設などでふとん類を使用する際、このラベルのついた製品の使用が望ましいと、条例、通達で行政指導している地区もある。

寝具類の認定項目には、防炎テストのほかに毒性テストが含まれる。詳しくは（財）日本防炎協会に問い合わせのこと。

（財）日本防炎協会　　TEL 03-3246-1661　　http://www.jfra.or.jp

図表　防炎製品ラベル

防炎製品

製品番号

（財）日本防炎協会

②「工業標準化法」：ＪＩＳマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り（平成 17 年 10 月 1 日実施）。詳細は、付属資料-Ⅵを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。2005 年 11 月 17 日現在、1,673 規格が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の「新 JIS マーク表示制度の対象となり得る JIS リストの公表について」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新 JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品

加工技術

特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経

過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　　　　　TEL：:03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　　　　　　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（3）業界自主規制に伴う表示

①G･F（グッドフトン）マーク

業界の連合団体である全日本寝具寝装品協会は、一般消費者が安心して商品を選ぶ目安となるとともにふとんに対する信頼を高めるため「G･F（グッドフトン）マーク」を制定している。このマークの添付は、同協会が定めた品質基準をクリアしたものにのみ許可される。表示内容として、ふとんの側生地の組織繊維とその混用率、ふとんの中身の組成とその混用率・内用量、サイズ、取り扱い方法（干しかた、収納方法、クリーニング方法）、表示義務者の氏名または名称と住所あるいは承認番号がある。すべてのふとん類が対象となる。

図表　G・F.マーク
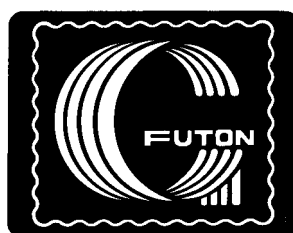
②ゴールドラベル

日本羽毛寝具製造業協同組合は、羽毛ふとんの一層の品質向上と、消費者の商品選びをスムースにすることを目的として「ゴールドラベル」を制定している。このラベルは、同組合が定めた品質基準（羽毛の組成混合率、かさ高性、清浄度等）に合格した羽毛原料と優良な側生地を使用し、適正な縫製で仕上げられた羽毛ふとんに付けられる。かさ高性により、「ニューゴールドラベル」「エクセルゴールドラベル」「ロイヤルゴールドラベル」「プレミアムゴールドラベル」の 4 種のラベルが適用される。各ラベルのかさ高性の基準は以下のとおりである。

ニューゴールドラベル：　120mm 以上

エクセルゴールドラベル：145mm 以上

ロイヤルゴールドラベル：165mm 以上

プレミアムゴールドラベル：180mm 以上

図表　プレミアムゴールドラベル

図表　エクセルゴールドラベル
／ロイヤルゴールドラベル

図表　ニューゴールドラベル

（注）エクセルゴールドラベルは模様、文字が金色でバックが赤色。
ロイヤルゴールドラベルは模様、文字が同じ金色で、バックも金色。

③ウールマークラベル

羊毛ふとんについては、ザ・ウールマーク・カンパニー（旧 IWS 国際羊毛事務局）が設定した品質基準をクリアした製品に「ウールマーク」が付けられる。このマークは、ザ・ウールマーク・カンパニーがウールマークの添付を許可した工場において製造された羊毛ふとん（ウール 100%）にだけ付けることができる。

ウールマーク品質基準は、毛織物の種類や質量、油脂分率、キルティング方法（縫製）等の基準項目の他、防縮性・防虫剤含有率についてもガイドラインが表示されている。

図表　ウールマークラベル

（４）羽毛フトン・ゴールドラベルの品質基準

１．充填羽毛

（イ）組成混合率

どのラベルにおいても、表示ダウン率の－３％以内。

（ただし、表示ダウン率の羽毛原料用が建て前）

（ロ）かさ高性

ダウン率には無関係で、各ラベルは下記のかさ高性を必要とする。

・ニューゴールドラベル　　　　　　１２０mm以上
・エクセルゴールドラベル　　　　　１４５mm以上
・ロイヤルゴールドラベル　　　　　１６５mm以上
・プレミアムゴールドラベル　　　　　　　１８０mm以上

（ハ）清浄度　　　　　　　　　　　５００mm以上

（ニ）酸素計数　　　　　　　　　　４．８mg 以下

（ホ）試験方法　　以上各項目の試験方法は、ＪＩＳ　Ｌ１９０３に準ずる。

（ヘ）ノンキルト用

ノンキルト製品に於いては､羽毛原料が上記４項目に合格の他､更に側地と襠布との接着強さが、それぞれ次の数値であること。

・グラブ法（ＪＩＳ　Ｌ１０９３）によるはく離強さ　１０kg 以上
・弱アルカリ洗濯処理、並びにドライクリーニング処理（石油系）後、ぬれた状態で環境温度８０℃のはく離強さがそれぞれ 4.0kg／５cm 以上を要す。

２．逢着部の運針数　　　　　　１６針以上／３cm（針は 11～14 番）

３．側生地

・羽毛ふとん地流通協会（D.P.S.C.）の合格印のあるもの。
　または、側生地メーカーの合格印または証明のあるものとする。

４．所轄官庁・関連団体等

家庭用品品質表示法：
　　経済産業省　商務情報政策局　　商務流通グループ　製品安全課
　　TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律：
　　厚生労働省　医薬食品局　審査管理課　化学物質安全対策室
　　TEL 03-5253-1111　http://www.mhlw.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：
　　公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課
　　TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

G･F（グッドフトン）マーク：
　　全日本寝具寝装品協会　TEL 03-3281-2679　http://www.jba210.jp/

ゴールドラベル：
　　日本羽毛製品協同組合　TEL 03-5649-2285
　　http://www.nichiukyo.org/

ウールマークラベル：
　　ザ・ウールマーク・カンパニー　TEL 03-5950-9373
　　http://www.wool.co.jp/index.html

V-5 ホームテキスタイル

ＨＳ番号	品目	関連法規
6302	ベッドリネン （シーツ･カバー類等）	家庭用品品質表示法 外国為替および外国貿易法（絹製品） 不当景品類及び不当表示防止法
6302	テーブルリネン （テーブルクロス、ナプキン等）	家庭用品品質表示法 外国為替および外国貿易法（絹製品） 不当景品類及び不当表示防止法
6302	トイレットリネン／キッチンリネン（タオル・布巾等）	家庭用品品質表示法 外国為替および外国貿易法（絹製品） 不当景品類及び不当表示防止法
6304	その他の室内用品 （クッションカバー等）	家庭用品品質表示法 外国為替および外国貿易法（絹製品） 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

ホームテキスタイルの輸入に際しては、「外国為替および外国貿易法（輸入貿易管理令）」の規制を受ける。

「外国為替および外国貿易法」

この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われる事を基本とし、対外取引に必要最小限の管理または調整を行うことにより、対外取引の正常な発展を期し、国際収支の均衡および我が国経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

同法による輸入割当て制度は、貨物数量または金額を国内の需要などに基づき、輸入者または需要者に割り当てるもので、年１回経済産業省の経済産業広報で発表される。

輸入管理下にある輸入割当て品目は、非自由化品目、「ワシントン条約」附属書-I に掲げる種に属する動植物、およびオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の附属書に掲げる貨物である。

詳細については、経済産業省貿易経済協力局貿易審査課へ問い合わせのこと。

２．販売時の規制

ホームテキスタイルの販売に際しては、「家庭用品品質表示法」および「不当景品類及び不当表示防止法」の規制を受ける。

（１）「家庭用品品質表示法」

製造業者や販売業者は、同法で対象品目に指定された製品（2005 年 12 月末現在、繊維製品 35 品目、合成樹脂加工品 8 品目、電気機械器具 17 品目、雑貨工業品 30 品目、合計 90 品目）に対し、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関する表示項目と遵守項目を表示しなければならない。詳細は附属資料-I を参照。

ホームテキスタイルの販売に際しては、同法により定められた事項について表示することが義務づけられている。表示のないものについては販売できない。詳細に

ついては「3．表示方法」を参照のこと。

（2）「不当景品類及び不当表示防止法」

同法に基づく、景品類提供や表示に関する業界の自主的ルールがある。

3．表示方法

（1）法律に基づく義務表示

「家庭用品品質表示法」

製造業者や販売業者は、同法で対象品目に指定された製品（2005年12月末現在、繊維製品35品目、合成樹脂加工品8品目、電気機械器具17品目、雑貨工業品30品目、合計90品目）に対し、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関する表示項目と遵守項目を表示しなければならない。詳細は附属資料-Iを参照。

ホームテキスタイルのうち以下のものについては、同法に基づく「繊維製品品質表示規定」で、表示すべき内容および表示に当たって遵守すべき事項が定められている。表示内容と表示例は下記の通りとなる。

図表　「家庭用品品質表示法」に基づく表示義務

	組織の組成	家庭洗濯等取扱い方法	表示者名および連絡先
敷布	○	○	○
毛布カバー、ふとんカバー、まくらカバー、ベッドスプレッド	○	○	○
テーブル掛け	○		○
タオル及び手ぬぐい	○		○

図表　縫い付けラベルのみで表示が行われている場合

綿　100%

取扱い絵表示

○○繊維㈱

TEL○○○○

図表　縫い付けラベルと下げ札とで表示が行われている場合

（２）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：ＪＩＳマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り（平成 17 年 10 月 1 日実施）。詳細は、付属資料-VIを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007 年 4 月 1 日現在、1,742 規格が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の「新 JIS マーク表示制度の対象となり得る JIS リストの公表について」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新 JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品	加工技術	特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問合せのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

ホームテキスタイルに関連する業界自主規格としては、SIF マーク、シルクマーク、

麻マークなどがある。

①SIF マーク

（財）日本繊維製品品質技術センター(QTEC)は、縫製と仕上がりが優れている衣料品全般に表示されている良品の印として「SIF マーク」を制定している。

図表　SIF マーク

②シルクマーク

絹１００％の絹織物、絹製品に付けられるマークとして「シルクマーク」がある。世界２９カ国が加盟している国際絹業協会が絹製品の需要を伸ばすために制定した統一マークであるため、国名以外は各国共通で、輸入品であってもこのマークが付けられているものは絹１００％の製品である。日本では、日本絹業協会が商標登録を行い管理しており、協会と使用契約を結ばなければ使用はできない。

図表　シルクマーク

③麻マーク

日本麻紡績協会は、消費者が極上の天然植物繊維である麻の製品を安心して購入できるよう品質保証の証として「麻マーク」を制定している。

図表　麻マーク

４．所轄官庁・関連団体等

外国為替および外国貿易法：

経済産業省　貿易経済協力局　貿易審査課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

家庭用品品質表示法：

経済産業省　商務情報政策局　商務流通グループ　製品安全課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

SIF マーク：

（財）日本繊維製品品質技術センター（QTEC）

TEL 03-3666-5384　http://www.qtec.or.jp

シルクマーク：

（社）日本絹業協会　TEL 03-3214-1691　http://www.silk-center.or.jp

麻マーク：

日本麻紡績協会　　TEL 03-3668-4641　http://www.asabo.com

V-6 家　具

ＨＳ番号	品目	関連法規
9403	机及び椅子	家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法
9403	椅子、腰掛け	家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法
9403	たんす	家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法
9403	二段ベッド	不当景品類及び不当表示防止法
9403	食器棚	不当景品類及び不当表示防止法
9403	育児用たんす	不当景品類及び不当表示防止法
9403	スプリングマット	不当景品類及び不当表示防止法
9403	乳児用ベッド	消費生活用製品安全法 不当景品類及び不当表示防止法
9403	乳児用椅子	不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

家具の輸入に際して、規制は特にないが、野性動物の皮革等を使用したものに関しては、「ワシントン条約」の規制を受ける場合がある（詳しくは、本ガイド「Ｉ－１ 毛皮・同製品」を参照、もしくは経済産業省貿易経済協力局貿易審査課に問い合わせのこと）。

２．販売時の規制

家具の販売に際しては、「家庭用品品質表示法」、「消費生活用製品安全法」および「不当景品類及び不当表示防止法」の規制を受ける。

（1）「家庭用品品質表示法」

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのない様に、事業者に家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

この主旨で「品質表示の必要な家庭用品」として現在 90 品目が指定されている。詳細は附属資料-I を参照。

同法で指定された「机及び卓子」「いす、腰掛け及び座いす」「たんす」等の品目については、定められた事項について表示することが義務づけられている。表示のないものについては販売できない。詳細については「３．表示方法」を参照のこと。

（２）「消費生活用製品安全法」

この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の発生の防止を図るため、特定製品の製造および販売を規制すると共に、消費生活用製品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進し、もって一般消費者の利益の保護を目的としている。

同法において、特に構造、材質、使用状況などからみて一般消費者に対して特に危害を及ぼす恐れが多いと認められる製品は「特定製品」(2007 年 12 月末現在 6 品目)として政令で定めている。｢特定製品｣のうちその製造または輸入業者のうち、一般消費者の生命または身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の確保が困難である者がいると認められる製品は「特別特定製品」（3 品目）として指定されている。詳細は附属資料-IV を参照。

家具のうち、「乳幼児用ベッド」は「特別特定製品」に指定されており、ＰＳＣマーク貼付が義務付けられている。
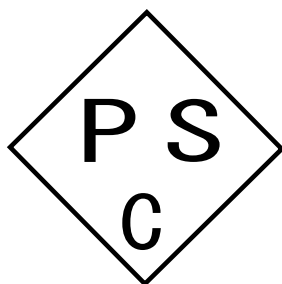
（3）｢不当景品類及び不当表示防止法｣（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

（４）民間自主規制

製品安全協会：SG マーク

（財）製品安全協会が、構造、材質、使い方などから見て、生命または身体に対して危害を与える恐れのある製品について、安全な製品としての必要基準を定め、この基準に適合していると認められた製品につけられる任意マークである。2007 年 12 月末現在、132 品目が SG マーク対象品目に指定されている。

家具のうち「二段ベッド」、「食器棚」、「育児用たんす」、「スプリングマット」、「乳児用いす」は SG マーク制度の対象品目となっており、同協会が審査し、安全と認定したものに SG マークを貼付することが可能である（詳しくは３．表示方法を参照のこと）。

３．表示方法

（1）法律に基づく義務表示

①「家庭用品品質表示法」に基づく表示

製造業者や販売業者は、同法で対象品目に指定された製品（2007 年 12 月末現在、繊維製品 35 品目、合成樹脂加工品 8 品目、電気機械器具 17 品目、雑貨工業品 30 品目、合計 90 品目）に対し、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関する表示項目と遵守項目を表示しなければならない。詳細は附属資料-I を参照。

家具のうち以下のものについては、同法に基づく「雑貨工業品品質表示規定」で、表示すべき内容および表示に当たって遵守すべき事項が定められている。表示内容と表示例は下記の通りとなる。

図表　「家庭用品品質表示法」に基づく表示義務

品目	表示事項
机及び卓子	①外形寸法②甲版の表面材③表面加工（表面加工が施されているもの）④取扱上の注意
いす、腰掛及び座いす	①寸法②構造部材③表面加工（表面加工が施されているもの）④張り材⑤クッション材⑥取扱上の注意
たんす	①寸法②表面材③表面加工（表面加工が施されているもの）④取扱上の注意

図表　合成皮革張りソファーの表示例

「家庭用品品質表示法」に基づく表示

寸法	幅 2100㎜×奥行き 740㎜×高さ 750㎜
座高の高さ	350㎜
構造部材	天然木
表面加工	ウレタン樹脂塗装
張り材	合成皮革
クッション材	ウレタンフォーム
取扱上の注意	直射日光又は熱を避ける旨
表示者	○○株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL03－○○○○－○○○○

②「消費生活用製品安全法」：PSC マーク

同法に基づき特定製品はいわゆる自己確認品目であるが、特別特定製品は事業者自身の検査に加え、第三者検査機関による適合性検査が義務付けされている。特定製品の製造、輸入または販売の事業を行う者は、製品ごとに省令で定めた技術上の基準に適合していることを示す PSC マークを付したものでなければ、販売または販売目的で陳列は出来ない。国が定めた義務マークで、特定製品および特別特定製品の２種類のマークがある。詳細は附属資料-IV を参照。

特別特定製品である乳児用ベッドにはＰＳＣマークの表示が義務づけられている。

（2）民間が自主的に行う任意表示

①「工業標準化法」：JIS

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成16年6月の工業標準化法の改正により、JISマーク表示制度は大きく変更された。新JISマーク表示制度の要点は次の通り（平成17年10月1日実施）。詳細は、付属資料-VIを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007年4月1日現在、1,742規格が新JISマーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の「新 JIS マーク表示制度の対象となり得る JIS リストの公表について」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新JISマークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新JISマークは下記のデザインとなった。

新JISマーク

鉱工業品

加工技術

特定側面

旧法によるJISマーク表示制度での適用は、平成17年9月30日までであるが、経過措置として、平成20年9月30日まで旧法によるJISマークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

②製品安全協会：SG マーク

「乳児用椅子」、「食器棚」、「育児用タンス」および「住宅用スプルングマットレス」等については、（財）製品安全協会が実施している SG マーク制度の対象品目となっており、任意により検査を受け、これに合格したものについては SG マークを貼付することが可能である。なお、SG マークが表示された製品の欠陥により、万が一、人身事故が起こった場合は、被害者一人につき最高 1 億円までの賠償金が支払われる。ただし、この補償は対人についてのみ有効となっている。詳細は付属資料—IV参照。

図表　SG マーク

（３）業界自主規制に伴う表示

家具に関する業界自主規制に伴う表示は特にない。

以下はＳＧマーク、ＰＳＣマークの認定基準の抜粋である。詳細に関しては（財）製品安全協会に問い合わせのこと。

（財）製品安全協会：〒103-0023　東京都中央区日本橋本町 1-5-9　共同ビル（本町 1 丁目）
Tel 03-5255-0028　Fax 03-3517-5832　http://www.sg-mark.org/

乳幼児用いすのＳＧマーク認定基準

この基準は、一般家庭で乳幼児が使用する木製、金属製、合成樹脂製等の乳幼児用いす（以下「いす」という。ただし、乳幼児用ハイチェアは除く）について適用する。

いすの形式は、次のとおり。

Ｉ形；いす本体に保護わくが取り付けられていない形式のもの。ただし、ここでいう「保護わく」とは、乳幼児の転落を防止するためのテーブルなどをいう。

Ⅱ形；いす本体に保護わくが取り付けられている形式のもの。

１．構造、外観および寸法

いすの構造、外観および寸法は、次のとおり。

(1) いすにスプリングを有しているものは、容易に取外しのできない保護カバーで覆われていること。

(2) いすには、5 ミリメートル以上 13 ミリメートル未満のすき間がないこと。

(3) Ⅱ形にあっては、保護わく上面が平滑で飾玉等の小物体が取り付けられていないこと。

(4) 床面から座面前縁中央までの寸法は 260 ミリメートル以下であること。

(5) 背もたれの高さは、200 ミリメートル以上であること。

(6) Ⅱ形のものは、座面から座側の位置における保護わく上面までの高さが、180 ミリメートル以上、240 ミリメートル以下であること。

(7) 乳幼児のからだが座席から遊離するのを防ぐためのシートベルト又は股ベルトを装備しているものにあっては、以下の規定に適合していること。

ただし、Ⅱ形のものにあっては、必ず股ベルトが装備されていること。

2．安定性

いすを 20 度に傾斜させたとき転倒しないこと。

3．強度

いすの強度は次のとおり。

(1) 座面中央部に 10 キログラムの砂袋を高さ 1 50 ミリメートルから 250 回繰り返し落下させた後、破損、外れおよび使用上支障のある変形がないこと。

(2) 背もたれに 30 キログラムの荷重を加えたとき、破損、外れおよび使用上支障のある変形がないこと。

食器棚のＳＧマーク認定基準

この基準は、一般家庭で主として食器類の収納に使用することを目的として製作される主要材料が木材または木質材の自立式の棚および食器棚として使用できる多目的棚（以下、「食器棚」という）について適用する。

1．側方耐荷重性

食器棚の側方に 30 キログラムの荷重を左右交互に各 1,000 回加えた後、高さ 900 ミリメートルの位置の相対変位量が 15 ミリメートル以下であり、かつ、各部に使用上支障のある緩み、変形がないこと。

2．安全性

(1) 食器棚を前方向及び後方向に 3 キログラムの力で引っ張ったとき、転倒しないこと。

(2) 引出しを有するものにあっては、引出しを引き出した状態で、15 キログラムの荷重を加えたとき、転倒または各部に使用上支障のある破損、変形等がないこと。

(3) 扉を有するものは、扉を開き、10 キログラムの荷重を加えたとき転倒または各部に使用上支障のある破損、変形等がないこと。

(4) フラップ式扉または引出し式配ぜん台を有するものは、フラップ式扉または引出し式配ぜん台に 30 キログラムの荷重を加えたとき転倒または使用上支障のある破損、変形等がないこと。

3．引出しの強度

引出しの強度は、次のとおり。

(1) 引出し内に 10 キログラムの荷重をほぼ等分布に加え、引出しを内のりの 3 分の 2 引き出した状態で 24 時間放置したとき、各部に使用上支障のある緩み、変形等がないこと。

(2) 引出しの側板を固定し、前板上縁中央部を手前方向に 15 キログラムの力で引っ張

ったとき、各部に外れ、使用上支障のある緩み、変形等がないこと。

４．引手等の強度

引手等の取り付け面を固定し、引手等を 30 キログラムの力で手前方向、上または下のいずれかの方向および左または右のいずれかの方向の 3 方面に引っ張ったとき、各部に使用上支障のある緩み、変形等がないこと。

育児用たんすのＳＧマーク認定基準

この基準は、一般家庭で主として乳幼児用衣料､幼児用衣料等を収納することを目的として製作される主要材料が木材または木質材の自立式のたんす（以下、「たんす」という）について適用する。

１．外観及び構造

たんすの外観および構造は、次のとおり。

（1）仕上げは良好で、身体に傷害を与えるような突起、鋭い角部等がないこと。

（2）引出し、扉などには、取手等が確実に取り付けられており、それを操作することにより出し入れおよび開閉が円滑かつ確実にできること。

２．側方耐荷重性

たんすの側方に 30 キログラムの荷重を左右交互に各 1,000 回加えた後、高さ 900 ミリメートルの位置の相対位置が 15 ミリメートル以下であり、かつ、各部に使用上支障のある緩み、変形等がないこと。

なお、高さが 950 ミリメートル未満のたんすは、この限りでない。

３．安定性

たんすの安定性は、次のとおり。

なお、以下に示すたんすにあっては、この限りでない。

a. 高さが 950 ミリメートル未満のもの。

b.間口が 650 ミリメートル未満のもので、附属する転倒防止金具等により壁面その他と固定して使用すべき旨の表示を本体の見易い箇所に容易に消えない方法により表示されているもの。

（1）たんすを前方向及び後方向に 3 キログラムの力で引っ張ったとき、転倒しないこと。

(2) 引出しを有するものは、引出しを引き出した状態で、15 キログラムの荷重を加えたとき、転倒または各部に使用上支障のある破損、変形等がないこと。

(3) 扉を有するものにあっては、扉を開き、10 キログラムの荷重を加えたとき転倒または各部に使用上支障のある、破損、変形等がないこと。

住宅用スプリングマットレスのＳＧマーク認定基準

この基準は一般家庭で寝具として使用される住宅用スプリングマットレス（以下「マットレス」という）について適用する。

１．外観

（1）傷､変質がなく縫い方、仕上げが良好であること。

（2）使用者に傷害または不快を与えるような突起がないこと。

２．燃焼特性

炭化距離は火源の位置より、どの方向にも 50 ミリメートル以下であること。

３．臭気

著しく不快なにおいがないこと。

乳幼児用ベッドのＰＳＣマーク認定基準

この基準は､乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後 24 月以内の乳幼児の睡眠または保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。以下「乳幼児用ベッド」という）について適用する。

１．手足を傷つけるおそれのある割れ、ばり、まくれ、ささくれ等がないこと。

２．（1）各部は、緩みを生じないように確実に組み立てることができること。

（2） 可動部分は､円滑かつ確実に操作することができること。

３．床板は使用時に容易に外れないよう確実に取り付けることができる構造であること。

４．前枠が開閉式またはスライド式のもにあっては、乳幼児が容易にその前枠を開きまたは下げることができない構造であること。

５．キャスターを有するものにあっては、可動防止のための措置を講じていること。

６．アクセサリーは、147.1N{15kgf}の力で引っ張ったとき、異状が生じないよう取り付けられていること。

７. 床板の上面から 30cm の高さまでの範囲に、横さん等足をかけることができる構造物がないこと。ただし、乳幼児がつかまり立ちできるようになった後は床板を外して使用する旨を見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しているもの（以下この項において「サークル兼用ベッド」という）にあってはこの限りではない。

８．組子間および組子と支柱間の間隔は、85 ㎜以下であること。

９．床板の上面から上さんまでの高さは、60 ㎝(サークル兼用ベッドにあっては、35cm)以上であること。

10. スライド式の前枠の上下のさんの両端と左右の妻枠支柱との透き間は、５㎜以下であること。

11. 床板の中央部に 20 ㎝の高さのから 10kg の砂袋を連続して 250 回落下させたとき、各部に異状が生じないこと。

12. 前枠、後枠および妻枠の上さん中央部に 294.2N{30kgf}の荷重を加えたとき、各部に異状が生じないこと。

13. 組子の中央部を 147.1N{15kgf}の力で引っ張ったとき、組子が外れる等の異状が生じな

いこと。

14. 前枠、後枠および妻枠の上さん中央部を 196．1N{20kgf}の力で引っ張ったとき、各部に異状が生じないこと。

15. 床板前縁の中央部に 588．4N{60kgf}の荷重を 10 分間連続して加えたとき、各部に異状が生じないこと。

16. 枠にネットまたは板を張っているものにあっては、そのネットまたは板の中央部に 196．1N{20kgf}の力を加えた時、ネットまたは板の破損などの異状が生じないこと。

17. 枠にネットを張っているもにあっては、ネットの目は、直径 25 ㎜の円盤が通らない大きさであること。

18. 支柱の上端の形状は、乳幼児の衣服のひも等がひっかからないものであり、かつ、上さんから 15mm を超えて突き出していないものであること。ただし、床板の上面から支柱の上端までの高さが 800 ㎜以上であるものにあっては、この限りではない。

19. 妻枠の上さん中央部の外側面に 294．2N{30kgf}の荷重を 30 回交互に繰り返し加えたときにおける妻枠の上さん中央部の変位量は 30 ㎜以下で、各部に異状が生じないこと。

20. 前枠、後枠および妻枠の上さん中央部の内側面に 10kg の砂袋により衝撃を加えたとき、各部に異状が生じないこと。

21. 前枠で囲まれた面、後枠で囲まれた面および妻枠で囲まれた面のうち、床板の上面から 15cm の高さまでの部分は、堅固な構造であること。

22. 合成樹脂製品および合成樹脂製塗料を使用したものにあっては、食品衛生法に基づく昭和 34 年厚生省告示代 370 号第 4 おもちゃの項の規定に適合していること。

23. 枠に布等の繊維製品を使用したものにあっては、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく昭和 49 年厚生省令第 34 号第 1 条別表第 1 ホルムアルデヒドの項（出生後 24 月以内の乳幼児用のもの）の規定に適合していること。

二段ベッドのＳＧマーク認定基準

この基準は、一般家庭で標準として 2 歳以上の者が使用する上段の床板上面までの高さが 900 ミリメートル以上の二段ベッド（以下「ベッド」という）について適用する。

形式は、次のとおり。

固定式ベッド：上段と下段が分離できない構造のベッドをいう。

分離式ベッド：上段と下段が分離しているものや、上下に積み重ねて使用するベッドをいう。なお、上段および下段を別々に販売するベッドを含む。

１．各部の寸法

ベッドの各部の寸法は、次のとおり。

(1) 床面からベッド上段の床板上面までの高さは、1,200 ミリメートル以下であること。

ただし、ベッド下段にたんす、机等の機能が付属している多目的ベッドであって、10歳未満の幼児が使用してはならない旨の表示を本体の見易い箇所に容易に消えない方法で表示してあるものにあっては、床面からベッド上段の床板上面までの高さは、1,500 ミリメートル以下であればよい。

(2) はしご取り付け部の手すりまたは後ろわくに切欠きがある場合は、1箇所だけとし、その長さは 500 ミリメートル以下であること。

(3) ベッド上段の床板上面から手すり上端面の最低面（両端のパイプの曲げ部、木質材の面取り部等を除く。以下、同様とする。）までの高さは、250 ミリメートル以上であり、かつ、ベッド上段の床板上面から前わくおよび後ろわく上端面の最低面までの高さは 300 ミリメートル以上であること。ただし、手すり、前わくまたは後ろわくを備えることを要しない箇所は、この限りでない。

なお、マットレスを附属しているものにあっては、マットレス上面からの高さとする。

2．全体の強度

ベッドの全体の強度は、次のとおり。

(1) ベッド上段の床板上面中央部に 180 キログラムの砂袋（前わくまたは後ろわくにたなが設けられているものは、たなの上面中央部にも 60 キログラムの砂袋）を積み上げ、30 分間放置したとき、破損、外れおよび使用上支障のある変形等がないこと。なお、下段がベッドとしての機能を有するものは、下段も同様に行うこと。

(2) ベッド上段の床板上面中央部に 60 キログラムの砂袋を置き、前方向および後ろ方法に水平荷重 45 キログラムを交互に各 10 回加えたとき、破損、外れおよび使用上支障のある変形等がないこと。

座いすの SG マーク認定基準

この基準は、一般家庭で使用する一人用の座いす（以下、「座いす」という）について適用する。

形式は、次のとおりとする。

A 形；背もたれを折り畳むことができ、かつ、背もたれの角度が変換できるもの。

A i 形；座いす全体が柔軟な材料で覆われているもの。

A ii 形；座いす全体が柔軟な材料で覆われていないもの。

B 形；背もたれを折り畳むことができ、背もたれの角度は変換できないもの。

C 形；背もたれを折り畳むことができないもの。

1．外観、構造および寸法

座いすの外観、構造および寸法は、次のとおり。

(1) 各部の仕上げは良好で身体に傷害を与えるような先鋭部、ばり、まくれ、ささくれ等がないこと。

(2) 各部の組付けは確実で、亀裂、破損および使用上支障のある変形等がないこと。

(3) A 形のものは、各段ごとに円滑に変換ができ、かつ、確実に固定できる構造であ

ること。

（4）固定具にはロック機構を有するか、可動部が使用中容易に外れないカバー等で覆われているか、または、可動時に危険なすき間ができない構造であること。

（5）すわりは、良好であること。

２．強度

座いすの強度は、次のとおりとする。

（1）座面および背もたれに荷重を加えたとき、各部に亀裂、破損および使用上支障のある変形がないこと。

(2) 背もたれの中央部に 20 キログラムの砂袋を振子により 25 度の角度から衝突させたとき、各部に、亀裂、破損および使用上支障のある変形等がないこと。

（3）ひじ掛けがあるものにあっては､ひじ掛けに対して側方に荷重を加えたとき、各部に亀裂、破損および使用上支障のある変形等がないこと。

４．所轄官庁・関連団体等

家庭用品品質表示法：

経済産業省　商務情報政策局　　商務流通グループ　製品安全課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

消費生活用製品安全法：

経済産業省　商務情報政策局　　商務流通グループ　製品安全課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

（財）製品安全協会

TEL 03-5808-3300　http://www.sg-mark.org/

SG マーク：

（財）製品安全協会

TEL 03-5808-3300　http://www.sg-mark.org/

VI-1 家電製品

ＨＳ番号	品目	関連法規
8414	扇風機	電気用品安全法 家庭用品品質表示法 工業標準化法 不当景品類及び不当表示防止法
8415	エアコン	電気用品安全法 家庭用品品質表示法 家電リサイクル法 工業標準化法 不当景品類及び不当表示防止法
8418	冷蔵庫	電気用品安全法 家庭用品品質表示法 家電リサイクル法 工業標準化法 不当景品類及び不当表示防止法
8422	家庭用食器洗い機	電気用品安全法 食品衛生法 家庭用品品質表示法 水道法（ビルトインタイプ） 建築基準法 不当景品類及び不当表示防止法
8450	洗濯機	電気用品安全法 家庭用品品質表示法 建築基準法 家電リサイクル法 工業標準化法 不当景品類及び不当表示防止法
8509	家庭用電気掃除機	電気用品安全法 家庭用品品質表示法 工業標準化法 不当景品類及び不当表示防止法
8510	電気カミソリ	電気用品安全法 家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法
8516	ドライヤー、アイロン、電子レンジ、オーブンなどの電熱機器	電気用品安全法 食品衛生法 家庭用品品質表示法 電波法 不当景品類及び不当表示防止法
8421	空気清浄機	電気用品安全法 家庭用品品質表示法
6301	電気毛布	電気用品安全法 工業標準化法 家庭用品品質表示法

１．輸入時の規制

家電製品の中には、「**食品衛生法**」の規制を受けるものがある（下記参照）。

また、国内販売の際は、「**電気用品安全法**」に基づく安全基準の遵守､表示などについて規制を受ける。

「食品衛生法」

この法律は、食品の安全性確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

家電製品のなかで、ジューサー、コーヒーメーカー、ジャー式炊飯器などの食品に直接接する器具に関しては、同法の規制を受ける。これらの品目は輸入時に食品等輸入届出書を厚生労働省検疫所食品等輸入受付窓口（日本各地 13 ヵ所にある）に提出し、許可を取得しなければならない。詳しくは厚生労働省食品安全部企画情報課の次のホームページを参照。

http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html

２．販売時の規制

家電製品の販売に際して、「**電気用品安全法**」「**家庭用品品質表示法**」および「**不当景品類及び不当表示防止法**」（**景品表示法**）の規制を受ける。また、製品によっては「**電波法**」の規制を受けるものもある。更に、設置時、廃棄時には「**水道法**」、「**建築基準法**」および「**特定家庭機器の収集・再商品化法（家電リサイクル法）**」の規制を受けるものがある。

（１）「電気用品安全法」：PSE マーク

この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険および障害の発生を防止することを目的としている。

1999 年 8 月に「**電気用品取締法**」（旧法）を、「**電気用品安全法**」と改正する法律が公布され、2001 年 4 月から施行された。これにより、従来の国による事前規制が廃止され、民間機関による第三者認証制度の導入など、大幅な改正が行われた。

電安法に規定されている電気用品の製造または輸入を行なう事業者は、事業開始の日から 30 日以内に所定の事項を経済産業大臣に届ける義務があり（以下「届出事業者」という。）（第 3 条)、届出事業者は、製造あるいは輸入する電気用品を経済産業省の定める技術水準に適合させる必要がある（第 8 条)。

電気用品のうち特に危険または障害の発生するおそれが多いもので、政令で定めるもの全 115 種を「特定電気用品」と定義し（第 2 条第 2 項)、それ以外のもの全 338 種は「特定電気用品以外の電気用品」に指定されている。特定電気用品を製造または輸入する届出事業者は、当該特定電気用品の販売の時までに、経済産業大臣が認定または承認する検査機関による適合性検査を受け、かつ、当該検査機関が発行する適合性についての証明書の交付を受け、これを政令でさだめられた所定の期間保存しなければならない（第 9 条)。また、新法ではすべての届出事業者に対し技術基準適合（第 8 条)、検査記録の作成、保存（第 8 条）および表示（第 10 条）が義務付けられている。

詳細は附属資料-III を参照。

〔特定電気用品〕

特定電気用品を日本へ輸出する場合の規制と手続きおよび品目（115 品目）については附属資料―Ⅲ参照。

〔特定電気用品以外の電気用品〕

特定電気用品以外を日本へ輸出する場合の規制と手続きおよび品目（338 品目）についても、附属資料―Ⅲ参照。

（２）「家庭用品品質表示法」

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのない様に、事業者に家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

製造業者や販売業者は､同法で対象品目に指定された製品(2006 年 8 月 1 日現在、繊維製品 35 品目、合成樹脂加工品 8 品目、電気機械器具 17 品目、雑貨工業品 30 品目、合計 90 品目）に対し、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関する表示項目と遵守項目を表示しなければならない。詳細は附属資料-I を参照。

主要な家庭用品（17 品目）については、同法の電気機械器具表示規程に基づく品質事項の表示が義務づけられており、表示がないものは販売が禁止されている（詳細は３．表示方法を参照のこと）。

注：平成 19 年 11 月 21 日「電気用品安全法」の一部を改正する法律が公布された。その改正により、旧電気用品取締法の時の表示のある電気用品は、現行法表示（PSE マーク）があるものとみなされ、平成 19 年 12 月 21 日より旧表示マークのままで販売できることになった。

（３）**「電波法」**

この法律は、電波（300 万メガヘルツ以下の周波数の電磁波）の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

10kHz 以上の高周波電流を使用する機器（電力 50W 以下を除く）については、他の機器への影響などの観点から電波法の規制を受ける。

【型式確認：電子レンジ、電磁誘導加熱式調理器】

電子レンジおよび電磁誘導加熱式調理器は製造業者、輸入業者或いは販売業者が定められた方式に基づく自己試験を行い、試験成績書を各地域の電気通信監理局を通じて総務大臣に届け出することで､その型式が基準に適合していることの確認（型式確認）をうけることができる。さらに必要な表示を付すことが定められている。総務省では、届け出内容を官報に掲載している。

【型式指定：超音波洗浄機等】

電波法施行規則 46 条で定められた品目においては、各型式について総務大臣の指定を受けねばならない。製造業者、輸入業者或いは販売業者は申請書に品目ごとに定められた必要事項を記載した書類を添えて総務省指定の無線設備検査協会で試験

を受ける。その試験成績書は電気通信監理局を通じて総務大臣に提出する。審査の結果条件に適合していると認められれば、その型式の指定を受けることができる。輸入業者は決められた表示を付することが義務づけられている。申請書等に関しては（財）電気通信振興会 TEL 03-3940-3951 に問い合わせのこと。

（４）「水道法」

この法律は、水道の敷設および管理を適正かつ合理的なものとするとともに、水道を計画的に整備し、また水道事業を育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的としている。

ビルトインタイプの食器洗い機のように水道管に直結して給水する機器については、水道管や他の機器、他の家庭に悪影響をおよぼさないことを目的とした同法の適用を受ける。詳しくは日本水道協会に問い合わせのこと。

（５）「建築基準法」

この法律は、建築物の敷地、構造、設備および用途に関する最低の規準を定めて国民の生命、健康および財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

1999 年の同法改正により、建築確認・検査事務は、これまで地方公共団体の建築主事のみが行ってきたが、「指定資格検定機関」の実施する検定試験に合格した民間人も実施できる様になった。そして建築基準は工法、材料、寸法など仕様を決める方式から、技術進歩や国際的建築規準に対応して、一定の性能さえ満たせば多様な材料、設備、構造方法を採用出来る性能規定が採用された。さらに同一型式で量産される建築物は、あらかじめ国土交通大臣が認定した場合、建設主事または指定確認機関による個別の建設確認での審査は不要となった。

食器洗い機、洗濯機などは、集合住宅等で排水する場合、配水管や他の機器、他の家庭に悪影響をおよぼさないようにするために間接排水が義務づけられ、同法（施行令 129 条２の５）で規制を受ける。

（６）「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）

この法律は、特定家庭用機器の小売業者および製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集および運搬ならびに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の減量および再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理および資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全および国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

同法は、1998 年 5 月に成立し、2001 年 4 月から施行された。当面、対象品目はテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機に限定される。

（７）「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り（平成 17 年 10 月 1 日実施）。詳細は、付属資料−VIを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007 年 4 月 18 日現在、1,742 規格(鉱工業品 1,723 規格、加工技術 19 規格)が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)にて確認のこと。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新 JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品	加工技術	特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（８）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（1）法律に基づく義務表示

①[電気用品安全法]に基づく表示: PSE マーク

届出事業者は、技術基準の適合義務や検査を履行し、法令で定めた表示事項（PSE マーク、届出事業者名、特定電気用品の場合は検査機関名、定格電圧など）を当該電気用品の表面に表示しなければ販売できない。詳細は附属資料-III を参照。

電気製品に付される表示

特定電気用品	特定電気用品以外の電気用品
  実際は上記マークに加えて、認定（承認）検査機関のマーク、届出事業者の名称（略称、登録商標を含む）、定格電圧、定格消費電力等が表示される。	 実際は上記マークに加えて、届出事業者の名称（略称、登録商標を含む）、定格電圧、定格消費電力等が表示される。
電気温水器 電熱式・電動式おもちゃ 電気ポンプ 電気マッサージ器 自動販売機 直流電源装置 など全１１５品目	電気こたつ 電気がま 電気冷蔵庫 電気歯ブラシ 電気かみそり 白熱電灯器具 電気スタンド テレビジョン受信機 音響機器 など全３３８品目

ＰＳＥ：Product Safety Electrical Appliance & Materials の略

電気製品の製造、輸入または販売の事業を行うものは、上記（ＰＳＥマーク等）が付されているものでなければ、電気用品を販売し、または販売の目的で陳列してはならない。

②「家庭用品品質表示法」

製造業者や販売業者は、同法で対象品目に指定された製品（2006 年 8 月 1 日現在、繊維製品 35 品目、合成樹脂加工品 8 品目、電気機械器具 17 品目、雑貨工業品 30 品目、合計 90 品目）に対し、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関する表示項目と遵守項目を表示しなければならない。詳細は附属資料-I を参照。

同法の対象になっている品目については、使用上の注意の他、品目によって表示事項が定められている。

図表　「家庭用品品質表示法」に基づく表示

対象製品	電気洗濯機、テレビ、電子レンジ、電気掃除機、電気冷蔵庫など
表示事項	容量、消費電力、使用上の注意など。
遵守事項	表示する上で守らなければならない事項が定められている。
表示者	製品の製造業者、販売業者または表示者

図表　「家庭用品品質表示法」に基づく表示例（「電気用品安全法」と一緒に表示されているもの）

「家庭用品品質表示法」に基づく表示

品名及び形名	○○電気掃除機　AS-25 型
吸水仕事率	200W（真空度 800 水柱 mm　風圧 1.0m3 毎分）
コードの長さ	5m
重量	5kg
使用上の注意	1．電源はできるだけコンセントを使用して下さい。 2．収じん袋のほこりは早めに掃除して下さい。 3．水を吸わせないで下さい。
表示者	○○○○株式会社

100V　　500W　　50/60Hz

③「電波法」

同法に基づく型式指定または確認を受けた品目については、認定マーク、番号の表示を同法に基づいて行うことが定められている。

図表　型式確認の表示例

総務省基準適合
型式確認第　※１　号
※２
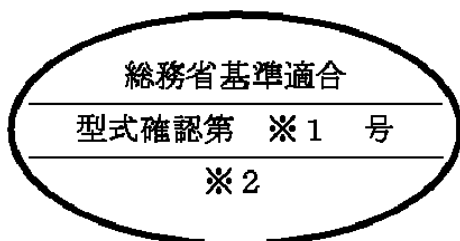
＊1：確認番号
＊2：製造等の氏名又は名称

図表　型式指定の表示例
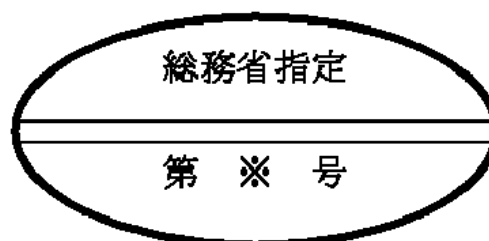
＊：指定番号

（２）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更され

た。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り（平成 17 年 10 月 1 日実施）。詳細は、付属資料-VIを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007 年 4 月 18 日現在、1,742 規格(鉱工業品 1,723 規格、加工技術 19 規格)が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)で確認のこと。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新 JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品	加工技術	特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

①安全認証の任意マーク：S マーク

1995 年の「**電気用品取締法**」が「**電気用品安全法**」に改正されたのに伴い、国の委託を受けた民間機関が、一定の水準以上の安全性が確保されたことを認証する第三者認証制度が作られた。現在の認証は、（財）電気安全環境研究所(JET),（財）日本品質保証機構(JQA)など 4 の実施機関がある。これら機関が、個々の製品の安全試験や工場の品質管理体制の確認を行い、安全認証マークの表示が認可される。実際のマークは（財）電気製品認証協議会の共通認証マークと各認証機関のロマークの組み合わせで構成されている。上述２機関のマーク例を下記する。

図表　JET マーク　　　　　図表　JQA マーク

②「不当景品類及び不当表示防止法」に基づく公正競争規約

「景品表示法」に基づく、景品類提供や表示に関する業界の自主的ルールである。家電業界に関しては、下記 3 規約がある。

1.製造業の表現規約：仕様・性能・特徴等の表示事項や、広告・カタログ・取扱い説明書・保証書・本体表示などの表示方法

2.製品業の景品規約：値引き、セット販売、割引券など

3.小売業の表示規約：テレビ、冷蔵庫、エアコンなど 14 品目の家電製品を対象に、必要表示事項（メーカー名、商標名、商品名、型式、自店販売価格など）を規定している。

詳細は附属資料-V を参照。

製造または輸入業者は、事業者名および住所、品名、仕様、取り扱い上の注意、修理に関する事項、保証期間等を表示することが定められている。特に電子レンジ、電気洗濯機、電気冷蔵庫、電気掃除機、テレビジョン受像機については、製造時期の表示が義務づけられている。また小売業に関しては、品名および型名、製造事業者名または商標名、自店販売価格は必ず表示することになっている。その他、消費者の誤解や誤認を招く表現が禁止されている。

（社）全国家庭電気製品公正取引協議会

TEL 03-3591-6023　http://www.eftc.or.jp/

③家電製品の安全確保のための表示に関するガイドライン（警告表示）

1995 年 4 月から「製造物責任法」が施行されたことにともない（財）家電製品協会が中心となり製品や取扱説明書に表示する警告表示マークを業界内で統一している。

△記号は注意を促す内容、○記号は禁止の行為、●記号は必ず行なう行為を表し、中の絵表示で具体的な内容（感電のおそれ、分解禁止、電源プラグを持ってコンセントを抜くなど）を表す。

図表　製品本体の表示例　図表　取扱説明書の表示例
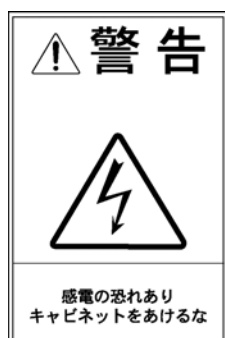
４．所轄官庁・関連団体等・関係機関

電気用品安全法：

経済産業省　商務情報政策局　商務流通グループ　製品安全課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

電波法：

総務省　総合通信基盤局　電波部　電波環境課

TEL 03-5253-5111　http://www.soumu.go.jp

家庭用品品質表示法：

経済産業省　商務情報政策局　商務流通グループ　製品安全課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

食品衛生法：

厚生労働省　医薬食品局　食品安全部

TEL 03-5253-1111　http://www.mhlw.go.jp

水道法：

厚生労働省　健康局　水道課

TEL 03-5253-1111　http://www.mhlw.go.jp

（社）日本水道協会　TEL 03-3264-2281　http://www.jwwa.or.jp

建築基準法：

国土交通省　住宅局　建築指導課

TEL 03-5253-8111　http://www.mlit.go.jp

家電リサイクル法：

経済産業省　商務情報政策局　情報通信機器課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

JET マーク：

（財）電気安全環境研究所（JET）

TEL 03-3446-9203　http://www.jet.or.jp

JQA マーク：

（財）日本品質保証機構　（JQA）　TEL 03-6212-9001　http://www.jqa.jp

VI-2 電話機

ＨＳ番号	品目	関連法規
8517	**普通電話機（一般電話機、コードレスホンの本体付）**	電気通信業法 電波法（10kHz 以上の高周波電流を使用する機器、但し電力 50ｗ以下を除く） 不当景品類及び不当表示防止法
8525	**携帯無線電話機**	電気通信業法 電波法（10kHz 以上の高周波電流を使用する機器、但し電力 50ｗ以下を除く） 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

電話機の輸入に関して、特に規制はない。

２．販売時の規制

電話機の販売に際して、**「電気通信事業法」**および**「不当景品類及び不当表示防止法」**の規制を受ける。また、コードレスホンに関しては、**「電波法」**の規制を受ける場合がある。

（１）「電気通信事業法」

この法律は､電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとすることにより電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達および国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

通信機器として販売する場合には、回線に接続する際、通信網や他の利用者に被害を与えないために同法の基準を満たしている必要がある。技術内容などは、「端末機器の技術基準適合確認に関する規制（2004 年総務省令第 15 号）」「端末設備等規則（1985 年総務省令第 31 号）」による。

日本国内で NTT など第一種電気通信事業者の回線に接続する電話機については、同法に基づく「技術基準適合認定」を受けた電話機であることが必要である。2004 年 1 月の制度改正により認定を行う機関が「指定認定機関」から「登録認定機関」へと移行したが、認定等業務の内容はこれまでと同様である。

登録認定機関（2005 年 12 月末現在）

（財）電気通信端末機器審査協会（JATE）TEL：03-5786-4300　http://www.jate.or.jp

（株）ディーエスピーリサーチ　TEL：06-6369-0177　http://www.dspr.co.jp/

（株）ケミトックス　TEL：03--3727-7111　http://www.chemitox-emc.co.jp/

テュフ・ラインランド・ジャパン（株）

TEL：045-470-1850　http://www.jpn.tuv.com/jp

また、電気通信事業者のネットワークに自らのネットワークや端末設備等を接続する際に、原則として「工事担任者」と呼ばれる国家資格を持った人が実施することになっている。なお、「工事担任者規則」が 2005 年 4 月に改正され、IP 系サービスを中心とする DD 種と、従来の電話サービス・ISDN サービスを中心とする AI 種の二つに大きく分けるとともに、インターネットの普及により、社会的にセキュリティ意識が高まってきていることを踏まえ、工事担任者の有するべき知識および技能として情報セキュリティ技術などが追加された。

電気通信国家試験センター

TEL03-5907-6556　http://www.shiken.dekyo.or.jp/

（２）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

図表　一般電話機の使用までの流れ
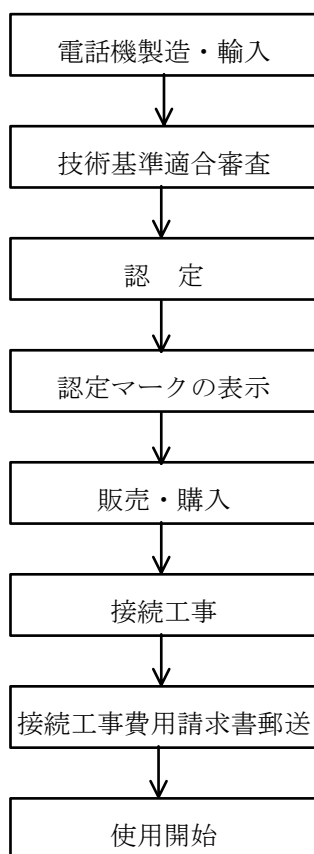
（３）「電波法」

この法律は、電波（300 万メガヘルツ以下の周波数の電磁波）の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

10kHz 以上の高周波電流を使用する機器（電力 50W 以下を除く）については、他の機器への影響などの観点から電波法の規制を受ける。小電力コードレスホンの

場合には、「無線設備規則」に従って、（財）テレコムエンジニアリングセンターで技術基準適合の証明を取得することが必要である。必要添付書類に関しては、（財）テレコムエンジニアリングセンターのホームページ（http://www.telec.or.jp/tech/02.html）を参照のこと。ただし、微弱電力コードレスホンについてはこれらの手続きは必要ない。

（財）テレコムエンジニアリングセンター

TEL 03-3799-9033　http://www.telec.or.jp

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

①「電気通信事業法」に基づく表示

同法では、認証に基づく端末機器について、技術基準適合認定マークと認定番号の表示を行うことを定めている。

技術基準適合の認定番号の例

ABCD	－	04	－	XXXX	XXX
↑		↑		↑	↑
端末機器種類		西暦		通し番号	登録認定機関略号

端末機器の種類	記号
電話用設備に接続される端末機器	A
無線呼出用設備に接続される端末機器	B
総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	C
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	D

②「電波法」に基づく技術基準適合証明マーク

小電力コードレスホンについては、上記の他に、（財）テレコムエンジニアリングセンターで証明を受けたことを示すマークと証明番号を表示することが義務付けられている。

図表　電話機のマーク

設計認証：記号T、認証設計番号

技術基準適合：記号A、技術基準適合認定番号

（２）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：ＪＩＳマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に

寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り（平成 17 年 10 月 1 日実施）。詳細は、付属資料-VIを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007 年 4 月 18 日現在、1,742 規格（鉱工業品 1,723 規格、加工技術 19 規格）が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)で確認のこと。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新 JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品　　加工技術　　特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

電話機の通話等の性能に関して、業界で自主規格を設けて次のような表示を行っている。

①電話機通話品質標準規格適合表示マーク（C マーク）

情報通信ネットワーク産業協会が制定した電話機の通話品質を保証したマーク

②小電力コードレス電話機標準規格適合表示マーク（CL マーク）

情報通信ネットワーク産業協会が制定したコードレスホンの通話品質を保証したマーク

問い合わせ先：

情報通信ネットワーク産業協会

TEL 03-5403-9350　　http://www.ciaj.or.jp

図表　C マーク　　　　図表　CL マーク

③情報処理装置等電波障害自主規制協議会（VCCI）の自主規制

同協議会は、電波障害に関して、種類別表示の実施を取り決めている。これは指定された区域外で、コンピュータなどの情報処理装置および電子事務用機器（ITE）を使用すると、この機器から発生する妨害波がラジオ・テレビジョン受信機等に受信障害を与えることがあるので、その旨を示す VCCI マークを製品に表示するようになっている。

問い合わせ先：

情報処理装置等電波障害自主規制協議会

TEL 03-5575-3138　http://www.vcci.or.jp

図表　クラスＢ情報技術装置（家庭環境で利用される電子機器）

４．所轄官庁・関連団体等

電波法：

総務省　総合通信基盤局　電波部　電波環境課

TEL 03-5253-5111　http://www.soumu.go.jp

電気通信事業法：

総務省　総合通信基盤局　電気通信事業部　電気通信技術システム課

TEL 03-5253-5111　　http://www.soumu.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

VI-3 オーディオ機器

ＨＳ番号	品目	関連法規
8519,8520, 8527	テープレコーダー	電気用品安全法 不当景品類及び不当表示防止法
8518,8519	ステレオコンポ	電気用品安全法 不当景品類及び不当表示防止法
8527	ラジオ	電気用品安全法 不当景品類及び不当表示防止法
8519,8520 8527	その他	電気用品安全法 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

オーディオ機器の輸入に際しては、原則的には規制はない。

２．販売時の規制

オーディオ機器のうち「ラジオ受信機」「テープレコーダー」「レコードプレーヤー」「ジュークボックス」その他の「音響機器」の販売に際しては**「電気用品安全法」**および**「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）**の規制を受ける。

（１）「電気用品安全法」（電安法）

この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険および障害の発生を防止することを目的としている。

1999 年 8 月に**「電気用品取締法」**（旧法）を、**「電気用品安全法」**と改正する法律が公布され、2001 年 4 月から施行された。これにより、従来の国による事前規制が廃止され、民間機関による第三者認証制度の導入など、大幅な改正が行われた。

電安法に規定されている電気用品の製造または輸入を行なう事業者は、事業開始の日から 30 日以内に所定の事項を経済産業大臣に届ける義務があり（以下「届出事業者」という。）（第 3 条)、届出事業者は、製造あるいは輸入する電気用品を経済産業省の定める技術水準に適合させる必要がある（第 8 条)。

電気用品のうち特に危険または障害の発生するおそれが多いもので、政令で定めるもの全 115 種を「特定電気用品」と定義し（第 2 条第 2 項)、それ以外のもの全 338 種は「特定電気用品以外の電気用品」に指定されている。特定電気用品を製造または輸入する届出事業者は、当該特定電気用品の販売の時までに、経済産業大臣が認定または承認する検査機関による適合性検査を受け、かつ、当該検査機関が発行する適合性についての証明書の交付を受け、これを政令でさだめられた所定の期間保存しなければならない（第 9 条)。また、新法ではすべての届出事業者に対し技術基準適合（第 8 条)、検査記録の作成、保存（第 8 条）および表示（第 10 条）が義務付けられている。詳細は附属資料-III を参照。

〔特定電気用品〕

特定電気用品を日本へ輸出する場合の規制と手続きおよび品目（115 品目）については附属資料－Ⅲ参照。

〔特定電気用品以外の電気用品〕

特定電気用品以外を日本へ輸出する場合の規制と手続きおよび品目（338 品目）についても、附属資料－Ⅲ参照。

オーディオ機器のうち「ラジオ受信機」「テープレコーダー」「レコードプレーヤー」「ジュークボックス」その他の「音響機器」は特定電気用品以外の電気用品に指定されている。

図表　「電気用品安全法」の体系図
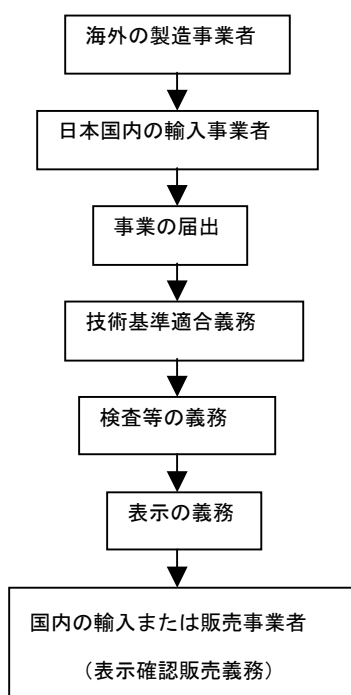
（特定電気用品以外の電気用品）

注：平成 19 年 11 月 21 日「電気用品安全法」の一部を改正する法律が公布された。
その改正により、旧電気用品取締法の時の表示のある電気用品は、現行法表示（PSE マーク）があるものとみなされ、平成 19 年 12 月 21 日より旧表示マークのままで販売できることになった。

（２）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

「電気用品安全法」：PSE マーク

届出事業者は、技術基準の適合義務や検査を履行し、法令で定めた表示事項（PSE マーク、届出事業者名、特定電気用品の場合は検査機関名、定格電圧など）を当該電気用品の表面に表示しなければ販売できない。詳細は附属資料-III を参照。

（２）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：ＪＩＳマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り（平成 17 年 10 月 1 日実施）。詳細は、付属資料-VIを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007 年 4 月 18 日現在、1,742 規格（鉱工業品 1,723 規格、加工技術 19 規格）が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)で確認のこと。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新 JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品	加工技術	特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

安全認証の任意マーク：S マーク

1995 年の「**電気用品取締法**」が「**電気用品安全法**」に改正されたのに伴い、国の委託を受けた民間機関が、一定の水準以上の安全性が確保されたことを認証する第三者認証制度が作られた。現在の認証は、（財）電気安全環境研究所(JET),（財）日本品質保証機構(JQA)など 4 の実施機関がある。これら機関が、個々の製品の安全試験や工場の品質管理体制の確認を行い、安全認証マークの表示が認可される。実際のマークは（財）電気製品認証協議会の共通認証マークと各認証機関のロゴマークの組み合わせで構成されている。上述２機関のマーク例を下記する。

図表　JET マーク　　　図表　JQA マーク

４．所轄官庁・関連団体等

電気用品安全法：

経済産業省　商務情報政策局　商務流通グループ　製品安全課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

JET マーク：

（財）電気安全環境研究所（JET）

TEL 03-3466-9203　http://www.jet.or.jp

JQA マーク：

（財）日本品質保証機構　（JQA）　TEL 03-6212-9001　http://www.jqa.jp

VI-4 電　池

ＨＳ番号	品目	関連法規
8506	**一次電池**	工業標準化法 不当景品類及び不当表示防止法
8507	**二次電池**	工業標準化法 再生資源の利用の促進に関する法律(Ni,Cd 電池) 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

一次、二次電池とも輸入に当たって、法的規制はない。

２．販売時の規制

二次電池のニッケル・カドミウム蓄電池は、表示に関し「**再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）**」により、必要表示が義務づけられている。

（なお、任意規格としては「**工業標準化法**」に基づく日本工業規格（JIS）があり、検査方法や表示等について定められている。）

「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

注：平成 19 年 11 月 21 日「電気用品安全法」の一部を改正する法律が政府により公布された。この中で、同法の現行第 2 条にある電気用品の定義に蓄電池が加えられることが定められた。内容の詳細は、公布の日から 1 年以内に政令で定められることになっているが、近来事故が相次いでいるリチウム蓄電池の安全対策が中心になる模様である。

３．表示方法

（1）法律に基づく義務表示

一般的にはなし。

ただし二次電池のニッケル・カドミウム蓄電池については、1993 年 6 月に「**リサイクル法**」の第二種指定商品となり、リサイクルする旨とニッケル・カドミウム蓄電池であることを表示することになった（詳細は経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課に問い合わせのこと）。

Ni-Cd マーク

（2）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：JIS

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成16年6月の工業標準化法の改正により、JISマーク表示制度は大きく変更された。新JISマーク表示制度の要点は次の通り（平成17年10月1日実施）。詳細は、付属資料-Ⅵを参照。

JISマーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品JISの中から事業者が自主的に選択できることになった。2005年11月17日現在、1,742規格(鉱工業品1,723、加工技術19規格)が新JISマーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の「新JISマーク表示制度の対象となり得るJISリストの公表について」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新JISマークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新JISマークは下記のデザインとなった。

新JISマーク

鉱工業品	加工技術	特定側面

旧法によるJISマーク表示制度での適用は、平成17年9月30日までであるが、経過措置として、平成20年9月30日まで旧法によるJISマークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

一次電池、二次電池の安全確保のための表示に関するガイドライン

電池の正しい使用法を告知して危険を防止するための警告表示について、（財）家電製品協会の「家電製品の安全確保のための表示に関するガイドライン」に基づきマークや表示方法が定められている。

電池の安全確保のための表示推奨文例（例：アルカリ乾電池本体）

⚠ 警告

アルカリ性溶液がもれて眼にはいったり、発熱破裂のおそれがあるので、ショート、分解、火に入れるなどしないこと

⚠ 注意

(1) この電池は充電式ではないので、充電すると液もれ、破損のおそれがある。
(2) ⊕、⊖を正しく入れること。
(3) 新しい電池と使用した電池、または他の種類の電池を混ぜて使わないこと。
(4) 使い切った電池はすぐに機器から取り出すこと。
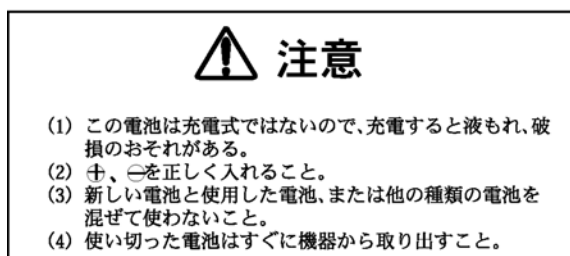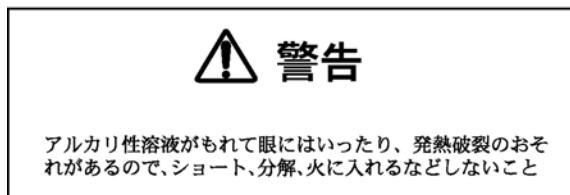
詳細は下記に問い合わせのこと。

（財）家電製品協会　TEL:03-3578-1311　http://www.aeha.or.jp/

４．所轄官庁・関連団体等

工業標準化法：

経済産業省　産業技術環境局　基準認証政策課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

電池について

経済産業省　通商情報政策局　通信情報機器課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

リサイクル法全般：

経済産業省　産業技術環境局　リサイクル推進課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

VI-5 パーソナル・コンピューター

ＨＳ番号	品目	関連法規
8471	パーソナル・ コンピューター	電気用品安全法 電気通信事業法家庭用品品質表示法 資源の有効な利用の促進に関する法律 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

法律上の規制は特にない。ただし、アダプターやテレビジョン受信機内臓のものは「**電気用品安全法**」、無線方式を用いるものは「**電波法**」など、付属の機能によっては関連法が適用される場合がある。

２．販売時の規制

（１）「電気用品安全法」（電安法）

電安法に規定されている電気用品の製造または輸入を行なう事業者は、事業開始の日から 30 日以内に所定の事項を経済産業大臣に届ける義務があり（以下「届出事業者」という。）（第 3 条）、届出事業者は、製造あるいは輸入する電気用品を経済産業省の定める技術水準に適合させる必要がある（第 8 条）。

電気用品のうち特に危険または障害の発生するおそれが多いもので、政令で定めるもの全 115 種を「特定電気用品」と定義し（第 2 条第 2 項）、それ以外のもの全 338 種は「特定電気用品以外の電気用品」に指定されている。特定電気用品を製造または輸入する届出事業者は、当該特定電気用品の販売の時までに、経済産業大臣が認定または承認する検査機関による適合性検査を受け、かつ、当該検査機関が発行する適合性についての証明書の交付を受け、これを政令でさだめられた所定の期間保存しなければならない（第 9 条）。また、新法ではすべての届出事業者に対し技術基準適合（第 8 条）、検査記録の作成、保存（第 8 条）および表示（第 10 条）が義務づけられている。詳細は附属資料-III を参照。

ただし、パソコンは「特定電気用品」あるいは「特定電気用品以外の電気用品」のいずれの分類にも属さないが、ノート型パソコンの AC アダプターは特定電気用品に指定されている。また、オーディオ機能・テレビ受信機能のあるディスプレイ装置（ただし、コンピュータを起動させずに独立してオーディオ機器あるいはテレビとして使用できるものに限る）は特定電気用品以外の電気用品として定められている。これらの機器は電気用品安全法に基づく上述の義務を負う。

注：平成 19 年 11 月 21 日「電気用品安全法」の一部を改正する法律が公布された。その改正により、旧電気用品取締法の時の表示のある電気用品は、現行法表示（PSE マーク）があるものとみなされ、平成 19 年 12 月 21 日より旧表示マークのままで販売できることになった。

（２）「電気通信事業法」

コンピュータを日本国内の電気通信事業者の回線に接続する場合、通信網や他の利用者に被害を与えないために省令で定める基準を満たしている必要がある。技術基準等は「端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則」、「端末設備等規則」による。同法に基づき、コンピュータについて登録認定機関による「技術基準適合認定」または自己確認が選択できることになり、いずれの場合も認定を受けた機器に表示が義務づけられている。

（３）「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）

2001 年 4 月より施行された「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、事業系（法人ユーザー）パソコンの引取要請があった場合の回収・再資源化が、製造メーカーおよび輸入販売会社に義務づけられた。家庭からの使用済みパソコンの回収・再資源化は、2003 年 10 月より実施された。これまで殆ど自治体により粗大ゴミとして処分されていた家庭用パソコンは、その型式を問わず同法により回収とリサイクルが実施されることとなった。パソコンを製造あるいは輸入する事業者は使用済み製品の回収・再資源化を義務づけられている。回収したパソコンは産業廃棄物として処理しなければならないため、事業者は廃棄物処理法に基づく営業許可を受ける必要がある。

（４）家庭用品品質表示法

テレビ受像機は同法の指定品目になっている。このため、テレビ受像機能のあるディスプレイ装置などは同法の電気機械器具品質表示規定に基づき、使用上の注意点等、必要事項の表示をつけることが定められている。

（５）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（１）　法律に基づく表示

法律上の規制は特にない。ただし、「電気用品安全法」や「電波法」の規制が適用される場合は、各法律に則った表示を行うこと。

（２）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：ＪＩＳマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り（平成 17 年 10 月 1 日実施）。詳細は、付属資料-VIを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007 年 4 月 18 日現在、1,742 規格（鉱工業品 1,723 規格、加工技術 19 規格）が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)にて確認のこと。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新 JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品	加工技術	特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

情報処理装置等電波障害自主規制協議会（VCCI）の自主規制

同協議会は、電波障害に関して、種類別表示の実施を取り決めている。指定された区域外で、電波がラジオ・テレビジョン受信機等に受信障害を与えることがあるためで、その旨を示す VCCI マークを製品に表示する。詳細は情報処理等電波障害自主規制協議会まで問い合わせのこと。

TEL 03-5575-3138　http://www.vcci.or.jp/

この装置は、クラスA情報技術装置です。この装置を家庭環境で使用すると電波妨害を引き起こすことがあります。この場合には使用者が適切な対策を講ずるよう要求されることがあります。　VCCI－A

この装置は、情報処理装置等電波障害自主規制協議会（ＶＣＣＩ）の基準に基づくクラスＡ情報技術装置です。この装置を家庭環境で使用すると電波妨害を引き起こすことがあります。この場合には使用者が適切な対策を講ずるよう要求されることがあります。

この装置は、情報処理装置等電波障害自主規制協議会（ＶＣＣＩ）の基準に基づくクラスＢ情報技術装置です。この装置は、家庭環境で使用することを目的としていますが、この装置がラジオやテレビジョン受信機に近接して使用されると、受信障害を引き起こすことがあります。
取扱説明書に従って正しい取り扱いをして下さい。

VCCI　　VCCI

４．所轄官庁・関連団体等

電気用品安全法：
経済産業省　商務情報政策局　商務流通グループ　製品安全課
TEL　03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

電波法：
総務省　総合通信基盤局　電波部　電波環境課
TEL　03-5253-5111　http://www.soumu.go.jp

資源の有効な利用の促進に関する法律
経済産業省　産業技術環境局　リサイクル推進課
TEL　03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：
公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課
TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

VI-6 照明器具

ＨＳ番号	品目	関連法規
9405	シャンデリア	電気用品安全法 家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法 工業標準化法 電波法
9405	その他天井用照明器具	電気用品安全法 家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法 工業標準化法 電波法
9405	壁掛け用電気式照明器具	電気用品安全法 家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法 工業標準化法 電波法
9405	卓上用照明器具	電気用品安全法 家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法 工業標準化法 電波法
9405	机上用照明器具	電気用品安全法 家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法 工業標準化法 電波法
9405	ベッドサイド用照明器具、床置用電気式ランプ	電気用品安全法 家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法 工業標準化法 電波法

（注）クリスマスツリーに使用するものやイルミネーションサインなどは除く

１．輸入時の規制

照明器具の輸入に関して、特に規制はない。

２．販売時の規制

家電製品の販売に際して、「**電気用品安全法**」、「**家庭用品品質表示法**」および「**不当景品類及び不当表示防止法**」（**景品表示法**）の規制を受ける。また、製品によっては「**電波法**」の規制を受けるものもある。

（１）「電気用品安全法」（電安法）

この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険および障害の発生を防止することを目的としている。

1999 年 8 月に「**電気用品取締法**」（旧法）を、「**電気用品安全法**」と改正する法律

が公布され、2001年4月から施行された。これにより、従来の国による事前規制が廃止され、民間機関による第三者認証制度の導入など、大幅な改正が行われた。

電安法に規定されている電気用品の製造または輸入を行なう事業者は、事業開始の日から30日以内に所定の事項を経済産業大臣に届ける義務があり（以下「届出事業者」という。)（第3条)、届出事業者は、製造あるいは輸入する電気用品を経済産業省の定める技術水準に適合させる必要がある（第8条)。

電気用品のうち特に危険または障害の発生するおそれが多いもので、政令で定めるもの全115種を「特定電気用品」と定義し（第2条第2項)、それ以外のもの全338種は「特定電気用品以外の電気用品」に指定されている。特定電気用品を製造または輸入する届出事業者は、当該特定電気用品の販売の時までに、経済産業大臣が認定または承認する検査機関による適合性検査を受け、かつ、当該検査機関が発行する適合性についての証明書の交付を受け、これを政令でさだめられた所定の期間保存しなければならない（第9条)。また、新法ではすべての届出事業者に対し技術基準適合（第8条)、検査記録の作成、保存（第8条）および表示（第10条）が義務付けられている。詳細は附属資料-IIIを参照

注：平成19年11月21日「電気用品安全法」の一部を改正する法律が公布された。その改正により、旧電気用品取締法の時の表示のある電気用品は、現行法表示（PSEマーク）があるものとみなされ、平成19年12月21日より旧表示マークのままで販売できることになった。

（2）「家庭用品品質表示法」

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのない様に、事業者に家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

この主旨で「品質表示の必要な家庭用品」として現在90品目が指定されている。詳細は附属資料-Iを参照。

電気器具に関しては、家庭用品のうち主要な電気器具17品目については、同法の表示規定に基づく品質事項の表示が義務づけられており、表示がないものは販売が禁止されている。

（3）「電波法」

この法律は、電波（300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波）の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

無電極放電ランプなど高周波電流を使用する機器については、他の機器への影響などの観点から同法の規制を受ける。

（4）「工業標準化法」：JISマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成16年6月の工業標準化法の改正により、JISマーク表示制度は大きく変更された。新JISマーク表示制度の要点は次の通り（平成17年10月1日実施）。詳しくは3．表示方法を参照のこと。

（5）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-Vを参照。

3．表示方法

（1）法律に基づく義務表示

①「電気用品安全法」：PSEマーク

2001年4月の法改正に伴い、政府認証から民間機関による第三者認証へと移行し、指定試験機関制度や型式認可は廃止された。製造または輸入を行う届出事業者は、技術基準の適合義務や検査を履行し、法令で定めた表示事項（PSE マーク、届出事業者名、特定電気用品の場合は検査機関名、定格電圧など）を当該電気用品の表面に表示しなければ販売できない。詳細は附属資料-IIIを参照。

②「家庭用品品質表示法」

製造業者や販売業者は、同法で対象品目に指定された製品（2006年8月1日現在、繊維製品35品目、合成樹脂加工品8品目、電気機械器具17品目、雑貨工業品30品目、合計90品目）に対し、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関する表示項目と遵守項目を表示しなければならない。詳細は附属資料-Iを参照。

表示例

白熱灯電気スタンドの表示例 100V, 60Wまで **警告！** **やけどの恐れあり** * 点灯中および消灯直後の器具は高温になっております。からだに触れないように注意してください **火災の恐れあり** * 指定の電球以外は使用しないでください * 不安定なところや枕元、ベッドでのご使用は絶対におやめください * 器具の周囲に燃え易いもの等を置かないようご注意ください * 器具や電球を布や紙、アルミ箔等で覆って使用しないでください

③「電波法」

同法に基づく型式指定または確認を受けた品目は、認定マーク、番号の表示を行うことが定められている。

（2）法律に基づく任意表示

「**工業標準化法**」に基づく表示

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成16年6月の工業標準化法の改正により、JISマーク表示制度は大きく変更された。新JISマーク表示制度の要点は次の通り（平成17年10月1日実施）。詳細は、付属資料-Ⅵを参照。

JISマーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品JISの中から事業者が自主的に選択できることになった。2007年4月18日現在、1,742規格(鉱工業品1,723規格、加工製品19規格)が新JISマーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)で確認のこと。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新 JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新JISマークは下記のデザインとなった。

新JISマーク

鉱工業品	加工技術	特定側面

旧法によるJISマーク表示制度での適用は、平成17年9月30日までであるが、経過措置として、平成20年9月30日まで旧法によるJISマークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（3）業界自主規制に伴う表示

①安全認証の任意マーク：S マーク

1995 年の「**電気用品取締法**」が「**電気用品安全法**」に改正されたのに伴い、国の委託を受けた民間機関が、一定の水準以上の安全性が確保されたことを認証する第三者認証制度が作られた。現在の認証は、（財）電気安全環境研究所(JET),（財）日本品質保証機構(JQA)など 4 の実施機関がある。これら機関が、個々の製品の安全試験や工場の品質管理体制の確認を行い、安全認証マークの表示が認可される。実際のマークは（財）電気製品認証協議会の共通認証マークと各認証機関のロゴマークの組み合わせで構成されている。上述２機関のマーク例を下記する。

図表　JET マーク　　　　図表　JQA マーク

②「**不当景品類及び不当表示防止法**」に基づく公正競争規約

同法に基づく、景品類提供や表示に関する業界の自主的ルールである。家電業界に関しては、下記３規約がある。

1.製造業の表現規約：仕様・性能・特徴等の表示事項や、広告・カタログ・取扱い説明書・保証書・本体表示などの表示方法

2.製品業の景品規約：値引き、セット販売、割引券など

3.小売業の表示規約：テレビ、冷蔵庫、エアコンなど 14 品目の家電製品を対象に、必要表示事項（メーカー名、商標名、商品名、型式、自店販売価格など）を規定している。

詳細は附属資料-V を参照。

（社）全国家庭電気製品公正取引協議会

TEL 03-3591-6023　　http://www.eftc.or.jp/

③家電製品の安全確保のための表示に関するガイドライン（警告表示）

1995 年 4 月の「**製造物責任法**」の施行にともない、（財）家電製品協会が「家電製品の安全確保のための表示に関するガイドライン」を定め、製品や取扱説明書に表示する警告表示マークを業界内で統一している。

△記号は注意を促す内容、○記号は禁止の行為、●記号は必ず行なう行為を表し、中の絵表示で具体的な内容（感電のおそれ、分解禁止、電源プラグを持ってコンセントを抜くなど）を表す。

詳細は下記に問合せのこと。

（財）家電製品協会　TEL:03-3578-1311　　http://www.aeha.or.jp/

図表　製品本体の表示例

図表　取扱説明書の表示例

分解禁止

必ず電源プラグを持って
コンセントを抜く

４．所轄官庁・関連団体等・関係機関

電気用品安全法：

経済産業省　商務情報政策局　商務流通グループ　製品安全課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

電波法：

総務省　総合通信基盤局　電波部　電波環境課

TEL 03-5253-5111　http://www.soumu.go.jp

家庭用品品質表示法：

経済産業省　商務情報政策局　商務流通グループ　製品安全課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

工業標準化法：

経済産業省　産業技術環境局　標準課

TEL03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

JIS マークについて：

（財）日本規格協会　TEL 03-3583-8002　http://www.jsa.or.jp/

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

JET マーク：

（財）電気安全環境研究所（JET）

TEL 03-3466-9203　http://www.jet.or.jp

JQA マーク：

（財）日本品質保証機構　（JQA）

TEL 03-6212-9001　http://www.jqa.jp

VII-1 調理用器具

ＨＳ番号	品目	関連法規
3924	プラスチック製調理器具（コーヒーポットなど）	食品衛生法 家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法
7323	鉄鋼製調理器具（釜、なべ、フライパンなど）	食品衛生法 家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法
7418	銅製調理器具（釜、なべ、フライパンなど）	食品衛生法 家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法
7615	アルミニウム製調理器具（やかん、うらごし器など）	食品衛生法 家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法
8516	家庭用の圧力なべ、および 圧力がま（電気式のもの）	食品衛生法 家庭用品品質表示法 電気用品安全法 消費生活用製品安全法 不当景品類及び不当表示防止法
7323	家庭用の圧力なべ、および 圧力がま（電気式でないもの）	食品衛生法 家庭用品品質表示法 消費生活用製品安全法 不当景品類及び不当表示防止法
8509	電気調理ヒーター 電気トースター 電気ジューサー 等の電気用調理器具	食品衛生法 家庭用品品質表示法 電気用品安全法 不当景品類及び不当表示防止法 工業標準化法
7321	ガス調理ヒーター	食品衛生法 家庭用品品質表示法 不当景品類及び不当表示防止法 工業標準化法

１．輸入時の規制

なべ、フライパン等の調理用器具の輸入にあたっては、**「食品衛生法」**に基づく輸入届が必要である。また、国内販売段階において、家庭用電気調理機器には**「電気用品安全法」**に基づく規制を受けるものもあるし、**「家庭用品品質表示法」**に基づく表示が必要なものもある。

（１）**「食品衛生法」**

この法律は、食品の安全性確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

同法により、食料などの輸入に際しては、その都度厚生労働大臣に届け出、全国 31 海空港の検疫所で手続きが行われる。輸入検査に際しては、外国製食品への事前確認

制度、特定食品の計画輸入制度、同一食品の継続的輸入の品目登録制度、輸出国公的検査機関制度、事前届出制度などにより手続きの簡素化・迅速化が図られている。

販売を目的として調理用器具を輸入する場合は、厚生労働省検疫所輸入食品監視担当へ「食品等輸入届出書」に関係書類を添付して届け出なければならない。検疫所における審査・検査の後、食品衛生上問題がなければ、届出書に「届出済」印が押捺され、返却される。なお、食品製造用の機械、アルミニウム製、ステンレス製、無色のガラス製の器具等を繰り返し輸入する場合は、初回の輸入時に「食品等輸入届出書」とともに、3 年間または 1 年間の輸入計画（計画輸入期間内に予定する貨物の重量、積卸港及び到着年月日）を厚生労働省検疫所輸入食品監視担当に提出し、検査の結果が合格と判断されれば、同一器具で当該期間内に輸入されるものについては届出をしなくてもよい計画輸入制度が利用できる。

図表　「食品衛生法」による手続き
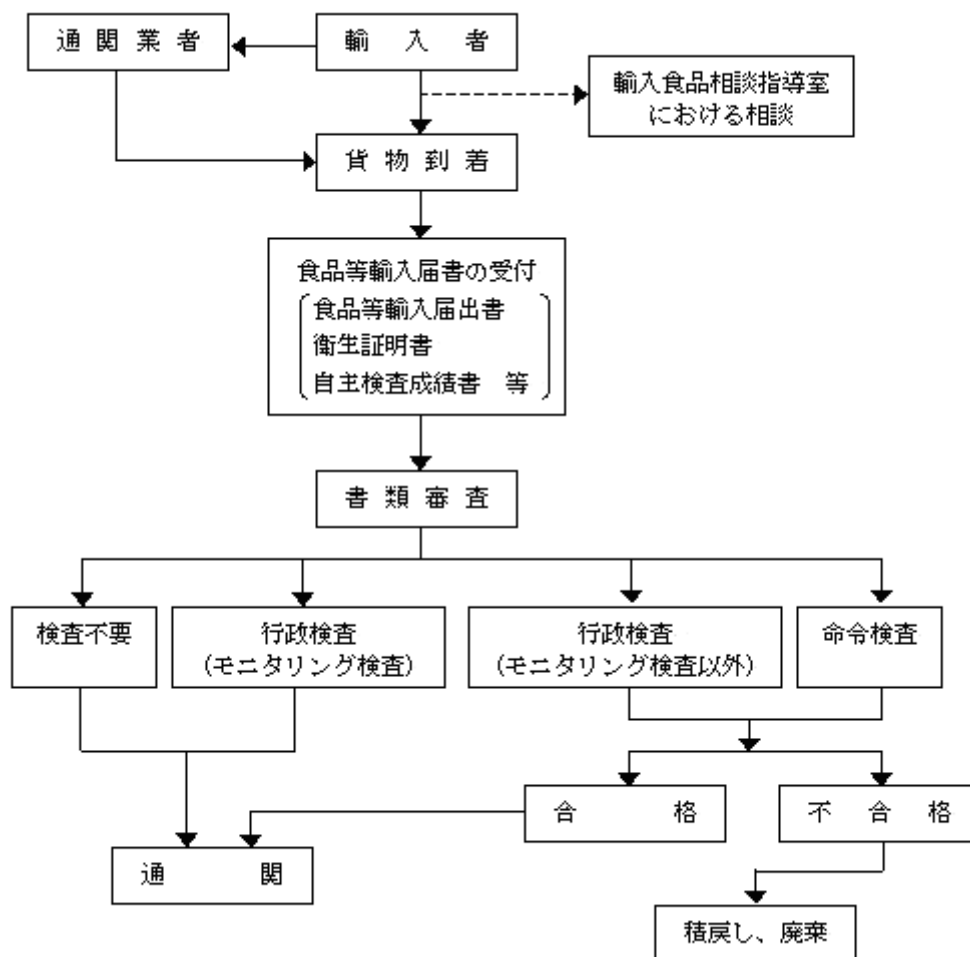
2．販売時の規制

（1）「電気用品安全法」（電安法）

この法律は、電気用品の製造、輸入、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的としている。

平成 13 年 4 月 1 日から施行されている「電気用品安全法」は、従来の「電気用品取締

法」が改称されたもので、「取締」を主体とした規制体系に民間による「安全」確保体系が加味された制度に移行した。電気用品の技術基準への適合の確認については、登録・型式認可等の政府認証制度が廃止され、製造事業者または輸入事業者自身による自己確認が義務付けられたことが基本となっている。特に危険性が高いと判断される製品（特定電気用品）については、適合性検査機関制度が導入され、これらの機関が行う適合性検査を受けることが義務付けられている。なお、平成16年3月より、国による認定・承認制度から、国が認定した登録検査機関による登録制度に移行した。これにより、外国登録製造事業者制度が廃止されたため、特定電気用品については、すべて輸入事業者の責任により適合性検査を受け、製造に係わる検査記録を整備することが必要となる。

電気用品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣に届ける義務があり（第3条)、その届出事業者は製造あるいは輸入する電気用品を経済産業省の定める技術水準に適合させる必要がある（第8条)。

電気用品のうち特に危険または障害の発生するおそれが多いもので、政令で定めるもの全115種を「特定電気用品」と定義し（第2条第2項、それ以外のもの全338種は「特定電気用品以外の電気用品」に指定されている。）当該製品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣が認定した登録検査機関による適合性検査を受け、かつ適合性についての証明書の交付を受け、これを保存しなければならない（第9条)。また、新法ではすべての事業者に対し技術基準適合（第8条)、検査記録の作成保存（第8条）及び表示（第10条）が義務づけられている。詳細は附属資料-IIIを参照。

電気トースターや電気ジューサー等は、政令において特定電気用品以外の「電気製品」内に「事業の開始に係る届出」を行う必要がある。また、事業者の自己確認原則の下、１）製品の技術基準への適合、２）検査実施、３）検査記録作成、４）検査記録保持等が義務づけられている。

（2）「家庭用品品質表示法」

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのない様に、事業者に家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。この主旨で「品質表示の必要な家庭用品」として現在90品目が指定されている。詳細は附属資料-Iを参照。

家庭用品のうち主要な電気器具17品目については、同法の表示規定に基づく品質事項の表示が義務づけられており、表示がないものは販売が禁止されている。
調理器具のうち、合成樹脂製の器具、調理用電気器具、魔法瓶、ガラス製、または、ガラスセラミック製の台所用品、なべ（アルミニウム製のもの、鉄製でほうろう引きのもの、ステンレス鋼のもの､及び、銅製のもの）等は、国内販売段階において、同法に基づく表示が必要である。

表示例

電気がまの表示例
100V, 1100W, 50-60Hz
警告！
感電の恐れあり
* 水につけたり、水をかけたりしないこと
高圧注意
* サービスマン以外の人は絶対に本体を分解しないでください
* 本体内部に高電圧部分が多数あり、万一さわると危険です
注意
* やけどのおそれあり。蒸気口に手を触れない
* ふきんをかけて使用しない。故障の恐れあり

（3）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（1）法律に基づく義務表示

①「消費生活用製品安全法」

この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の発生の防止を図るため、特定製品の製造および販売を規制すると共に、消費生活用製品の安全性の確保につき民間の自主的な活動を促進するための措置を講じて、一般消費者の利益の保護を目的としている。

同法において、特に構造、材質、使用状況などからみて一般消費者に対して特に危害を及ぼす恐れが多いと認められる製品は「特定製品」（2003 年 10 月現在 6 品目）として政令で定めている。「特定製品」のうちその製造または輸入業者のうち、一般消費者の生命または身体に対する危害の発生を防止する為必要な品質の確保が困難である者がいると認められる製品は「特別特定製品」（3 品目）として指定されている。詳細は附属資料-IV を参照。

同法に基づき特定製品はいわゆる自己確認品目であるが、特別特定製品は事業者自身の検査に加え、第三者検査機関による適合性検査が義務付けされている。特定製品の製造、輸入または販売の事業を行う者は、製品ごとに省令で定めた技術上の基準に適合していることを示す PSC マークを付したものでなければ、販売または販売目的で陳列はできない。国が定めた義務マークで、特定製品および特別特定製品の２種類のマークがある。

調理用器具のうち、「家庭用の圧力鍋及び圧力釜」は特定製品としてＰＳＣマー

クの表示が義務付けられている。

②「家庭用品品質表示法」

製造業者や販売業者は、同法で対象品目に指定された製品（2005年12月末現在、繊維製品35品目、合成樹脂加工品8品目、電気機械器具17品目、雑貨工業品30品目、合計90品目）に対し、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関する表示項目と遵守項目を表示しなければならない。詳細は附属資料-Iを参照。

調理用器具のうち、合成樹脂製の食事用、食卓用または台所用器具については、「合成樹脂加工品品質表示規程」、電気用調理器具については、「電気機械器具表示規程」、なべ類は「雑貨工業品品質表示規程」により、表示すべき内容および表示に当たって遵守すべき事項が定められている。

（2）法律に基づく任意表示

①「工業標準化法」に基づくJISマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成16年6月の工業標準化法の改正により、JISマーク表示制度は大きく変更された。新JISマーク表示制度の要点は次の通り（平成17年10月1日実施）。詳細は、付属資料-VIを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品JISの中から事業者が自主的に選択できることになった。2007年4月18日現在、1,742規格（鉱工業品1,723規格、加工技術19規格）が新JISマーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の「新JISマーク表示制度の対象となり得るJISリストの公表について」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新JISマークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品　　加工技術　　特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9232　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）民間が自主的に行う任意表示

①製品安全協会マーク：SG マーク

調理用器具のうちクッキングヒーター用調理器具は SG マークの指定対象品目となっており、事業者が SG マークを表示するためには、事前に認定基準に適合しているかどうかの検査を受け、合格しなければならない。なお、SG マークが表示された製品の欠陥により、万が一、人身事故が起った場合は、対人についてのみ、被害者一人につき最高 1 億円までの賠償金が支払われる。詳細は付属資料-IV 参照。

４．所轄官庁・関連団体等

食品衛生法：

厚生労働省　医薬食品局　食品安全部

TEL 03-5253-1111　http://www.mhlw.go.jp

電気用品安全法、家庭用品品質表示法

経済産業省　商務情報政策局　消費経済部　製品安全課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

SG マーク：

(財)製品安全協会

TEL 03-5255-3631　http://www.sg-mark.org/

VII-2 食器類

ＨＳ番号	品目	関連法規
6911	磁器製の食卓用品 および台所用品	食品衛生法 不当景品類及び不当表示防止法 工業標準化法
6912	陶磁製の食卓用品・ 台所用品	食品衛生法 不当景品類及び不当表示防止法 工業標準化法
3924	プラスチック製食器	食品衛生法 不当景品類及び不当表示防止法 工業標準化法
7114	その他の食器類（貴金属製及び貴金属を張った金属製のもの）	食品衛生法 不当景品類及び不当表示防止法
8211	ナイフ	食品衛生法 ワシントン条約 絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律 不当景品類及び不当表示防止法
8215	フォーク・スプーン類	食品衛生法 ワシントン条約 絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

陶磁器製食器類、フォーク、スプーンの輸入に際して、「食品衛生法」の規制を受ける。また、木製など材質によっては、「ワシントン条約」の対象となる場合がある。

（１）「食品衛生法」

この法律は、食品の安全性確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

同法により、食料などの輸入に際しては、その都度厚生労働大臣に届け出、全国 31 海空港の検疫所で手続きが行われる。輸入検査に際しては、外国製食品への事前確認制度、特定食品の計画輸入制度、同一食品の継続的輸入の品目登録制度、輸出国公的検査機関制度、事前届出制度などにより手続きの簡素化・迅速化が図られている。

食卓用・台所用陶磁器製品を輸入する場合は、同法による規制を受ける。輸入する際は、同法に基づく鉛・カドミウムの溶出基準に適合していることを確認し、輸入通関前に「食品等輸入届出書」を提出しなければならない。ただし、輸入業者は、事前に輸入しようとする陶磁器製品などを厚生労働大臣指定の検査機関において自主的に検査しておくことができる。この検査結果を添付した「食品等輸入届出書」を検疫所に提出した際、衛生検査（溶出検査）が省略される。手続きの流れは下図のとおりである。

図表　「食品衛生法」による手続き
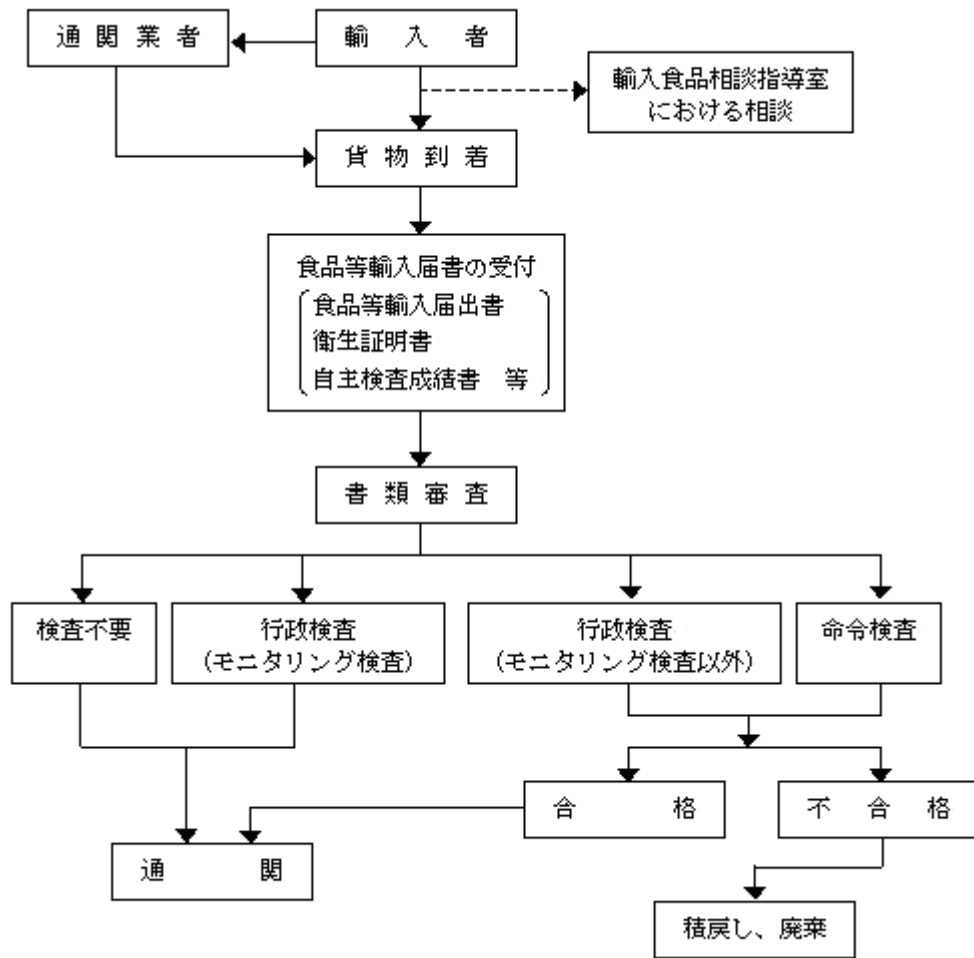
（2）「絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約）

この法律は、野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護をはかることを目的とする。

その附属書Ⅰに掲げられた動植物およびその製品等は商業目的での取引は禁止、Ⅱおよび Ⅲは商業目的での取引は可能だが、その生物を絶滅させる危険がない等の一定条件の下に発給される輸出許可書（再輸出の場合は本条約に則って輸入されたものである旨の証明書）等を輸出国の当局から取得し、輸入国の当局に提出しなければならないことになっている。

日本は 1980 年 11 月同条約に加盟し、現在 172 カ国が加盟している。

フォーク・スプーンにおいて、その材質や装飾部分が「ワシントン条約」適用対象品目に該当する場合、動植物の種､原産地、船積地域などにより、経済産業大臣の輸入承認書あるいは確認書、その他出国管理当局などが発行する輸出許可書、加工証明書等を取得する必要がある。また、国内における販売については、「絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律」において規制される場合がある。詳しくは経済産業省、環境省に問い合わせのこと。

２．販売時の規制

（１）「家庭用品品質表示法」

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのない様に、事業者に家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

製造業者や販売業者は、同法で対象品目に指定された製品（2005 年 12 月末現在、繊維製品 35 品目、合成樹脂加工品 8 品目、電気機械器具 17 品目、雑貨工業品 30 品目、合計 90 品目）に対し、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関する表示項目と遵守項目を表示しなければならない。詳細は附属資料-I を参照。

プラスチック製のものは、同法に規定する「合成樹脂加工品」の食事用、食卓用または台所用器具に該当する。よって、「合成樹脂加工品品質表示規定」に基づき、消費者が商品選択等の際に商品の品質を的確に識別することができるように、原料樹脂、耐熱温度等の表示をしなければ、販売または販売のための商品陳列をすることはできない。

（２）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

①「家庭用品品質表示法」

プラスチック製のものは、同法に規定する「合成樹脂加工品」の食事用、食卓用または台所用器具に該当する。よって、「合成樹脂加工品品質表示規定」に基づき、消費者が商品選択等の際に商品の品質を的確に識別することができるように、原料樹脂、耐熱温度等の表示をしなければ、販売または販売のための商品陳列をすることはできない。

陶磁器製食器類に関して、法律に基づく義務表示は特にない。

（２）法律に基づく任意表示

①「工業標準化法」に基づく JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り（平成 17 年 10 月 1 日実施）。詳細は、付属資料-Ⅵを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての

製品JISの中から事業者が自主的に選択できることになった。2007年4月18日現在、1,742規格（鉱工業品1,723規格、加工技術19規格）が新JISマーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の「新JISマーク表示制度の対象となり得るJISリストの公表について」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新JISマークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新JISマークは下記のデザインとなった。

新JISマーク

鉱工業品

加工技術

特定側面

旧法によるJISマーク表示制度での適用は、平成17年9月30日までであるが、経過措置として、平成20年9月30日まで旧法によるJISマークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9232　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

①陶磁器安全マーク

図表　陶磁器安全マーク

日本陶業連盟では、陶磁器製飲食器の安全性を確保するために陶磁器安全委員会陶磁器と安全マーク管理委員会を設置し、安全基準をつくり、適合したと認めた製品また

は内装箱（組物または、セット物で箱単位で販売される場合）に、陶磁器安全マークを貼付して表示している。

（4）陶磁器安全マーク品質基準

陶磁器安全マーク管理委員会運営規程第3条の2に定める安全検査の品質基準は、次のとおりとする。

区分		鉛	カドミウム
①深型のもの 深さ25㎜以上	容量1.1ﾘｯﾀｰ以上	2.5mg／ﾘｯﾀｰ	0.25mg／ﾘｯﾀｰ
	容量1.1ﾘｯﾀｰ未満	5.0mg／ﾘｯﾀｰ	0.50mg／ﾘｯﾀｰ
②浅型のもの　深さ25㎜未満		17μg／cm^2	1.7μg／cm^2
③　①及び②以外の器具類		17μg／cm^2	1.7μg／cm^2

注）面積は見掛けの表面積

（検査方法）

絵付工場において焼成ガマごとに、検体を抜き取り、検体に溢れ出ない程度まで4%酢酸溶液をみたし、室温にて24時間放置したのちその浸液中の鉛およびカドミウムを定量する。

4．所轄官庁・関連団体等

食品衛生法：

厚生労働省　医薬食品局　食品安全部

TEL 03-5253-1111　http://www.mhlw.go.jp

家庭用品品質表示法：

経済産業省　商務情報政策局　消費経済部　製品安全課

TEL 03-3501-1511 http://www.meti.go.jp

ワシントン条約（絶滅のおそれのある野性動植物の種の国際取引に関する条約）：

経済産業省　貿易経済協力局　農水産室

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律：

環境省　自然環境局　野生生物課

TEL 03-3581-3351　http://www.env.go.jp/

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

VII-3 食卓・台所用ガラス製品

ＨＳ番号	品目	関連法規
7013	**普通ガラス製品**	食品衛生法 家庭用品品質表示法 工業標準化法 不当景品類及び不当表示防止法
7013	**鉛ガラス製品**	食品衛生法 家庭用品品質表示法 工業標準化法 不当景品類及び不当表示防止法
7013	**その他のガラス製品**	食品衛生法 家庭用品品質表示法 工業標準化法 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

食卓・台所用ガラス製品類の輸入に際しては、「**食品衛生法**」の規制を受ける。

（1）「食品衛生法」

この法律は、食品の安全性確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

同法により、食料などの輸入に際しては、その都度厚生労働大臣に届け出、全国 31 海空港の検疫所で手続きが行われる。輸入検査に際しては、外国製食品への事前確認制度、特定食品の計画輸入制度、同一食品の継続的輸入の品目登録制度、輸出国公的検査機関制度、事前届出制度などにより手続きの簡素化・迅速化が図られている。

食卓・台所用ガラス製品を輸入する場合は、同法による規制を受ける。輸入する際は、同法に基づく鉛・カドミウムの溶出基準に適合していることを確認し、輸入通関前に「食品等輸入届出書」を提出しなければならない。ただし、輸入業者は、事前に輸入しようとする食卓・台所用ガラス製品を厚生労働大臣指定の検査機関において自主的に検査しておくことができる。この検査結果を添付した「食品等輸入届出書」を検疫所に提出した際、衛生検査（溶出検査）が省略される。

手続きの流れは下図のとおりである。

図表　「食品衛生法」による手続き
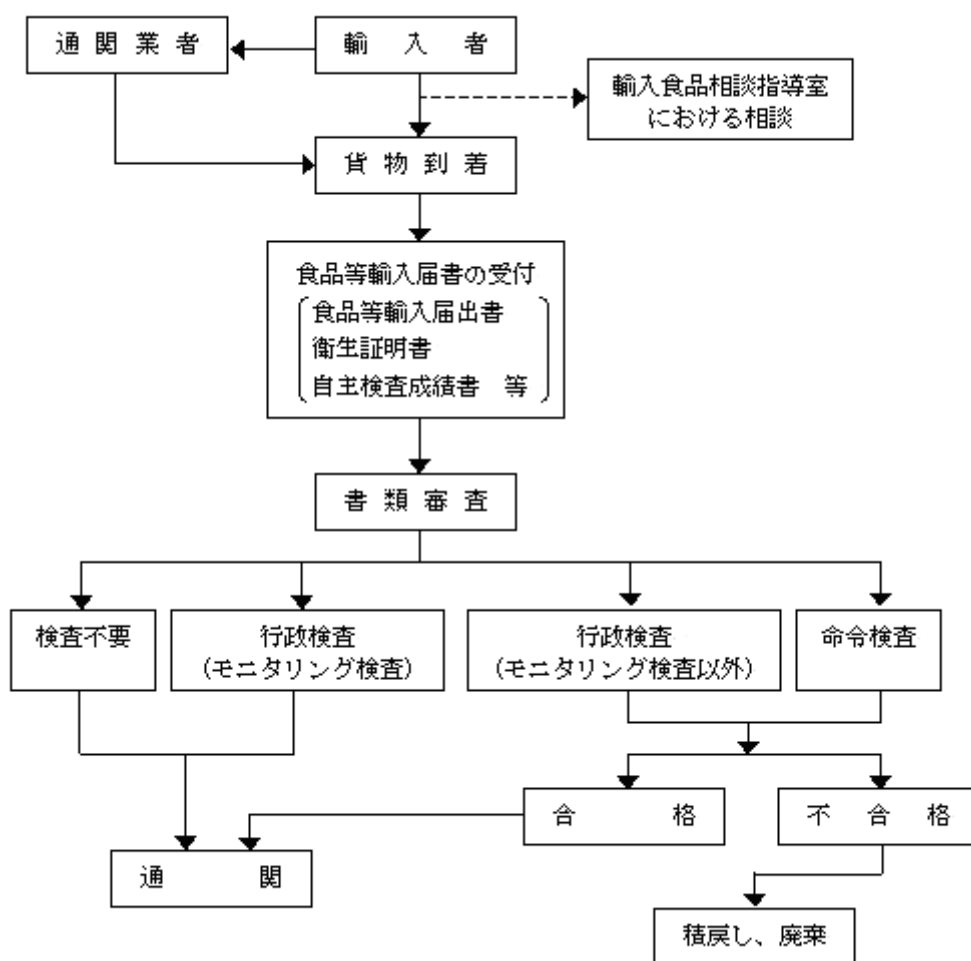
２．販売時の規制

陶磁器製食器類の販売に際して、「家庭用品品質表示法」および「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）の規制を受ける。

（１）「家庭用品品質表示法」

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのない様に、事業者に家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

この主旨で「品質表示の必要な家庭用品」として現在90品目が指定されている。詳細は附属資料−I を参照。

耐熱ガラス製品と強化ガラス製品の販売に際しては、同法により定められた事項について表示することが義務づけられている。表示のないものについては販売できない（詳細は、３．表示方法を参照のこと）。

（注）絵の具などによるプリントされた製品については、（社）日本硝子製品工業会の自主規制（鉛、カドミウムの独自の溶出基準）がある。

（２）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の

誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

①「家庭用品品質表示法」

製造業者や販売業者は、同法で対象品目に指定された製品（2005 年 12 月末現在、繊維製品 35 品目、合成樹脂加工品 8 品目、電気機械器具 17 品目、雑貨工業品 30 品目、合計 90 品目）に対し、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関する表示項目と遵守項目を表示しなければならない。詳細は附属資料-I を参照。

食卓・台所用ガラス製品のうち以下のものについては、同法に基づき「雑貨工業品品質表示規程」で、表示すべき内容および表示に当たって遵守すべき事項が定められている。表示内容と表示例は下記の通りとなる。

図表　「家庭用品品質表示法」に基づく表示義務

品目	表示事項
強化ガラス製の器具	①品名②強化の種類③取扱上の注意④氏名又は名称及び住所又は電話番号
耐熱ガラス製の器具	①品名②使用区分③耐熱温度差④取扱上の注意⑤氏名又は名称及び住所又は電話番号

図表　耐熱ガラス器具の例

家庭用品品質表示法に基づく表示

品　　質	耐熱ガラス製器具
使用区分	直火用
耐熱温度差	300℃
取扱上の注意	イ　調理の際は外滴を拭い、途中で差し水をする時は冷水の使用を避け、またガラス部分が熱くなっているときは濡れたふきんでふれたり、濡れた所に置いたりしないで下さい。 ロ　から炊きをしないで下さい。 ハ　高い所から落とす等急激な衝撃を与えると破損する恐れがあります。 ニ　使用区分以外の使用は避けて下さい。
	○○耐熱硝子株式会社
	東京都○○区○○町1－1－1

図表　強化ガラス器具の例

家庭用品品質表示法に基づく表示

品　　質	強化ガラス製器具
強化の種類	全面耐化
取扱上の注意	イ　高い所から落とす等急激な衝撃を与えないで下さい。 ロ　傷等が原因でふいに破損するおそれがあるので、スチールたわし、クレンザー等の使用はさけてください。 ハ　破損した場合、破損が細片となって激しく飛散することがあります。
	○○硝子株式会社
	東京都○○区○○町1－1－1

（２）法律に基づく任意表示

①「工業標準化法」

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成16年6月の工業標準化法の改正により、JISマーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り（平成 17 年 10 月 1 日実施）。詳細は、付属資料-VIを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品JISの中から事業者が自主的に選択できることになった。2005年11月17日現在、1,673規格が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の「新 JIS マーク表示制度の対象となり得る JIS リストの公表について」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新 JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品	加工技術	特定側面
JIS	JIS	JIS

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9232　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（3）業界自主規制に伴う表示

食卓・台所用ガラス製品に関する業界自主規制に伴う表示は特にない。

４．所轄官庁・関連団体等

食品衛生法：

厚生労働省　医薬食品局　食品安全部

TEL 03-5253-1111　http://www.mhlw.go.jp

家庭用品品質表示法：

経済産業省　商務情報政策局　消費経済部　製品安全課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

VII-4 刃　物

ＨＳ番号	品目	関連法規
8211	包丁および食卓用刃物	食品衛生法 銃砲刀剣類所持等取締法 ワシントン条約 不当景品類及び不当表示防止法
8212	カミソリおよびその刃	銃砲刀剣類等所持取締法 不当景品類及び不当表示防止法
8213	はさみ、テーラースシャー その他のこれらに類する はさみおよびこれらの刃	銃砲刀剣類等所持取締法 不当景品類及び不当表示防止法
8314	その他の刃物	銃砲刀剣類等所持取締法 ワシントン条約 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

刃物の輸入に際して、「食品衛生法」、「銃砲刀剣類所持等取締法」および「ワシントン条約」の規制を受けるものがある。

（1）「食品衛生法」

この法律は、食品の安全性確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

同法により、食料などの輸入に際しては、その都度厚生労働大臣に届け出、全国 31 海空港の検疫所で手続きが行われる。輸入検査に際しては、外国製食品への事前確認制度、特定食品の計画輸入制度、同一食品の継続的輸入の品目登録制度、輸出国公的検査機関制度、事前届出制度などにより手続きの簡素化・迅速化が図られている。

包丁および食卓用刃物を輸入する場合は、同法による規制を受け、次のことが禁止されている。

・食品に直接接触する金属部について：

①器具は、銅もしくは鉛またはこれらの合金が削り取られるおそれのある構造であってはならない。

②メッキ用スズは、鉛を 5%以上含有してはならない。

③鉛を 10%以上または、アンチモンを 5%以上含む金属をもって製造または、修理してはならない。

④器具もしくは容器包装の製造または、修理に用いるハンダは、鉛を 20%以上含有してはならない。ただし、缶詰用の缶の外部に用いるハンダについては、サニタリー缶にあつては鉛を 98%, サニタリー缶以外の缶にあつては鉛を 60%まで含有することは差し支えない。

・食品に直接接触するプラスチック製品の部分については、鉛・カドミウムが検出されてはならない。

輸入する際は、上記の事柄が適合していることを確認し、輸入通関前に「食品等輸入届出書」を提出しなければならない。なお輸入業者は、同法の指定検査機関で事前に基準適合検査をすることができる。この確認結果を添付した食品等輸入届出書を提出した場合には、衛生検査（溶出検査）は省略される。手続きの流れは下図のとおりである。

図表　「食品衛生法」による手続き
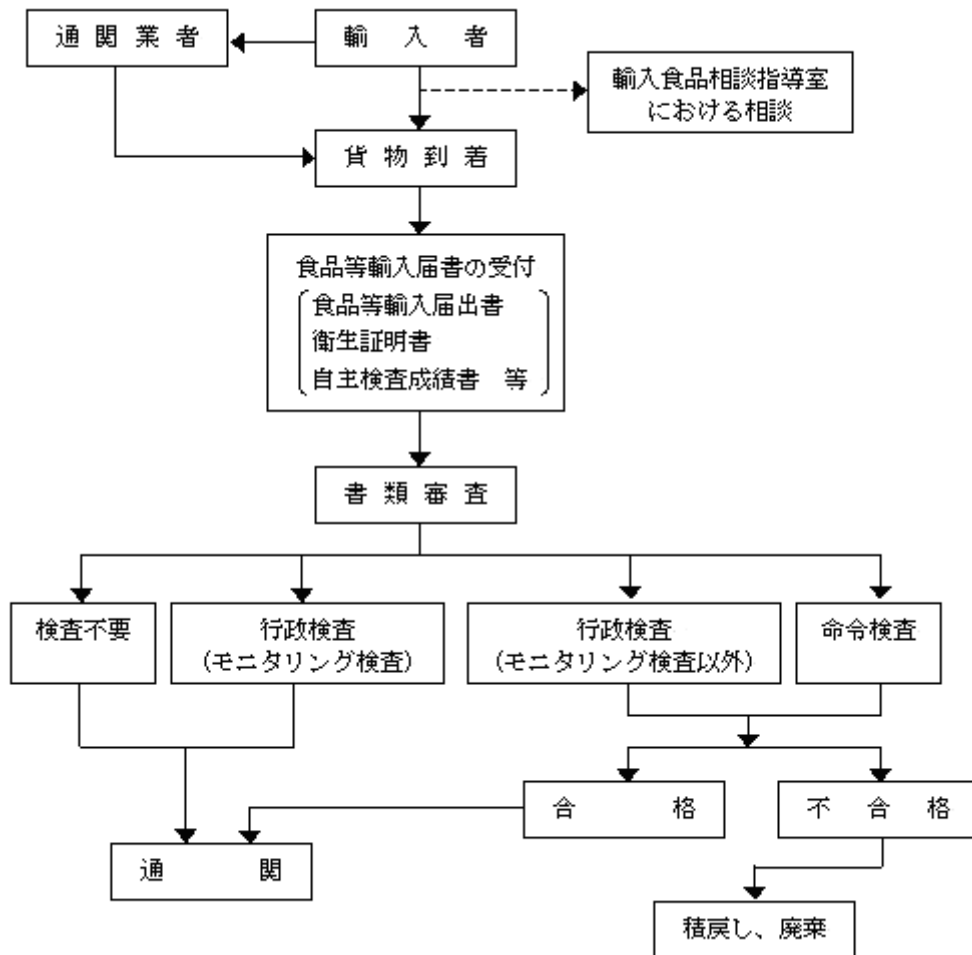
（２）「銃砲刀剣類所持等取締法」

この法律は、銃砲、刀剣類等の所持、使用等に関する危害予防上必要な規制について定めるものとする。この法律において「銃砲」とは、けん銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）をいう。

同法の規制の対象となる刀剣類については、銃砲刀剣類による危害を防止するため、所管の都道府県公安委員会の許可または都道府県教育委員会への登録がなければ日本国内において所持することができない。そのため、輸入の際には、事前に許可または登録の申請を行わねばならない。同法における刀剣類は、銃刀法第 2 条第 2 項（注）において定められており、刀剣類と認定された場合、原則として許可を、

また美術品として認定された場合は登録を受けなければ、日本国内にて所持することはできない。

また、刀剣類に当たらない刃物であっても、第22条により、一定の条件を満たす刃物（刃体の長さが6 cmをこえる刃物）については銃刀法による規制を受けている。

許可申請については、必要事項を記載した許可申請書と総理府令に定める書類を添付し、申請者の住所または事業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならない。公安委員会の審査の上、許可が与えられれば「刀剣類所持許可証」が交付される。登録申請については、必要事項を記載した登録申請書を申請者の住所地を管轄する都道府県教育委員会に提出しなければならない。教育委員会の審査の上、美術品として価値のある刀剣類として登録が認められれば「銃砲刀剣類登録証」が交付される。

（注）第2条第2項

この法律において「刀剣類」とは、刃渡15 ㎝以上の刀、剣、やり及びなぎなた並びにあいくち及び 45°以上に自動的に開刀する装置を有する飛出しナイフ（刃渡5.5 cm以下の飛び出しナイフで、開刀した刃体をさやと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直接であってみねの先端部が丸みを帯び、かつ、みねの上における切先から直線で1 cmの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対して60°以上の角度で交わるものを除く）をいう。

（３）「絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約）

この法律は、野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護をはかることを目的とする。

その附属書Ⅰに揚げられた動植物およびその製品等は商業目的で野取引は禁止、ⅡおよびⅢのは商業目的での取引は可能だが、その生物を絶滅させる危険がない等の一定条件の下に発給される輸出許可書（再輸出の場合は本条約に則って輸入されたものである旨の証明書）等を輸出国の当局から取得し、輸入国の当局に提出しなければならないことになっている。

日本は1980年11月同条約に加盟し、現在172ケ国が加盟している。同条約の規制の対象となるのは付属書に掲載されている野生動植物である。生死を問わず、また全体・部分を問わず、対象物の加工品は、輸入が禁止もしくは規制の対象となっている。

「ワシントン条約」の定める禁止品（象牙等）を一部付帯する刃物類は輸入できない。

２．販売時の規制

「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧

客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

刃物に関する法律に基づく義務表示は特にない。

（２）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：ＪＩＳマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り（平成 17 年 10 月 1 日実施）。詳細は、付属資料-Ⅵを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。２００７年 4 月 18 日現在、1742 規格（鉱工業品 1,723 規格、加工技術 19 規格）が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の「新 JIS マーク表示制度の対象となり得る JIS リストの公表について」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新 JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品	加工技術	特定側面

旧法によるJISマーク表示制度での適用は、平成17年9月30日までであるが、経過措置として、平成20年9月30日まで旧法によるJISマークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9232　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

刃物に関する業界自主規制に伴う表示は特にない。

４．所轄官庁・関連団体等

食品衛生法：

厚生労働省　医薬食品局　食品安全部

TEL 03-5253-1111　http://www.mhlw.go.jp

銃砲刀剣類所持等取締法：

警察庁　生活安全局銃器対策課

TEL 03-3581-0141（代）　http://www.npa.go.jp

ワシントン条約：（絶滅のおそれのある野性動植物の種の国際取引に関する条約）

経済産業省　貿易経済協力局　貿易審査課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

VII-5 計量器

ＨＳ番号	品目	関連法規
8423	計量器（一般用体重計、乳幼児用体重計）	計量法 工業標準化法 不当景品類及び不当表示防止法
8423	調理用計り	計量法 工業標準化 食品衛生法 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

はかりの輸入に際して、「食品衛生法」の規制を受けるものがある。

「食品衛生法」

この法律は、食品の安全性確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

同法により、食料などの輸入に際しては、その都度厚生労働大臣に届け出、全国31海空港の検疫所で手続きが行われる。輸入検査に際しては、外国製食品への事前確認制度、特定食品の計画輸入制度、同一食品の継続的輸入の品目登録制度、輸出国公的検査機関制度、事前届出制度などにより手続きの簡素化・迅速化が図られている。

食品をのせることを前提とした調理用はかりは、同法の規制を受ける。輸入する場合、同法に基づき食品が直接接触する部分の鉛・カドミウムの溶出基準に適合していることを確認し、輸入通関前に「食品等輸入届出書」を提出する必要がある。ただし、輸入業者は、厚生労働大臣指定の検査機関において事前に基準適合検査をしておくことができる。この検査結果を添付した「食品等輸入届出書」を検疫所に提出した際、衛生検査（溶出検査）が省略される。手続きの流れは下図のとおりである。

図表　「食品衛生法」による手続き
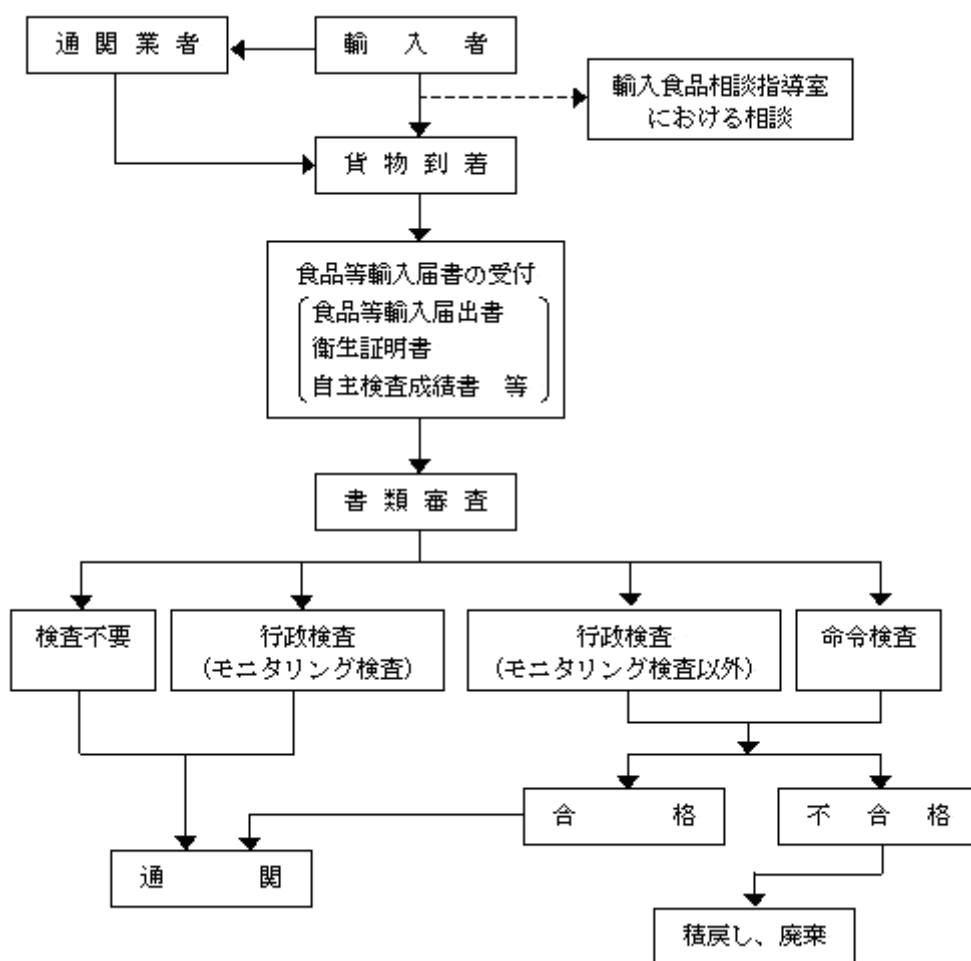
２．販売時の規制

はかりの販売に際しては、「計量法」および「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）の規制を受ける。

（１）「計量法」

この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展および文化の向上に寄与する事を目的としている。

同法は、国際化、技術革新への対応および消費者利益の３つの視点に基づき、取引・証明に使用されている法定計量単位を国際単位系に統一すること、計量標準の供給制度、指定製造事業者制度等の新設が図られている。

家庭用特定計量器を販売するにあたっては、同法に基づく規制を受ける。

計量器のなかで、特に正確な計量の実施を確保するために、構造や器差の基準を定めねばならないものを特定計量器という。特定計量器で、主として一般消費者の生活の用に供される計量器は、家庭用計量器として指定され、ヘルスメーター、乳幼児用体重計、調理用はかりが該当する。

これを販売するときは、経済産業省令で定める①構造、②器差（誤差）について、技術上の基準に適合し、かつ家庭用計量器等の表示マークをつけたものでなければ、

販売および販売の目的で陳列できない。技術上の基準については細かく定められているので、同法を参照し、不明な点は所轄に問い合わせのこと。

（２）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

「計量法」に基づく表示

同法では、一般用体重計（ヘルスメーター）、乳幼児体重計、調理用はかりにおいて、以下の事項を商品の本体などに表示することが義務づけられている。

(a)製造業者名、輸入されたものにあっては輸入事業者名

(b)製造番号（器物番号を含む。）

(c)ひょう量（注）および目量（目量が 2 以上あるときは、それぞれの目量およびそれらが対応する質量の範囲）

(d)計ることができる質量の範囲の下限がゼロ以外の場合は、その値

(e)電源を使用するものにあっては、定格電圧または電池の種類および数

(f)製造業者、輸入されたものにあっては輸入業者の氏名または名称および住所

（注）ひょう量：そのはかりではかることのできる最大限の重さ

この他に標記について細かい規定がある。また、「計量法施行規則」に基づいて、刻印、印刷または貼り付けによって所定の計量器マークを見やすい箇所に表示しなければならない。また、この表示の大きさは、直径 8 ミリメートル以上としなければならない。

図表　計量器マーク

（２）法律に基づく任意規格

「工業標準化法」に基づく JIS 表示

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り（平成 17 年 10 月 1 日実施）。詳細は、

付属資料-VIを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007 年 4 月 18 日現在、1,742 規格（鉱工業品 1,723 規格、加工技術 19 規格）規格が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/)の「新 JIS マーク表示制度の対象となり得る JIS リストの公表について」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新 JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品

加工技術

特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9232　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp

（３）業界自主規制に伴う表示

計量器に関する業界自主規制に伴う表示は特にない。

４．所轄官庁・関連団体等

計量法：

経済産業省　産業技術環境局　知的基盤課

TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

各都道府県計量検定所等

食品衛生法：

厚生労働省　医薬食品局　食品安全部

TEL 03-5253-1111　http://www.mhlw.go.jp

VIII-1　家庭用医薬品

ＨＳ番号	品目	関連法規
3004 3005	医薬品	薬事法、薬事法施行令、薬事法施行規則 医薬品等適正広告基準 不当景品類及び不当表示防止法 特定商取引に関する法律

医薬品の輸入販売には幾つかの法令に基づく規制があるが、その中核をなすのは「薬事法」である。この法律の施行や運用にあたっての細則については別途「薬事法施行令」、「薬事法施行規則」があり、医薬食品局が発する行政通知をもって都道府県に通知される。

医薬品は品目によっては、その含有成分から「毒劇物取締法」、「麻薬及び向精神薬取締法」、「大麻取締法」、「あへん法」、「覚醒剤取締法」などが関係する場合もあるが、こと［家庭用医薬品］でこれらの法律に関連することはないので本章ではこれらの詳細は省略する。

また、品目によっては、従来医薬品であったものが、ビタミン剤のように薬事法の適用を除外され、効能効果をうたわないなどの条件で食品としての取扱いを受けたり、医薬部外品に移行したりして規制を緩和されたものもある。一方、外国では食品として流通していても、日本では医薬品に該当する場合もある。医薬品としての規制対象か否かは、含有成分、表示された効能効果、剤形、用法容量などから総合的に判断されるので、事前に厚生労働省や独立行政法人医薬品医療機器総合機構に確認しておくとよい。

医薬品には、医師の診断により使用され、または医師の処方せんもしくは指示によって使用されることを目的として供給される医療用医薬品と、医療用医薬品以外の医薬品であって、一般の人が薬局等で購入し、自らの判断で使用する医薬品（一般用医薬品）とがある。家庭用医薬品という用語は薬事法および関連の法令・規則には無いが、一般用医薬品と同義とみなし、以下、一般用医薬品を対象にこの章を記述する。

「薬事法」

この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器の品質、有効性および安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、医療上特にその必要性が高い医薬品および医療機器の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする。

医薬品については、「薬事法」の規制対象の中でも人体への直接的な影響がもっとも大きいことから、医薬品の開発、製造（輸入）、流通、使用の各段階において、様々な承認・許可・届出等の監視制度が設けられている。

これらの監視制度は各医薬品の人体への安全性あるいはリスクの程度および国内製造と外国製造とにより運用が一部異なっており、この章では輸入販売される一般用医薬品（家庭用医薬品）に適用される制度を中心に述べる。

１．輸入時の規制

わが国で医薬品を製造（輸入）販売するためには、大きく３点について規制当局の審査を受ける必要がある。その手順は以下の通り。
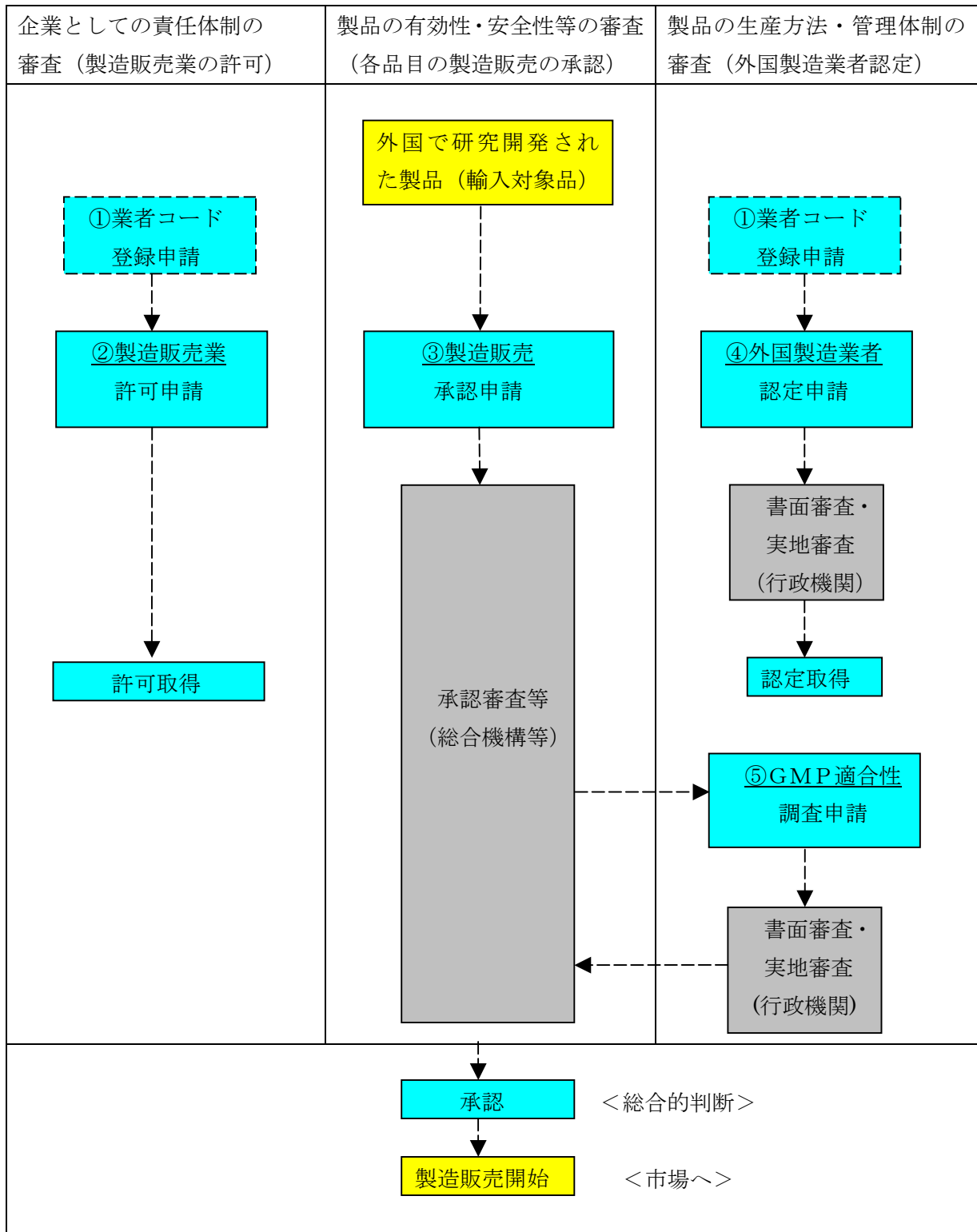
（ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構ＨＰより一部変更して引用）

ここで特記すべきは、平成 18 年 4 月の薬事法改正で「製造販売」という新たな概念が導入されたことである。この改正薬事法で、「製造販売」は次のように定義されている。

この法律で「製造販売」とは、その製造等（他に委託して製造をする場合を含み、他から委託を受けて製造する場合を含まない。）をし、または輸入をした医薬品、医薬部外品、化粧品または医療機器を、それぞれ販売し、賃貸し、または授与することをいう。

つまり「製造販売」とは製造(輸入)と販売を一体的に行うことで、したがって製造販売業者は製造のみを行う製造業者および販売のみを行う販売業者と薬事法上明確に区別される。製造販売業者は製造または輸入された製品を最初に市場に送り出す者であるので、市販後の一切の責任を負うこととされている。

①業者コード登録申請

製造販売業許可申請、製造販売承認申請を行う場合は前もって業者コード登録票を都道府県薬事担当課に提出し業者コードを付与してもらう必要がある。また、外国製造業者認定の申請を行う場合にあっては、その申請の前に業者コード登録票を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、単に総合機構と称する）経由で厚生労働省あてに提出し業者コードの付与を受ける必要がある。

②製造販売業許可申請

申請者が医薬品を製造販売するにあたって、製品の市場に対する最終責任、品質保証業務責任、安全管理責任を担う能力があるか審査される。申請書（様式第 9）は都道府県の薬事担当窓口に提出。都道府県知事の権限により許可される。

なお、許可の種類には、扱う医薬品の種類によって、第一種医薬品製造販売業の許可と第二種医薬品製造販売業の許可があるが、一般用医薬品（家庭用医薬品）の場合は第二種医薬品製造販売業の許可があれば製造販売できる。

③製造販売承認申請

医薬品そのものに対して性能、安全性等の面で問題がないか審査される。申請書（様式第 22(1)）は総合機構に提出。厚生労働大臣の権限により承認される（審査は総合機構が行う)。一部の安全性が確立されている医薬品は都道府県知事の承認を得る（この場合の申請窓口は都道府県薬事担当窓口)。

④外国製造業者認定申請

外国の製造業者が医薬品を製造する能力があるか審査される。製造所の構造設備の調査が行われる。認定申請書（様式第 18）を厚生労働大臣宛に総合機構を経由して申請する。

⑤ＧＭＰ適合性調査申請

製造所が厚生労働省の定める「医薬品の製造管理、品質管理の基準」（ＧＭＰ＝Good manufacturing practice ）に適合しているかが総合機構または都道府県により審査される。申請書（様式第 25(1)）を総合機構または都道府県の窓口に提出する。

２．販売時の規制

（１）薬事法上の規制

医薬品の製造販売業者は言わば元売りであって、輸入した医薬品を薬局や薬店等に販売することはできるが、直接病院や診療所、医師、一般人に販売することはできない。そのため一般人への販売は薬局または薬店等によって行われる。薬局は、その所在地の都道府県知事の許可を受けなければ開設できないし、薬店等も都道府県知事から営業所ごとの医薬品販売業の許可受けた者でなければ、業として医薬品を販売することはできない。なお、

製造販売業者は医薬品の品質管理責任のほか、薬局・薬店などに医薬品を販売した後も、市販後の安全管理責任があり、総括製造販売責任者を設置し、安全管理情報の収集と安全確保のための措置をとる義務を負う。

医薬品の販売業の形態と販売資格は平成 18 年 6 月の薬事法改正により、販売形態としては、薬局、店舗販売業（ドラッグストアーなどの薬店)、配置販売業（置き薬屋）および卸売販売業に整理・再編され、販売資格は従来の薬剤師に加え都道府県知事が行う試験に合格し登録を受けた者（以下「登録販売者」という）が新設された。

薬局には薬剤師が常駐しており、医療用医薬品を含む全ての医薬品が販売可能である。一方、店舗販売業は一般用医薬品以外の医薬品を販売することはできず、配置販売業は一般用医薬品のうち経年変化が起こりにくいことなど厚生労働大臣が定める基準に適合するものしか販売できない。店舗販売業および配置販売業では薬剤師ではなく登録販売者を置くこともできるが一般用医薬品のなかでも薬剤師でなければ販売できないものもある。

卸売販売業は医薬品を薬局、薬店、その他医薬品販売業者、病院、診療所などに販売することを業とする者で、原則として薬剤師を置かねばならない。

平成 18 年 6 月の薬事法改正では、販売業の形態の整理・再編、販売資格の新設のほか、一般用医薬品をその副作用等による健康被害が生ずるおそれの程度等に応じて、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、第一類医薬品、第二類医薬品または第三類医薬品に区分指定することになった。第一類は一般用医薬品のなかでも特にリスクが高いもので、一般用医薬品としての使用経験が少ない等、安全性上特に注意を要する成分を含むもの（H2 ブロッカー含有薬など)、第二類はリスクが比較的高いもので、まれに入院相当以上の健康被害が生じる可能性がある成分を含むもの（主なかぜ薬、解熱鎮痛薬、胃腸鎮痛薬など)、第三類はリスクが比較的低いもので、日常生活に支障を来す程度ではないが、身体の変調・不調が起こるおそれがある成分を含むもの（ビタミン B・C 含有保健薬、主な整腸薬、消化薬など）とされる。第一類は薬剤師しか扱えないが、第二類および第三類は薬剤師のほか登録販売者も扱うことができる。

一般用医薬品は薬局や薬店などで一般人に販売できるが、販売に際しては、販売する医薬品のリスクに応じて薬剤師あるいは登録販売者が購入者と（カウンター越しに）対面して販売することが原則として義務付けられている。それゆえ一般用医薬品は OTC（Over the counter）薬とも称される。

しかしながら、深夜・早朝時（午後 10 時から翌日午前 6 時まで）で薬剤師や登録販売者が不在のときに、緊急時（急な発熱など）の医薬品供給が必要になった場合には複数の店舗販売業者が共同でセンターを開設し、ここに薬剤師を置いて、テレビ電話などの情報通信設備を使用し、購入者への必要な情報の収集と情報の提供を行わせることにより、一般用医薬品（指定医薬品を除く）を販売できることになっており、また、一般用医薬品のなかでも、容器または被包が破損しにくく、経時変化が起こりにくく、副作用のおそれが少ないもので、一般消費者の自主的判断に基づき服用されても比較的問題が少ないものについてはカタログ、インターネットなどの通信販売も許可されており、販売形態の多様化と購入者の利便性を考慮し対面販売原則の例外もある。さらに、従来一般用医薬品であったものが医薬部外品に移行し、薬局・薬店等でなくとも、一般の小売店で販売されるように

なったものもある。これら一連の措置は政府のセルフメディケーション推進政策の一環である。

（２）医薬品等適正広告基準に基づく規制

「医薬品等適正広告基準」

この基準は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の広告が虚偽、誇大にわたらないようにするとともにその適正化を図ることを目的とする。

虚偽・誇大な広告により、一般消費者の使用を誤らせたり、乱用を助長させるようなことの無いように、医薬品の名称、効能効果、その他表現につき一定の基準が設けられている。

（３）不当景品類及び不当表示防止法に基づく規制

「不当景品類及び不当表示防止法」（景表法）

この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする（詳細は附属資料-V を参照）。

一般消費者がその商品の広告表現により、その商品を優良誤認あるいは有利誤認しないよう、公正取引委員会は商品の広告表現につき業者に対し不当表示（優良誤認・有利誤認）ではなことの立証を要求できることになっている。立証できなければ不実証広告として規制される。

（４）特定商取引に関する法律に基づく規制

「特定商取引に関する法律」

この法律は、特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう）を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通および役務の提供を適正かつ円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

この法律は無店舗販売に関する規制を中心とした法律で景表法の不実証広告規制と同様の規制がある。

３．表示方法

「薬事法第 50 条」（直接の容器等の記載事項）

医薬品は、その直接の容器または直接の被包に、次に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない（本条は全部で 11 項目の記載事項が挙げられているが、ここでは一般用医薬品に係わりのある項目のみを列挙した）。

① 製造販売業者の氏名または名称および住所
② 名称（医薬品で一般的名称があるものにあってはその一般的名称）
③ 製造番号または製造記号

④　重量、容量または個数等の内容量

⑤　第 42 条第 1 項の規定により、保健衛生上特別の注意を要する医薬品につき、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その製法、性状、品質、貯法等に関し、必要な基準を設けた医薬品にあっては、貯法、有効期間その他その基準において直接の容器または被包に記載するように定められた事項。

⑥　有効成分の名称（一般的名称があるものにあっては、その一般的名称）およびその分量(有効成分が不明のものにあっては、その本質および製造方法の要旨)

⑦　習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品にあっては、「注意-習慣性あり」の文字

⑧　厚生労働大臣の指定する医薬品にあっては、その使用期限

⑨　その他、厚生労働省令で定める事項。

「薬事法第 51 条」

医薬品の直接の容器または直接の被包が小売のために包装されている場合において、その直接の容器または直接の被包に記載された前条各号に規定する事項が外部の容器または被包を透かして容易に見ることができないときは、その外部の容器または外部の被包にも、同様の事項が記載されていなければならない。

「薬事法第 52 条」（添付文書等の記載事項）

医薬品は、これに添付する文書または容器もしくは被包に、次の事項を記載しなければならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

①　用法、用量その他使用および取扱い上の注意事項

②　第 42 条第 1 項の規定によりその基準がさだめられた医薬品にあっては、その基準においてこれに添付する文書またはその容器もしくは被包に記載するように定められた事項

③　その他厚生労働省令で定める事項

「薬事法施行令第 218 条」

法第50条から第52条までに規定する事項の記載は、邦文でされていなければならない。

４．所轄官庁・関連団体等

薬事法関連：

厚生労働省　医薬食品局

TEL　03-5253-1111　http://www.mhlw.go.jp

独立行政法人　医薬品医療機器総合機構 審査管理部　業務課

TEL　03-3506-9437　http://www.pmda.go.jp

各都道府県の薬務・薬事課

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部消費者取引課

TEL　03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

特定商取引に関する法律：

経済産業省　消費経済部　消費経済政策課

TEL　03-3501-1905　http://www.meti.go.jp

VIII-2 サプリメント

ＨＳ番号	品目	関連法規
2106.90	サプリメント	食品衛生法 薬事法 JAS 法 健康増進法 不当景品類及び不当表示防止法 計量法 資源有効利用促進法

*原材料によりさまざまなＨＳ番号が推定されるが、ほとんどの場合は「調整食料品（他の項に該当するものを除く）そのほかのもの」に該当する。事前教示制度などを利用し、税関において事前に確認することを推奨する。

１．輸入時の規制

サプリメントとは毎日の食事で不足するビタミン、ミネラル、アミノ酸などの栄養成分を補うために摂取される食品で「栄養補助食品」とも呼ばれている。形状は錠剤、カプセル、パウダー、ソフトカプセルや液状などであるが、医薬品ではなく、あくまでも栄養成分を補うための食品とされている。したがって、サプリメントの輸入にあたっては、「食品衛生法」の規制を受け、輸入時には厚生労働省検疫所輸入食品監視課へ「食品等輸入届」などを提出し所定の手続きが必要となる。

(1)「食品衛生法」

この法律は、食品の安全性確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

同法により、食料などの輸入に際しては、その都度厚生労働大臣に届け出、全国 31 海空港の検疫所で手続きが行われる。輸入検査に際しては、外国製食品への事前確認制度、特定食品の計画輸入制度、同一食品の継続的輸入の品目登録制度、輸出国公的検査機関制度、事前届出制度などにより手続きの簡素化・迅速化が図られている。

販売を目的としてサプリメントを輸入する場合は、厚生労働省検疫所輸入食品監視担当へ「食品等輸入届出書」に関係書類を添付して届け出なければならない。検疫所における審査・検査の後、食品衛生上問題がなければ、届出書に「届出済」印が押捺され、返却される。

図表　「食品衛生法」による手続き
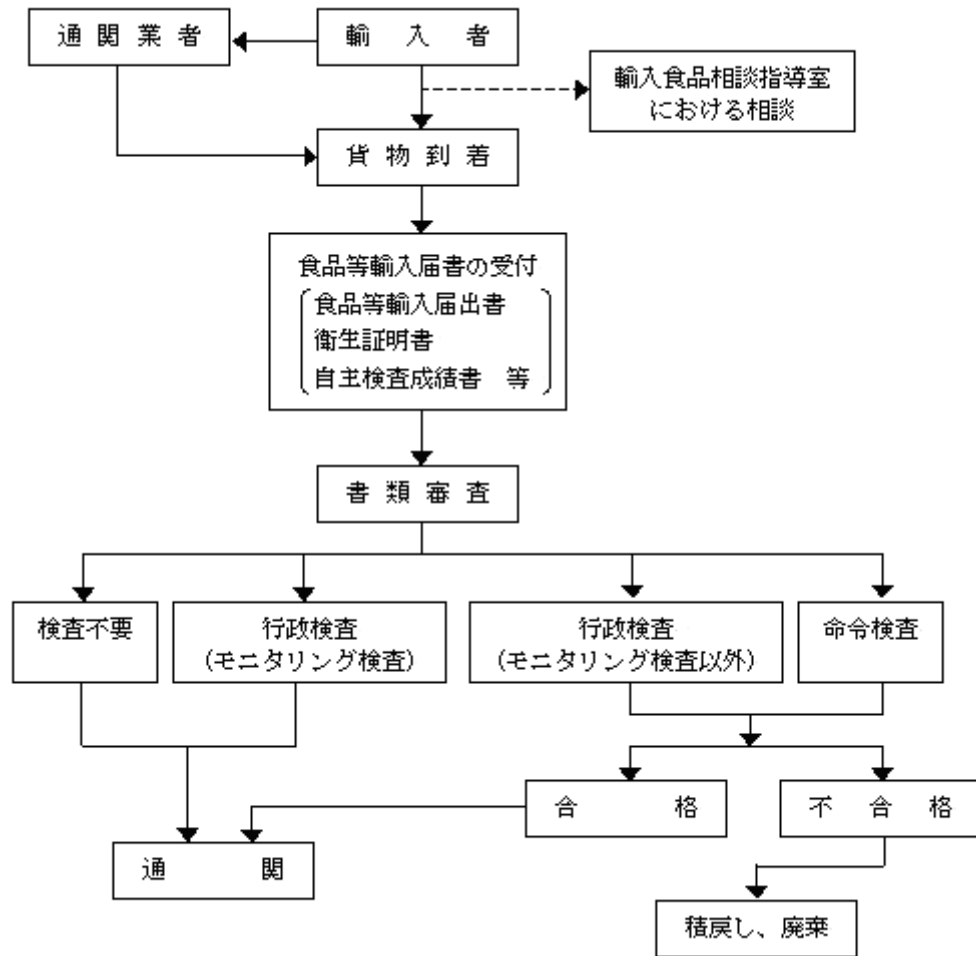
(2) 薬事法

この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器の品質、有効性および安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、医療上特にその必要性が高い医療品および医療機器の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする。この目的を達成するために、医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器などの製造または輸入をしようとする者は、薬事法に基づき、製造販売業許可あるいは製造業許可を取得することが義務づけられている。

また薬事法により、昭和４６年６月１日付厚生省薬務局長通知「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」の中に、製品が医薬品に該当するかどうか判断するために「医薬品の範囲に関する基準」が定められている。医薬品と判定するための要素を大きく分けると①成分本質（原材料）②効果効能　③形状　④用法用量の４つとなる。医薬品とされる成分本質が配合または含有されている場合は原則として医薬品とされ、また、医薬品とされる成分本質が配合または含有されていない場合であっても、効果効能、形状、用法用量が医薬品的である場合も原則として医薬品と判断される。

２．販売時の規制

サプリメントの販売に際して、「健康増進法」、「JAS 法」、「食品衛生法」、「薬事法」「計量法」および「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）の規制を受ける。

（１）健康増進法

この法律は、我が国における急速な高齢化の進展および疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。特に下記の 4 点に関して健康食品にかかわっているので注意を要する。

① 栄養成分や熱量に関する表示を行う場合の基準

② 虚偽･誇大な表示の禁止

③ 特定保健用食品の許可･承認

④ 保健機能食品の栄養成分の機能を表示する場合の規準

（２）JAS 法

この法律（平成 17 年 6 月に改正）は、適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることにより、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることにより一般消費者の選択に資し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。飲食料品等が一定の品質や特別な生産方法で作られていることを保証する「JAS 規格制度（任意の制度）」と、原材料、原産地など品質に関する一定の表示を義務付ける「品質表示基準制度」からなっている。

加工食品であれば名称、原材料名、内容量、賞味期限または消費期限、保存方法、製造者の氏名および住所等を表示することが義務づけられている。

（３）食品衛生法

この法律は、食品の安全性確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とする。同法により、有害・有毒な物質を含有する食品や不衛生な食品を販売する事が禁止されている。2002 年中国製のダイエット健康食品による、健康被害の発生を踏まえて、抽出・濃縮した成分を錠剤化、カプセル化する等により、通常の方法と著しく異なる方法により摂取される食品等などの新開発食品について、人の健康を損なう恐れが無い旨の確証がない場合において、その食品の販売が暫定的に禁止されることになる。

（４）薬事法

医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器の広告について一定の制限が加えられている。　薬事法は、医薬品とサプリメントなどの健康食品とが混同されることがないように、という観点から健康食品に関わっている。　食品の一分類である健康食品に、医薬品に該当する成分を配合したり、医薬品と紛らわしい効能などの表示・広告を行ったりすると薬事法に違反する。

昭和４６年６月１日付け厚生省薬務局長通知「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」の中に、製品が医薬品に該当するかどうか判断するために「医薬品の範囲に関する基準」が定められている。医薬品と判定するための要素を大きく分けると、①成分本質（原材料)、②効果効能、③形状、④用法用量の４つとなる。

（５）計量法

この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展および文化の向上に寄与することを目的としている。

同法は、国際化、技術革新への対応および消費者利益の３つの視点に基づき、取引・証明に使用されている法定計量単位を国際単位系に統一すること、計量標準の供給制度、指定製造事業者制度等の新設が図られている。サプリメントを包装または容器に入れた密封商品で販売する際には、計量法に基づく適正な計量と表示が義務付けられている。

（６）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法)

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。

詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

1）食品衛生法、JAS 法、計量法に基づく表示

① 容器包装に入ったサプリメントを販売する場合には、名称、原材料名、食品添加物（使用している場合)、内容量、賞味期限、保存方法、原産国名、製造者または輸入者の氏名および住所等を表示することが義務づけられている。

② アレルギー物質を含む食品の表示

食品衛生法により、アレルギー症状を引き起こす食品のうち小麦、そば、卵、乳、落花生の 5 品目については、原材料表示が義務づけられている。あわび、いか、いくら、えび、さけ、さば、オレンジ、キーウィーフルーツ、桃、やまいも、りんご、くるみ、大豆、ゼラチン、牛肉、豚肉、鶏肉、マツタケ、かに、バナナの 20 品目については、原材料表示が奨励されている。

厚生労働省　医薬食品局食品安全部

電話：03-5253-1111　http://www.mhlw.go.jp/

③ 遺伝子組み換え食品に関する表示

食品衛生法と JAS 法では、大豆（枝豆、大豆もやしを含む)、とうもろこし、バレイショ、菜種及び綿実とこれらを主な原材料とする加工食品について遺伝子組み換えに関する表示を義務づけている。

・遺伝子組み換え農産物が不分別である農産物およびこれを原材料とする場

合、「遺伝子組み換え不分別」などを表示しなければならない（義務表示）。
・遺伝子組み換え農産物およびこれを原材料とする場合、「遺伝子組み換えのものを分別」、「遺伝子組み換え」などを表示しなければならない（義務表示）。
・分別して生産流通管理された非遺伝子組み換え農産物およびこれを原材料とする場合、表示は不要。ただし、「遺伝子組み換えでないものを分別」、「遺伝子組み換えでない」などを、任意で表示することができる。

厚生労働省　医薬食品局食品安全部
電話：03-5253-1111　http://www.mhlw.go.jp/

2) 資源有効利用促進法に基づく表示

同法に基づき、一定の容器包装については分別回収促進のための識別表示をすることが義務づけられている。個包装、ラベル、外箱などに紙やプラスチック製包装材を使用した場合、容器包装の 1 ヵ所以上に決められた様式で識別マークを表示する必要がある。

表示例

例

外箱

個包装

（2）法律に基づく任意表示

1) 有機農産物及び有機農産加工食品の検査・承認制度

JAS 法では、有機農産物および有機農産物加工品について「特定 JAS 規格」が定められ、その規格に適合するかどうかについて第三者機関が認定した生産者が生産したもののみに「有機」の表示が認められる。格付けを受け、有機 JAS マークを添付したものでなければ、「有機○○」「オーガニック○○」と表示することができない。

有機 JAS マーク

2) 健康増進法

健康増進法に基づく栄養表示を日本語で表示しようとする場合は、同法 31 条の「栄養表示基準」に従って、以下のように表示しなければならない。

① 適用対象となる栄養成分の範囲

一般的に栄養成分と捉えられているものだけでなく、構成成分（たんぱく質に

おけるアミノ酸等）や、その種類（脂質における脂肪酸等）なども適用対象となる。また、ビタミン等の総称を利用し、その種類を限定しない場合には、健康増進法で定められている成分についての成分表示が必要となる。

② 表示すべき項目、順番、単位

イ．熱量（kcal またはキロカロリー）、ロ．たんぱく質（g またはグラム）、ハ．脂質（g またはグラム）、ニ．炭水化物（g またはグラム）(*注１)、ホ．ナトリウム（mg またはミリグラム、100mg 以上の場合は g またはグラムとすることができる)、ヘ．栄養表示されたそのほかの栄養成分（表示栄養成分の定められた単位）の順で表示しなければならない。海外で使用されている表示等をそのまま使用すると、適合しない可能性もあるので注意が必要である。

(*注１)．炭水化物の量については、糖質及び食物繊維の量の表示をもって代えることができる。

③ 強調表示

特定の栄養成分が「多い」「すくない」と表現したり、栄養成分の量が「含まない」「少ない」とか、他の食品と比して栄養成分が「多い」「少ない」というような表示を強調表示という。この場合、定められた強調表示の基準を満たしていなければならない。

3) 保健機能食品制度

保健機能食品は、サプリメントを含むいわゆる健康食品のうち、一定の条件を満たした食品を「保健機能食品」と称することを認める表示の制度。国の許可等の有無や食品の目的、機能等の違いによって、「特定保健用食品」と「栄養機能食品」の２つのカテゴリーに分類される。

① 栄養機能食品

当該食品は、特定の栄養成分を含むものとして厚生労働大臣が定める基準に従い当該栄養成分の機能の表示をするものである。高齢化や食生活の乱れなどにより、通常の食生活を行うことが難しく、１日に必要な栄養成分を摂れない場合など、栄養成分の補給・補完のために利用してもらうことを趣旨としている。「栄養機能食品」として表示ができる栄養成分は、現在ミネラル 5 種類、ビタミン 12 種類について規格規準が定められている。

栄養機能食品として表示が必要な事項は

・栄養機能食品である旨の表示
・栄養成分の名称および機能
・１日当たりの摂取目安量
・摂取の方法
・摂取する上での注意事項(注意喚起表示)
・バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言
・厚生労働大臣の個別の審査を受けたものではない旨の表示
・1 日当たりの摂取目安量に含まれる機能表示する成分の栄養素等表示基

準値に占める割合
・調理または保存の方法に関し、注意を必要とするものはその注意事項

栄養機能食品に、下記のような表示をすることは禁止されている。
・機能表示が認められていない成分の機能の表示
・特定保健用食品で許可されている、「お腹の調子を整える」など、特定の保健の目的に役立つ旨の表示
・医薬品と誤認されるような疾病の診断、治療、予防等に関係する表現

② 特定保健用食品

A. 特定保健用食品は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品である。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について厚生労働大臣の許可を受ける必要がある。特定保健用食品および条件付き特定保健用食品には、許可マークが付されている。

身体の生理学的機能などに影響を与える保健機能成分を含む食品で、血圧、血中のコレステロールなどを正常に保つことを助けたり、おなかの調子を整えるのに役立つなどの特定の保健の用途に資する旨を表示するものをいう。

B. 条件付き特定保健用食品制度の創設（平成 17 年２月１日施行）

特定保健用食品のうち、現行の特定保健用食品の許可の際に必要とされる科学的根拠のレベルには届かないものの、一定の有効性が確認される食品については、限定的な科学的根拠である旨の表示をすることを条件として許可対象とされることになった。

条件付き特定保健用食品には、新たに定められた下図の「条件付き特定保健用食品」の許可証票がつけられる。

特定保健用食品は、下記の表示が必要である。
・特定保健用食品である旨（条件付特定保健用食品にあっては条件付特定保健用食品である旨）の表示
・許可または認証を受けた表示の内容
・栄養成分量および熱量
・原材料の名称
・内容量
・１日あたりの摂取目安量
・摂取の方法および摂取する上での注意事項
・1 日当たりの摂取目安量に含まれる機能表示する成分の栄養素等表示基準値に占める割合（栄養素等表示基準値が定められているものに限る）
・調理または保存の方法に関し特に注意を必要とするものはその注意事項
・許可または承認証票　など

特定保健用食品

特定保健用食品
（疾病リスク低減表示・規格基準型を含む）

条件付き特定保健用食品

４．所轄官庁・関連団体等

食品衛生法・健康増進法：

厚生労働省　医薬食品局　食品安全部

TEL 03-5253-1111　http://www.mhlw.go.jp

JAS 法

農林水産省　消費・安全局　表示・規格課

TEL 03-3502-8111　http://www.maff.go.jp/

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

計量法：

経済産業省　産業技術環境局　知的基盤課

TEL 03-3501-1511　　http://www.meti.go.jp

各都道府県計量検定所等

資源有効利用促進法：

経済産業省　産業技術環境局　リサイクル推進課

TEL 03-3501-1511　　http://www.meti.go.jp

薬事法：

各都道府県庁の薬事担当部門

例・東京都　福祉保健局　健康安全室　薬事監視課

TEL:03-5320-4032　http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/index.html

または

厚生労働省　医薬食品局　審査管理課

TEL:03-5253-1111　http://www.mhlw.go.jp/

VIII-3　化粧品

HS 番号	品目	関連法規
3303 3304 3305 3307 3401	化粧品	薬事法、薬事法施行令、薬事法施行規則 医薬品等適正広告基準 不当景品類及び不当表示防止法 高圧ガス保安法 植物防疫法（3304.99 のうち泥パックのみ対象）

化粧品は医薬品、医薬部外品、医療機器とともに薬事法上の規制対象となる。

「薬事法」

この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器の品質、有効性および安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、医療上特にその必要性が高い医薬品および医療機器の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保険衛生の向上を図ることを目的とする。

この薬事法の施行や運用にあたっての細則として、「薬事法施行令」および「薬事法施行規則」があり、更に細部の運用については医薬食品局が発する行政通知をもって都道府県に通知される。この薬事法のなかで、化粧品は次のように定義されている。

この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、または皮膚もしくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。

１．輸入時の規制

（１）化粧品製造販売業の許可申請（様式第 9）

化粧品を輸入販売するには、まず、厚生労働大臣による化粧品製造販売業の許可が必要となる。手続きとしては業者コード登録票を都道府県の薬事担当課に提出し、業者コードの連絡を受けた後、化粧品製造販売業許可申請書を営業所所在地の都道府県知事あてに提出する。申請者の欠格事項や総括製造販売責任者の設置など法に定められた基準に適合するか審査のうえ許可書が交付される。

（２）化粧品（外国製造販売業者・外国製造業者）の届出（様式第 115）

輸入する化粧品の外国製造販売業者届書あるいは外国製造業者届書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、総合機構と略称）を経由して厚生労働大臣に提出し、副本の交付を受ける。

（３）化粧品製造販売の届出（様式第 39（1））

製造（輸入）販売する品目の届書を都道府県に提出し、副本の交付を受ける。

（４）製造販売用化粧品輸入届出（様式第 50）

製造販売用化粧品輸入届書を所轄の厚生局（関東信越厚生局あるいは近畿厚生局）に提出して、副本の交付を受ける。

輸入通関に際しては上記各許可書および届書のコピーを他の通関書類に添付する必要がある。

（5）配合成分

化粧品の配合成分に関しては「化粧品基準」があり、この基準の中で防腐剤、紫外線吸収剤およびタール色素については配合の制限（ポジティブリスト）が定められており、これに違反する化粧品は輸入販売することはできない。一方、これ以外の成分については、特に配合が禁止・制限された成分（ネガティブリスト）を除き、原則として企業責任のもとに安全性を確認した上で、自由に選択配合できる。ただし、医薬品に使用される成分（添加剤としてのみ使用される場合を除く）、生物由来原料基準に適合しない成分の配合も禁止されている。上記に違反する成分を含む化粧品は輸入できないので、輸入に先立ち成分の確認を怠らないこと。

なお、化粧品については厚生労働大臣の指定する成分を含有する化粧品を除き、他の薬事法対象品のような品目の承認制度はない。

（6）その他の規制

エアゾールタイプの化粧品類には輸入通関の際に、高圧ガス保安法の適用除外品であることを証明する試験成績書の添付が求められる。また、泥パックについては、通関前に、植物防疫法に基づく検疫にパスしていなくてはならない。

2．販売時の規制

海外から輸入した化粧品を販売するには化粧品の直接の容器または直接の被包に薬事法に基づく法定事項を表示して出荷する必要があり、そのための包装・表示・保管は化粧品製造業の許可を得た施設で行われなくてはならない。化粧品製造販売業者が自ら化粧品製造業の許可を取得してもよいし、また、自らは取得せず、化粧品製造業者に委託してもよい。

また、製造販売業者は、その取り扱う製品についての市場に対する責任があり、以下の義務を負う。

（イ）品質管理義務

製造販売する製品について適正な品質を確保する義務

（ロ）製造販売後安全管理義務

製品の品質、有効性及び安全性に関する事項その他適正な使用のために必要な措置を行う義務

（ハ）消費者への情報提供義務

消費者の問合せに対して的確な情報提供をする義務があり、そのための体制を整備しなければならない。

ア　問合せ先の公表　イ　相談窓口の設置　ウ　製品に関する情報の管理

（ニ）副作用等の報告義務

製造販売した化粧品について、有害な作用が発生するおそれがあることを知ったときは、30 日以内にその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。（報告先：総合機構）

（ホ）製品の回収及び回収報告義務

製造販売した製品の安全性に問題がある場合は、健康被害を未然に防ぎ、拡大を防止して消費者を保護するために、製品の回収を行う必要があり、自主回収に着手したときは、速やかに法で定める事項を都道府県知事および厚生労働大臣に報告しなければならない。

そして、上記（イ）および（ロ）の管理を適正に行わせるために、法で定める基準に該当する者を総括製造販売責任者として置かなければならない

化粧品は他の薬事対商品とは異なり、製造(輸入)販売業の許可を有する者はドラッグストアその他の化粧品小売業者、化粧品卸売業者への販売のみならず、一般消費者への直接販売も可能である。化粧品小売業者、化粧品卸売業者も業の許可や届出は不要である。つまり、化粧品製造(輸入)販売業者のみが業の許可、品目の届出等の手続きを必要とし、他の一般販売業者には開業及び販売に際しての規制は一切ない。

化粧品の製造販売業者及び販売業者は化粧品の広告に際しては「医薬品等適正広告基準」、「不当景品類及び不当表示防止法」および「特定商取引に関する法律」の規定を遵守することが求められている。更に業界での自主規制もある。

「医薬品等適正広告基準」

この基準は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の広告が虚偽、誇大にわたらないようにするとともにその適正化を図ることを目的とする。

化粧品については、その効能効果の表現は平成 12 年 12 月 28 日日付け都道府県知事あて厚生労働省医薬安全局長通知（医薬発第 1339 号）「化粧品の効能の範囲の改正について」の別表第 1 に記載された効能の範囲をこえてはならない旨が規定されている。

「不当景品類及び不当表示防止法」（景表法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする（詳細は附属資料—V を参照）。

一般消費者がその商品の広告表現により、その商品を優良誤認あるいは有利誤認しないよう、公正取引委員会は商品の広告表現につき業者に対し不当表示ではないことの立証を要求できることになっている。立証できなければ不実証広告として規制される。

「特定商取引に関する法律」

この法律は、特定商取引（訪問販売、通信販売および電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう）を公正にし、および購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通および役務の提供を適正かつ円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

この法律は訪問販売、インターネットやカタログによる通信販売など、無店舗販売に関する規制を中心とした法律で、景表法の不実証広告規制と同様の規制がある。

「業界自主規制」

以上の法律の基づく規制のほかに、業界自主規制として、全国公正取引協議会連合会作成の「化粧品の表示に関する公正競争規約」もある。

３．表示方法

「薬事法」に基づき直接の容器又は直接の被包に、次に掲げる事項が記載されていなければならない。

① 製造販売業者の氏名または名称および住所

② 「製造販売届書」で届け出た製品の名称

③ 製造番号または製造記号

④ 成分の名称（原則、配合されている成分すべて）

⑤ 使用の期限（(１）アスコルビン酸、そのエステルもしくはそれら塩類または酵素を含有するもの、（２）製造または輸入後適切な保存条件のもとで3年以内に性状および品質が変化するおそれのあるもの）

⑥ 厚生労働大臣が保健衛生上の危害を防止するため、その性状、品質、性能等に関し必要な基準が定められた化粧品であって、その基準において記載することが定められている事項

⑦ 承認を必要とする化粧品であって、外国製造業者あるいは外国製造販売業者により日本での製造販売業者に選任され、厚生労働大臣によりその者（外国特例承認取得者）による当該化粧品の製造販売の承認を受けた化粧品にあっては、外国特例承認取得者の氏名等

記載はすべて邦文でなければならない。成分名の記載については記載順その他細部にわたる通知が発せられている。

なお、上記記載事項が外部容器または被包、直接の容器または直接の被包に固着したタッグまたはディスプレイカードに記載されている場合、および小容器・被包で直接記載が困難な場合には添付した文書またはディスプレイカードへの記載をもって、直接の容器・被包への記載を省略することができる。

エアゾールタイプの化粧品については、高圧ガス保安法に基づき、平成9年9月17日付け経済産業省告示第517号「エアゾールの表示」に則った表示をする必要がある。

４．所轄官庁・関連団体

薬事法関連：

厚生労働省　医薬食品局

TEL　03-5253-1111　http://www.mhlw.go.jp

独立行政法人　医薬品医療機器総合機構　審査管理部　業務課

TEL　03-3506-9437　http://www.pmda.go.jp

各都道府県の薬務・薬事課

不当景品類不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部消費者取引課

TEL　03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

特定商取引に関する法律：

経済産業省　経済部　消費経済政策化

TEL　03-3501-1905　http://www.meti.go.jp

高圧ガス保安法：

経済産業省　原子力安全保安院　保安課

TEL　03-3501-1706　http://www.nisa.meti.go.jp/

その他：

全国公正取引協議会連合会

TEL　03-3501-6047　http://www.jfftc.org/index.html

IX-1 楽　器

ＨＳ番号	品目	関連法規
9201	ピアノ	電気用品安全法 ワシントン条約 不当景品類及び不当表示防止法
9202	弦楽器	ワシントン条約 不当景品類及び不当表示防止法
9203	パイプオルガン	ワシントン条約 不当景品類及び不当表示防止法
9204	アコーディオン・ハーモニカ	ワシントン条約 不当景品類及び不当表示防止法
9205	吹奏楽器	ワシントン条約 不当景品類及び不当表示防止法
9206	打楽器	ワシントン条約 不当景品類及び不当表示防止法
9207	電気・電子楽器	電気用品安全法 ワシントン条約 不当景品類及び不当表示防止法
9208,9209	その他の楽器及び部分品	ワシントン条約 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

楽器のうち、部分的装飾として特殊な材質（例えばローズウッドを使用したギター、象牙を使用したピアノなど）を使用している場合「**ワシントン条約**」の規制を受ける可能性がある（詳しくは、本ガイド「I-1 毛皮・同製品」を参照、もしくは経済産業省貿易経済協力局貿易審査課に照会のこと）。

２．販売時の規制

楽器のうち「電気・電子楽器」の販売に際しては「**電気用品安全法**」および「**不当景品類及び不当表示防止法**」（**景品表示法**）の規制を受ける。

（１）「**電気用品安全法**」

この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険および障害の発生を防止することを目的としている。

1999 年 8 月に「**電気用品取締法**」（旧法）を、「**電気用品安全法**」と改正する法律が公布され、2001 年 4 月から施行された。これにより国の事前規制が廃止されるなど、特に基準認証においては民間機関による第三者認証制度の導入など、大幅な改正が行われている。

電気用品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣に届ける義務があ

り（第 3 条）、その届出事業者は製造あるいは輸入する電気用品を経済産業省の定める技術水準に適合させる必要がある（第 8 条）。

電気用品のうち特に危険または障害の発生するおそれが多いもので、政令で定めるもの全 115 種を「特定電気用品」と定義し（第 2 条第 2 項、それ以外のもの全 338 種は「特定電気用品以外の電気用品」に指定されている）、当該製品を製造または輸入しようとする事業者は、その販売の時までに経済産業大臣が認定または承認した検査機関による適合性検査を受け、かつ適合性についての証明書の交付を受け、これを保存しなければならない（第 9 条）。また、新法ではすべての事業者に対し技術基準適合（第 8 条）、検査記録の作成保存（第 8 条）および表示（第 10 条）が義務づけられている。

ここに揚げる楽器の内、電気用品安全法の対象になるのはピアノを含む電気・電子楽器で、いずれも特定電気用品以外の電気用品に属する。従って、届出事業者は上記の第三者検査機関による適合性検査を受ける義務を除く、それ以外の義務を満たす必要がある。

旧法では電気・電子楽器は乙種電気用品に属していた。電気用品安全法施行以後のこれら楽器の販売猶予期間は 5 年間で、平成 18 年 3 月 31 日に満了している。電気用品安全法に基づく届出を行った事業者は、旧法に基づく表示が付された電気用品について、自主検査等を行って技術基準に適合していることを確認した上で、新たにＰＳＥマークを付すことが可能である。また、いわゆるビンテージと呼ばれる電子楽器等については、その取り扱いに慣れた者に販売する等の相当の安全性が確保される場合には、経済産業大臣による特別承認を受けて販売できることになった。（詳細は経済産業省の下記のホームページを参照、または、同省商務情報政策局製品安全課に照会）。

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm

注：平成１９年 11 月 21 日経済産業省の発表で、平成１９年１２月２１日から、旧電気用品取締法の表示（〒マーク）のある電気用品は手続なしで、そのまま販売できることになった。これに伴い、旧法表示のあるビンテージと呼ばれる電気楽器についても、旧法表示を確認するだけで販売できることになった。旧法表示のない楽器は引続き特別承認制度を利用して販売しなければならない。楽器のみでなく、旧法表示のある電気用品は、現行の PSE マークがあるものとみなされ、平成１９年１２月２１日からは自主検査などの手続を要せず、そのままで販売できるようになった。

図表　「電気用品安全法」の体系図

（特定電気用品以外の電気用品）
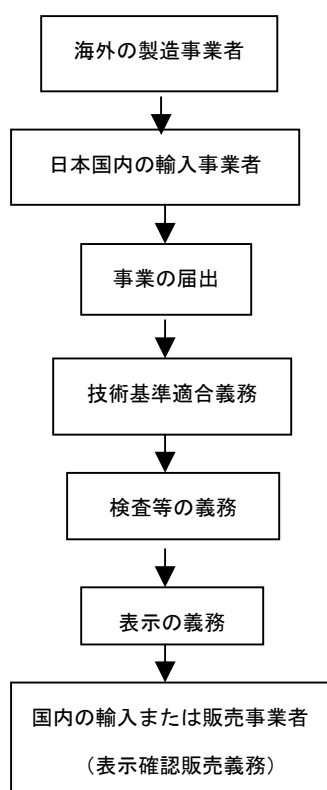
（２）業界自主規制

ピアノの表示に関する公正競争規約

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約

同規約は、消費者の適正な商品選択を保護し公正競争を確保するために「不当景品類及び不当表示防止法」に基づいて、業界の自主的なルールとして施行されている。「ピアノ」および「電子鍵盤楽器」が対象となっている（詳しくは３．表示方法を参照のこと）。

（３）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

楽器のうち電気・電子楽器の販売に際しては「電気用品安全法」に基づく表示が義務づけられている。

「電気用品安全法」に基づく PSE マーク表示

2001 年 4 月の法改正に伴い､政府認証から民間機関による第三者認証へと移行し、指定試験機関制度や型式認可は廃止された。製造または輸入を行う届け出事業者は、技術基準の適合義務や検査を履行し、法令で定めた表示事項（PSE マーク、認定（承認）検査機関、届出事業者名、定格電圧など）を当該電気用品の表面に表示しなければ販売できない。詳細は附属資料-III を参照。

（2）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：ＪＩＳマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により､JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り（平成 17 年 10 月 1 日実施）。詳細は、付属資料-Ⅵを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007 年 4 月 18 日現在、1,742 規格(鉱工業品 1,723 規格、加工技術 19 規格)が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の「新 JIS マーク表示制度の対象となり得る JIS リストの公表について」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新 JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品	加工技術	特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日までであるが、経

過措置として、平成20年9月30日まで旧法によるJISマークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。
日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/
(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

①安全認証の任意マーク：Sマーク

1995年の「**電気用品取締法**」が「**電気用品安全法**」に改正されたのに伴い、国の委託を受けた民間機関が、一定の水準以上の安全性が確保されたことを認証する第三者認証制度が作られた。現在の認証は、（財）電気安全環境研究所(JET),（財）日本品質保証機構(JQA)など4の実施機関がある。これら機関が、個々の製品の安全試験や工場の品質管理体制の確認を行い、安全認証マークの表示が認可される。実際のマークは（財）電気製品認証協議会の共通認証マークと各認証機関のロゴマークの組み合わせで構成されている。上述二機関のマーク例を下記する。

図表　JETマーク　　　図表　JQAマーク

②ピアノの表示に関する公正競争規約
電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約

同規約に基づき、楽器のうち「ピアノ」および「電子鍵盤楽器」については「楽器本体」「カタログ」「取扱説明書」「保証書」など、必要な表示事項を定めている（詳しくは鍵盤楽器公正取引協議会に問い合わせのこと）。

問い合わせ先：鍵盤楽器公正取引協議会　TEL 03-3251-7444

４．所轄官庁・関連団体等

ワシントン条約：
経済産業省　貿易経済協力局　貿易審査課
TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp
(新)東京税関税関相談官室　TEL 03-3529-0700

電気用品安全法：
経済産業省　商務情報政策局　商務流通グループ　製品安全課
TEL 03-3501-1511　http://www.meti.go.jp

不当景品類及び不当表示防止法：
公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

JET マーク：

（財）電気安全環境研究所（JET）

TEL 03-3466-9203　　http://www.jet.or.jp

JQA マーク：

（財）日本品質保証機構　（JQA）　TEL 03-6212-9001　　http://www.jqa.jp

IX-2 書籍・雑誌

ＨＳ番号	品目	関連法規
4901	書籍	関税定率法 不当景品類及び不当表示防止法
4902	新聞雑誌	関税定率法 不当景品類及び不当表示防止法
4903	子供用絵本	関税定率法 不当景品類及び不当表示防止法

１．輸入時の規制

書籍・雑誌の輸入に際しては、「関税定率法」の規制を受ける。

（１）「関税定率法」

この法律は、関税の税率、関税を課する場合における課税標準および関税の減免その他関税制度について定めている。

2003 年 4 月施行の同法改正により、特許権、実用新案権および意匠権を侵害する物品は輸入差止申し立て制度の対象物に指定された。

また税関においては、過去の判例に基づき、「風俗を害すべき書籍、図画、彫刻その他の物品」を厳正に判断し、公安または風俗を害する物品の輸入を禁止している。

２．販売時の規制

（１）「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号)」の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。詳細は附属資料-V を参照。

３．表示方法

（１）法律に基づく義務表示

書籍・雑誌に関する法律に基づく義務表示は特にない。

（２）法律に基づく任意表示

「工業標準化法」：ＪＩＳマーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

平成 16 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。新 JIS マーク表示制度の要点は次の通り（平成 17 年 10 月 1 日実施）。詳細は、付属資料-Ⅵを参照。

JIS マーク表示商品は、従来、国（主務大臣）が指定していたが、認証可能な全て

の製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。2007 年 4 月 18 日現在、1,742 規格（鉱工業品 1,723 規格、加工技術 19 規格）が新 JIS マーク表示対象となっている。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の「新 JIS マーク表示制度の対象となり得る JIS リストの公表について」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

従来、認証は、国または国が指定（承認）した機関が実施していたが、国際的な基準（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド６５（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施することになった。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に新 JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧　http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html

新 JIS マークは下記のデザインとなった。

新 JIS マーク

鉱工業品

加工技術

特定側面

旧法による JIS マーク表示制度での適用は、平成 17 年 9 月 30 日まででであるが、経過措置として、平成 20 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせのこと。

日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9245　http://www.jisc.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/

（３）業界自主規制に伴う表示

書籍・雑誌に関する業界自主規制に伴う表示は特にない。

４．所轄官庁・関連団体等

関税定率法：

財務省　関税局　関税課

TEL 03-3581-4111　http://www.mof.go.jp/index.htm

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL 03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp/

附属資料－Ｉ

「家庭用品品質表示法」について

１．法律の概要

（1)目的

家庭用品品質表示法（以下「法律」と略す）は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように事業者に適切な表示を要請し、一般消費者保護を図ることを目的に 1962 年に制定された。

多くの場合、法律的な要請がなくても、販売目的等のために家庭用品に表示がなされているのが一般的であるが、家庭用品について一般消費者がそれらを購入する際に品質を確認認識できるよう､法律で表示について規定している。

（２）家庭用品の対象

法律で定める家庭用品とは、下記のものを指す。

①一般消費者が日常生活に供する繊維製品、プラスチック製品(合成樹脂加工品)、電気用品(電気機械器具)および雑貨製品(雑貨工業品)のうち、

②一般消費者がその購入に際し、品質を識別することが著しく困難であり、かつ

③その品質を識別することが特に必要であると認められるもの。

（３）表示の標準

経済産業大臣は対象として指定されたものについて統一した表示のあり方（表示の標準）を定め、それを一般消費者に公示する。表示の標準とは、表示事項としては①成分、②性能、③用途、④サイズ、また、遵守事項としては、①表示方法、②製造業者、販売業者または表示業者が品質表示をする際に遵守すべきものがあり、品目ごとに定められている。

（４）表示の指示・公表

経済産業大臣は表示事項を表示しなかったり、表示の標準どおりの表示をしない製造業者、販売業者または表示業者に対し決められた表示をするよう指示をすることができる。

この指示に従わない場合には、その事業者の名称と表示を行っていない事実や不適正な表示について公表することができる。

（５）表示命令

品質表示を適正に実施するために、経済産業大臣は表示に関する｢適正表示命令｣を出すことができ、さらに、表示のないものの販売を禁止する「強制表示命令」を出すことができる。

(a）経済産業大臣は製造業者､販売業者または表示業者に対し、家庭用品に係る表示事項について経済産業省令による遵守事項に従って行うべきことを命ずることができる。

(b) 経済産業大臣は、製造業者、販売業者または表示業者に対し、生活必需品や家庭用品に係る表示事項を表示したものでなければ、経済産業省令により､販売し、または陳列してはならないことを命ずることができる。

(c) 製造業者、販売業者または表示業者によっては当該家庭用品に係る表示事項を適切に表示することが著しく困難であると認める場合には、経済産業省令に基づき、経済産業大臣は、製造業者、販売業者または表示業者に対して、表示事項の表示がない家庭用品を販売し、または陳列してはならないことを命ずることができる。

（６）報告の提出、検査の実施

経済産業大臣は、製造業者、販売業者または表示業者から報告を受け、また、職員に工場、事業場、店舗、営業所、事務所、倉庫などを立ち入り検査させることができる。

（７）権限の委任

経済産業大臣は、その権限に属する事項を経済産業局長もしくは都道府県知事に委任し、行わせることができる。

２．表示対象品目

消費者がその品質を識別するにあたって表示が必要と思われる家庭用品は下記90品目が対象になっている。

＜繊維製品３５品目＞

１．糸

（その全部、又は一部が、棉・毛・亜麻および苧麻などの麻に限る。また、ビスコース繊維、銅アンモニア繊維、アセテート繊維、プロミックス繊維、ナイロン繊維、ビニロン繊維、ポリ塩化ビニリデン系合成繊維、ポリ塩化ビニル系合成繊維、ポリアクリルニトリル系合成繊維、ポリエステル系合成繊維、ポリエチレン系合成繊維、ポリプロピレン系合成繊維、ポリウレタン系合成繊維、ポリクラール繊維、ポリ乳酸繊維及びガラス繊維であるものに限る)

２．織物、ニット生地、レース生地

（上記１に掲げる糸を製品の全部または一部に使用して製造した織物、ニット生地及びレース生地)

３．衣料品等

（上記１に掲げる糸を製品の全部又は一部に使用して製造した繊維製品及び上記２に掲げる織物、ニット生地又はレース生地を製品の全部又は一部に使用して製造し又は加工した繊維製品（電気加熱式のものを除く）であって、次に掲げるもの)

（１）上衣
（２）ズボン
（３）スカート
（４）ドレス及びホームアドレス
（５）プルオーバー、カーディガンその他のセーター

（６）ワイシャツ、開襟シャツ、ポロシャツその他のシャツ
（７）ブラウス
（８）エプロン、かっぽう着、事務服及び作業服
（９）オーバーコート、トップコート、スプリングコート、レインコート、その他のコート
特定織物（繊維製品表示対象一覧の(注)①）のみを表生地に使用した和装品
その他のもの
（10）子供用オーバーオール及びロンパース
（11）下着
繊維の種類が１種類のもの：なせん加工品、その他
特定織物（(注)①）のみを表生地にした和装品
その他のもの
（12）寝衣
（13）靴下
（14）足袋
（15）手袋
（16）ハンカチ
（17）毛布
（18）敷布
（19）タオル及び手ぬぐい
（20）羽織及び着物
特定織物（(注)①）のみを表生地にした和装品
その他のもの
（21）マフラー、スカーフ及びショール
（22）ひざ掛け
（23）カーテン
（24）床敷物（パイルのあるものに限る。）
（25）上掛け（タオル製のものに限る。）
（26）ふとん
（27）毛布カバー、ふとんカバー、まくらカバー及びベッドスプレッド
（28）テーブル掛け
（29）ネクタイ
（30）水着
（31）ふろしき
（32）帯
（33）帯締め及び羽織ひも

(注①)「特定織物」とは、組成繊維中における絹の混用率が 50%以上の織物及びたて糸または、よこ糸の組成繊維が絹のみの織物をいう。

＜合成樹脂加工品８品目＞

1　洗面器、たらい、バケツ及び浴室用の器具

2　かご

3　盆

4　水筒

5　食事用､食卓用又は台所用の器具

　ごみ容器その他のふた付容器、洗いおけ、冷蔵庫用水筒、飲料用シール容器及び保冷剤を使用した容器等（皿、椀、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、はし立て、パンケース等の容量表示を必要としない容器を除く）

　皿、椀、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、はし立て、パンケース等の容量表示を必要としない容器、

　まな板

　製氷用器具

　その他のもの

6　ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋

（フィルムの厚さが 0.05 ミリメートル以下で、かつ個装の単位が 100 枚未満のものに限る）

7　湯たんぽ

8　可般型便器及び便所用の器具

（固定式のものを除く）

＜電気機械機具１７品目＞

1　電気洗濯機（水槽を有するものに限る）

2　ジャー炊飯器

3　電気毛布

4　電気掃除機（真空式のものであって、電源として電池を使用しないものに限る）

5　電気冷蔵庫（熱電素子を使用しないものに限る）

6　換気扇（プロペラ形の羽根を有するものに限る）

7　エアコンディショナー（電動機の定格消費電力の合計が 3 キロワット以下、電熱装置を有するものにあっては、その電熱装置の定格消費電力が 5 キロワット以下のものに限り、電気冷風機及び熱電素子を使用するものを除く）

8　テレビジョン受信機

9　電気ジューサー、電気ミキサー及び電気ジューサーミキサー

10　電気パネルヒーター

11　電気ポット

12　電気ロースター

13　電気かみそり

14　電子レンジ（定格高周波出力が 1 キロワット以下のものに限る）

15　卓上スタンド用蛍光灯器具（机等に取付ける構造のものを除く）

16　電気ホットプレート

17　電気コーヒー沸器

＜雑貨工業品３０品目＞

１　魔法ビン

２　かばん

３　洋傘

４　合成洗剤

　　洗濯用又は台所用の石けん

　　住宅用又は家具用の洗浄剤

５　住宅用又は家具用のワックス

６　ウレタンフォームマットレス及びスプリングマットレス

　ウレタンフォームマットレス

　スプリングマットレス

７　靴

８　革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋

９　机及びテーブル

10　いす、腰掛け及び座いす

11　たんす

12　合成ゴム製のまな板

13　革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した上衣、ズボン、スカート、ドレス、コート及びプルオーバー、カーディガンその他のセーター

14　塗料

15　ティッシュペーパー及びトイレットペーパー

16　漆又はカシュー樹脂塗装を塗った食事用、食卓用又は台所用の器具

17　接着剤

18　強化ガラス製の食事用、食卓用又は台所用の器具

19　ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミック製の食事用、食卓用又は台所用の器具

20　ショッピングカート

21　サングラス

22　歯ブラシ

23　食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムはく

24　ほ乳用具

25　なべ

26　湯沸し

27　障子紙

28　衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤

29　台所用、住宅用又は家具用の磨き剤

　　クレンザー

　　その他の磨き剤

30 浄水器

３. 表示方法

①表示者および連絡先

表示には「表示者の名称」および所在地、電話番号を付記し、その責任の所在を明らかにすることになっている。略語の使用は認められない。表示者番号制度は 1997 年に廃止されたので使用できない。

②表示場所

表示場所や表示方法については特別に定められていないが、消費者の見易い場所にわかり易く表示することになっている。なお、繊維製品に使用される取り扱い注意の絵表示については繊維製品に縫い付けることになっている。

③用語の指定

表示事項のうち、原料名などについては原則として日本工業規格（JIS）で採用されている用語を指定している。表示に際してはそれらの中から適切な用語を選択して表示する。

代表的品目の表示例については本文を参照のこと。

附属資料－Ⅱ

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」について

１．法律の目的

この法律は、有害物質を含有する家庭用品について保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより､国民の健康の保護に資することを目的としている。(第１条)

本法は､家庭用品に含有されている有害な物質についての規制を行うことにより国民の健康を守ろう、という行政の要請の根拠法となるものである。

近年における化学工業の発展によって、各種の化学物質が繊維製品などの家庭用品に使用され、国民生活に多大な利便を与えた反面､このような化学物質を使用した家庭用品による健康被害が発生し、何らかの新たな規制が必要とされる状況に至ったことが本法制定の動機となった。

２．家庭用品の範囲

（１）この法律では、第２条により､「家庭用品」とは主として一般消費者の生活の用に供される製品を指し、同法別表に掲げるものを除く。

「家庭用品」という用語は､「家庭用品品質表示法」および「毒物及び劇物取締法」でも使用され、また、同意語として「消費生活用製品」が「消費生活用製品安全法」で使われている。

（２）「家庭用品」から除かれるものとして、別表に掲げられているものは次のとおり。

①食品衛生法で規制されているもの

a. 食品（すべての飲食物。ただし医薬品及び医薬部外品を除く）

b. 添加物（食品の製造の過程において､または食品の加工もしくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤、その他の方法によって使用するもの）

c. 器具（飲食器、割烹具、その他）

d. 容器包装（食品または添加物を入れ､または包んでいる物で､食品または添加物を授受する場合、そのままで引き渡すもの）

e. おもちゃ（木製や合成樹脂製のもので乳幼児が口に接触することを本質とするもの、ほおずき、つみき、ゴム製の風船等乳幼児が接触することにより、その健康を害するおそれがあるものとして厚生大臣の指定したもの）

f. 洗浄剤（野菜もしくは果実または飲食器の洗浄の用に供されるもの）

上記の食品・食品添加物等は､国民の口を通して直接人体に摂取されるもので、従来から食品衛生法によって厳しく安全性のチェックをうけている。今後も同法の運用により充分な規制が行われることとなっているので、本法の対象から除かれている。

②薬事法で規制されているもの

a. 医薬品（日本薬局方に収められている物等）

b. 医薬部外品（人体に対する作用が緩和な物であって､器具器械でないもののうち、

吐き気等の防止剤、あせもの防止剤、人または動物の保険のためにするねずみ等の駆除または防止剤等）

c. 化粧品

d. 医療用具（手術台、エックス線フィルム、歯科用金属等人もしくは動物の疾病の治療、診断等を目的とする器具機械）

上記の医薬品、化粧品等は、疾病時に直接体内に吸収され、あるいは使用法を誤ればかえって人体に重大な影響を及ぼすこと等から、従来から薬事法によって厳しく安全性のチェックを受けている。今後も同法の運用により充分な規制が行われることから、本法の対象から除かれる。

（３） 家庭用品は、「主として一般消費者の生活の用に供される」もの。言い換えれば、「主として業務の用に供される」ものは、家庭用品ではない。例えば、「トラクター」は業務用で、家庭用ではないことは明らかだが、「接着剤」はどうかというと、判断は難しい。すなわち、製品のなかには業務用にも一般消費者用にも使用される物も存在する。この問題の解決には実際の事例の集積を待つしかない。実務上は、当該製品の使用目的・販売態様などから業務用である製品を除いたうえで、家庭用品として推定しておき、もし、特にその取り扱いが不適当な事情があれば、当該製品を家庭用品からはずすという取り扱い方法も考えられる。なお、主として一般消費者の生活の用に供するものであれば、従として業務用に用いられているものも「家庭用品」になることもあるので注意が必要である（例えば、主として一般消費者に販売されている接着剤は、業務用に使用されている部分も「家庭用品」に該当）。

（４） 家庭用品は、「製品」であることから、製品の前段階である「部品」やいわゆる「半製品」などは、家庭用品には入らないと考える。例えば、ベッドの芯に使われている芯地、上衣の裏地などは家庭用品ではないことになる。

（５） また、「有害物質」とは、家庭用品に含有される物質のうち、水銀化合物その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質とされているため、2007 年 9 月末現在、次の 20 物質が有害物質として定められている(同法施行規則別表第１)。

①塩化水素
②塩化ビニル
③４・６－ジクロル－７（２・４・５－トリクロルフェノキシ）－２－トリフルオルメチルベンズイミダゾール）
④ジベンゾ［ａ・ｈ］アントラセン
⑤水酸化カリウム
⑥水酸化ナトリウム
⑦テトラクロロエチレン
⑧トリクロロエチレン
⑨トリス（１－アジリジニル）ホスフィンオキシド
⑩トリス（２・３－ジブロムプロピル）ホスフェイト

⑪トリフェニル錫化合物

⑫トリブチル錫化合物

⑬ビス（２・３－ジブロムプロピル）ホスフェイト化合物

⑭ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン（別名ディルドリン）

⑮ベンゾ［ａ］アントラセン

⑯ベンゾ［ａ］ピレン

⑰ホルムアルデヒド

⑱メタノール

⑲有機水銀化合物

⑳硫酸

附属資料―III

「電気用品安全法」の概要について

平成 13 年 4 月 1 日から施行されている「電気用品安全法」は、従来の「電気用品取締法」が改称されたもので、「取締」を主体とした規制体系に民間による「安全」確保体系が加味された制度に移行した。電気用品の技術基準への適合の確認については、登録・型式認可等の政府認証制度が廃止され、製造事業者または輸入事業者自身による自己確認が義務づけられたことが基本となっている。特に危険性が高いと判断される製品（特定電気用品）については、適合性検査機関制度が導入され、これらの機関が行う適合性検査を受けることが義務づけられている。なお、平成 16 年 3 月より、国による認定・承認制度から、国が認定した登録検査機関による登録制度に移行した。これにより、外国登録製造事業者制度が廃止されたため、特定電気用品については、すべて輸入事業者の責任により適合性検査を受け、製造に係わる検査記録を整備することが必要となる。

事業者による基準適合義務の履行を確実なものとするため、また、回収命令や改善命令等の製品流通後措置の迅速かつ適切な発動においては、報告徴収などにより検査記録を確認し、十分な検査がなされていたかを把握するため、検査記録の作成・保存義務が事業者に課せられている。

さらに、危険等が発生するおそれのある製品については、直接的な措置をとることにより、製品事故の未然・再発防止を図るとともに、迅速かつ的確な排除を可能とし、他の製品安全規制と整合化した製品流通後の措置の運用を行えるようにするため、業務停止命令を廃止し、表示禁止命令とともに、新たに危険等防止命令が設けられた。

なお、平成 19 年 11 月 21 日「電気用品安全法」の一部を改正する法律が公布された。主要な改正点は、次の二点である。

1．旧電気用品取締法の時の表示のある電気用品は、現行法表示（PSE マーク）があるもの
とみなされ､平成 19 年 12 月 21 日より旧表示マークのままで販売できることになった。

2．最近、リチウム蓄電池が発火源となる製品事故が頻発したことにより、政令で定められた
蓄電池を取り扱う業者や輸入業者は、国の定める安全基準を満たした製品でなければ販売ができなくなった。

Ⅰ．日本へ特定電気用品を輸出する場合の規制と手続き

Ⅰ－１．事業の届け出

外国製造事業者が特定電気用品を日本へ輸出する場合、日本国内の輸入事業者に対して、以下のような所定の事項を経済産業大臣に届け出ることが義務づけられている。

≪所定の事項≫

①氏名(名称)、住所、代表者氏名(法人の場合)
②電気用品の型式の区分
③当該電気用品の製造事業者の氏名(名称)と住所

電気用品の型式の区分の例

品　名	電気用品の型式の区分	
	区分の要素	区　分
キャプタイヤコード	絶縁体の主材料	(1)天然ゴム混合物のもの　(2)エチレンプロピレンゴム混合物のもの　(3)その他のもの
	外装の主材料	(1)天然ゴム混合物のもの　(2)クロロプレンゴム混合物のもの　(3)ビニル混合物のもの　(4)耐熱ビニル混合物のもの　(5)その他のもの
	導体の種類	(1)Ａ種のもの　(2)その他のもの
	線心の構造	(1)同一のもの　(2)異なるもの
	耐震性	(1)あるもの　(2)ないもの
	金属製の導体補強線	(1)あるもの　(2)ないもの
1　ねじ込みローゼット 2　引掛けローゼット 3　その他のローゼット	定格電圧	(1)125Ｖ以下のもの　(2)125Ｖを超えるもの
	定格電流	(1)３Ａ以下のもの　(2)３Ａを超え７Ａ以下のもの　(3)７Ａを超えるもの
	接続する電線の種類	(1)銅のもの　(2)その他のもの
	主絶縁体の材料	(1)磁器のもの　(2)合成樹脂のもの　(3)その他のもの
	外郭の材料	(1)金属のもの　(2)合成樹脂のもの　(3)その他のもの
	差込み口	(1)あるもの　(2)ないもの
	スイッチ	(1)あるもの　(2)ないもの
	種類	(1)露出型のもの　(2)埋込み型のもの

Ⅰ－２．適合性検査

事業の届出をした日本国内の輸入業者（以下「届出事業者」という）が、輸入しようとする特定

電気用品について、経済産業省で定める届出に係る型式に従って、以下の方法により取得した適合性証明書を、電気用品安全法施行令に定められた証明書の有効期間（これまでの型式承認の有効期間と同じ）、保存する義務がある。実質的には、これまでの型式承認と同様である。

（1）届出事業者が、経済産業大臣が認定した国内の登録検査機関または外国登録検査機関（以下「検査機関」という）の適合性検査を受け、適合性証明書の交付を受ける。

（2）外国製造事業者が、外国登録検査機関の適合性検査を受け、交付された適合性証明書。ただし、あらかじめ輸入しようとする製品について、外国登録製造事業者がすでに適合性証明書を有している場合には、その証明書の有効期間については、交付を受けた日からの期間となる。

Ｉ－３．技術基準の適合義務

届出事業者が、適合性証明書の交付を受けた特定電気用品を輸入する場合、その電気用品は経済産業省令で定められた技術基準に適合するものであることが義務づけられている。基本的にはこれまでの技術基準の内容に変更はない。

Ｉ－４．検査等の義務

届出事業者は、輸入する特定電気用品が、技術基準に適合しているかどうか検査し、その検査記録を作成し、保存しておく義務がある。なお、検査にあたっては、当該電気用品について、自ら行わずとも外国製造事業者または第三者機関に依頼し、検査を行い、検査記録等を取得し、技術基準適合性について事業者が確認を行っている場合には、その義務を履行したとみなされる。その検査項目、検査内容および保存期間は、経済産業省令で定められることになっている。

Ｉ－５．表示の義務

2001 年 4 月の電気用品安全法の改正により、国による登録・型式認可制度などの政府認証制度および事業者が販売する電気用品への事業者による表示の義務づけは廃止された。しかし届出事業者が電気用品を販売するためには、すでに述べたように、技術基準適合義務、検査義務などの義務を履行し、その特定電気用品に所定の表示を付すことは必要である。

そのため、一定の手続きを行った事業者に対しては、第 10 条の規定に基づいて、表示の権限が与えられることになり（第３条に規定される届出をした製造事業者又は輸入事業者が、その届出に係る型式の電気用品について、技術基準への適合性についての自主検査及び検査記録の作成、保存義務（第８条第２項）を履行した場合および特定電気用品については、さらに加えて登録検査機関による証明書の交付を受け、これを保存する義務（第９条第１項）を履行した場合）、それ以外の場合における違法な表示は禁止されることとなった（第 10 条第２項の表示制限と第 27 条第１項）。

本条の経済産業省令で定められているものは、マークの意匠、届出事業者名（及び特定電気用品の場合は登録検査機関名）。また、施行規則第 17 条による承認を受ければ、表示に係る事業者名に略称を用いることができる。なお、略称は名称を簡潔に省略したものであり、かつ、その略称によって容易にその名称を察知できるものでなければいけない。

また、規定に違反して表示を付した者には、1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金（第 57 条第 1 号）または両罰規定（第 59 条 2 号）が適用される。

届出事業者は、基準適合義務（同法第８条）、特定電気用品の適合性検査（同法第９条）の義務を履行すれば当該電気用品に省令で定める方式による表示を付すことができる。また、上記以外の場合、電気用品にこれらの表示またはこれと紛らわしい表示をしてはいけない。実際は外国製造事業者が付すことになる場合が多いが、一義的には法律上、輸入事業者の責

任で付されることとなる。

電気製品に付される表示

特定電気用品	特定電気用品以外の電気用品
 実際は上記マークに加えて、登録検査機関のマーク、製造事業者等の名称（略称、登録商標を含む）、定格電圧、定格消費電力等が表示される。	 実際は上記マークに加えて、製造事業者等の名称（略称、登録商標を含む）、定格電圧、定格消費電力等が表示される。
電気温水器 電熱式・電動式おもちゃ 電気ポンプ 電気マッサージ器 自動販売機 直流電源装置 など全 115 品目	電気こたつ 電気がま 電気冷蔵庫 電気歯ブラシ 電気かみそり 白熱電灯器具 電気スタンド テレビジョン受信機 音響機器 など全 338 品目

ＰＳＥ：Ｐ及びＳは Product Safety、Ｅは Electrical Appliance & Materials の略

【経過措置】

特定電気用品のうち、電気用品安全法の施行前に型式認可を取得していたものについては、施行後１年間（品目により最長で３年間：特定電気用品の品目一覧表「旧表示による製造猶予期間」参照）は、当該電気用品に旧法による表示をすることができる。

ただし、当該電気用品の型式認可有効期間を超えて表示することはできない。

外国製造事業者の旧法による製造猶予期間
「電気用品安全法」の施行前に型式承認を取得していた特定電気用品については、施行後５年間（品目により最長で 10 年間：特定電気用品の品目一覧表「旧表示による製造・輸出猶予期間」または特定電気用品以外の電気用品に移行したものにあっては特定電気用品以外の電気用品の品目一覧表「脚注」参照）もしくは当該電気用品の型式承認の有効期限が切れるまでのどちらか短い期間が経過するまでは、当該電気用品に旧法による表示を付して製造・輸出することができる。

Ⅱ．特定電気用品以外の電気用品を日本へ輸出する場合の規制と手続き

Ⅱ－１．事業の届出

外国製造事業者が特定電気用品以外の電気用品を日本へ輸出する場合、日本国内の輸入事業者に対して、以下のような所定の事項を経済産業大臣に届け出ることが義務づけられている。

≪所定の事項≫

①氏名(名称)、住所、代表者氏名(法人の場合)

②電気用品の型式の区分

③当該電気用品の製造事業者の氏名(名称)と住所

電気用品における型式区分の例

品　名	電気用品の型式の区分	
	区分の要素	区　分
蛍光灯電線	絶縁体の主材料	(1) ビニル混合物のもの　(2) 耐熱性ビニル混合物のもの (3) ポリエチレン混合物のもの　(4) 耐熱性ポリエチレン混合物のもの (5) 架橋ポリエチレン混合物のもの　(6) 耐熱性架橋ポリエチレン混合物のもの (7) その他のもの
1　金属製の電線管 2　金属製のフロアダクト 3　一種金属製線樋 4　二種金属製線樋	主材料	(1) 銅のもの　(2) アルミニウムのもの (3) その他のもの
	さび止めの方法	(1) 乾式亜鉛めつきのもの　(2) 溶融亜鉛めつきのもの (3) 電気亜鉛めつきのもの　(4) クロメート処理を施した電気亜鉛めつきのもの (5) その他のもの
	定格電圧	(1) 125Ｖ以下のもの　(2) 125Ｖを超えるもの
	定格電流	(1) 15Ａ以下のもの　(2) 15Ａを超え 20Ａ以下のもの (3) 20Ａを超えるもの
	極（アース極を含む）の数	(1) ２のもの　(2) ３以上のもの
	ライティングダクト用のプラグ又はアダプターとの接続の方式	(1) 固定型のもの　(2) 走行型のもの
	接続する電線の種類	(1) 銅のもの　(2) その他のもの
	主絶縁体の材料	(1) 合成樹脂のもの　(2) その他のもの
	外郭の材料	(1) 金属のもの　(2) 合成樹脂のもの (3) 金属に合成樹脂を被覆したもの　(4) その他のもの

Ⅱ－２．技術基準の適合義務

届出事業者が､特定電気用品以外の電気用品を日本へ輸入する場合､その電気用品は経済産業省令で定められた技術基準に適合するものであることが義務づけられている。基本的にはこれまでの技術基準の内容に変更はない。

Ⅱ－３．検査等の義務

届出事業者の検査等の義務は、Ｉ－４と同じ。
なお、検査義務については、経過措置がないので、以下の表示に係る経過措置により旧表示品を製造または輸入する場合にあっても、検査の実施および検査記録の作成保存は必要である。

Ⅱ－４．表示の義務

届出事業者の表示の義務は、Ｉ－５と同じ。

【経過措置】

特定電気用品以外の電気用品のうち、電気用品安全法の施行（2001 年４月１日）前に製造・輸入事業開始届を提出していたものについては、施行後１年間（品目により最長で３年間：特定電気用品以外の電気用品の品目一覧表「旧表示による製造・輸出猶予期間」参照）は、当該電気用品に旧法による表示（新法で規定されるマーク表示のないもの）を付すことができる。
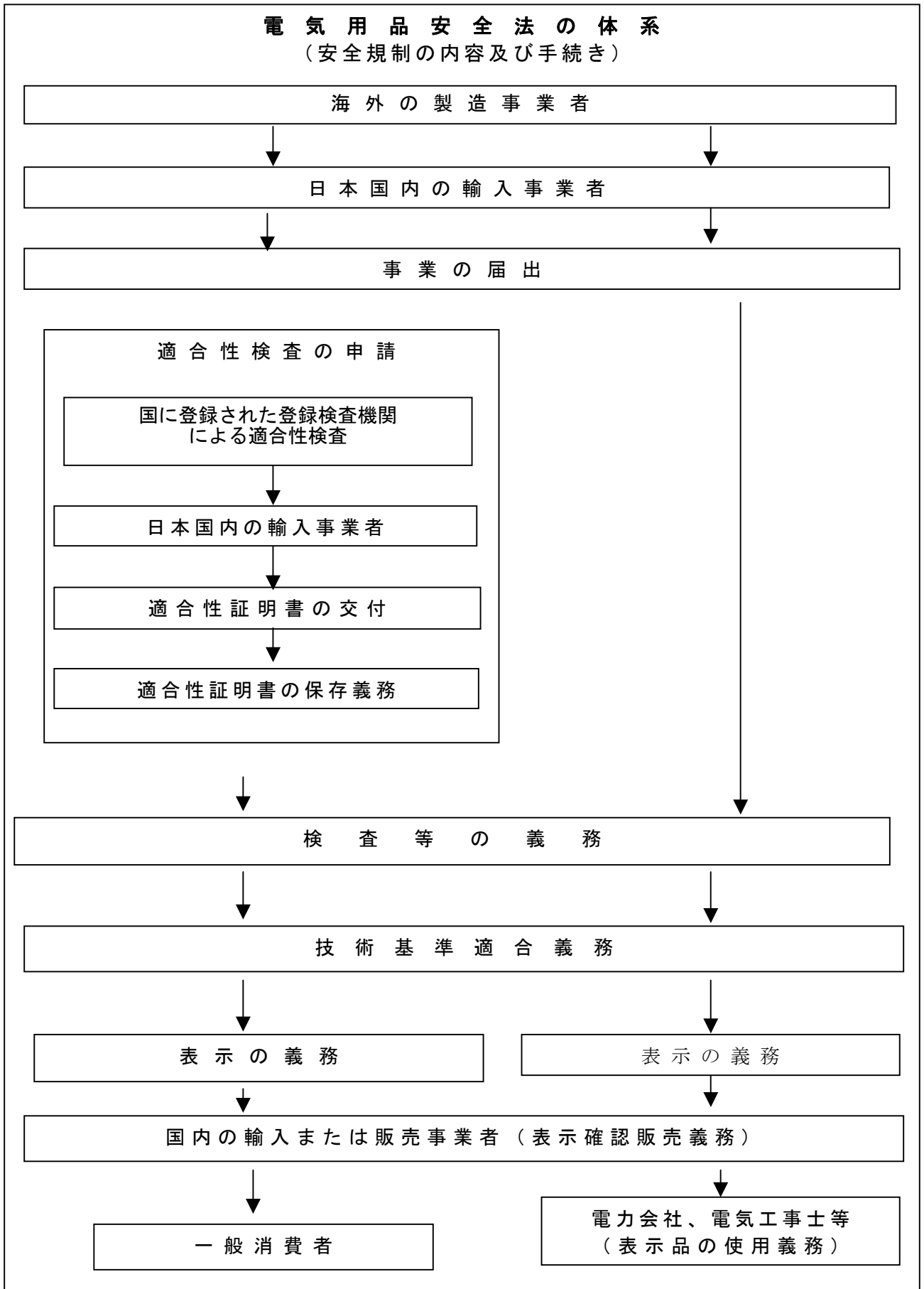
注：表中の「表示」とは、経済産業省令で定められた表示の方式に従って付された表示を意味する。

特 定 電 気 用 品 （ 115 品 目 ）　　2007 年 4 月 16 日現在

電気用品名	型式証明書の有効期間	旧表示による製造・輸入猶予期間
電　　線		
【ゴム絶縁電線類】		
・ゴム絶縁電線	7 年	7 年
・ケーブル（導体の公称断面積が 22㎜^{2} 以下）	7 年	7 年
・単心ゴムコード	7 年	7 年
・より合うわせゴムコード	7 年	7 年
・袋打ちゴムコード	7 年	7 年
・丸打ちゴムコード	7 年	7 年
・その他のゴムコード	7 年	7 年
・キャプタイヤコード	7 年	7 年
・キャプタイヤケーブル	7 年	7 年
・ビニルキャプタイヤケーブル	7 年	7 年
【合成樹脂系絶縁電線】		
・合成樹脂絶縁電線	7 年	7 年
・ケーブル（導体の公称断面積が 22㎜^{2} 以下）	7 年	7 年
・単心ビニルコード	7 年	7 年
・より合わせビニルコード	7 年	7 年
・袋打ちビニルコード	7 年	7 年
・丸打ちビニルコード	7 年	7 年
・その他のビニルコード	7 年	7 年
・単心ポリエチレンコード	7 年	**
・その他のポリエチレンコード	7 年	**
・単心ポリオレフィンコード	7 年	**
・その他のポリオレフィンコード	7 年	**
・キャプタイヤコード	7 年	7 年
・金糸コード	7 年	7 年
・ビニルキャプタイヤケーブル	7 年	7 年
・耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル	7 年	**
ヒ ュ ー ズ		
・		
温度ヒューズ	7 年	7 年
・つめ付ヒューズ	7 年	7 年
・管形ヒューズ	7 年	7 年
・その他の包装ヒューズ	7 年	7 年
配 線 器 具		
・タンブラースイッチ	10 年	10 年
・中間スイッチ	10 年	10 年
・タイムスイッチ	10 年	10 年
・ロータリースイッチ	10 年	10 年
・押しボタンスイッチ	10 年	10 年
・プルスイッチ	10 年	10 年
・ペンダントスイッチ	10 年	10 年
・街灯スイッチ	10 年	10 年
・光電式自動点滅器	10 年	10 年
・その他の点滅器	10 年	10 年
・箱開閉器	10 年	10 年
・フロートスイッチ	10 年	10 年
・圧力スイッチ	10 年	10 年
・ミシン用コントローラー	10 年	10 年
・配線用遮断器	10 年	10 年
・漏電遮断器	10 年	10 年
・カットアウト	10 年	10 年
・差込みプラグ	10 年	10 年
・コンセント	10 年	10 年
・マルチタップ	10 年	10 年
・コードコネクターボディ	10 年	10 年

電気用品名	型式証明書の有効期間	旧表示による製造・輸出猶予期間
・アイロンプラグ	10 年	10 年
・器具用差込みプラグ	10 年	10 年
・アダプター（差込み）	10 年	10 年
・コードリール	10 年	10 年
・その他の差込み接続器	10 年	10 年
・ランプレセプタクル	10 年	10 年
・セパラブルプラグボディ	10 年	10 年
・その他のねじ込み接続器	10 年	10 年
・蛍光灯用ソケット	10 年	10 年
・蛍光灯用スターターソケット	10 年	10 年
・分岐ソケット	10 年	10 年
・キーレスソケット	10 年	10 年
・防水ソケット	10 年	10 年
・キーソケット	10 年	10 年
・プルソケット	10 年	10 年
・ボタンソケット	10 年	10 年
・その他のソケット	10 年	10 年
・ねじ込みローゼット	10 年	10 年
・引掛けローゼット	10 年	10 年
・その他のローゼット	10 年	10 年
・ジョイントボックス	10 年	10 年
電 流 制 限 器		
・アンペア制用電流制限器	7 年	7 年
・定額制用電流制限器	7 年	7 年
変圧器･安定器		
・おもちゃ用変圧器	7 年	7 年
・その他の家庭機器用変圧器	7 年	7 年
・電子応用機械器具用変圧器	7 年	7 年
・蛍光灯用安定器	7 年	7 年
・水銀灯用安定器その他の高圧放	7 年	7 年
電灯用安定器	7 年	7 年
・オゾン発生器用安定器	7 年	7 年
電 熱 器 具		
･電気便座	5 年	*
・電気温蔵庫	5 年	*
・水道凍結防止器	5 年	*
・ガラス曇り防止器	5 年	*
・その他の凍結又は凝結防止用電熱器具	5 年	*
・電気温水器	5 年	*
・電熱式吸入器	5 年	*
・家庭用温熱治療器	5 年	*
・電気スチームバス	5 年	*
・スチームバス用電熱器	5 年	*
・電気サウナバス	5 年	*
・サウナバス用電熱器	5 年	*
・観賞魚用ヒーター	5 年	*
・観賞植物用ヒーター	5 年	*
・電熱式おもちゃ	5 年	*

（注）型式証明書の有効期間及び旧表示による製造・輸入猶予期間は 2001 年 4 月 1 日起算による期間

電気用品名	型式証明書の有効期間	旧表示による製造・輸入猶予期間	電気用品名	型式証明書の有効期間	旧表示による製造・輸出猶予期間
<u>電動力応用機械器具</u>					
・電気ポンプ	7年	7年			
・電気井戸ポンプ	7年	7年			
・冷蔵用のショーケース	5年	*			
・冷凍用のショーケース	5年	*`			
・アイスクリームフリーザー	5年	*			
・ディスポーザー	5年	*			
・電気マッサージ器	7年	7年			
・自動洗浄乾燥式便器	5年	*			
・自動販売器	5年	*			
・浴槽用電気気泡発生器	5年	*			
・観賞魚用電気気泡発生器	5年	*			
・その他の電気気泡発生器	5年	*			
・電動式おもちゃ	5年	*			
・電気乗物	5年	*			
・その他の電動力応用遊戯器具	5年	*			
<u>電子応用機械器具</u>					
・高周波脱毛器	5年	*			
<u>その他の交流用電気機械器具</u>					
・磁器治療器	5年	*			
・電撃殺虫器	5年	*			
・電気溶器用電源装置	5年	*			
・直流電流装置	7年	7年			
<u>携帯発電機</u>					
・携帯発電機	5年	*			

（注）型式証明書の有効期間及び旧表示による製造・輸入猶予期間は 2005 年 4 月 1 日起算による期間

(*) は既に経過措置期間を満了

(**)は、電気用品安全法施行後に対象となった品目のため、猶予期間は適用されない。

特定電気用品以外の電気用品（338 品目）　2007 年 4 月 16 日現在

電気用品名	旧表示による製造・輸入猶予期間	電気用品名	旧表示による製造・輸出猶予期間
		・ケーブル配線用スイッチボックス	＊
電　　　線			
		ヒ ュ ー ズ	
【ゴム絶縁電線類】			
		☆筒型ヒューズ	＊
☆ケーブル	＊	☆栓型ヒューズ	＊
（導体の公称断面積が 22mm^2 を超えるもの）		（旧称：せん形プラグヒューズ）	
☆溶接ケーブル	＊		
☆電気温床線	＊	配 線 器 具	
【合成樹脂系絶縁電線】		●リモートコントロールリレー	＊
		●カットアウトスイッチ	＊
☆蛍光灯電線	＊	●カバ-付ナイフスイッチ	＊
☆ネオン電線	＊	●分電盤ユニットスイッチ	＊
☆ケーブル	＊	●ライティングダクト	＊
（導体の公称断面積が 22mm^2 を超えるもの）		●ライティングダクト用のカップリング	＊
☆溶接ケーブル	＊	●ライティングダクト用のエルボー	＊
☆電気温床線	＊	●ライティングダクト用のティ	＊
		●ライティングダクト用のクロス	＊
電　線　管		●ライティングダクト用のフィードインボック	＊
		ス	＊
【金属製電線管類】		●ライティングダクト用のエンドキャップ	＊
		●ライティングダクト用のプラグ	＊
・金属製の電線管	＊	●ライティングダクト用のアダプター	＊
・一種金属製可撓電線管	＊	●その他のライティングダクトの附属品及びラ	
・二種金属製可撓電線管	＊	イティングダクト用接続器	
・その他の金属製可撓電線管	＊		
・金属製のフロアダクト	＊	変 圧 器 ・ 安 定 器	
・一種金属製線樋	＊		＊
・二種金属製線樋	＊	☆ベル用変圧器	＊
・金属製のカップリング	＊	☆表示器用変圧器	＊
・金属製のノーマルベンド	＊	☆リモートコントロールリレー用変圧器	＊
・金属製のエルボー	＊	☆ネオン変圧器	＊
・金属製のティ	＊	☆燃焼器具用変圧器	＊
・金属製のクロス	＊	☆電圧調整器	＊
・金属製のキャップ	＊	☆ナトリウム灯用安定器	＊
・金属製のコネクター	＊	☆殺菌灯用安定器	
・金属製のボックス	＊		
・金属製のブッシング	＊	小 型 交 流 電 動 機	
・その他の電線管類又は可撓電線管の金属製附属品	＊		＊
・ケーブル配線用スイッチボックス	＊	・反発始動誘導電動機	＊
		・分相始動誘導電動機	＊
【合成樹脂製等電線管類】		・コンデンサー始動誘導電動機	＊
		・コンデンサー誘導電動機	＊
・合成樹脂製電線管	＊	・整流子電動機	＊
・合成樹脂製可撓電線管	＊	・くま取りコイル誘導電動機	＊
・CD 管	＊	·その他の単相電動機	＊
・合成樹脂製等のカップリング	＊	☆かご形三相誘導電動機	
・合成樹脂製等のノーマルベンド	＊		
・合成樹脂製等のエルボー	＊	電 熱 器 具	
・合成樹脂製等のコネクター	＊		＊
・合成樹脂製等のボックス	＊	・電気足温器	＊
・合成樹脂製等のブッシング	＊	・電気スリッパ	＊
・合成樹脂製等のキャップ	＊	・電気ひざ掛け	＊
・その他の電線管類又は可撓電線管の合成樹脂製等	＊	・電気座布団	＊
の附属品		・電気カーペット	

※◎印が付いている電気用品は、特定電気用品から移行された電気用品（旧表示による製造・輸出猶予期間 2 年）。
☆印が付いている電気用品は、特定電気用品から移行された電気用品（旧表示による製造・輸出猶予期間 4 年）。
●印が付いている電気用品は、特定電気用品から移行された電気用品（旧表示による製造・輸出猶予期間 7 年）。
（注）旧表示による製造・輸入猶予期間は 2005 年 4 月 1 日起算による期間　　(*)は既に経過措置期間を満了

電気用品名	旧表示による製造・輸入猶予期間	電気用品名	旧表示による製造・輸出猶予期間
・電気敷布	＊	・電熱シート	＊
・電気毛布	＊	・電熱マット	＊
・電気布団	＊	・電気乾燥器	＊
・電気あんか	＊	・電気プレス器	＊
・電気いすカバー	＊	・電気育苗器	＊
・電気採暖いす	＊	・電気ふ卵器	＊
・電気こたつ	＊	・電気育すう器	＊
・電気ストーブ	＊	・電気アイロン	＊
・電気火鉢	＊	・電気裁縫ごて	＊
・その他の採暖用電熱器具	＊	・電気接着器	＊
・電気トースター	＊	・電気香炉	＊
・電気天火	＊	・電気くん蒸殺虫器	＊
・電気魚焼き器	＊	◎電気温きゆう器	＊
・電気ロースター	＊		
・電気レンジ	＊	電動力応用機械器具	
・電気こんろ	＊		
・電気ソーセージ焼き器	＊	・ベルトコンベア	＊
・ワッフルアイロン	＊	・電気冷蔵庫	＊
・電気たこ焼き器	＊	・電気冷凍庫	＊
・電気ホットプレート	＊	・電気製氷機	＊
・電気フライパン	＊	・電気冷水機	＊
・電気がま	＊	・空気圧縮機	＊
・電気ジャー	＊	・電動ミシン	＊
・電気なべ	＊	・電動ミシン(速度調整装置付)	＊
・電気フライヤー	＊	・電気ろくろ	＊
・電気卵ゆで器	＊	・電気鉛筆削機	＊
・電気保温盆	＊	・電動かくはん機	＊
・電気加温台	＊	・電気はさみ	＊
・電気牛乳沸器	＊	・電気捕虫機	＊
・電気湯沸器	＊	・電気草刈機	＊
・電気コーヒー沸器	＊	・電気刈込み機	＊
・電気茶沸器	＊	・電気芝刈機	＊
・電気酒かん器	＊	・電動脱穀機	＊
・電気湯せん器	＊	・電動もみすり機	＊
・電気蒸し器	＊	・電動わら打機	＊
・電磁誘導加熱式調理器	＊	・電動縄ない機	＊
・その他の調理用電熱器具	＊	・選卵機	＊
・ひげそり用湯沸器	＊	・洗卵機	＊
・電気髪ごて	＊	・園芸用電気耕土機	＊
・ヘアカーラー（旧称：ヘヤーカーラー）	＊	・昆布加工機	＊
・毛髪加湿器	＊	・するめ加工機	＊
・その他の理容用電熱器具	＊	・ジューサー	＊
・電熱ナイフ	＊	・ジュースミキサー	＊
・電気溶解器	＊	・フッドミキサー	＊
・電気焼成炉	＊	・電気製めん製	＊
・電気はんだごて	＊	・電気もちつき機	＊
・こて加熱器	＊	・コーヒーひき機	＊
・その他の工作用又は工芸用の電熱器具	＊	・電気缶切機	＊
（旧称：その他の工作・工芸用電熱器具）		・電気肉ひき機	＊
・タオル蒸し器	＊	・電気肉切り機	＊
・電気消毒器（電熱装置）	＊	・電気ﾊﾟﾝ切り機	＊
・湿潤器	＊	・電気かつお節削機	＊
・電気湯のし器	＊	・電気氷削機	＊
・投込み湯沸器	＊	・電気洗米機	＊
・電気瞬間湯沸器	＊	・野菜洗浄機	＊
・現像恒温器	＊	・電気食器洗機	＊
・電熱ボード	＊	・精米機	＊

※　◎印が付いている電気用品は、特定電気用品から移行された電気用品（旧表示による製造・輸出猶予期間 2 年）
☆印が付いている電気用品は、特定電気用品から移行された電気用品（旧表示による製造・輸出猶予期間 4 年）
●印が付いている電気用品は、特定電気用品から移行された電気用品（旧表示による製造・輸出猶予期間 7 年）
（注）旧表示による製造・輸入猶予期間は 2005 年 4 月 1 日起算による期間　(*)は既に経過措置期間を満了

電気用品名	旧表示による製造・輸入猶予期間	電気用品名	旧表示による製造・輸出猶予期間
・ほうじ茶機	＊	・電気黒板ふきクリーナー	＊
・包装機械	＊	・その他の電気吸じん機	＊
・おしぼり包装機	＊	・電気床磨き機	＊
・荷造機械	＊	・電気靴磨き機	＊
・電気置時計	＊	・運動用具又は娯楽用具の洗浄機	＊
・電気掛時計	＊	・電気洗濯機	＊
・自動印画定着器	＊	・電気脱水機	＊
・自動印画水洗機	＊	・電気乾燥機	＊
・謄写機（液体式）	＊	・電気楽器	＊
・謄写機	＊	・電気オルゴール	＊
・事務用印刷機	＊	・ベル	＊
・あて名印刷機	＊	・ブザー	＊
・タイムレコーダー	＊	・チャイム	＊
・タイムスタンプ	＊	・サイレン	＊
・電動タイプライター	＊	・電気グラインダー	＊
・帳票分類機	＊	・電気ドリル	＊
・文書細断機	＊	・電気かんな	＊
・電動断裁機	＊	・電気のこぎり	＊
・コレーター	＊	・電気スクリュードライバー	＊
・紙とじ機	＊	・電気サンダー	＊
・穴あけ機	＊	・電気ポリッシャー	＊
・番号機	＊	・電気金切り盤	＊
・チェックライター	＊	・電気ハンドシャー	＊
・硬貨計数機	＊	・電気みぞ切り機	＊
・紙幣計数機	＊	・電気角のみ機	＊
・ラベルタグ機械	＊	・電気チューブクリーナー	＊
・ラミネーター	＊	・電気スケーリングマシン	＊
・洗濯物仕上機械	＊	・電気タッパー	＊
・洗濯物折り畳み機械	＊	・電気ナットランナー	＊
・おしぼり巻機	＊	・電気刃物研ぎ機	＊
・自動販売機（特定電気用品を除く）	＊	・その他の電動工具	＊
・両替機	＊	・電気噴水機	＊
・理髪いす	＊	・電気噴霧機	＊
・電気歯ブラシ	＊	・電動式吸入器」	＊
・電気ブラシ	＊	◎指圧代用器	＊
・毛髪乾燥機	＊	◎その他の家庭用電動力応用治療器	＊
・電気かみそり	＊	・電気遊戯盤	＊
・電気バリカン	＊	・浴槽用電気温水循環浄化器（新規追加品目）	＊
・電気つめ磨き機	＊	{通称：24 時間風呂}	
・その他の理容用電動力応用機械器具	＊		
・扇風機	＊	光源応用機械器具	
・サーキュレーター	＊		
・換気扇	＊	・写真焼付機	＊
・送風機	＊	・マイクロフィルムリーダー	＊
・電気冷房機	＊	・スライド映写機	＊
・電気冷風機	＊	・オーバーヘッド映写機	＊
・電気除湿機	＊	・反射投影機	＊
・ファンコイルユニット	＊	・ビューワー	＊
・ファン付きコンベクター	＊	・エレクトニックフラッシュ	＊
・温風暖房機	＊	・写真引伸機	＊
・電気温風機	＊	・写真引伸機ランプハウス	＊
・電気加湿機	＊	・白熱電球	＊
・空気清浄機	＊	・蛍光ランプ	＊
・電気除臭機	＊	・電気スタンド	＊
・電気芳香拡散機	＊	・家庭用つり下げ型蛍光灯器具	＊
・電気掃除機	＊	・ハンドランプ	＊
・電気レコードクリーナー	＊	・庭園灯器具	

※◎印が付いている電気用品は、特定電気用品から移行された電気用品（旧表示による製造・輸出猶予期間 2 年）。
☆印が付いている電気用品は、特定電気用品から移行された電気用品（旧表示による製造・輸出猶予期間 4 年）。
●印が付いている電気用品は、特定電気用品から移行された電気用品（旧表示による製造・輸出猶予期間 7 年）。
（注）旧表示による製造・輸入猶予期間は 2005 年 4 月 1 日起算による期間　(*)は既に経過措置期間を満了

電気用品名	旧表示による製造・輸入猶予期間	電気用品名	旧表示による製造・輸出猶予期間
・装飾用電灯器具	＊		
・その他の白熱電灯器具	＊		
・その他の放電灯器具	＊		
・広告灯	＊		
・電気消毒器（殺菌灯）	＊		
・家庭用光線治療器	＊		
・充電式携帯電灯	＊		
・複写機	＊		
電子応用機械器具			
・電子時計	＊		
・電子式卓上計算機	＊		
・電子式金銭登録機	＊		
・電子冷蔵庫	＊		
・インターホン	＊		
・電子楽器	＊		
・ラジオ受信機	＊		
・テープレコーダー	＊		
・レコードプレーヤー	＊		
・ジュークボックス	＊		
・その他の音響機器	＊		
・ビデオテープレコーダー	＊		
・消磁器	＊		
・テレビジョン受信機	＊		
・テレビジョン受信機用ブースター	＊		
・テレビジョン受信機用ブースター（同軸ケーブルのみを取付けるもの）	＊		
・高周波ウエルダー	＊		
・電子レンジ	＊		
・超音波ねずみ駆除機	＊		
・超音波加湿機	＊		
・超音波洗浄機	＊		
・電子応用遊戯器具	＊		
◎家庭用低周波治療器	＊		
◎家庭用超音波治療器	＊		
◎家庭用超短波治療器	＊		
その他の交流用電気機械器具			
・電灯付家具	＊		
・コンセント付家具	＊		
・その他の電気機械器具付家具	＊		
・調光器	＊		
・電気ペンシル	＊		
・漏電検知器	＊		
・防犯警報器	＊		
・アーク溶接機	＊		
・雑音防止器	＊		
・医療用物質生成器	＊		
◎家庭用電位治療器	＊		
・電気冷蔵庫（吸収式）	＊		
◎電気さく用電源装置	＊		

※　◎印が付いている電気用品は、特定電気用品から移行された電気用品（旧表示による製造・輸出猶予期間 2 年）。
☆印が付いている電気用品は、特定電気用品から移行された電気用品（旧表示による製造・輸出猶予期間 4 年）。
●印が付いている電気用品は、特定電気用品から移行された電気用品（旧表示による製造・輸出猶予期間 7 年）。
（注）旧表示による製造・輸入猶予期間は 2005 年 4 月 1 日起算による期間　(*)は既に経過措置期間を満了

附属資料－Ⅳ
「消費生活用製品安全法」・ＳＧマーク制度について

「**消費生活用品安全法**」は、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の発生の防止を図るため、特定製品の製造および販売を規制するとともに、消費生活用製品の安全性を確保し、民間事業者の自主的な活動を促進し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

「**消費生活用品安全法**」に基づき、消費生活用製品のうち構造、材質、使用状況などから見て、一般消費者の生命または身体に、特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品を「特定製品」（Ｓマーク）として指定し、その安全基準を定め、その基準に合格した旨の安全マーク（ＰＳＣマーク）の表示のないものの販売を禁止している。

特定製品には、特定製品（家庭用の圧力なべおよび圧力がま、乗車用ヘルメット、登山用ロープ）と、特別特定製品（乳幼児用ベット、携帯用レーザーポインター、浴室用温水循環器の６品目がある。

なお、近年、「製品の経年劣化」を主な原因とするガスの瞬間湯沸し器による死亡事故が相次いだことで、特定の製品に対する適切な保守の促進を目的とする改正消費生活用品安全法が、平成 19 年 11 月 21 日、公布された。新たに「特定保守製品」の「適切な保守の促進」が法の目的と定義に追加され、都市ガス瞬間湯沸器、LP ガス瞬間湯沸器、都市ガス風呂釜、LP ガス風呂釜、石油風呂釜、FF 式石油温風暖房器、石油給湯器、浴室換気乾燥暖房機、ビルトイン型食器洗乾燥機の９品目が「特定保守製品」として指定された。

ＳＧマーク制度について

ＳＧマーク制度は（財）製品安全協会が構造、材質、使い方などから見て、生命または身体に対して危害を与えるおそれのある製品について、安全な製品として必要なことなどを決めた基準を定め、この基準に適合していると認められた製品につけられるマークである。

ＳＧマーク対象品目は別表「ＳＧマーク対象品目一覧表」のごとく、前述「特定製品」を含め 2008 年３月現在、121 品目が定められている。なお、2008 年２月１日付で基準が廃止された品目があるので、注意を要する。
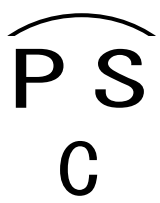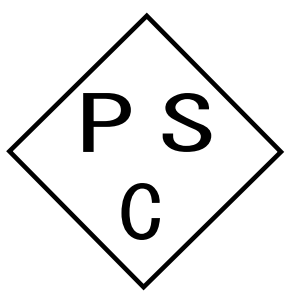
ＳＧマークが表示された製品の欠陥により万が一、人身事故が起こった場合は、被害者一人につき最高１億円までの賠償金が支払われる。

事業者がＳＧマークを表示するためには、事前に認定基準に適合しているかどうかの検査を受け、合格しなければならない。その検査は、ロット認定と工場等登録・型式確認の２つの方法がある。

ロット認定では、同協会が指定した検査機関が行う検査を受ける必要がある。工場等登録・型式確認では、継続して認定基準に適合する製品を製造する能力があるかどうかの審査を受ける必要がある。

（財）製品安全協会の業務

⑴製品の安全性に関する認定基準の作成と、認定基準に基づく安全性の認定、および検査に合格した製品に対するＳＧマークの表示
⑵ＳＧマークつき製品の欠陥による人身事故に対する賠償措置
⑶製品の安全性に関する試験・検査、調査・研究ならびに情報・資料の収集および提供
⑷製品の安全性向上に関する啓発および広報
⑸製品事故に関する紛争処理等
⑹製品の安全性向上に関する国内外の機関との連携

	特定製品	
		特別特定製品
特定製品	家庭用の圧力なべ及び圧力がま 乗車用ヘルメット 登山ロープ	乳幼児用ベッド 携帯用レーザーポインター 浴室用温水循環器
マーク	ＰＳ Ｃ	ＰＳ Ｃ

（注）ＰＳマーク：Product Safety （製品安全）
　　Ｃ　　　：Consumer（消費者、消費生活）

図表　SGマーク

〔ＳＧマークつき製品が消費者の手に渡るまでのしくみ〕
●各製品の認定基準の作成
　消費者、製造業者、販売業者、学識経験者、試験研究機関、官公庁などの意見に基づいて協会が作成し、認定基準を決定する。
　また、この認定基準は、事故発生状況、製品の製造技術の開発状況等により、必要があれば、基準の見直し、改正を行っている。
●各製品に対するＳＧマークの検査・表示
　協会は、製造業者からの申し出によって次の方式による審査・検査を行った上、ＳＧマークの交付あるいは貼付を行う。

１．工場登録による方法＜窓口：（財）製品安全協会＞
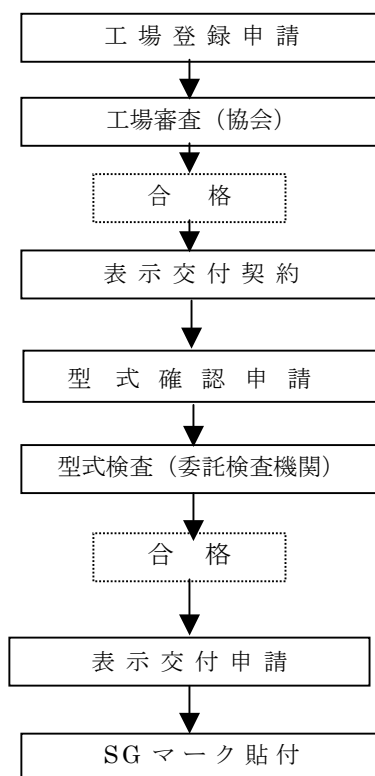
２．ロット認定による方法＜窓口：委託検査機関＞

●街に出たＳＧマークつき製品のチェック
　協会は､登録工場に対する事後調査およびＳＧマークつき製品の試買検査を実施して、絶えず安全性の確認を行っている。
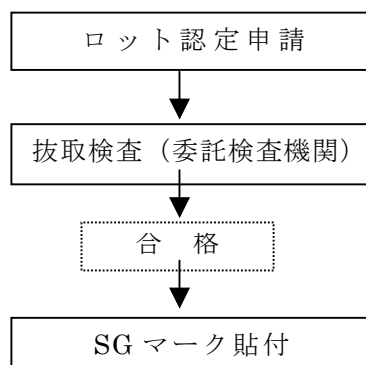
〔別表〕

ＳＧマーク対象品目一覧表

平成20年３月現在までにＳＧマーク製品のための確認基準ができている品目は次の121品目で、このうち●印のついた116品目は、ＳＧマークを表示した製品が市場に出回っているものです。

分類1. 乳幼児製品（20品目）

※●乳幼児用ベッド
●クーハン
●プレイペン
●子守帯
●パイプ式子守具
●乳母車
●歩行器
●乳幼児用いす
●乳幼児用ハイチェア
●乳幼児用テーブル取付け座席
●乳幼児用移動防止さく
●幼児用三輪車
●足踏式自動車
●一人乗り用ぶらんこ
●ぶらんこ
●すべり台
●幼児用鉄棒
●こいのぼり用繰り出し式ポール
●こいのぼり用矢車
○乳児用ハイローラック

分類2　福祉用具用品（9品目）

●棒状つえ
●歩行補助車
●歩行車(ﾛﾚｰﾀ及びｳｵｰｷﾝｸﾞﾃｰﾌﾞﾙ)
●手動車いす
●簡易腰掛け便座
●ポータブルトイレ
●入浴用いす
●電動介護用ベッド
○電動立上り補助いす

分類3　家具・家庭用品（21品目）

※●浴槽用温水循環器
●プラスチック浴そうふた
●住宅用スプリングマットレス
●二段ベッド
●ゆたんぽ
●トイレットペーパホルダ
●粘着フック
●食器だな
●育児用たんす
●レンジ台収納庫
●家庭用簡易物干し
●圧着式簡易棚及び棒
●回転ハンガー
●住宅用金属製脚立
●住宅用アルミニウム合金製はしご
●住宅用金属製踏み台
●住宅用アルミニウム合金製多関節脚立
●金属製折り畳みいす
●座いす
●郵便受箱
●ショッピングカート

分類４　厨房用品（調理用品）（8品目）

※●家庭用の圧力なべ及びがま
●金属板製なべ
●アルミニウム板製なべ
●クッキングヒータ用調理器具
●かん切り
●上のせてんぴ
●油こし器
●家庭用氷かき器

分類5　スポーツ・レジャー用品（37品目）

※●登山用ロープ
●カラビナ
●登山用ヘルメット
●キャンプ用テント
●トレッキング用ポール
●金属製バット
●繊維強化プラスチック製バット
●野球用ヘルメット
●軟式野球用ヘルメット・ソフトボール用ヘルメット
●野球及びソフトボール用捕手ヘルメット
●野球投手用ヘッドギア
●水中マスク
●スキー
●スキー用締め具
●スキー靴
●雪上レジャー用ヘルメット
○雪上レジャー用ヘッドギア
●バドミントンラケット
●移動式サッカーゴール
●屋外用ハンドボールゴール
●とび箱
●とび箱用踏切板
●一般運動用マット

●バレーボール器具 ●移動式バスケット装置 ●体育運動用緩衝パッド ●吊下げ式バスケット装置 ●ゴルフ練習用ネット ●ゴルフクラブ ●ゴルフクラブ用シャフト ●スケートボード ●ローラスケート ●インラインスケート ●キックスケータ ●竹刀 ●剣道具 ●ビーチパラソル 分類６　家庭用フィットネス用品（８品目） ●エキスパンダ ●とびなわ ●ぶらさがり器具 ●家庭用自転車エルゴメータ ●家庭用トレッドミル ●筋力トレーニング器具 ○ステッパ ○ローイング器具	分類７　園芸用品（５品目） ●高枝ばさみ ●手動式芝刈機 ●屋外用携帯石油バーナ ●家庭園芸用噴霧器 ●園芸用花台 分類８　自転車用品（４品目） ●自転車 ●自転車用・電動車いす等用及び走行遊具用のヘルメット ●自転車用幼児座席 ●自転車用空気ポンプ 分類９　その他（９品目） ※●乗車用ヘルメット ※●携帯用レーザー応用装置 ●携帯用簡易ガスライタ ●ショッピングワゴン ●自動車用ｳｲﾝﾄﾞｼｰﾙﾄﾞｳｵｯｼｬ液 ●自動車用携行ジャッキ ●炭酸飲料充填用ガラス瓶 ●綿棒 ●学童用かさ
計121品目	

※印の 6 品目は特定製品で、そのうち、「乳幼児用ベッド」及び「携帯用レーザ応用装置」及び「浴槽用温水循環器」は特別特定製品であり、この6品目は同時にSG認定基準も定められているもの。

附属資料ーV

「不当景品類及び不当表示防止法」について

この法律は、商品および役務の取引に関連し、不当な景品類および不当な表示による顧客の誘引や私的な独占を禁止すること、および公正な取引・公正な競争を確保し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。以下は「**不当景品類及び不当表示防止法**」の抜粋である。

（目　的）

第１条　この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（定　義）

第２条　この法律で「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、その方法が直接的であるか間接的であるかを問わず、くじの方法によるかどうかを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引（不動産に関する取引を含む。以下同じ）に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、公正取引委員会が指定するものをいう。

２．この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行なう広告その他の表示であつて、公正取引委員会が指定するものをいう。

（景品類の制限及び禁止）

第３条　公正取引委員会は、不当な顧客の誘引を防止するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

（不当な表示の禁止）

第４条　事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の名号に掲げる表示をしてはならない。

⑴ 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示

⑵ 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示

⑶ 前２号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそ

れがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

(公聴会及び告示)

第５条　公正取引委員会は、第２条若しくは前条第３号規定による指定若しくは第３条の規定による制限若しくは禁止をし、又はこれらの変更若しくは廃止をしようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、公聴会を開き、関係事業者及び一般の意見を求めるものとする。

２、前項に規定する指定並びに制限及び禁止並びにこれらの変更及び廃止は、告示によつて行なうものとする

(排除命令)

第６条　公正取引委員会は、第３条の規定による制限若しくは禁止又は第４条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令（以下、「排除命令」という。）は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、行うことができる。

（問い合わせ先）

不当景品類及び不当表示防止法：

公正取引委員会　経済取引局　取引部　消費者取引課

TEL03-3581-5471　http://www.jftc.go.jp

附属資料－Ⅵ

「工業標準化法」とＪＩＳマーク表示制度の概要

１．ＪＩＳマーク表示制度について

「工業標準化法」によるＪＩＳマーク表示制度は、品質などの内容をＪＩＳで具体的に規定して、そのＪＩＳに適合する製品にはＪＩＳ適合品であることを示す特別の表示を付けることができるという制度である。このような制度は、多くの国が採用しているもので、我が国の場合は、ＪＩＳに該当する製品の製造業者または加工業者は、国（主務大臣）に登録をした登録認証機関の認定を得て、ＪＩＳマークをその製品、またはその包装、容器もしくは送り状に表示することができることとなっている。 また、認定を受けた製品以外も、認定の対象となっているかの如き誤認・混同を与えないようにカタログ、ホームページ上などに表記することもできる。

2004 年 6 月の工業標準化法の改正により、ＪＩＳマーク表示制度は大きく変更された。主な改正点は以下のとおり。

- 国（主務大臣）による認定制度から、国に登録をした民間の第三者機関（登録認証機関）が行う認証制度に変更
  - ➔ 国際的に通用する民間の登録認証機関による一貫した認証の責任体制が確立される。
- ＪＩＳマーク表示の限定廃止
  - ➔ ＪＩＳマークをつけることのできる対象品目（ＪＩＳ）を指定・限定する「指定商品制」が廃止になり、認証可能な全ての製品が対象となった。
- ＪＩＳ適合性表示の自由度向上
  - ➔ ＪＩＳマークをつけることのできる対象品目（ＪＩＳ）を指定・限定する「指定商品制」が廃止になり、事業者（商品の製造業者、販売業者、輸入業者等）が自らの判断で、自発的に工業標準原案を作成し、認証を受けてのＪＩＳマークの表示又はその他の方法による自己適合表示が可能になった。
- ＪＩＳマークのデザインの変更
  - ➔ 2005 年 3 月よりＪＩＳマークは新デザインとなった。旧ＪＩＳマークは、旧工業標準化法に基づくＪＩＳ工場において、2008 年 9 月末まで、表示することができる。

新ＪＩＳマーク

鉱工業品	加工技術	特定側面

旧法によるＪＩＳマーク表示制度での適用は、2005 年 9 月 30 日までとなった。ただし、旧法による認定に係る公示検査は、2008 年 9 月 30 までの経過措置期間が設けられている。

旧 JIS マーク

2004 年 6 月 9 日	改正ＪＩＳ法公布
2005 年 4 月 1 日	登録認証機関の登録申請受付開始
2005 年 10 月 1 日	新ＪＩＳマーク表示制度運用開始 旧法ＪＩＳマーク表示制度の経過措置期間の開始。（以後３年間、旧法ＪＩＳ工場は、旧法制度に基づく運用が可能）
2008 年 9 月 30 日	旧ＪＩＳ法経過措置期間終了 以後、旧法ＪＩＳ工場は、旧法制度に基づく運用が不可能となる。旧法ＪＩＳマークの表示禁止等
2008 年 10 月 1 日	新ＪＩＳマーク制度に完全移行

ＪＩＳマーク表示制度の仕組みの概要は、以下のとおり。
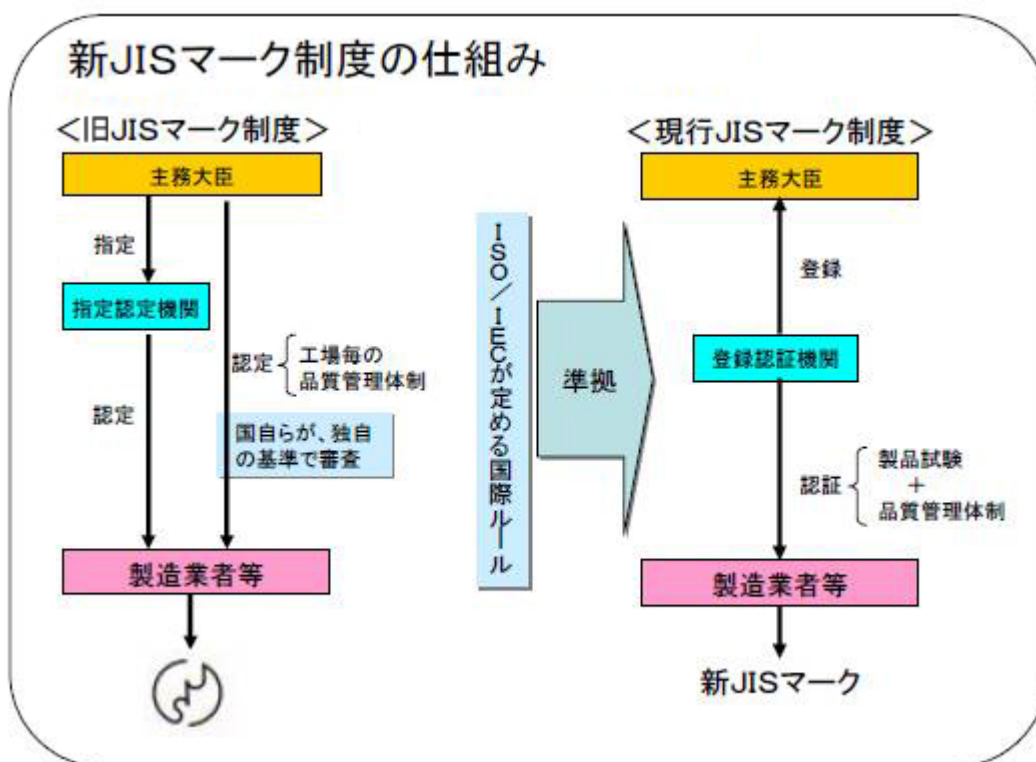
経済産業省　基準認証政策より

新ＪＩＳマークの表示対象は、2007 年 4 月 18 日現在、1,742 規格（鉱工業品 1,723 規格、加工技術 19 規格）となっている。表示対象となっていない場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（ＪＩＳ原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。表示対象品目については、日本工業標準調査会のサイトにて確認のこと。（http://www.jisc.go.jp/）

旧法によるＪＩＳマークの表示は、2008 年 9 月末まで可能である。表示対象製品（指定品目）は、2007 年 3 月末現在 517 品目であり、この中には加工技術 10 種目が含まれる。これらの指定品目及び指定種目に係わるＪＩＳは 1,079 規格に及ぶ。ＪＩＳ表示の認定工場は国内で約 12,500 工場、海外で約 500 工場に達する。

旧法によるＪＩＳ認定分野（2007 年 3 月末現在）		
ＪＩＳ 分類コード	ＪＩＳ 認定分野	品目・種目数
A	土木および建設	76
B	一般機器	87
C	電子機器および電気機器	69
D	自動車	29
E	鉄道	7
F	船舶	0
G	鉄鋼	41
H	非鉄金属	24
K	化学	74
L	繊維	6
M	鉱山	3
P	パルプおよび紙	4
R	窯業	27
S	日用品	42
T	医療安全用具	7
W	航空	0
X	情報処理	0
Z	その他	21
	合計	517

２． 工業標準化について

工業標準化とは、「National Standards:国家規格」であるＪＩＳのような「規格」を制定する行為である。このような工業標準化の意義は、自由に放置すれば、多様化、複雑化、無秩序化してしまう「もの」や「事柄」について、経済・社会活動の利便性の確保（互換性の確保等）、生産の効率化（品種削減を通じての量産化等）、公正性を確保（消費者の利益の確保、取引の単純化等）、技術進歩の促進（新しい知識の創造や新技術の開発・普及の支援等）、安全や健康の保持、環境の保全等のそれぞれの観点から、技術文書として国レベルの「規格」を制定し、これを全国的に「統一」または「単純化」することであると言える。

これら工業標準化の意義を「規格」の機能（働き,作用）に着目して整理すれば、次のようになる。

(1) 経済活動に資する機能
  1. 製品の適切な品質の設定
  2. 製品情報の提供
  3. 技術の普及
  4. 生産効率の向上
  5. 競争環境の整備
  6. 互換性・インターフェースの整合性の確保

(2) 社会的目標の達成手段としての機能

(3) 相互理解を促進する行動ルールとしての機能

(4) 貿易促進としての機能

工業標準化は、関係者（製造業者、流通業者、使用者、消費者、研究者等）間で技術的要求事項、技術データ等を相互に伝達（コミュニケート）する手段として、用語、記号、計量単位、試験評価方法、生産方法、品質、安全度、仕様書のフォーマット表示等について技術基盤を統一することができる。

更に、近年は国際標準化を視野に入れた工業標準化として、試験評価方法や消費財に関する仕様書、マーク表示、各種マネジメントシステムの指針等が重要となっている。

３．ＪＩＳ工場になるには

ＪＩＳマーク表示制度は、認定を受けた上で生産者が自己の責任のもとで製品にＪＩＳマークの表示を行うものである。 このため、ＪＩＳマークの表示認定を受ける場合には、ＪＩＳに適合した製品を「安定的、かつ、継続的に製造し得る能力を有すること」が要求されており、これを確認するため国により登録を受けた認定機関から認定を受ける必要がある。この時の具体的な審査基準は**「工業標準化法に基づく認定の審査基準を定める省令」**によって明確にされており、その主な内容は、

(1)製造設備、検査設備、検査方法が該当ＪＩＳ等に適合していること 、

(2)該当ＪＩＳ等に基づき社内標準を体系的に整備しこれに基づき品質管理活動を実施していること、

(3)資格要件を満たす工業標準化品質管理推進責任者が選任されていることとなっている。

新制度における認証は、以下のとおり。

(1)JIS マークを製品等に表示することができるのは、国に登録された登録認証機関から認証を受けた事業者（(4)の製造業者等）のみである。個別の認証取得手続きについては、取得しようとする認証サービスを提供している各登録認証機関に問い合わせること。登録認証機関の情報については、日本工業標準調査会のサイトにて確認のこと。

（http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html）

(2)登録認証機関は、「該当ＪＩＳ」、国が定める「認証指針」および登録認証機関が自ら定め

る「認証手順」を用いて審査する。

(3)「認証手順」は、登録認証機関が作成し、公表する。国は、登録認証機関が認証手順を作成する際の基本的要求事項を「認証指針」として作成・公表する。

(4)認証の対象となり得るのは、製造業者または加工業者（国内外）、輸入業者（国内）、販売業者（国内）、輸出業者（海外）である。

(5)制度の信頼性確保のため、国は、登録認証機関に対し定期的な登録の更新手続（4 年毎）に加え、報告聴取、立入検査等の維持管理を行い、必要に応じて、適合命令、改善命令、登録取消し等の措置を行う。認証取得者に対しては、登録認証機関が、認証維持審査（少なくとも 3 年以内に 1 回）を行い、必要に応じて、臨時の認証維持審査を行う。また、国は、必要に応じて、報告聴取、立入検査を実施し、製品の品質等に問題があると認めた時には、表示の除去抹消、販売停止命令等を行う。ただし、認証の取消しは、各登録認証機関が行う。

ＪＩＳ工場の留意点は以下のとおり。

(1) ＪＩＳ工場は、旧ＪＩＳマークを経過措置期間中に限り、製品等に表示することができる。経過措置期間は、2004 年 10 月 1 日～2008 年 9 月 30 日の 3 年間である。経過措置期間後は、旧ＪＩＳマークを表示することは、工業標準化法違反となる。

(2)経過措置期間中に旧ＪＩＳマークの表示をするためには、従来通り、公示（通知）検査等の受検義務が生じる。また、必要に応じて、名称変更、承継、生産条件等変更報告書　等の届出が必要となる。

(3) ＪＩＳ工場は、現在受けている認定の工場の範囲と申請しようとする工場の範囲が一致する場合、登録認証機関が品質管理体制を適切と判断する場合、書面審査とすることができる。
詳細については、登録認証機関に問い合わせのこと。

ＪＩＳ工場の申請書提出先及び表示制度に関しての連絡・照会先

申請書提出先

登録認証機関　（http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html 参照）

表示制度に関しての連絡・照会先 ：

経済産業省産業技術環境局認証課 TEL　03-3501-9473　http://www.meti.go.jp/

(財)日本規格協会　TEL：03-3583-8000　http://www.jsa.or.jp/
日本工業標準調査会　TEL: 03-3501-9232　http://www.jisc.go.jp/